

081.5-Su96ㄗ



0815
96



始



592



0815
S096

鈴木重胤全集

第三



186
30.2

重胤先生真蹟

樹下快淳藏

重胤 主 眞 翫

書 才 封 善 藏

後 子 本 心 女 子 也
志 志 向 志 志 心 心 心
國 友 友 友 友 友 友 友

重胤

741
49

日本書紀傳卷三 目次

十二之卷	四神出生章	一頁
十三之卷	瑞珠盟約章	一六三
十四之卷	瑞珠盟約章	五〇〇
十五之卷	瑞珠盟約章	五五六
十六之卷	瑞珠盟約章	六三五

目次

一



日本書紀傳 十二之卷

穗積重胤謹撰



神代上第十二 四神出生章

一書曰。伊弉諾尊勅任三子。曰。天照太神者可以御高天之原也。月夜見尊者可以配日而知天事也。素戔嗚尊者可以御滄海之原也。既而天照太神在於天上。曰。聞葦原中國有保食神。宜爾月夜見尊就候之。月夜見尊受勅而。降已。到于保食神許。保食神乃廻首嚮國。則自口出飯。又嚮海。則鱧廣鱧狹亦自口出。又嚮山。則毛鱧毛柔亦自口出。夫品物悉備貯之。百机而饗之。是時月夜見尊忿然作色。曰。穢矣鄙矣。寧可以口吐之物敢養我乎。迺拔劍擊殺然後復命。具言其事時。天照太神怒甚之。曰。

汝是惡神不須相見。乃與月夜見尊一日一夜隔離而住。

此は保食神の本傳なり、皇祖天神の詔命に依りて、伊弉諾伊弉冊尊二神大八洲國を産成し給へるは大地萬國の始なり、八百萬神を生出で給へるは、天下蒼生の始なり、皇祖天神より事依し奉らせ給ふ大事此に竟へて、伊弉冊尊は根國底國の方に神遊り幸行し、伊弉諾尊は登天報命して、日之少宮に留宅み給ふ頃ほひには成にたり、故天照太神はしも已く御父母二神の事依し奉り給へる詔命の任に、高天原を所知食し御在し坐しけるに、速素戔鳴尊はしも此滄海原潮之八百重と云ひて、此顯國を所知食べき神と事依され給ひしかども、八拳須心前に至る迄も、泣哭ち給ひて、此國を所知食さず御在し坐しかば、其御父大神の問ひ給ひけるに、吾は母國根之堅洲國に罷らむと欲ふと申し給ひしかば、心の任に往ねと宣給ひければ、然らば天照太神に請して罷去むと申して、天上に參上らせ給ひけるに、其時に御心の赤き事を明らかめ申し給はむとして御誓の事共有りき、此に其御誓の御中に、天忍穗耳尊生出でさせ御在し坐しかども、其物實を以て云ふ時は、皇太神の御子に渡らせ給ふが故に、日神の皇太子と成し奉らせ給へり、然れども素戔鳴尊にも御子なるを以て吾兒と宣給へりし事、寶劔出現章第五一書に所見たるが如し、(通證に、夫根系統脉在父而不_レ在_レ母、如_三五男_二則日神猶_レ父也、素尊猶_レ母也、物根固出_于日神、非_日種_而何耶と云へるは信に然る言なり)、是即天孫降臨章第二一書に、天照太神手持_三寶鏡_二、授_三天忍穗耳尊_二而祝之曰云々、又勅曰、以_三吾高天原所御齋庭之穗_二亦當_レ御於吾兒_一と見え、第一一書に、天照太神因勅_三皇孫_二曰、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可_レ王之地也、宜_三爾皇孫就

而治焉、行矣、寶祚之隆當與_三天壤_二無_レ窮者矣と記させ給へるが如く天照太神に事依され奉り給ひて此葦原瑞穂國に都敷き給ひて、天下萬國を所知食す遠皇祖の神尊になむ御在し坐しける、然るに此天下は已に二柱御祖神より素戔鳴尊に授け奉らせ給へる國なり、然るを天照太神の大御正統にて、如此く所知食す御事と成りては、二柱御祖神の豫定め置かせ給ひし御事任しは徒事と成るが如くなれども、然に非ず、傳六にも説けるが如く、其始四神出生章に、既而伊弉諾尊伊弉冊尊共議曰、吾已生_三大八洲國及山川草木_二何不_レ生_三天下之主者_二歟、於是共生_三日神_二云々、次生_三素戔鳴尊_二と有りて、共に天下之主者を生まむとして生成し奉らせ給へるが、其天照太神は光華明彩照徹于六合之内と有るが如き、靈異なる大御子に渡らせ給へば高天原を所知し令坐奉り給ふ神隨の御事なり、次に月讀尊は、後に素戔鳴尊の月神と成り給へる御名なれば此列を除くべく、蛭兒は神には非ず、八洲起元章第一一書に載れる其正説なれば此列を亦除くべきなり、然れば四神とは申せれども、實にも天照太神素戔鳴尊二柱ぞ此時に生坐し、珍子に渡らせ給へりける、(此は故翁の古事記傳に、始めて其説を起されたりけるに、師の古史徴に委しき論共有りて被_レ定たりしかども、猶未だ盡されざる事耳多在を予慥に見定めつる事有りて、傳六卷より物し初めて次々十二卷に至る迄説註したるなり) 然れば受張りて天下之主者と申すは、素戔鳴尊に渡らせ給へども、御母神に屬奉らせ給ひて、根國底國に往坐すべき然るべき故由の有りけむ、其故に御父大神より遂に神逐ひに逐はれ奉らせ給ひて、實に顯國は主無き國の狀になむ成れりける、然るを皇祖天神の神量らせ給へる御旨なども有りけむ、又伊弉諾尊の所思し食し定めさせ給へる御事も有りけむ、瑞珠盟約章に、於是素戔鳴尊請曰吾今奉_レ教將_レ就_三根國_二、故欲_レ誓向_三高天原_二與_レ姊相

見而後永退^ト矣、勅許之と有るが如く、素戔嗚尊の如此所思し成ると云ひ、又然許可し給ふと云ひ、實に神隨の御事なるを、竟して終に天照太神と御誓し給へるに依りて、天忍穗耳尊は生出でさせ給へりしかば、共に彼何不生^ト天下之主者^ト歟と宣ひて、二柱御祖神の珍子と生成し奉らせ給へる、天照太神素戔嗚尊二神の御子に渡らせ給へば、此に於て此顯國を所知食すべき皇御孫尊と定まり給へるは、右の如き深き由縁有る事になむ有りける、然れば、月讀尊も共に其列に在りて抱はらせ給はず、又天統の御上に係づらはせ給へる御事の少かも見えざるは、全く素戔嗚尊と同じ一神に御在し坐しける證據此に在る事、右の文に照らし讀みて味はひ知らるゝ事になむ有りける、(此迄の文、此には用無き事の如くなれども、此瑞穗國を如何して皇御孫尊の所知食す御事ぞと云ふ事の、心に入らぬ限りは此一書の所由を知るべからず、又素戔嗚尊、月讀尊同神なりと云ふ事を知らざる限りは、又此一書の然る由緒を知るに手著なきが故に、今如此云ふなり) 惟、此は其天忍穗耳尊の御生坐せるに就て、天照太神の大御心に天降し奉りて、初國を所知し令坐奉らせ給はむ頃ほひなりければ、此國土を安けく平らけく統御^シさせ奉らせ給はむには、其御め給ふ天下蒼生の食ひて活くべきもの、著て暑寒に堪ふべき物、住みて雨露を凌ぐべき物、謂ゆる食物、衣服、住宅の三物無くしては得有るべかるまじく所思し成り給ひける、即ち素戔嗚尊を大御使として天降し奉らせ給へるなるが、其大神に月夜見尊と申す御名坐せるに就て、其月夜見尊と云ふ方にて傳はりたりし者なり、此に亦故有るべし、上に伊弉諾尊、勅^シ任三子^ト曰、天照太神者云々、月夜見尊者可^シ以配^レ日而知^レ天事^ト也、素戔嗚尊者可^シ以御^レ滄海之原^ト也と云ふは、大綱を云ふ文にて、下に小目^ヲして其三子の御上を云はむ料なり、然るに天照太神、月夜見尊の御事耳有りて、素戔嗚尊に

係る文なきは疑ふべき一なり、又可^シ以配^レ日而知^レ天事^ト也と云ふは、正書にも其趣に見えたる事なれども、外の二例とは違ひて甚々言痛くして、上古の言語の狀に非ず、此亦其疑ふべき二なり、下に乃與^レ月夜見尊^ト隔離而住と有るは、其可^シ以配^レ日而知^レ天事^ト也と云ふ文に照應せるが、其より日月は夜晝と隔離れて、住み給ふ事と成りたりと云はむ計の文なれば、其疑を容るべき三なり、此に依りて推究むるに、此も古事記の如く素戔嗚尊と有りつらむを、其亦御名に依りて月夜見尊とも傳はれりしかども、其神と日神と御事の有りて、磐戸隱の御事なども有りしかば、其を日月の隔離たる事に取成しつるが終に實事の如く成りて、後に此御記を記させ給ふ程には、終に、可^シ以配^レ日而知^レ天事^ト也と云ふ頗かなる漢風の勅任の御詞は加はれるになむ有りける、又此を以て推すに、正書も此も天照太神と素戔嗚尊と二子なるが上に、其亦名を別に一神に擧げて、終に三子の數には強て合せたる者となむ見えたりける、(此に依りて佗の事實を又見合するに、第一一書に、即天照太神及月弓尊云々、故使^レ照臨^レ天地と有るは天と地とを事依し給へる事と見て足りぬべし、其次なる素戔嗚尊に勅任の事なきは共同神たるが故なり、第二一書も右と同じかるべし、第六一書に、月讀尊者可^シ以治^レ滄海原潮之八百重^ト也、素戔嗚尊者可^シ以治^レ天下^ト也と有るは、其も此も一にて上に御名の異なる耳なれば、同神なる事云ふも更なり、又此一書正書なる月夜見尊の御勅任しは決に信難く、又古事記に、次月讀命汝命者所^レ知夜之食國^ト矣事依也と有るも、素より後に出來れる傳なり、此如く一々に究め以行く時は、實に珍子は二神ならでは御在し坐さざる者を如何に爲む) 故此傳の位置は何處に在るべきぞと云ふに、瑞珠盟約章よりは後、寶鏡開始章よりは前に在るべき文なるを、別に一章に立つ程の事にも無く、又勅任三子^ト云々に聯ける文なるが故

に此章の終には有るなり古事記には石屋戸段の終に、於此八百萬神共議而於速須佐之男命負千位置戸、亦切鬚及手足爪令拔而神夜良比爾夜良比岐、又食物乞大氣津比賣神、爾大氣都比賣自鼻口及尻種々味物取出而、種々作具而進時、速須佐之男命立伺其態爲穢汚而奉進、乃殺其大宜津比賣神、故所殺神於身生物者於頭生蠶、於二目生稻種、於二耳生粟、於鼻生小豆、於陰生麥、於尻生大豆、故是神產巢日御祖命取茲成種、故所避追而降出雲國之肥河上在鳥髮地と有りて一聯の文かと見以て行くに然に非ず、上なる神夜良比に夜良比岐を承けて故所避追而云々と續く文にて、其間に在りて更に用を成さるは、又食物以下成種以上百十二字は何れよりか混れ來つるものなり、然らざれば天にて逐はれさせ御在し坐して、出雲國に降らせ給ふ迄は唯虛天耳なり、天雲の五百重が上の何處にか大氣津比賣神は坐して食物を乞はせ給へるとは爲む、故思ふに其も天上に坐す程に在りし事なるは然る物から、此一書の如く其御天降坐しし事實などは能くも委しく傳はらざりける故に、右の百十二字許にて文の收り處の無かりけむから此に入りたるには有るべけれども、此一書は餘りに上に引上げ過ぎ、彼は餘りに下に成り過して共に其正しき所在を得ざる者なりけり、(古史徵に云ふ、「彼記に須佐之男命天津罪の御荒び有りて、太御神天石屋に幽居坐し、其を謀出し奉りて後に祓具を負はせ、楮神夜良比爾夜良比岐、又食物乞大氣津比賣神、爾云々と記し連ねたる此又字は、前件云々の惡事を爲給へる事實を受けて又斯る惡事をも有りしと云ふ事を新に語り出でたる又字なり云々」と云はれたるは然る事なり)、其は此一書の末に、于時天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟稗麥豆爲陸田種子、以稻爲水田種子、又因定天邑君、即以其稻種始殖于天狹田及長田云

々と有るは、其物の出來始め又其を植ふ始め給ふ事の起りを云ふ文なるが、寶鏡開始章に、是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀、何則天照太神以天狹田長田爲御田時、素戔嗚尊奉則重播種子且毀其畔、秋則放天班馬使伏田中云々と有るは、固より同じ正書なれば、瑞珠盟約章より續きたる事は論もなき事なれども、其凡ての事實は此の一書より全く續きたる文なる事合せ讀みて曉る可し、又此を以ても此月夜見尊は彼に見えたる素戔嗚尊の御事なる由相照らし見てば、予が上に云ふ説の違はざる事自然に灼然かりなむ者ぞかし、如此く正書と一書は一統ならぬ物の如くなれども、又續く文脈もある者になむ有りける、(然れば此に月夜見尊と有るは何も僻事と云ふには非ざれども、此を承けたる右の正書、又古事記などにも共に素戔嗚尊と有るなむ信に正しかりぬ可き、然るは月夜見尊と申すは此よりは遙に後に根國に入り給ひ、後に月國へ御身の分れ幸行る後の御名に在ればなり) 楮、此に保食神と申すは、傳八に云へる如く、第六一書に又飢時生兒號倉稻魂命と有りて、其を伊弉諾尊の御子と云ふは誤にて、第二一書に即軻遇突智娶殖山姬生稚產靈と有る、其稚產靈神を古事記に亦伊弉那岐命の御子の列に收たるも混ひたる傳ながら、次和久產巢日神此神之子謂豐宇氣毘賣神と有るにて其御系統明らかなる者なり、保食神と申すは其亦名に御在し坐して、火神土神の御孫に渡らせ給へり、然るに第六一書又古事記の如く天照太神素戔嗚尊など其御身滌の時に成坐しし神に御在し坐さむには、此二神は火神土神よりは遙に後の神なり、又稚產靈神保食神にも然り、若し其如くば然計の神の御事を二神共に豈所知食さざらむや、然も有りなむには外々しく聞葦原中國有保食神などは詔給ふまじき筈の事に非ずや、此を以ても、皇太神の高天原を所知食し初めさせ給へるは、二柱御祖神の相共に物し給へりし事正書の

傳のごとくにて、第二一書に、日月既生とある、其より後に火神土神は生坐せる趣の正實なること徴し知らるゝ者なり、此は上にも云へる如く保食神の本傳ながら、二柱の珍子等の陰陽二神の相共に産成し奉らせ給ふことも知られ、月夜見尊素戔鳴尊を別神と立てるは中世の文者の杜撰に起り始まる事も知られ、又其二大神の火神土神よりは以前に已に成坐し、御事をも明らかめ知るゝ上は、御身濼の時に生出で坐せるならざる事をも曉り得つ可き傳にて有るなり、是即ち予が此一書に就て大に得たる所なる者ぞかし、(如此く正し明らかめ以て行く時は、少かも彷彿からずして、眞に古傳は古傳と見え分るゝ者なれば、何ぞ佗書を瑣々しく引集めて云に及ばむや、御紀は御紀を以て徴し説く可し) ○勅任三子^ニは第六一書に出づ、傳八、○高天之原は、之の字加はれる耳にて異なる義なし、例は道饗祭詞に高天之原^ニ事始^ニ、遷却崇神詞に高天之原^ニ神留坐^ニ云々、高天之原^ニ始事^ニ云々など有り、(如此く唯高天原と書さるる御紀の文法なるを、所に依りては如此も書さるゝ事は、其傳へたりし本書に在りつる任に記されたるなり) ○御字は、第六一書に可^ニ以治^ニ高天原^ニ也と有る治字と其訓も義も等し、此字寶劍出現章第五一書にも吾兒所御^ニ之國と有りて此と同じきを、天孫降臨章第二一書には以^ニ吾高天原所御^ニ齋庭之穗^ニ亦當^ニ御於吾兒^ニとも用ひて、御自の御上に屬ては伎許斯米須と云ひ、其依し奉る方に屬ては麻加世麻都良武と訓めり、共に甚々雅びたる古言なり、又袁佐牟と訓むべきは本よりの事なるなり、(名義抄なる御字の訓に袁佐牟とも、意富武とも、都加佐杼流とも、登々能布とも、牟加布とも、佐夫良布とも、能流とも、宇奈賀須とも、阿賀牟とも猶種々に訓めるを、此に用有るべき耳を今引けり、其意富武は大御なり) 然れば御に麻加須の義有るべし、人に物事を委任^ニ事を常に然云へる是なり、萬葉二(三十四

丁)に、天下治賜、食國乎、定賜等、鳥之啼、吾妻乃國之、御軍士乎、喚賜而、千磐破、人乎和爲跡、不奉仕、國乎治跡、御子隨、任賜者、三(三十五丁)に、大王、任乃隨意云々と有るは、大王之御命恐云々と有るに和へて任と云へるなり、十三(十九丁)に、天皇之、遣之萬々、夷離、國治登爾、十八(二十三丁)に、大王乃、麻氣能麻久々々、又(二十九丁)、於保伎見能、等保能美可等々、末伎太末布、宜乃末、爾末、又(三十丁)、於保伎見能、麻伎能末爾々々、等里毛知底、都可布流久爾能、二十(三十六丁)に、大王乃麻氣乃麻爾麻爾島守爾、和我多知久禮婆など有り、又續紀第一詔に、四方食國乎治奉止任賜^幣、國々宰等^至麻里爾と見えたるなど、何れも物を委任^ニ由なり、然るは京官の人々は日々に大朝廷に侍らひ奉りて其御命を萬に受賜はるを、京外の官人は然る事も出来まじきが故に、大抵の事は委任ね遣はさるゝ者なるが故に、此を拜すを任賜ふと云へり、言義は令^ニ身向^ニにて、其有る限りは悉く令從め給ふ謂なるべし、(詔詞解に、「此は諸國の司を云ふ、天皇の御爲に其國々を治め奉れとして任賜へる宰と云ふなり、任は麻氣と訓むべし、麻氣は令^ニ罷を切めたる言にて、其國々へ罷らせ給ふ由なり、然れば任を麻氣と訓む事は京外の官に限れる言なり云々」と云はれたる、其説は然る言なれども、令^ニ罷と云はれたるは、此言の物を委任^ニ由に起れる事を思ひ漏らされたるなり) ○配^レ日は此の正書に其光彩亞^レ日可^ニ以配^レ日而治^ニ、故亦送^ニ之于天^ニと有り、傳六に已に註せるが如く、此は上天に日と月と相並び懸れる如く見え、且萬葉三(十三丁)に、久堅乃、天歸月乎云々、七(四丁)に、久方乃天照月者、神代爾加、出反等六云々、十一(十丁)に、久方、天光月、隱去者云々、十五(十七丁)に、比左可多能、安麻豆流月波、見都禮杼母と有りて、實に天中の一象物なるが故に、月神も日神と配びて天上

の事を所知食す事と僻心得して然る詞を係けたる者なり、其は上にも辨へたるが如く此一書に素戔鳴尊の御事を月夜見尊と有るから、一日一夜隔離而住と云ふ事も出来、又其に就て如此く可_レ以_レ配_レ日而知_レ天事也と云ふ事も出来るにて、此一書に起りて正書に迄及べる僻事なり、然るは月夜見尊と申すは月夜持と申す義にてこそ有りけれ、天を知といふ神には坐さず、天を知る神と申すは天照太神に限れる事、垂仁天皇二十五年御紀に所見たる倭大神の御誨に天照太神悉治_三天原と有るを以て、餘_ハ論_ヒ無_クな_ルむ_ルべき、(此顯國の晝夜の事はしも日神と月神と持別けて所知食し御在し坐せば、配_レ日とも云はば云はるべき状なりながら、月神は月をこそ所知せ天を知らずと云ふ理の無ければ、配_レ日と云ふは後の杜撰なる事灼し)○天事は、正書日神の所に自當_テ早送_ニ于_レ天_ニ而授_以天上之事とある天上之事に同じく、又其訓も一なる所なり、然れども月夜見尊には當らざる可し、然るは天と云ふは日の事にて、正書に生_ニ日神と有る下に天照太神又天照大日靈尊と見え、神武天皇御紀に、今我是日神子孫而向日征_レ虜此逆_ニ天道也と云ふ大御命有り、又古事記に、皇御孫尊の御事を此の天孫に當て、天神の御子と記され、日代宮段歌には多迦比迦流比能美古と有るを始として萬葉に多く見え、其一(二十三丁)に、高知也、天之御蔭、天知也、日御影乃云々と並べ云ひ、二(三十六丁)、城上殯宮之時歌に久堅之、天所知流、君故爾云々と有るを、其一には我王者、高日所知奴と有るが如く、天と云へば日の事なり、日と云へば天の事なり、共に一物なる事已に傳一に云へるをも思合す可し、然れば月神は日神と共に天日に坐して、其御前の事などを執持ち給ふ神に坐さざれば、知_ニ天事と云ふ事は物事の明るき古には、且ても云はざりし事今云ふ限りに非ざるなり、上に云ふ天照月などは、唯天中に照る月と云ふ事にて其天

事などは異なり、思ひ混ふべからず、菅家名義抄に天事を意富夜祁基登と有り、公事と訓を等しく爲るを、此の字の訓にて日神に配_レて天上の公事を所知食す意の舊き説の有りつるに依れるならめども、此も亦信なはれず、何れに在れ月神の天事を知ると云ふ事は、古義に非ざる事右に註せるが如し、(或説に知_ニ天事猶_ニ後世知_ニ太政官事之知事也と云へるなどは殊更なる非説なり、知太政官事と云ふ事は、續紀に、慶雲二年九月壬午、詔_ニ品穗積親王_ニ知_ニ太政官事、又養老四年八月辛巳朔甲申、詔_以舍人親王爲_レ知_ニ太政官事と有りて、太政官は大臣以下の局なり、親王は大臣の職ならざれども、其中に交はらせて其官事を令知給ふが故に知事となし給へるにこそ有りけり、固より其官の事を管領すると云ふにも有るべからざれば、假令太政官に當つとも、知事に當つとも月神の御事には更に充當る可きには非ざるなり)○滄海之原は、古事記も次詔_ニ建速須佐之男命_ニ汝命者所_レ知_ニ海原_ニ矣事依也と見えたり、然れども此は甚く事略たる傳にて、海神の知らせる海原の事とに成りて甚々混らはし、第六一書に月讀尊者可_レ以_レ治_ニ滄海原潮之八百重也と有るが如く云ひてこそ、此天下を摠て云ふ稱とは成りぬ可き事なり、其説傳八に註せるが如し、若て彼一書と此と其神は異なるに、其事依し給ふ處の同じきは、其神も亦同じき證とは成れる事條々に云へるが如し、然るは月神の御依しの事の所見たるは、右の一耳にて其它は何れも思束なき事耳なり、正書又此一書なるなどは全に古義に非ざる事已に右に云へるが如く、第一一書に、大日靈尊及月弓尊、並是質性明麗、故使_レ照_ニ臨_ニ天地と有るも、素戔鳴尊への御任しに故令_ニ下治_ニ根國と、甚く後の事を引上げて記されたるを思へば、是將實に異しき事共の有に合せて慥なる傳とも思はれざれば、其も唯日神月神に天地を依し給ふと見て有りぬ可し、唯古事記に所_レ知_ニ夜之食國

と有る耳、一節有りとは思ゆる物から、其も亦後に夜之食國を所知看す月神と成り給へる傳を引上たる者なること決し、且月神とは申せども、其正實は此大地を所知食す素戔鳴尊に渡らせ給ふ確なる證は、顯宗天皇三年御紀に、阿閉臣事代御命出使于任那、於是月神著人謂之曰、我祖高皇產靈尊有預鋒造天地之功、宜以民地奉我月神若依請獻我當福慶云々と有る是なり、若し別神にて此國土を唯照す耳の月神に坐さむには、天地を預鋒造らせる故事迄を、然計り委しく宣はでも有りぬ可きを、若し此御誨坐せるに就ても所由無からじやは、其事代の使せる任那は、韓地に屬たる處なる事を心留置きて寶劍出現章を閲るに、第三一書に蛇韓鋤之劍と云ふ目有り、第四一書に、素戔鳴尊帥其子五十猛神、降到於新羅國云々と見え、第五一書に素戔鳴尊曰、韓鄉之嶋是有金銀云々と有り、彼御誨は其任那の事に就て有りけると此三とを思合せらば、月夜見尊と申すも、素戔鳴尊と別神には非ざる事を悟り得てむかし、(猶欽明天皇十六年御紀百濟王聖明が滅亡たる所に、蘇我卿を以て王子恵に令諭給へらく、昔在天皇大泊瀬之世、汝國爲高麗所逼、危甚累卵、於是天皇命神祇伯敬受策於神祇、祝者迺託神語報曰、屈請建邦之神往救將亡之主、必當國家謐靖人物又安、由是請神往救、所以社稷安寧、原夫建邦神者天地割判之代草木言語之時自天降來造立國家之神也、頃聞、汝國輟而不祀、方今悛悔前過、修理神宮奉祭神靈、國可昌盛、汝當莫忘と有る是なり、玉勝間に此文を引かれたる所に、建邦神と云ふは素戔鳴尊の御事なる由に云はれたるなむ右に引ける文共に合ひて實に然る言也、故此等の事共を思合せて右の月神と有るも素戔鳴尊を申し奉れる御事を思定む可きなり)○在於天上曰は、古事記に、故各隨依賜之命所知看之中、速須佐之男命不知所命之國而云々と

有るが如く、素戔鳴尊は所知す可き國をも所知し給はずして、空しく御在し坐しけるに、天照太神は事依され給へる高天原を所知看して住著させ御在し坐す意を示はさむと云ふ意味にて如此は書されたりし者と見ゆ、在宇麻斯麻斯氏と訓めるは然る言なり、古事記に、坐高千穗宮而議云、又は坐畝火之白檮原宮治天下也などの文法多くして、何れにも坐字を書けると同じ所なるなり(已に此第十一書にも伊弉諾尊追至伊弉册尊所在處と有る所在の字をも麻斯麻須と訓めるなど皆同じ事なり) 故此在於天上と有るは、在於天宮と云ふ義なり、天照太神の高天原に神留坐す大宮を天宮と云ひ、又天津御門とも申す事なり、又は日宮とも日之御門とも申せり、其天宮と云ふ事は、太神宮諸雜事記垂仁天皇二十五年條に、皇太神宮勅(託宣)備、我天宮御宇之時天下四方國攝錄可天下宮所放光明見定一置先畢、仍彼所可行幸御之由宣、又清和天皇貞觀十五年條に、謹檢故實天照坐皇太神宮天降坐之時云々、始從天傳來無止齋庭供奉職之氏也、又東三條後朱雀院三年條に、齋宮內侍託宣備、我是皇太神宮第一別宮荒祭宮也、而依皇太神宮勅宣今更所託宣也、天下四方乃人民皆皇太神宮乃御寶也、其中大中臣荒木田氏皇太神宮天宮與利、天降坐時與利繼氏繼門天代々世々奉仕來補佐乃神民也と有りて、此四の天宮は皆神託に出でたる事なり、大祓詞に、天津宮事以云々と有るも天宮の事務を云ふ事已に講義に説けるが如し、續紀天平勝寶六年の所に、聖武天皇の大御母藤原夫人を千尋葛藤高知天宮姫之尊と謚し奉らせ給ふ事所見たり、此は萬葉二(三十六丁)に安見知之、吾王、高光、日之皇子、久堅乃、天宮爾、神隨、神等座者と有るが如く、身没たる人の靈の天宮に復命す事の有るを以てなり、猶百練抄壽永二年條に、近曾祭主親俊奏法皇云、參神宮平伏庭上、父親定并親章卿(兩人過去者)在堂上、以

親定傳仰云、於我者令向天宮給畢、法皇御事所令申付荒祭宮給也云々と見えたるを以て其事思合す可し、(其委しき事は傳十三卷、伊弉諾尊の登天報命の所に云ふべければ今註さず、此は唯天照太神の天上に所在す處を、天宮と申す事を云ひ明らむる耳なり) 又天津御門と云ふ事は、右に引ける垂仁天皇二十五年に、皇太神の鎮坐しける所の倭姫命世記に、爾時皇太神倭姫命御夢喻給久、我高天原坐遷戶押張原如見麻岐國宮處是處也、鎮利定理給止覺給支と有る、遷戶は借字朝廷の意にて右の天宮是なり、萬葉一(三十三丁)に、明日香乃、眞神之原爾、久堅能、天津御門乎、懼母、定賜而、神佐扶跡、磐隱坐とあるは、其殯宮を然云へるにて、又(二十七丁)、飛鳥之、淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷坐國等、天原、石門乎開、神上、々座奴、(一云神登座爾之可婆)と有ると同じく、此等も身罷たる人の靈の天津御門に參上て仕へ奉る事の有ると云ふ古傳に依りて詠めるにて、右の天宮の例に異ならず、(其は短歌に、久堅乃、天所知流、君故爾、日月毛不知、戀渡鴨、又哭澤之、神社爾、三輪須惠、雖禱我王者、高日所知奴と有るなどを以て曉る可し、此も亦傳十三卷に云ふべし) 又日宮と云ふ事は、仁明天皇嘉祥二年三月御紀奉賀天皇寶算滿于四十二歌に、茜刺天照國乃、日宮乃、聖乃御子自、匏葛乃、天乃梯立、踏建比云々と有るは、正しく右の皇太神の天宮をしも日宮とは申せるなり、又古事記朝倉宮段天皇大御歌に、多加比加流、比能美夜比登と歌はせ給ひ、又三重姦が麻紀佐久比能美加度と詠めるなどは、古語拾遺に宜、太玉命率諸部一供奉其職一如天儀と有るが如く、摠て天神御子の御は何れも天上の儀を摸されたる者なるが故に、日宮又日之御門とは申すにぞ有りけらし、(冠辭考に右の歌共を引て其説に、「眞木拆の檜と云ふは日之御門に云轉したり、繼體天皇御紀に莽紀佐

俱避能伊陀圖場と檜と耳云ひ續けしより見ては、檜以て造れる宮門の事とも云ふべけれども、萬葉一に、日之御門と書きたるなどを合せ見るに、此は檜を日に言係けたるなり」と云はれたり、實に然る言なり) ○曰云々は、山蔭に、此文は在於天上勅月夜見尊曰云々、宜爾就候之と有るべきを、月夜見尊の在所如何と云はれたり、此文例を外に索むるに天孫降臨章第一一書に、因勅皇孫曰云々宜爾皇孫就而治焉と有りて、爾皇孫とも申せる例有れば、爾月夜見尊とも申す可し、斯れば上に其説の如く勅月夜見尊の五字必ず有るべき所なり、然して其上なるは御紀の地の詞なり、下なる爾月夜見尊は大御言なり、必ず如此く無くては得有るまじき所になむ有りける、(右の如く爾月夜見尊又爾皇孫など云ふは古言の例にて、古事記白檜原宮段なる天照太神高木神の大御命と汝建御雷神と詔給へる例も有れば、此は上に唯勅月夜見尊の五字だに有らなむには、月夜見尊の在所を如何と云ふ疑は無かる可き所になむ有りける) ○葦原中國は、國號考に、葦原中國は本天津神代に高天原より云へる號にして此御國ながら云へる號には非ず、偕此等の意は甚々上代には四方の海濱は悉く葦原にて、其中に國處は有りて上方より見下せば葦原の巡れる中に見えける故に、高天原より如此は號けたるなり云々と云はれたり、故此號はしも、大八洲國の出來始まりて後直に在りけりと見えたり、古事記黃泉國段に、爾伊弉那岐命告桃子、汝如助吾於葦原中國所宇都志伎青人草之落言瀨而患憶時可助告、賜名號意當加牟豆美命と云ふ大御言に已に在りけるを思ふ可し、(記傳六に、今此に天上ならず夜見國にして伊弉那岐命の如此詔へるは、彼天上にしていふ稱を其任此方にてもいひ習へる世に成りて語り傳へし語なり)と云はれたれども、其にては此の意を取りて語は別に製れる者の如く成れば然は非ざる可し、

此號の甚古くより有りつらむと所思しき由は此終に云ふべし。偕、此に天上に對へて葦原中國と所見たるを始として、瑞珠盟約章第三、一書に便取其六男云々、使治天原云々、三女神者使降居于葦原中國之宇佐嶋矣、寶鏡開始章第三、一書に故不可住於天上、亦不可居於葦原中國など見え、又古事記石屋戸段に天照太御神見畏而閉天石屋戸而刺許母理坐也、爾高天原皆暗、葦原中國悉闇、因此而常夜往云々、因吾隱坐而以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣云々、故天照太御神出坐之時、高天原及葦原中國自得照明と見え、御天降段に居天之八衢而上光高天原、下光葦原中國之神於是是有と云ふ事見えて、如此く天上にも天原にも高天原にも對へ云ふ稱なるを以て思ふに、此大八洲豐葦原瑞穗之國とは異にして大地萬國を統て云ふ名にて有るなりけり、故豐葦原とは云はず唯葦原中國と耳云へり、是其萬國を一に混かし云ふと、萬國の中より其眞秀なる瑞穗國を殊に抽出て云ふとの差別なる者なり、(但し瑞穗國と云ふ國號は彼齋庭之穗を事依し授け奉り給ひて其皇御孫尊を天降し奉らせ給へる後に起れる稱なる事、下の天孫降臨章に説くを以て知るべし、其時迄唯大凡には葦原中國と云ひ限りては大八洲國と云へりし者なり)然るは大三輪三社註進次第記に、初伊弉諾伊弉册二神共生大八洲國處々小島而國稚如水母浮漂之時、大己貴命與少彥名命戮力一心殖生葦葦固造國地、故號曰國造大己貴命、因以稱曰葦原國と見えたる、處々小島は此八洲起元章正書に處々小島皆是沫潮凝成者矣云々と有る其にて、傳四に云へるが如く、萬國の初と成る物二にて其一は蛭兒なり、其一は淡洲なり、其始甚小くて有りければ處々小島とは云へるなり、此は皇國に限りて葦原國と云へる如くなれども、上に大八洲國處々小島と有るを承けたるなれば萬國の全を云へるなり、但し萬國とは云へれども、其始東に

蛭兒西に淡洲と二に支別て、漸に國形を成せるは皇國より西なる葦原國有りしかば、二神の古は僅に其限狭くして今の如く悉に萬國は非ざりけるを、追次いで造らせ給へる者なり、續後紀仁明天皇四十の寶算を奉賀歌に、日本乃野馬臺能國還賀美侶義能、宿那昆古那加、葦葦還、殖生志津々、國固米、造介牟與利云々と有りて、此には處々小島の事を云ひ漏らせるは歌詞なりければなり、國號考にも此歌を引て説を成されたれども、此に依りて葦原中國と云ふは皇國に限れる稱の如く思ひ取れたるが故に、葦原と云ふと豐葦原と云ふとの差別有る事を思ひ脱されたりき、(遠西の戎共が萬國の屬地を五に別けて此を五大洲と云ふ、其一に阿自夜洲と云ふは皇國赤縣印度などは其部に在りて其五大洲の冠たり、阿自夜と云ふ名義詳ならず、或は神聖首出の謂なりと云へり、予思ふに阿自夜は葦原と云ふ我古傳の傳はれるにや、釋氏に蘇迷盧山と云ふは統領の義にて、其を須彌の東北に在りと云へるは皇國に當れるを、長阿含經に諸大神妙天之所居止と云へれば愈灼き者なり、彼は知らずして蘇迷盧山の名を傳ふるが如く、荒西にても何の事とも知らず古稱の任に阿自夜とは云ふなるべし、神代に皇國に次て早く開けたりしは阿自夜洲なりけれども、此には其始の名を傳へて淡洲と云ふ處々小島なり、然れば右の註進次第記に曰葦原國は阿自夜一洲に及べる稱なりし事を知る可し)右の趣にては大己貴命少彥名命の號け給へるに因りて葦原中國と云ふ國號は出來たる如くなれども然に非ず、其始有る事なり、其は傳五に已に註せる如く、此の第二、一書に次生蛭兒、此兒滿三歲、脚尙不立と有る、脚は葦の借字なりつるが正字の如く成れる者にして、此國土を生成し坐し初、未だ溷沙の凝固らざりし程は先、生出る物は葦なり、薦菅も又續きて生ふべきは當然なる事なり、釋紀にも肥美之地葦草多生と有るが如く、其生立つと否ら

ざるとを以て土地の肥美と瘦惡とを試み給ふ事にし有りければ、開闢の初人民多在らざりし頃ほひなりしからに、未だ田を墾るなど云ふ事も有らざりしかば、其葦原と成りて叢々と生塞がりたる地は後世に可美國と成るべき所なりしが故に自然に嘉號と成りて、既く葦原中國と云ふ稱は二柱御祖神の古昔より在りて、此にても然號け天上よりも其葦原の中に在ると云ふ意を以て葦原中國とは稱けさせ給へるなり、然るに中には不毛の地なども有りければ悉に然は非ざりけるを、大己貴少彥名神の國土を經營らせ御在し坐し、時には、其土地の狀を宜きに拵へて不毛の地をも肥美として葦菅を殖生し給ひ、二柱御祖神の時には處々小島と云ふ許なりし彼淡洲なども追々に此を弘て葦原と成し、其國と成れ、ば又海へ墾出して葦原と成し給ひ、謂ゆる狹國者廣久、峻國者平久と云ふ狀に島の八十島墾る事無く經營り行せさせ給へるが故に更に葦原國とは號けさせ給へるにて、其自然の事にて名と成れるを殊に其造作を加へて愈其名とは定めさせ給へる故に、寶劍出現章第六一書に見えたる大己貴命の興言にも、夫葦原中國本自荒芒云々など宣ひ給へる者なるをや、(然れば此葦原の葦は神世七代章なる葦牙などには本より係けて云ふべき事に非ず、二柱御祖神に始まり大己貴少彥名二神に定まれる事を知るべし、但し譬に在れ葦牙と云ふ事の有るは、此葦原と云ふ事の甚々止事無かりしが故なる事を知るべし、傳三卷角檝尊の下に云へる事をも亦考合す可くなむ)○保食神は、下に此云「宇氣母知能加微」と其訓を註されたり、此は第六一書に又飢時生兒號「倉稻魂命」と見えたると同神にて、第二一書に即刺遇突智娶「埴山姫」生「稚產靈」と有る其稚產靈神の御子に渡らせ給ふ事、古事記に次和久產巢日神、此神之子謂「豐宇氣毘賣神」と有る其宇氣と此宇氣と同じきを以て曉る可し、偕此故事を上引ける古事記には大氣津比賣神と有り、

下に引ける攝津風土記には豐宇可乃賣神と有り、此等を合せて其保食神と申し奉るは豐受大神に渡らせ給ふ御事を明らかめ奉る可き者なり、(偕、此一書に其保食神の出自を記されざるは、右の如く第六一書に倉稻魂神と已に出でたればなり、彼に宇介と云ひ此に宇氣と註せれば其同神たる事灼然を以てなり)和名抄に、日本紀云保食神(和名宇介毛知乃加美)保猶「保持」也、宇氣者食之義也、言是保「持食物」之神也と云へるは私記の説と聞えたるが、實に然る言なり、但し宇氣を唯食の事と耳説き來る事には有れども、予が説は傳七、八に委しく説けるが如く、宇は生の省なる可く、氣は毛にて謂ゆる土毛を云ふなる可くして、其毛の用途大凡三なり、食物に爲すべく、著物と成す可く、住宅に造る可し、是即ち豐受太神の土毛を産靈ばし給ひて天下蒼生を守り給ふ所山なり、其中にも專要と有る物は下に天照太神の甚く喜ばして是物則顯見蒼生可「食而活」之也と詔給へる稻穀なるが故に、其重き方を以て氣といひ、宇氣と云へば終に食物耳の事の如く成れりける者なりけり、(其は傳七、傳八の卷に委しく註せれば今云ふ限に非ざるなり、其土毛と云ふは土地に生出づる木草の類を摠て云ふ稱なる事も其に已に云へりき)母知は右に見えたる保持の義なり、大忌祭詞に、御膳持須「若宇加能賣能命」御名者「白臣」と有るも専ら其意なり、又古事記に、食物乞「大氣津比賣神」と見えたるも其御食を保持し坐す神に渡らせ給ふが故に乞はし給へる者なり、又攝津風土記に、稻倉山昔止與時可乃賣神居「山中」以盛「飯」、因以爲「名」、又曰、昔豐宇可乃賣神常居「稻椋山」而爲「膳厨」之處、後有「事不可得」已、遂還「於丹波國比遲之麻奈草」(地名)と見えたる、其盛「飯」と云ひ爲「膳厨」之處と云ひ共に其宇氣を保持し給ふが故なり、神祇官に坐す御名を大御膳都神と申す事祈年祭詞に見え、又其を御膳「魂神」と申す事四時祭式鎮魂祭條に見えたるが如

し、此大神はしも天津日繼の瑞穂の神に御在し坐して、此大八洲國を豐葦原千五百秋瑞穂國と名に稱へて、天下萬國に比類なく尊き御事も此大神の御靈物を以て云ふなり、皇御孫尊の天下を所知食す天津高御座の大御業を天津日繼と稱へ奉る事も、此大神の御靈物の齋庭の瑞穂を日々の御貢と聞食すに依れる御事になむ有りければ、神はしも許多坐せども、世中に在るが中に甚も々々尊く高き大神に坐すが故に、皇太神宮の外宮に令坐令奉給ひて、萬に皇太神宮と大抵は同じ狀に持齋奉り給ふ御事なり、委しくは天孫降臨章第二書に天照太神又勅曰、以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒とある所に就て、其度會宮に齋奉らせる御事を申し述べべき者なり、(此次に到于保食神許云々の所に至りて、其大神の生坐しより稻倉山に坐し本傳を説くべく、其次に保食神實已死矣と有る所にて、其死坐さざる由を説くべく、又天熊人悉取持去而奉進之と有る下にて、其大神の現御身はしも上天に參らせ御在し坐して皇太神の大御許に侍給ふ御事を證し明らめ奉る可く、摠て予が始めて云ひ出づる事にて古説とは同じからず)○保食神の下に、登云神と云ふ語を添へ訓附くべし、下に至りて説くが如く、寶鏡開始章第一書に思兼神云者、第二書に天權戶者、又太玉者、又豐玉者、又山雷者、又野槌者、など見え、古事記に告此者謂葦原色許男命と有る謂をも記傳に云神叙と訓まれたり、又海宮遊行章第二書に虚空彦者賦と見え、御門祭詞に天能麻我都比云神乃云々、大祓詞に瀬織津比咩止云神云々、速開都比咩止云神云々、氣吹戸止云神云々、速佐須良比咩止云神云々など有り、(本には唯保食神有理登聞久と有れども其は俗びたる訓なり、古史徴に此を取て聞有宇氣母智神云者と云者の二字を補はれき)○聞有は、有登聞志米須と訓むべし、古事記八千矛神御歌に佐加志賣遠、阿理登岐加志氏、久波志賣遠、

阿理登伎許志氏と有ると同じ續きなる所なり、萬葉四(五十四丁)に、外居而、戀者苦、吾妹子乎云々、里近、有常聞乍、不見之爲便奈沙、六(十六丁)に、海未通女、有跡者雖聞、見爾將去、餘四能無者、十三(七丁)に、日向爾、行塵闕矣、有登聞而云々と有り、(此等の下に見る事を何れにも云へるは、此の就候之と有ると其續ける狀の同じきに依りて、其例共を今擧ぐるになむ有る)○宜と始に先づ云ひ置きて後に倍志と訓むは漢風の訓なりと吾も人も然思ふ事には有りけれども、其漢字に然訓を物爲て再び讀返る事は皇國の古言の格にて、應行、又將來、未_レ有、又未_レ聞などと、同格の語なり、例は寶鏡開始章第三書に、宜_レ急適_レ於底根之國、乃共逐降去、天孫降臨章第一書に宜_レ爾皇孫就而治焉、第二書に夫汝所_レ治顯露之事宜_レ是吾孫治_レ之、汝則可_レ以治_レ神事云々、宜_レ領_レ八十萬神_レ永爲_レ皇孫_レ奉_レ護云々、又は宜_レ持_レ天津神籬_レ降_レ於葦原中國_レ亦爲_レ皇孫_レ奉_レ齋焉など所見たる宜にて、萬葉三(三十八丁)に、風俟、好爲而伊麻世、又(四十三丁)に、認有、神會好、應祀、又四(三十九丁)に、比日者、奈何好去哉、又七(十六丁)に、好去而、亦還見六、十七(二十丁)に、好去而、安禮可弊里許牟、二十(三十四丁)に、好去而早還來等等など云ふ類にて、其言の首に此言を置きて先づ云ふは、其事を不足ぬ所なく成し竟ふる迄の事を係けて言ひ詭ふる辭と見えたり、(名義抄に宜字を與呂志、又與志、又麻佐邇、又宇倍奈理、又加奈倍理など訓あり、漢書に宜理當然也と云へるをも考ふ可し)○爾月夜見尊如此く爾某と云ふは、其御命を令持め又此事其人と指して云ふ時に云ふ言にて、天孫降臨章に惟爾諸神云々、第一書に爾皇孫云々、第二書に汝天兒屋命太玉命復天兒屋命太玉命惟爾_一神亦侍_{殿内}云々、古事記に故與_{汝葦原色許男命}爲_{兄弟}而作_{堅其國}云々、又白檮原宮段に天照太神高木神_二柱

神之命以召建御雷神云々、故汝建御雷神可降、大殿祭詞に汝屋船命天津奇護言乎以云々、出雲神賀詞に汝大穗比命、天皇命能手長大御世乎云々など云ふ類是なり、如此く爾とも汝とも書ける同じ事なり、此等は那牟遲とも訓みて違はざる所なれども、猶伊麻斯と訓む方勝りたる可し、此言義傳四に云へり、(右の大殿祭詞なる汝字を那牟多知と訓めるは汝身等と云ふ事には有れども、佗の例必ずしも然非ざれば伊麻斯と猶訓むべきなり)○就候之は、上なる宜字に合せて由伎氏美流倍志登詔給比伎と訓付くべし、就字は瑞珠盟約章に吾今奉教將就根國云々、棄置當就之國而云々、將永就乎根國云々、寶鏡開始章第三、一書に衆神處我以根國、今當就去云々、寶鏡出現章に素戔鳴尊遂就於根國矣、海宮遊行章第七、一書には當產時必就君處など種々に訓める字なり、偕、上なる第十一書に往見と有るは御身自ら往きて其地理を見給ふなるを、此就候之は人を遣はして其向の消息を候ひ令看給ふにて、自佗の差有る事なり、天孫降臨章に怪其久不來報、乃遣無名雉伺之、其第一一書に於是從彼神謀乃使雉往候之と有るに同じ、此は天照太神已く高天原を所知食し、後に火神土神は生坐して、其御子稚産靈神、其御子保食神は成出で坐して其恩頼を國土に幸ひ御在し坐しけるを、天上にも聞食て其所業を候ひ令見給へるにて、此には幽深き所の御在し坐すべき御事となむ伺ひ奉られける、(名義抄に候字を宇加賀布とも牟加布とも母登牟とも伊多流とも多豆奴とも訓めるをも考合す可し、靈異記上に詔連公曰、汝往看之、奉詔往看、實如聞有當齋靈之補矣、還上奏之と有るは此の文體に似たり)然れば甚可畏くは有れども此を想像り奉るに天地初めて判れて始めて天日有り大地有りと雖も、未だ其を所知食す大君は定まり坐さざりつるを、二柱御祖神の珍子と生奉らせ給へる此

天照坐皇太御神はしも、質性靈異に光華明彩しく大坐々して天地の内に照徹らせりければ、天柱を以て天上に送擧奉らせ給へりければ、天日の四方八面を御照し給ふ大御光も定まりて後、其大地に照徹りて萬物の相結ばり成る有狀を所知食し給はまく所思す時しも、其より以前に火神土神の相成し坐せる其御子稚産靈神、其御子保食神の成出で坐して其神業の成就へりしかば、愈見まほしく所思ほし成りて其神事の大較をも所知食して猶御力を副へ給はむ大御心なる此先づ其一なり(其は天地の相交はり結びて萬物の成出づるは即ち天日の火と大地の土と相釀し成せるなるを火神と土神との御間に其神等の成坐せるは其體用有るが故なり、若て其御力を副へ給ふ御事は、其和魂を豐受大神の御許に副へ奉り給へる是なり)次には上にも云へる如く天照太神月夜見尊二柱の珍子はしも、其始二柱御祖神の何不生に天下之主者乎と宣ひて生み奉らせ給へる御子等に坐々せば、皇太神は其御徳の止事なく御在し坐すに依りて、天上を所知食す太神にては渡らせ給へども、此顯國はしも彼晝夜を持分けて守らせ給へるが如く、二柱にて相持たせ給ふ可き當然なる所由有るが故に、今茲に天忍穗耳尊を相成し奉らせ給へる其を天降して皇御孫尊と成し奉り天下公民を所知坐しめ奉らせ給はむには、天津日繼の瑞穗を定め其を貢進るを以て大御寶とし、其を聞食を以て天皇尊とし給ふ可き君臣の大義を定め給はむ神策此に在りて其保食神を令候給ふにぞ有るべき、是即ち衣食住の事の起りなり、此其二なり、(太神宮諸雜事記東三條後朱雀院天皇御世條に、七月十六日齋宮内侍乃託宣、備我是皇太神第一別宮荒祭宮也、而依皇太神宮勅宣今更所託宣也、天下四方乃人民皆皇太神宮乃御寶也云々と所見たる、是を以て高天原の主宰にては渡らせ給へども、天下國土も皇太神の御なる事を明らかめ奉る可し、然れば天照太神素戔鳴尊二柱にて此國

土を相保持し御在し坐して其二神の御子を以て此天下國土を令所知坐奉らせ給ふ事、信に所謂ある御事になむ。○受勅は、瑞珠盟約章に奉_レ教云々と見え、又父母已有_二嚴_一勅云々、天照太神勅曰云々、又勅曰云々、寶劍出現章に素戔鳴尊勅曰云々、因勅_レ之曰と有るを始めとして幾許と云ふ限りも知られざる程の事なり、此等を何れも唯能理多麻布と訓む事と耳思ふは片屈なり、美許登能理と云ふ事も何どかは勿らざらむ、敕字を名義抄に在る訓の中に意富勢基登とも有るが如く御命宣は仰事の由なり、續紀第八詔に天皇詔旨今勅御事法者常事_一不有と有る其は、前詔に今米豆良可_一新_レ政者不有、本_一山_一行來迹事_一止詔と有るを受けたる者にて、御事法即ち其行ひ給ふ大御政の謂なり、其外諸詔などに多く現御神止大八島國所知天皇大命良麻止詔大命乎云々止宣と有るも御命宣と云ふ事を引延ばして大命良麻止詔とは有るなり、(常に勅宣と云ふ字を書きて言ふは字音に言ふめれども、其も古に美許登能理と云ひけるから然文字に書取れるを其唱へを亡なひたる者なり、猶此御事法の事下に云ふべし)○受は、宇氣多麻波理氏と訓むべし、公式令に右_一受_一勅人宣_一送中務省云々と有りて奉_レ勅の字と通はし被_レ用たり、續紀第一詔に、授賜比負賜布貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐_一、第三詔に、立賜比敷賜_一法乎受被賜坐而行賜事止衆受被賜而恐_一美仕奉云々、治可賜止讓賜命乎受被賜坐而云々、朕者不堪止辭白而受不坐在間_一云々、第五詔に、大命乎聞食恐_一美受賜云々、天皇大命乎頂受賜恐_一美持而云々、恐_一被賜仕奉者、第十三詔に、大命乎受賜利恐_一麻利云々、第十四詔に勅_一夫御命乎畏自物受賜_一理坐天、第二十五詔に、貴_一殿御命乎頂受給利歡_一備貴_一懼知恐_一利云々、慶_一之_一貴_一殿御命受賜_一幸_一卿等庶母など有る、此等は何れも其の大命を受けて被賜るを云ふなり、又物を受けて被賜るをも然云ふ事詔中に多く見ゆ、萬葉十六(三十一丁)に、東、中

門由、參納來互、命受例婆なども有りて、受_レ勅は御言持と云ふに近し、二(十四丁)に、君之御言乎、持而加欲波久、十七(四十二丁)に、美許登母知、多知和可禮奈婆など有る是なり、(續紀第一詔、國々宰等爾至麻豆爾と有る解に云はく、「宰は守介椽目などを惣云ふ、此を美許登母知と云ふは命持にて、天皇の大命を受賜り負持て其國の政を申す由の名なり云々」と云はれたり、此も其如くにて天照太神の御命宣を負持して此國土に降り赴かせ給へるなれば又同じ)○降は山城風土記に、月讀尊受_二天照太神勅_一、降_二于豐葦原中國_一、到_二于保食神許_一、時有_二一湯津桂樹_一、月讀尊乃倚_二其樹_一立之、其樹所_レ有今號_二桂里_一と見えれば、其地に初めて天降り著き給へりけむ事、傳八に註せるが如し、記傳に垂仁天皇十五年御記に到_二葛野_一自墮_一輿而死之故號_二其地_一謂_二墮國_一、今謂_二弟國_一訛也と有るを引きて、「古は乙訓郡の邊迄係けて洽く葛野と云ひしなり」と云はれたる、其葛野は始此桂木に依りて起れる地名なる可し、太子傳に臨_二楓野大堰_一而宿造_二假宮於蜂岡之下_一と云へる楓野にして、和名抄に、山城國葛野郡葛野郷有る是なり、神名式に山城國葛野郡葛野坐月讀神社(名神大、月次新嘗)と見えたる、此地を應神天皇六年御紀に、知婆能伽豆怒塲彌例磨と大御歌にも謠はせ給へれば、其郡郷名の如く葛野なる事更に論ひなき物から、猶風土記の説の如く桂樹の生立てりし由に縁りて桂里と號けたるが本にて有りしを又葛の多在りし所なりけむから、似たる言の二合る故に終に郡郷の名共は葛野と成れるを、其傍に又桂里と云ふ名も遺存り傳はれるにてぞ有りぬ可き、(凡の名の起れる所由も其似たる事ある時は如此く其説にて傳はれども、其處は別ならざる例猶各國に多在りぬべし、其の委しき考共は傳八卷に已に云へれば此には漏らしつ、漢籍に謂ゆる月桂の故事も有れども、其は此に更に由無き事共なり、思混ふ可からず)○

到于保食神許は攝津國稻倉山なり、偕此大神の産土は傳四に已に考註せるが如く、決めて阿波國にてなむ有りける、其より後に御在し坐し、處は丹後國丹波郡比沼麻奈爲神社の地なる事、下に引ける攝津風土記に所見たるが如し、然るは後に高天原より其大神の御靈實を天降し奉らせ給へる其時は、降臨次第麗氣記に、淡路國三上嶽に降著かせ給ひ、其より布倉宮八輪島宮八國嶽に移らせ給ひ、終に丹波國與謝郡比沼山の頂なる眞名井原に移御在し坐せる由に傳へ云へるは、全く其現身と御在し坐して住ませ給へる地に其御靈も留り御在し坐し、になむ有りける、(其書は元々集、又神祇本源などに引かれて謂ゆる兩部神道者の手に古く成れる物には有りけれども、又慥なる事跡共有りて争ひ難き事なれば決く正しき傳を取れるなる可し、其は天孫降臨章第二、書豐受大神御鎮座の件に委しく説徴す可し)、其は丹後風土記に、比沼山頂有井、其名曰眞井、今既成沼、此時天女八人降來浴水、于時有老夫婦、其名曰和奈佐老夫和奈佐老婦、此老等至此井而竊取藏天女一人之衣裳、即有衣裳者皆飛上、但无衣裳女娘一人、即身隠水而獨懷愧居、爰老夫謂天女曰、吾无兒、請天女娘汝爲兒、天女答曰、妾獨留人間、何敢不從、請許衣裳、老夫曰、天女娘何存欺心、天女云、凡天人之志以信爲本、何多疑心、不許衣裳、老夫答曰、多疑无信、率土之常也、故以此心爲不許耳、遂許、即相副而往宅相住十餘歲、爰天女善爲釀酒、飲一盃吉萬病除之、其一杯之直財積車送之、于時其家豐而土形富、故云土形里、此自中間至于今時、便云比沼里、後老夫婦等謂天女曰、汝非吾兒、暫借住耳、宜早出去、於是天女仰天哭慟、俯地哀吟、即謂老夫等曰、妾非以私意來、是老夫等所願、何發厭惡之心、忽存出去之痛、老夫增發嗔願去、天女流涕微退門外、謂鄉人曰、久沈人間

不得還天、復無親故、不知由所居、吾何也哉、吾何也哉、拭淚嗟歎仰天歌曰、阿麻能波良、布理佐兼美禮婆、加須美多智、伊弊治麻土比天、由久弊志良受母、遂退去而至荒鹽村、即謂村人等云、思老夫婦之意、我意无異、荒鹽者、仍云比沼里荒鹽村、又至丹波里哭木村、據槻木而哭故云哭木村、復至竹野郡船木里奈具村、即謂村人等云、此處我心奈具志久(古事平善有云奈具志久)乃留居此村、斯所謂竹野郡奈具社坐豐宇賀能賣命是也と所見たる事の狀を思ふに、此大神阿波國に往坐しつる後に、其御祖神等又稚産靈神共に已に天上に昇り給へりけむが、大神は此顯國に留り御在し坐し、間、此も天に昇り坐さむとして比沼山頂なる眞井に御身濊などをや爲給へりけむ、其を老夫婦に右の如く押し止められさせ御在し坐して、終に丹後國に留まり住ませ給へる事と成りにたるなり、右の天女八人と云ふは其分身に御在す可し、其和奈佐老夫和奈佐老婦と云ふは其も其阿波國なりし國神なりけむを、其浴水の事を知りて追至り此を宥め奉れりし者なりと見ゆ(神名式に、阿波國那賀郡和射神社和奈佐意富會神社有り、又和名抄に、同郡和射郷と云ふ有るも和奈佐と訓むべくして此に由有り)其は勝れて世に御功の高く貴く坐々す神の御上には有る事にて、已に素戔鳴大神も彼御荒びに依れる事なれ共、八百萬神に被具を責められ、髮鬚又其手足の爪をも令抜めて其罪過を令贖め、已に神逐はれて天降り給ふにも甚く辛苦み給ふ事なりしかども、出雲國に天降り著かして後に吾心清々之と宣ひ擧げさせ給へる頃より又比類なき御功坐せる大神と成り給へり、次には古事記に所見たる如く、其御子大國主神はしも八十神に甚く宥められ給ひ、偕、後に其御父大神の御許に參到給へるに、蛇又は吳公蜂の室等に令寢給ひ、竟には御自打殺し給はむとさへに爲させ給へりし程の事にて有りしも、其辛苦を出で給へれば

御父大神も於心思愛而寢と有り、此云々の事に依りて所造天下大神と其御功高く御在し坐すが如く、此保食神も亦然り、初には彼老夫婦に甚く被_レ宥給ひ、又後には此月夜見尊の御爲に此に事有り、此に依りて食物を保持給ふ御功坐せる大神とは成らせ給へり、(偕、此は保食神の決めて幼稚く御在し坐し、程の御事にて、此時より漸々に其御徳の出来初めさせ給へるなりけり、天女善爲釀酒と云ふを以て知るべし)若て其老夫婦に逐はれさせ給へりし所に、不得_レ還_レ天復無_レ親故と宣へるは、其祖火神土神、其親稚産靈神共に高天原に神留坐せれども、其御許にも上らせ給ひ難しと云ふ事ならめど、文に天女と云へるからに然書成せりし者なる可し、其天を仰ぎて歌はせ給へるにも其御祖神の御事を思ほし出でさせ給ふ御情なむ所見たりける、荒鹽村は今も有りて、神名式に、丹後國丹波郡波彌神社有る地なり、丹後舊事記と云ふ物に、天酒大明神と申すと云へり、波彌は食にて食物の神と云ふ事なる可し、哭木村は同式に同郡名木神社是なり、同書に、號_三天遲大明神と云へり、同式に竹野郡奈具神社今も奈具村に立たせ御在し坐して皆其跡顯然なる事なり、偕、右の土形里は謂ゆる丹波郡比沼麻奈爲神社の有る地にて、比治と云ふは土形の略にて云ひ、比沼と云ふは風土記に、今既成沼と云ふ其が乾たるに依れる名なる可し、細川忠興主の順國記に、「比治の眞名井原邊に磯砂山笛原寺と云ふ寺有り、此後山を比治山又足占山と云ふ、豐宇賀能咩命天降るの山なる故に如此云ふなり」と云はれき、丹後舊事記には御饌都神天降の地を咩石岳と云ふ、咩岡神社の地なり、比治は土形里なり、咩石岳の麓府岡なり」と云へるは其同處なる可し、今其比沼麻奈爲神社の立たせ給へる地を咩村と云ふと云へり、其も此比賣神の住ませ給へるに依れる地名とは知られたり、若て右の咩岡神社は式に咩岡神社と有れども、其地名など

に然云ふ上は土人の唱ふる方正しかる可し、右等を以て此大神の中間住ませ御在し坐し、地は其邊なりつる事を次に引ける攝津風土記に依りて思合す可くなむ有りける、(其御祖神等の已く上天に升坐しきと云ふは殊更めきたる説には有れども、已に傳十卷に云へるが如く、火産靈神の御靈の上に在せるが丹塗矢に化て御子を令生給ひ、其御子に汝の父をと云へば藁を穿ちて上に升れるなどを以て知る可く、又稚産靈神の天に坐す事は明文抄に載せたる大倭本記に、天皇之始天降來之時共副護齋鏡三面子鈴一合也云々、一鏡及子鈴者天皇御食津神朝夕之食向夜護日護齋奉、大神今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也と有るを、古史徴にも釋紀より引かれて、「一鏡は登由宇氣神の御靈實に坐し、子鈴一合は神名式に大和國城上郡卷向坐若御魂神社と有る神の御靈實になむ坐々ける」と云はれたるが如し、此神等如此國土に御在し坐す神ならむには、態々天上より御靈實を定めて天降し給ふには及ばざる事なり、此は其現御身はしも天上に御在し坐すが故に依る事佗の例共を見合せても曉る可し、此を以て此説を成せるなり)故其保食神の本處を右の如く丹後國と定め置きて其を徴し明らかむる文は、攝津風土記に、稻倉山者止與時可乃賣神居山中以盛飯因以爲名、又曰昔豐宇可乃賣神常居稻椋山而爲膳厨之處、後有事不可得已遂還於丹波國比遲乃麻奈章(地名)と有る是なり、上に引ける山城風土記に、葛野郡桂里に月夜見尊の天降給へるは其より乙訓郡を隔て、攝津國なれば其便理に因らせ給へるなり、偕盛飯と云ひて其を稻倉山の故由と爲るは稻倉に積蓄はひて天下の蒼生に食物を授與給ひしなり、爲膳厨之處と云ふは御厨と爲させ御在し坐し、なるなり、偕稻倉は稻積と云ふに同じ、其は出雲風土記島根郡條に、伊奈頭美社有る、其を風土記抄に、伊奈久良大明神と稱すと云ひ、又稻上濱云々と有る、次に稻積嶋云

々と有りて、右の稻倉大明神鎮座の地なりと云ふを思合す可く、又神門郡稻積山の下に大神之稻積也と見え、稻山の下に大神之御稻と有るは共に稻倉の事なり、又太秦牛祭々文に田中仁波安良禰土毛稻積と云へるなどは稻を藏むる倉なる事愈著明き者なり、又神名式に讃岐國刈田郡高屋神社今豊田郡高屋村に在りて稻積大明神と申して所祭保食神なりと云ひ、式外なれども播磨國明石郡大倉谷村に稻爪大明神と云ふ舊社有るも右と同じかる可し、高屋と云ひ大倉と云へる共に稻倉に由有り、然れば稻積と云ふは稻を積充るを以て云ひ、稻倉と云ふは稻を藏むるを以て云ふ稱にて、共に同じき事を心得べし、播磨風土記に、揖保郡稻種山、大汝命少日子根命二柱神在、於神前郡聖里生野之岑、望見此山、云、彼山者當置稻種、即遣稻種積於此山、山形似稻積、號曰稻積山、と有るにて愈以て明かなる者なり、大同類聚方に、星加比藥、山城國葛野郡稻積社乃宮造乃家方云々と有り、式には載らずと雖も、然る社の有りけるなる可し、右の稻倉山のご事などに依れらむには、若くは葛野坐月讀神社の別社なるにや、和名抄郷名に、大隅國桑村郡、薩摩國河邊郡に稻積と云ふも見ゆ、右の稻倉山の所在今詳ならず、今云試に云ひて後勘を待つ者五有り、一には廣瀬社縁起に役優婆塞十九歳而入箕面瀧、又入水足池、忽到龍宮城云々、其中央在女體之尊形云々と云ふは、例の取るにも足らざる事なれども、其水足池は若宇加賣命の坐す廣瀬社地に在るを、其に並べ云ふは古く其神の坐し、稻倉山の地なるを以て云掠めたるかと思ゆればなり、若て其箕面山は嶋上郡に在り、二には神名式に河邊郡賣布神社有り、今米谷村に在りて貴布禰と云ふ由なるは、稻倉山より闇霧神と轉り、其より貴布禰と再轉れるならむか、米谷村と云ふも由有りけなり、三には菟原郡保久良神社（欽鞞）有り、上に引ける麗氣記に、豐受大神の御靈實の天降

りて鎮坐す中に淡路國布倉宮に坐すと云へるを、三原郡に福浦と云ふ地有り、又出羽國飽海郡大物忌神社（名神大）は次に説くが如く倉稻魂命に坐するに、其地を福浦と云へるなども合へれば保久良は穂倉にて稻倉と云ふに同じかる可くや有らむ、四には和名抄郷名に島下郡穗積（保都美）あり、稻積に同じく、稻積は稻倉に等しき事右に云へる事共を思合す可し、五には東生郡に豐津稻生社と云ふ有り、其傳に往古下照媛命倉稻魂命を上社とし、其後二社を造營して稚日女尊月夜見尊を中社とし、香具都智命を下社として三社を齋奉ると云ひて、山城國稻荷神社などは大に異なる者なり、且つ出雲風土記に意宇郡飯梨郷云々、大國魂命天降坐時當此處而御膳食給故云飯成と有るが如く、稻生と飯成と其言近きを、彼盛飯と云ひ又爲膳厨之處など、云ふにも思合せらるればなり、此地は朝野群載に生島高神之地と云へる傍にて、往古は山にて在りしかば其稻倉山などにもやと思ゆる任に云ふなり、然れども何れか其は今髓に定む可き證無きが故に、右の如く説を立て置きて後人の定めを待つ者なりかし、（和訓栞に伊勢菴藝郡に稻生村有り式に伊奈富神社と見え、朝野群載に四至を詳に記せり、保食神を祭ると云へり、龜山天皇文永十一年甲戌に納め奉らせ給へる正一位稻生大明神の古類を藏む云々と云へり、稻生を伊那利と訓むと伊奈富と云ふと其唱は異なれども同神なる任に此に出せるなり、後に物部守屋大連公の裔稻生氏の家記を見るに、其社記を收めたり、正一位稻生大明神三社神代の昔より御鎮坐崇神天皇御宇御造神體種々御寶勅納有之、延喜式拾遺に伊勢國菴藝郡稻生神社、太神宮の西北を去る事九十四里、栗真莊稻生村神路岡に在り、並て三社分れて東西二所に鎮坐、社頭南表本神大宮祭神、那江大國道神保食神、本朝五穀衣服の元神と奉崇、即御食津神也、雄略天皇御宇神德を尊み、那江大國道命と尊號を降

し給ふ、東別宮、三大神祭神、鳴電、光神、大山、祇命、靈神、西別宮、祭神、豐宇賀、命、稚産靈神、右を稻生三社と奉崇る、又豊御寄社祭神、猿田彦命、稻生社、補佐神なり、東國岡社祭神、保食神、稻生社、天降給ふ時、御鎮坐の地なり、都合稻生五社と稱す、兩社境内、凡八丁四方當社、三年に一度、丑辰未戌年に當り、三月朔日より三日まで大祭禮有り、往古は京より勅使檢非違使、參向の由舊記に見ゆ」と有り、右の那江大國道神と申すは、那江は若くは苗は那閉なるを、閉を俗に延の如く唱ふるから書誤へたるなるべし、大國道は大國滿の略にて、謂ゆる瑞穂と成し給へる謂なるべし、實に神代よりの舊社と聞えて甚止事無き神社となむ通えたる、其四至の事は群載七卷に、嘉祥二年十二月攝政右大臣家政所下文、稻生社四至限、西國府東拔川、限東白子濱、限南井手橋南畔、限北奄藝川曲郡塚と有り、雜事記に、三月三日奄藝郡坐稻生社祭日也と見え水萬記にも稻生社と作り、故其稻倉は稻積にて稻を刈藏むる倉庫を云ふなるに就て猶考ふるに、皇太神宮儀式帳に、竹首吉比古五百枝刺竹田乃國止白耳、櫛田根椋神御田進と有るを、等由氣宮儀式帳に根倉物忌父と見え、其職掌に根倉社二所神殿造掃清奉且年別仕奉と有り、其社は神名式に多氣郡根倉神社有る是なり、故根倉の根は伊禰の伊を略けるにて稻倉と等しかる可し、倭姫命世記に調御倉神を保食神是なりと云へるを以て其根倉社の祭神をも察ふ可く、又稻倉山の事に迄も及ぼして考合す可き者になむ有りける、(但し右の根倉神社を諸本共に櫃倉に作るは、櫃の草體根の字に似たるから誤れるなり、延經神主の考證又谷川士清説にも櫃は根にて根倉なる可き由云ひて誤なる事灼然ければ今改め引けるなり萬葉十六に、荒城田乃、子師田乃稻乎、倉爾舉藏而云々)○月夜見尊と稻倉山との事に就て猶奇異なる説をなむ得たりける、神名式に、出羽國飽海郡大物忌神社(名神大)月山神社(名神大)と二座並

び坐して、今も鳥海山麓吹浦と云ふ所に立たせ御在し坐す、其大物忌神は大和國廣瀨郡廣瀨坐和加宇加賣命神社(名神大月次新嘗)を天武天皇四年御紀に、祭大忌神於廣瀨川曲と有るを始として次々皆然り、四時祭式に、大忌祭と有るも大忌神祭と云ふに同じければ、大忌神と大物忌神とは決く同じ神に渡らせ給ふ事申すも更なり、其大物忌神社の祭神一宮記に倉稻魂神と有るを、廣瀨社緣起に此御紀を引きて又飢時生兒曰倉稻魂命、此大忌廣瀨社也と云ふに合へれば、疑ふ所無く此保食神に御在し坐す御事なり、(月山神社の御事を此に云ひては入亂れて混らはしきが故に、其は此次に委しく明らかめ奉る可きを、又止む事を得ずしては此へも彼へも打混かして云ふ事も有らむ)大瀧光憲云ふ、其大物忌神の鎮り坐す鳥海山に稻倉嶽と云ふ古より以來人跡の未だ汚さざる峻峰^{サカシネ}有り、岩木に異ならざる山伏と雖も犯して登り得ざるは、其神靈の甚神々しく御在し坐すが爲なる可し、又訛りて稻村嶽とも云ひ傍に鍋森と云ふも有り、其摠てを鳥海山と云ふも古き事にては有れども、若くは鳥^ツは鳥^ツを誤れるにて遠賀山とこそは云ひけめ、和漢三才圖會に、由利郡象瀨神社祭神豐岡姬命と記せるをも思合す可し、又其山頂に數千の巖有り、其中に蝗穴と云ふが有りて、夏だに雪は消せぬ所なるに、蝗の多く集り居り、詣る人毎に其穴口に紙を押しして歸るに其禁厭と成りて其人の持てる田には蝗の害無き由にて、六月七月の間は近國より競ひ登る山なり、又奇しき事は其穴共に蝗の多く聚がる年は里に少く、里に蝗の害多き年は穴に少きなど古より違はず、古語拾遺に、御歲神發怒以蝗放其田と云ふ事も有なれば、其害ふと損はざるとは神の御心に依る事なれば、然る蝗共を自由^{コノミヤ}なら令じとて其巖穴の中に舍給ひける者なめり、然るにても里にては冷氣に逢へば忽に亡る虫の、山にては然計の深雪の中に生存ふるなむ異しかる事な

りける、稻倉嶽の名と云ひ月山神社と云ひ又斯る神異の事と云ひ實に奇しく妙なるは其攝津國の稻倉山の事に就て由有りける事共なりと云遣せたるに就て予思へらくは、其風土記に有る事不可得已遂邊於丹波國比遲乃麻奈草と有れば、唯に還らせ給ふには非ずして、處々に逐はれ給へる程此に來坐して稻倉嶽に住ませ御在し坐しを、又月夜見尊も追至らせ給へるなりけむを、右の如くば月夜見尊は保食神の爲めには御敵にては有りしかども、後には殊に親しみ奉らせ給ふ由なりければ、其時などもや月山神は鎮り坐しつらむ、(此に一つ思合す可き事は、陸奥國津輕に磐城山と云ふ有り、俗に津輕富士と云ふ是なり、其山の神如何なる由にか、丹後國の人共其國に來り、又其津に船と雖も泊る時は必ず大に風雨を起して荒る事なり、斯る時には領主より探索て其境を出し遣るに、本の如く日和に成る事信に争ふ可からざる所なりと云へり、如何なる神にて如何なる由とも知られざれども、丹後人とだに云へば忌むと云ふも此の故事に思依る事無きにも非ざれば今驚かし置くなり、後人能く考ふ可し) 續後紀に、承和五年五月丁卯、奉授出羽國從五位上勳五等大物忌神正五位下、餘如故同七年七月甲戌朔己亥、奉授出羽國飽海郡正五位下勳五等大物忌神從四位下、餘如故、兼充神封二戸、詔曰天皇我詔旨坐、大物忌大神申賜被久、頃皇朝緣有物怪、天卜詢大神爲崇賜信利、加以遣唐使第二船人等廻來申久、去年八月南賊境漂落長相戰時、彼衆我寡力甚不敵奈利、儻而克敵似有^シ神助止申、今依此事臆量爾、去年出羽國言上大神乃於雲裏二十日間作戰聲、後兵石零利止申世利之月日與南海戰間、正是符契世利、大神乃威稜令遠被^太事乎驚異且奉歡喜、故以從四位爵乎奉授兩戸之封、奉充良久乎申賜被久止申と見えたり、其兵石と云ふは下に謂ゆる石鏃の事なるなり、(神異の事は此を始として)

に擧ぐるが如し此は保食神と同神なる倉稻魂神に御在し坐せば、斯る兵事を助けさせ給へるは似著はしからざる事なれども、摠て斯る大神には其從ひ奉る神等も多く坐す者なれば、其神をして令助給へる者にぞ有りぬ可き) 三代實錄に、貞觀四年十一月乙丑朔、以出羽國正四位下勳五等大物忌神預之官社、同六年二月五日、授出羽國正四位下勳五等大物忌神正四位上、同年十一月五日、授出羽國正四位上勳五等大物忌神從三位、同十三年五月十六日辛酉、先是出羽國司言、從三位勳五等大物忌神社在飽海郡山上、巖石壁立、人跡稀到、夏冬戴雪、禿無草木、四月八日山上有火燒、土石又有聲如雷、自山所出之河泥水溢、其色青黑、臭氣充滿、人不堪聞、死魚多浮、擁塞不流、有兩大蛇、長十許丈、相流出入于海口、小蛇隨者不知其數、緣流損者多、或染濁水、臭氣就不止、聞古老、未嘗有如此之異、但弘仁年中見火、其後不幾有^シ事兵仗、決之著龜、並曰彼國名神因所祈未賽、又冢墓骸骨汚其山水、由是發怒燒山致此災異、若不鎮謝可有^シ兵役、是日下知國宰賽宿禰去舊骸汗と有り(其弘仁の度なるは如何なりしか正史に載られずと雖も、同じ狀の事なりしなる可し、大瀧光憲云、「文化元子年にや有りけむ、右の鳥海山時々燒けて晝は白く烟立升り、夜は赤く火焰にて見えけるが、其山水の流るゝ限りは魚大小と無く悉く死亡てければ、人皆異しく思ひて有りける程、其の六月六日の夜大なる地震有りて、古より然しも名高かりける象瀧も唯一夜の間に陸地と成竟てたり」と云へり、此等も神の御上にては所由有る事ならむを、著龜に決めざるが故に其事の知られぬこそ悞ほしけれ) 其事に縁れるなる可し、同十五年四月五日授出羽國從三位勳五等大物忌神正三位と有り、又元慶二年八月四日丁卯出羽國正三位勳五等大物忌神進勳三等正三位勳六等月山神四等、



從五位下勳九等小物忌神七等、先_レ是右中辨兼權守藤原朝臣保利奏言、此三神自_レ上古時_レ方_レ有_レ征戰_レ標_レ奇驗、去五月賊徒襲來挑戰、當_レ此之時_レ雲霞晦合對坐不相見、營中擾亂官軍敗績、求_レ之著龜、神氣歸_レ賊、我祈無_レ感、增_レ其爵級、必有_レ靈應、國宰齋戒祈請懇望請加_レ進位階_レ將_レ答_レ神望、仍增_レ其等級_レ云々、同四年二月廿七日、出羽國正三位勳三等大物忌神授_レ從_レ二位_レと見え、本朝世記に、天慶二年四月十九日庚寅云々、官符三通皆給_レ出羽國_レ云々、鎮守正二位勳三等大物忌明神山燃有_レ御占_レと有りて、神階も甚高く進ませ御在し坐すは然る度々の奇驗に因れるなる可し、其小物忌神は元慶四年二月廿七日授_レ從五位下勳七等袁物忌神從五位上_レと有り、傳八卷に云へるが如く飛鳥と云ふに今大社と申す社有る是なりと云へり、土俗の傳に、「飛鳥の一名別、島とも云ひて、鳥海山より別れ飛びたる謂なり」と云へり、大瀧光憲云ふ、「鳥海山より裂け飛びて別、島の出來れると云ふは、物にこそは記さ_レりけれ、土人の相傳ふる所必ず然る可し、然もやと所思しき事は、今現に其山を見るに西方は半より頂上に至るまで削ぎたるが如くして其東南北のごとくに山形足はず、又其山の南北共に巖石一も無し、西麓なる御崎山と云ふより上方は洽も河原などの狀して大なる巖共幾萬億と云ふ數を知らず、海も亦然り、浪際は荒磯にて飛鳥に至る迄同じく唯一條の如くなり、且飛鳥に在らゆる巖石草木共に皆其鳥海山の物産と全く同種なるは、土人の傳ふる所信に諾ふに足れり」と云へり、予も時々其御崎山に至りて其形勢を見るに、然もやと所思る任に又光憲が言を諾ひ記す者なり、又三代實錄に、仁和元年十一月廿一日辛丑、去六月廿一日出羽國秋田城中及飽海郡神宮寺西濱雨_レ石鏃、陰陽寮曰、當_レ有_レ凶狄隱謀兵亂之事、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神、月山神田川郡由豆佐乃賣神俱成_レ此怪、崇_レ在不敬、勅令_レ國宰恭祀_レ諸神_レ兼

慎警と見え、又同二年二月出羽國飽海郡諸神社邊雨_レ石鏃と有り、上なる承和の度に兵石と云へるは其類なる可し、今も其土人は各二月九日山に入る事を大に禁む、若し此を犯して入る時は必ず石鏃來りて其身に當る事も有りと云ひて慎しむ事となむ云ふめるは如何なる所由とも知るべからざれども、現に今も然るは甚止事無き神事の必ず御在し坐すなる可し、又大凡は其石鏃の降る所定り有りて必ず大なる風雨の後など必ず散ほひ在りと云ふは、右の如き兵事の微など耳にも非ず、土人の云へる神軍に用ひ給へりしが事畢りて落來るにてぞ有るべかりける、其國に傳へて右の石鏃を神矢根と云ふめり、右の神矢根許奇しき物は世に非じかし、其質は水晶の如くして白く或は赤く黒く紫なるも有り青なるも有り、又は馬腦石などの如く或は鈍色なるなど種々にて、其麗しき事云はむ方無し、其質は何とも皇國にても外夷にても譬ふ可き物無し、其矢先の爰利なる事巖をも通しつ可し、其製様何れも一種ならず、鏃矢有り鷹股有り或は矛鋒の如く又は劔鋒の如し、皆爪などを以て削成せる狀にて、神ならずしては必ず成し得まじき者なり、去し辛亥年、秋田へ行くとして大物忌神社月山神社に詣でたるに、神主鈴木重宜と云ふが社頭に來りて予に得させたるは、其水晶質のにて青白二種なりき、直ちに神實と爲て今も持齋きて有る事なり、主稅寮式に出羽國月山大物忌神祭祈稻二千束と有るなども、餘社に超えたる御會釋なる者なり、又右に飽海郡神宮寺と云ふも、其兩社の爲に被_レ置たりと聞えて此は甚々汚穢はしき事にては有れども、其頃然る事とは所思し著かせ給はざる程なりしかば、却に神宮寺の有るぞ貴き御社なる證とも成りぬ可き事なりける、此御社を貞觀十三年の文に在_レ飽海郡山上と云へるは、今も山上に立たせ御在し坐して、夏頃人の詣づる所なる可し、然れども社家記には大同元年奉_レ遷_レ吹浦村と云へれば、其山上

と云ふは神の所在にて稻倉嶽の事なる可ければ、其に社と云ふは神境の事なる可し、右の大物忌神社月山神社相並び給へるを以て今一宮兩所權現と申せるなり、(此地を吹浦村とも福浦とも云へり、此事已に云へり、兵家茶話と云ふ物に載せたる古文書には、一宮兩所大菩薩と云へるも著く、右の福浦と云ふには神宮寺てふを始として僧房三十六とかが在りと云へり、如何に忌はしき事ならずや)○式に月山神社(名神大)有りて右の大物忌神社に並びたるは、此の故事に依れる事右に云へるが如くなるが、月山と云ふ山は古の出羽郡今の櫛引郡に在れば、飽海郡に其神社の有るべからしくも思えぬ事なれども、右に引けるが如く御紀に並び載せられたれば、神は月山に坐すを、神社は飽海郡にて古より祭り來れる者なりけり、(玉吟集に家隆卿、「過ぎて行く磯邊の夢路跡も無し、心に標し月の山本」夫木集に、加賀、「月山曇らぬ影は何時と無く、麓里に住む人ぞ知る」大進、「久方の月の山邊に家居して、入時もなき影を見る哉」と有り、枕草昏に月の驛と云ふは此國なるか知らず)三代實錄に貞觀六年二月五日、授出羽國正四位上勳六等月山神從三位同十八年八月二日、授出羽國從三位勳六等月山神正三位、元慶二年八月四日丁卯、出羽國正三位勳六等月山神進勳四等云々、此時の事は大物忌神條に就て見る可し、同四年二月廿七日、出羽國正三位勳四等月山神授從二位、仁和元年十一月廿一日辛丑、去六月廿一日出羽國云々、雨石錄云々、神祇官言、彼國飽海郡大物忌神月山神云云、俱成此惟、崇在_ニ不敬、勅令_ニ國宰_ニ恭祀_ニ諸神_ニ兼慎警_ニと有り、主稅寮式に月山大物忌神祭新稻二千束と有りて、摠て大物忌神と同等に會釋ひ奉らせ給ふ御事にて其御社がらの重く御在し坐す御事知るべし、此は傳八、度會宮四所別宮の第一に月夜見宮御在し坐すに等しく、始は此保食神には仇なひ給へりしかども、後に高天原より神逐はれさせ給

へる其程より豐受大神の御徳を顯はし奉らせ給ふ御事耳を勉め物爲させ給へるが故に、殊に親しき御中間とは成給へる者なりけり、(上に引ける天地麗氣記に、豐受大神の天降りて鎮坐し、八國嶽と云ふは、今栗村山慶帝院常隆寺と云ふに當りて、其奥院と云ふに伊勢宮と申して甚可畏き所に小祠有り、其ならむと思ひ、何故に此を八國嶽と云ふぞとなれば、云傳へて山城大和河内和泉攝津紀伊播磨備前八國を眼下の如く望む所なればなり、其山の峯傳ひに一里許東方に月山と云ふ有り、傳云出羽國より月山と云ふ鍛冶來りて其麓に住みける故に、吹革口など云ふ地名有り、其工が本國の月山より負來れる觀音と云ふ者を今祀れるは、例の本地と云ふ心にてなる可けれども月山神にぞ御在すらむ、斯る神代の故事も有れば、月山の名は既に有りけむを、刀工を其本國の名と等しきを縁として來り住みけるにや、山名は甚古くより然云へりけむと思しければなり、然れど此は其因に依りて云ふ耳)○許は身所にて身の住みて居る所の謂なるなり、寶劔出現章第三、一書に共在_ニ素戔鳴尊_ニ許_ニと書され、其次には訓を分て今在_ニ吉備神部_ニ許_ニ也と見え、天孫降臨章第二、一書には汝_ニ二神非_ニ是吾處_ニ來_ニ者_ニ、海宮遊行章第四、一書に今者天神之孫辱臨_ニ吾處_ニ、第七、一書に故當_ニ產時必就_ニ君處_ニ、第八、一書に至_ニ君處_ニとも至_ニ妾處_ニとも有りて、許を登許呂とも、處を母登とも相通はし用ひたるを考合す可し、萬葉十三(二十三丁)にも余所_ニ留跡序_ニ云なども有り、名義抄に許字を母登とも登許呂とも云へる是なり、(又許を賀理と云事有り、其は我許_ニ又_ニ君許_ニなど云ふ類にて、萬葉八に、妹許登、吾去道乃、九に、妹許將遣、黃葉手折奈、十に、妹許行名、夜者雖深と有る、此等は十四に、伊母我理登倍婆、氣爾餘婆受吉奴と有に訓を得て、許を賀理と訓べき所なり、十一に、吾背子之、吾許不來者、外宮儀式帳に、我御饌都神、等由氣大神乎、我許欲止誨

覺奉支とも有る此は許字を波加理と訓る其上略にて、其身許に事を切て云るにて、其意甚く狭き者なるなり。○首は加牟倍と訓むべし、第六一書なる千頭千五百頭などの頭字は正しく加志良と訓むべき所なる事、傳八に云へる如くなれども、本には加字倍と訓り、和名抄に首頭釋名曰首(和名加字倍)始也頭(訓上同一云賀之良)獨也、言處體而獨貴也と有り、頭の事は已に傳七に云へり、倍加字倍は普便なるを、本に復して加牟倍と云ふは上方の義にて、一處を指さずして大凡に云ふ稱にて、下方を須會と云ふは末外の意なる對なる可し、又唯に裾の方を下と耳も云へるが如し、第六一書に在る劔頭の頭字は古事記に手上と有るに其訓の同じきも、頭字に上なる意有ればなり、又諸寮に長官を頭と云ふも亦此に同じ、倍此首字此の第一一書には美具志と訓み、第八一書には加志良と訓み、此にては加牟倍と言を換へて訓を成せるには、古人の深く心を被用たるなり、改む可からず。○國は此は下なる海字を宇那婆羅と訓れば其に並べて久邇婆羅と訓みつ可き處なり、萬葉一(七丁)に國原波、烟立籠、海原波、加萬目立多都と並べ詠み給ひ又(十二丁)立見爾來史、伊奈美國波良とも詠ませ給へり、倍此を然訓むを如何と思ふらむ人も有るなめども、唯國と耳訓みては言の足はざるが如き所なれば、必ず原字を加へて訓まざるべからず(然るは國と訓みては其保食神の坐す所本より國土なりければ治まり難かるを、國原と訓む時は國土の中の平なる地に物爲給ふ事と聞ゆればなり)。○嚮は牟加比給比志加婆と訓むべし、傳八向字の下に註し、又傳迎字の所にも云へり、名義抄に嚮字を與へ向通用と有りて、牟加布とも麻登とも淤母牟久とも云ふ訓有り、○口は咋道にて食物の入通ふ路なる由なり、神武天皇御紀大御歌に、个耆茂等耳、于惠志破餅个彌、句致弭比俱と有るも、蓋を喰へば其咋道なる口の疼らぐ由なる

なり、大同類聚方訶波仁阿奈都久毛乃の中に區致と有り、和名抄に口所_ニ以言食也と有り、然れば食を以ては右の如く、咋道なる可く、言を以ては氣道の義なる可きなり、(或説に凡物之生皆有口、而出口腐也謂腐熟食物也と有れども、腐すは物の廢れ亡ぶる事なり、豈其謂ならむや)○飯は氣實の意なり、武烈天皇御紀に拖摩該備播伊比佐倍母理、推古天皇二十一年御紀に伊比爾慧且許夜勢履など正しく伊比と假字にて書かれたる事なれども、其本は氣實なめりと云ふは、氣は食物の精にて人の性命を保つ所以の者なる事、已に傳八に云へる事共を思合す可し、實とは祝詞式に多く酒と飯との事を汁_ヲ類_ヲ稱_ヲ辭_ヲ竟_ヲ奉_ヲ云々と云へるを、中臣壽詞には汁_仁毛實_仁毛云々と云ひ換へたり、此を以て類と實とは一なる事を知るべきなり、又美を比と云ふ例は御貢を比都岐と云ふ即ち天津日嗣などはなり、古事記なる御刀之手上を、瑞珠盟約章に劔柄と書きて多加比と訓めるなど其例なり、是を以て伊比は伊美の義なりとは云ふなり、(淮南子註に精者人之氣也と云ひ、莊子刻意註に精者物之眞也と見え、字典に増韻を引て凡物之純至者皆曰精と有る、精字は米に从ひ青に从ひて其米は穀なり青は生なり、人精は穀氣に生れる義なり、其氣は又偏にて食氣を云なり、若し物を食はざる事日を累ぬれば、穀氣盡きて其人必ず命死なり、此を以て飯は氣の本たる事を知るべきなり)上に引ける風土記に居山中_ニ以盛飯と有るは、常に筥に飯を盛りて天下の蒼生を常に養ひ給ふを以て御徳と成し御在し坐しけるなり、萬葉十六(二十五丁)に飯盛而、門爾出立、雖待不來座と有るも、古に客を待つには飯を盛設る習俗なるを知るべし、此に就て思ふに、神功皇后十三年御紀に筥飯大神と申す御名有り、其を古事記にも故亦稱其御名_ニ號_ニ御食津大神_ニ故於今謂氣比大神也と有りて、此は謂ゆる神名式に、越前國敦賀郡氣比神

社七座（並名神大）と有る御社の御事なるを、社説に上古より鎮り坐すは保食神なりと云へり、然れば筭飯の意の御名にて右の盛飯と云ふ御功に依れる神名なる事申すも更なり、上なる武烈天皇御紀歌の拖摩該は釋に玉筭也と有り、又萬葉二（二十二丁）に家有者、筭爾盛飯乎と見え、延喜式に飯筭と有る是なり、（名義抄に筭を祓と有り、祓は飯を受入る器の名なる事、此等を以て知るべし、説文に筭飯食之器と有り、又飯を筭に盛る間其をヒふ器を、伊勢物語に伊比賀比と云へり、飯匙と書に俗に杓子と云ふ是なり、今此に云ふは阿波國に大宜津比賣神の小祠有りて、其神像を小泉康敬が寫せるを見たるに、左衽なる女體の右手に飯匙を持たせるなり、右の盛飯と云ふ事に思合せらるゝ故に今云ふなり）其筭飯大神と申す事は淡路國に起りたる事なり、其は已に引ける置氣記に豐受大神の天降らせ給ふ所を云へる三上嶽は、今津名郡に先山と云ひて觀音と云へる鬼を祀る所とは成れども、先字は饌山と云ふを書誤へたるにて、二荒山を日光山と云ふ類なる可し、麓に上内膳村下内膳村と云ふ有るも饌山の縁にて、本は加志波傳と云ひけむ事灼然し、次に布久良宮と云ふは福浦村、次に八輪島宮と云ふは三原郡八幡村なる可し、福浦村とは陰陽なる地なり、八國嶽の事は右に云へり、然るに同郡に飯山寺村と云ふ有るも思合す可く、慶野村有るも考合す可し、其は萬葉三（十六丁）に飼飯海乃、庭好有之、刈薦乃、亂出所見、海人釣船、十一（四十丁）に飼飯乃浦爾、依流白浪、敷布二、妹之容儀者、所念香毛など見え、次に時風、吹飯乃濱爾云々と有るも、飼飯に吹飯を云ひ係けたるにて、布留山を袖振山と云ひ係けたるに同じ、和泉國日根郡に吹飯浦と云ふも有れども其ならぬ事次なる柔田津爾云々の歌は讃岐國なるを以て曉る可し、然れば此飼飯海は右の慶野村なる事灼然き者なり、今も慶野の松原と云ひて其國にては名高

き佳境となむ、（予が本國にては有れども、十里餘も隔れば未だ行見ず、此は幼く人の云ふを聞保てるを云ふなり、千蔭が略解に、右の飼飯海の事を説きて飼飯は越前なり、此地名此に出づべくも思えず云々」と云へるは鹿漏なる事共なり、其は右の歌は柿本朝臣人麻呂羈旅歌八首と云ふ中に在りて、其一に三津埼、浪矣恐云々と有るは攝津國西成郡なり、二に珠藻薺、敏馬乎過、夏草之、野島之埼爾、舟近著奴と有るは、社名式に攝津國八部郡汝賣神社有り、三に粟路之、野島之前之云々は、淡路國津名郡蓋浦村と云ふに今も野島とて有り、四に荒栲、藤江之浦爾云々は、和名抄に播磨國明石郡葛江郷布知衣と見えて右の野島と相向へる地なり、五に稻日野毛、去過勝爾、思有者、心戀敷、可古能島所見は、同抄郡名に播磨國賀古印南伊奈美見の、六に留火之、明大門爾云々、七に自明門、倭島所見と有るは、播磨と淡路との間なる大所を云へれば總てに係れり、其八は此飼飯海云々の歌にて其道次甚能く合ひ、十二卷なる悲別歌三十一首の中なれども、其にも次第有りて其前後を考合するに、其一に春日野之、淺茅之原爾云々、其二に住吉乃、崖爾向有、淡路島云々、其三に明日從者、將行乃河之、出去者云々、此は右に云へる稻日野の事なり、其四は海之底、奥者恐、磯回從云々と有りて地名を云はず唯船路の歌なり、其五は右の飼飯乃浦爾云々、其六は時風、吹飯乃濱爾云々の歌にて、其六は柔田津爾、舟乘將爲跡云々の歌にて、其は上に云へる如く讃岐國なれば、又其道次の違はざれば、右の飼飯海は越前國にては非ざるを明らむ可き者なり）次には播磨國なる稻日野に御在したる可し、上に云へる如く、明石郡大倉谷村に稻爪大明神の社立たせ御在し坐すも由有り、古事記の稻氷命を神皇承運章には稻飯命と作れたり、然れば稻日野は稻飯野なる可し、和名抄には印南郡と一郡に立て、有れども、續紀天平神護元年五月

條に、吉備彦之苗裔云々、於難波高津朝廷家居播磨國賀古郡印南野と有りて、古は賀古郡の内なりしなり、續後紀に承和六年二月癸丑朔戊寅、播磨國印南郡佐突驛家依舊建立越前國氣比大神宮云々と有りて、稻日野の氣比神社に由縁有るを思ふに、古事記黒田廬戸宮段に於針間水河之前居忌登而云々と有るは、今賀古川と云ふ河の古名なるは、印南野に傍ひて流るれば水河は飯河イヒカハならむも知るべからず、又神名式に賀古郡日岡坐天伊佐々比古神社御在し坐すも、飯岡イヒカハなる可くや、氣比は筭飯なるに就て稻日野と云ふ事の聞過ぎ難きに依りて此には云ふなり、右の日岡社を峰相記には少彦命イナ、ヒコミコトと記せり、古事記訶志比宮段に於高志前之角鹿云々、爾坐其地伊奢沙和氣大神之命云々と有るを氣比大神の御事と爲るは誤傳なり、其は氣比神社の攝社に伊佐々別神社有る是なり、社傳に保食神の荒魂を應神天皇の祭り給ふなりと雖も、予が説は別なり、神功皇后十三年御紀の傳に就て註す可きなり、次には又式に但馬國城崎郡氣比神社有り、今氣比村の西方絹卷山に立たせ御在し坐す、光孝天皇實錄に仁和元年二月十日授但馬國正六位上絹卷神從五位下と有る是なり、如此く其地名にさへに氣比村と云へるは少縁の事には非ず、決めて淡路より播磨を経て丹後に鎮り坐すまでの間に令坐奉りし所なるにこそ、(其は但馬一覽記と云ふ物に、大物主神倉稻魂命大己貴命少彦命天日方命五神淡路島より此國へ人民を引連れて出顯れ坐々して、瀬戸の湊を切開き大河を通じ給ひしかば、洪水悉く流れ盡きて平土と成れ、山野を燒きて驅り給ひしかば蛇龍は遁去りて害を成す事も無し、倉稻魂命百穀を播こし民に五穀を作る事を教へ給ひて人民繁昌國家太平なり云々と云へるは、入混ひたる傳なれども此を據として説を成すなり) 借右に云へる越前の氣比神社七座(並名神大)は其後に鎮り坐しけるにて、其も神代よりの事な

る可し、貝原が八幡本記に、「社家の説に云ひ傳ふるは保食神上古より此所に鎮坐々ましける、然るに推古天皇の御宇に仲哀天皇の託告有りて角鹿郡天筒峰に鎮坐有り、文武天皇大寶二年今の所に宮柱太敷立て遷坐成し奉る保食神と同殿に鎮め祭る其を氣比大神と云ふ、即ち今の本宮是なり」と有り、其七座と云ふは本宮三座、東保食神、中仲哀天皇、西神功皇后、東殿日本武尊、摠社應神天皇、西殿武内大臣、平殿玉妃命、右四座は本宮之四隅と社記に云へり、然れば神代より保食神は御在し坐せるにて其筭飯大神と稱へ奉るは其神になむ御在せりける、猶此御社の摠ての御事は神功皇后御紀の傳に註す可きを、此は筭飯大神と申すは保食神に御在し坐す御事を云明らめ奉らむとなり、(傳七卷にも云へる如く、神名式に紀伊國伊都郡丹生都比女神社名神大月次新嘗と有るを、古くより高野四所明神と申して一宮丹生都比女大神、二宮高野御子大神、三宮氣比大神、四宮嚴島大神なり、然るを正應年中の古文書に、社者豐受大神開闢之瑞籬也云々、當社四所明神之中三大神號蟻通神云々と云へり、此を以て氣比大神と申すは豐受大神に渡らせ給ふ御事を明らめ奉る可きなり、又蟻通神と申すも右の如くは同神たり、蟻字音伎を祁に轉じ、榎の篇を略きて氣比に用ひたりし者と見ゆ、和泉國日根郡に蟻通神とて名高き神社有り、右の紀伊國なるに依れば氣比神ならむを、異しき字を書ける任に古くも阿里杼富斯とも竝べて云ひけると見えて、貫之集に、「紀伊國に下りて返上りし道にて、卒爾に馬の死ぬ可く煩ふ所に、道行く人々立留りて云ふ、此は此に在す神の爲給ふならむ、年頃社も無く神體も見えねど轉有る神なり、先々斯るには祈をなむ申すと云ふに、幣帛もなければ何事も爲で、手洗ひて神御在しけも無しや、抑何の神とか聞えむと問へば、蟻通神と云ふを聞きて詠みて奉りける、馬の心ち止みけり、搔曇り阿夜米も

知れぬ大空に、阿理杼富斯をば思ふ可しやは」と有りて、已く然云誤れり、然るを其より再轉りて彼七曲の玉の話は出来る者なり、然ればその社を氣比社と心得て有るべきなり、其日根郡に吹飯浦と云ふ有るも氣比に由ある事、上に云へる淡路の氣比をも然云へるに思合す可し、此は飯の事の傳なり、然るに氣比神の御事迄を記すは剩物なるが如くなれども、右の稻倉山にて盛飯と云ふ事の有るに就て、氣比の事を云はでは得非ず、如此なむ長々しく説言は成せりける。○海を宇那婆羅と訓める其宜し、故是を以て上なる國をも久邇婆羅と云ふべき事已に云へるが如し、海原の事は傳十一に云へり、○鰭廣鰭狹は此字海宮遊行章第四一書にも出でたり、古事記同段にも火照命者爲海佐知昆古而取鰭廣物鰭狹物と有りて、其下には海神悉召集海之大小魚と見えて、鰭廣物は大魚、鰭狹物是小魚なるを自然に知らるゝなり、其訶志比宮段に海原之魚不問大小悉負御船而渡と見え、此にも海宮遊行章に海神乃集大小之魚と有り、又古事記に天宇受賣命云々、乃悉追集鰭廣物鰭狹物、以問言汝者天神御子仕奉耶之時、諸魚皆仕奉白之と有り、祝詞式には御年神詞、風神祭詞、鎮火祭詞、道饗祭詞、遷却崇神詞に青海原住物者鰭廣物鰭狹物、春日祭詞、平野祭詞、久度古開祭詞、鎮御魂齋戸祭詞に青海原乃物者波多鰭廣物波多鰭狹物、大忌祭詞に青海原住物者鰭廣物鰭狹物と見えて、記し様に少の異はあれども皆一事なり、(右の古事記なる大小魚を鈴屋大人は波多能比呂母能、波多能、佐母能と訓れたり、寔に雅びて宜しくは有れども、大伎小伎魚共と訓むべし、又海宮遊行章なる大小之魚を、古く登富志呂久、知比佐伎魚共と訓て有れども、萬葉三に、明日香能、舊京師者、山高三、河登保志呂之、十七に、安麻射可流、比奈爾之安禮婆山高美、河登保之呂思と有るが如く、山の高きに對へて河の大なるを然云

ふ事にて、言義は遠灼然の義なれば遠き方の隱るゝ隈なく見渡さるゝ謂なる故に、魚の大なるを然云はむ事似著はしくも思へらず、其小に對へて然云ふ例も聞著かぬ者をや) 鰭は右に引ける共に波多と有り、八尋鰯の事を是豎其鰭背而在三橋之小戸、古事記に爲釣海人之口大之尾翼鱸佐々和々邇なども所見たり、八千矛神御歌に淤岐都登理、牟那美流登岐、波多々藝母と有るは、鳥に翼舉と宣へるなれば、鳥の翼魚の鰭共に波多とは云ふなりけり、武烈天皇御紀に太子放影媛袖移廻、向前三立直當鮪歌曰、云々思寐我簾多泥備と有るを、釋に鮪鰭手也魚比禮也と見たり、萬葉廿(二十二丁)に、鶴河立、取左牟安由能、之我波多波、吾等爾可伎无氣之念婆と有るを、句爾之鰭者なりと記傳に云はれたり、童蒙抄に「海原の底まで澄める月影に、數へつ可しや鰭の狹物古歌なり、鰭の狹物とは小き魚なり」と有り、和名抄に鰭、和名波太、俗云比禮、魚背上鱸也と見え、文選に捷鰭掉尾なども有る是なり、名義は端垂なる可し、(神功皇后御紀に幡荻穗出吾也と有るを、萬葉一に旗須爲寸、三に、皮爲酢寸など作り、其を波太と云は荻は葉の廣より支別るゝ物にて其狀魚の鰭の如くなれば然云ふにこそ、又指物の旗も右に同じきを以て云ふなる可し) 廣は開に同じ、手を伸して度を量るを尋と云ふも、其開きたる限を以て云ふなり、持統天皇の大御名を高天原廣野姫天皇と申し奉るも、大御父天智天皇を天命開別天皇の大御名に對へ奉れるなり、萬葉十六(二十九丁)に大野路者、繁道森徑、之氣久登毛、君志通者、徑者廣計武とある、廣は正しく開くるを云ふなり、狹は名義抄に佐志、又勢婆志とも有りて、其佐は窄まる意なれば開の反なり、其は神武天皇三十一年御紀に内木綿之眞逆國とある逆字を、同抄に佐久、又勢婆志、又須煩志と有る、此等を以て狹は窄き意なるを知る可し、(生島神詞に狹國者廣久と云へるも

窄き國の開くる由なり、萬葉五貧窮問答歌に天地者、比呂之等伊倍等、安我多米波、狹也奈理奴流と有るも、天地は開けて有りと雖も吾爲は窄くや成りぬるにて聞えたり、然れば佐は勢婆、又須煩の義の言なるを知るべき者なり、故其鰭の廣きと狭きとを以て大なる小なる魚共を云ふ稱と爲るは、次なる毛の鹿きと柔きとを以て禽獸の大小を別てるに同じく、甚々雅びたる古語になむ有りける、私記に、鰭廣鰭狹、問此何物哉、答大小之魚類也、大問云此何物哉、先師申云、大魚小魚也云々、神祇式祝詞、鰭廣鰭狹供神物、内大小魚膳之類載之と有るが如し、○山は竊跡に山者禽獸之所、在故向山出毛鹿毛柔と見えたり、傳六、八に云へり、○毛鹿毛柔は古事記に火遠理命者爲山佐知毘古而取毛鹿物毛柔物と有る、此に依りて訓むべき事云ふも更なり、其を此には海宮遊行章第一一書には、彦火々出見尊能得山幸云々、入山覓獸終不見獸之乾迹、第六一書に、入山獵獸など有りて、右には毛鹿毛柔とは云はずして直に獸と云へり、寶劍出現章第六一書に、畜産を祁母能と訓み、獸を祁陀母能と訓めるは古き訓なり、大被詞後釋に、和名抄に獸、和名介毛乃、畜、和名介太毛乃と有るは相誤れるなる可し、神代卷に、同じ續きの文に畜産と訓み獸と訓めるぞ正しかる可き、皇極天皇御紀天武天皇御紀に、六畜を牟久佐能祁母能と訓めり、然れば畜は祁母能、獸は祁陀母能なり、後ながら源氏帚木卷に漢國の劇しき祁陀母能と有るも虎にて獸なり、古今集長歌に藥汚せる獸のと詠めるは、實は鷄犬なれども雲に吠えけむと詠めれば此歌にては犬なり、然れば畜ながらも獸の方に取りてぞ獸とは詠みけむ、偕、祁陀母能は毛津物の意なる可し、古書に毛乃和物毛乃荒物とも云へり、祁母能は飼物の加比を切めて伎なるを氣と云へるなり云々と有る、是にて聞えたり、然れば獸は毛を本として云ふ稱なりけり、(和名抄に此を

毛群類と云ふに收められ、又獸文選注云、毛群曰獸也、爾雅注云、四足而毛謂之獸と有りて、彼にても獸は毛に依りて號る所なるをも合せ思ふ可し、偕右に引ける海宮遊行章には獸を皆志々と訓めるは、其肉を喰ふに就て云ふ稱なり、其は次に云ふを見よ) 大忌祭詞に山住物者毛能和支物、毛能荒支物、風神祭詞遷却崇神詞に山住物者毛乃和物毛乃荒物、道饗祭詞に山野住物者毛能和物毛能荒物など有り、賀茂翁説に、「毛能和物は鳥を云ひ毛能荒物は獸を云ふ」と云はれたり、然れども獸は毛群なれば、然る言なるを、鳥は和名抄にも羽族類に收められたれば、羽とは云ふべし毛とは云ふべからざるなりと已く思ひしかども、中々なる鹿説にて有りけり、同抄羽族體に毳(訓爾古計)細弱毛也、(波都久呂比、漢語抄云毳毛阿布良比岐)鳥理毛也、又襪、文選海賦云毳難襪(師說布久介)又淋滲、文選海賦云鶴子淋滲(師說豆々介)又日本紀私記云、倍羅麼(師說鳥乃和岐乃之多乃介乎爲倍羅麼也、麼謂實實也、言鳥披羽乃古止掩藏之周也、案奥區也、今俗謂保呂羽訛也)など有るは、何れも羽を毛と云へるなり、今も鶴毛衣と歌詞に詠み、東大寺藏聖武天皇御物に鴨毛屏風など云ふも有るを以て曉る可し、偕其を羽と云ふは翳つゝ飛擧がる用を以てなれば鳥にも毛と云ふは本なりけり、此を以て思ふに、鳥にも有れ獸にも有れ其其の人の食用と成る限の物は、此に出來たる事灼然し、(此に鳥と云ふ事の見えざればとて、強に唯獸と耳心得むは力の足らざる者なり、漢籍禮記にも鸚鵡能言不離飛鳥、狸能言不離禽獸と云へり、鸚鵡は鳥なれば唯禽と耳云ふべきを獸と云へるは、此の古の如く彼にても然上代は相通はし云ひけむを得知らぬなりけり、和名抄羽族類に鳥文選注云羽族謂鳥也、爾雅集注云、二足羽者曰禽、和名與鳥同土里、一說飛曰鳥、走曰獸、摠謂之禽、訓與獸同と見え

たるは、此の言の状と似たる事なり。此の故事は更なり、右の祝詞共に然所見たれば、甚々上代には神にも奉られ、又常に人も喰ふ事にて有りしなりけり、但し畜を忌みて獸をば忌まざりしなり、其畜を忌む事は、古語拾遺に昔在神代大地主神營田之日、以牛六食田人、于時御歲神之子至於其田、唾饗而還以狀告父、御歲神發怒云々、宜獻白猪白馬白鷄以解其怒と有るが如く、牛六を以て穢と爲給へりけむ御饗に唾して怒り給へるを、次に白猪白馬白鷄は神の乞ひ給へる内に、白馬は乗らせ給ふ料にも有るべく、白鷄は弄物にも有るべきを、白猪は今云ふ豚の事にて外に用ふる所無き物なれば食料に乞はせ給へるなり、是即ち獸は食ふ可く畜は食可からざる證なり、神武天皇御紀に大設牛酒と有るは論有り、下に其傳に就て云ふべし、古事記中卷に、耕人の牛を牽て山谷に入るを天之日矛が尤めて、何汝飲食負牛入山谷、汝必殺食是牛、即捕其人將入獄囚と有るは、新羅にての事なれども、彼は皇國の神孫なれば此の古法を以て然爲つる者なる可し、皇極天皇元年御紀に、隨村々祝部所教、或殺牛馬祭諸社神と有るは、或説に殺牛の二字は幣の一字を誤れるにて、幣馬にて祈雨止雨等祭に馬を幣と爲して奠らるゝ是なりと云へるは然る言なり、桓武天皇十年御紀に、斷伊勢尾張近江美濃若狹越前紀伊等國百姓殺牛牛祭漢神、又二十年御紀に令越前國禁斷屠牛祭神と有るなどは、不須也凶目汚穢漢國の神を祀れるなれば、然る忌はしき事をも行へりし者なれば、上代の古法に係けて云ふべきには非ざるなり、(新撰字鏡に納殺牛祭神也、宇牟須比麻豆利と云へるなど其漢神を祭れるなり、宇牟須比と申すは、我が皇祖天神の御名なるを取りて其祭に號けたるなれば、又抱る可からず、此にても彼國に倣ひて釋典と云ふ事を行はるゝに彼制を用ひて獸肉を胙として被祭る事、儀式式江次

第、公事根源等に出でたるが如し、然るに台記久安二年四月一日條に、往古釋典供肉見式、中古以來止之或者云、人夢云、文宣王云、太神宮常來臨莫供肉食止之と有り、此事鴨長明四季物語に、昔は猪菟なども雉鷹なども庶供に奉りしを、白河帝の院にて渡らせ給ふ時、文宣王の難有き夢に奏せ給ふは、此御國は天照御神の御國なれば、尋常の國には似る可からず、我國にては然やうの物も爲しかども、神明の嫌ひ給ふ物少か奉らせ給ふ可からずとて猪菟は止められたり」と見えたり、古今著聞集にも、「大學寮庶供には昔は猪肉鹿肉をも供へけるを、或人の夢に、尼父の宣く、本國にては進めしかども、此朝に來りし後は、太神宮來臨同禮穢食供す可からずと有りけるに依りて、後は供せず成にけるとなむ」と有り、太神宮來臨は如何なる事なれども、皇太御國に參來りては、釋典の日に皇太朝廷より下し賜はる供物にも、此の大御制に従ひ奉らむと告げけるは流石に孔子なりけり、然れば何れの漢神に在れ皇國の人に祭らるゝ限の漢神は、牛肉などを以て被祀る事を甘なふは、正しき神には非ざる可き事云ふも更なり。獸は上古に常に食ひたりし事は、先づ古事記素菟段に、故爾八十神怒而欲殺大穴牟遲神、共議而至伯伎國之手間山本云、赤猪在此山、故和禮共追下者汝待取云々と有るも、猪を殺て常に喰ふ事なりしが故なり、出雲風土記に意宇郡宍道郷所造天下大神命之追給猪像南山有二(一長二丈七尺高一丈周五丈七尺、一長二丈五尺高八尺周四丈一尺)追猪大像(長一尺高四尺周一丈九尺)其形爲石、无異猪犬、至今猶在、故云宍道と見え、又秋鹿郡大野郷和加布郡怒志能命御狩爲坐時、即郷西山狩人立賜而追猪、北方山之至河内谷而其猪之跡亡失、爾時詔自然哉猪之跡亡失詔故云内野云々と有るは、右等は國神の常の習俗なりしなり、播磨風土記に讃容郡柏原里大神從出雲來

時、以島村岡爲吳床、坐而筌置於此川、故號筌戶也、不入魚而入鹿、此取作鱸食、不入口而落於地、故去此處遷、佗と有る、此を以て上古に鹿餉の已に有りけるを知るべきなり、海宮遊行章第六一書に、兄火酢芹命能得海幸、故號海幸彦、弟彦火々出見尊能得山幸、故號山幸彦と有るを古事記には火遠理命者爲山佐知毘古而取毛鹿物毛柔物と有れば、此國土にしては天神御子と申せども、然る獸をしも御贄に聞食し御在し坐しなりけり、(然れども其は此國俗に隨はせ給へりしにてぞ有るべき、天上にては獸を用ひさせ給はざりし事、天照太神の甚く忌嫌はせ給へるを以て知るべし、然るを寶鏡開始章第一一書に又全剝眞名鹿之皮以作天羽鱸と見え、古事記にも内は拔天香山之眞名鹿之肩、拔而云々と有るを、或説に眞名は眞菜にして飯の助けを云ふなり、古事記に鱸を獻る事を天之眞名昨と有るに同じく、皇太神の御食に鹿を奉れるなり、然れば眞名鹿とある男も那と訓むべし云々と云へる、其眞名の説は次なる猪名縣の下に云ふべし、但し此時に其鹿肉を奉れるなど云へる邪説は云ふにも足らざる事ながら甚畏き事なり) 崇神天皇十二年御紀に始校人民更科調役、此謂男之弭調、女之手末調也と有るを、古語拾遺に今神祇之祭用熊鹿皮角布等此緣也と有るにて聞ゆるが、上に引ける大忌祭風神祭等詞は其御世に出來たる者なるを、毛乃和物毛乃荒物と有るは皮角等の事ならず其肉を獻られたる事を云ふなれば、右の弭調も亦同じかる可し、高橋氏文に掛畏卷向日代宮御宇大足彦忍代別天皇五十三年癸亥云々、冬十月到于上總國安房浮島宮、爾時磐鹿六鴉命從供奉矣、天皇行幸於葛飭野令御德矣云々と見え、又常陸風土記に多珂郡飽田村古老曰、倭武天皇爲巡東陸頓宿此野有人奏曰、野上群鹿無數甚多云々、又海有鮫魚云々、於是天皇幸野、遣橋皇后臨海令漁、相

競捕獲之利、別探山海之物、此時野獵者終日驅射不得、一穴、海漁者須臾才採盡得百味焉、獵漁已畢、奉羞御膳時、勅陪從曰、今日之遊朕與皇后各就野海、同爭祥福(俗語曰佐知)野物雖不得而海味盡飽喫、後代追跡名飽田村と有り、野獸を供御に聞看す當昔の常なりし事を知るに足れり、又神功皇后御紀に、磨坂王忍熊王共出菟餓野祈狩之曰(祈狩此云于氣比俄利)若有成事必獲良獸也云々と有るも、唯誓びて狩し給ふ耳には有るべからず、神に獻らむ獸を誓ひ求め給へるならずば祈と云ふ事の所詮非ざる可き者なり、應神天皇十三年御紀にも、天皇幸淡路島而遊獵之と有り、仁德天皇三十八年御紀に天皇與皇后居高臺而避暑時、每夜自菟餓野有聞鹿鳴、其聲嘹亮而悲之、共起可憐之情及月盡以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、當是夕而鹿不鳴、其何由焉、明日猪名縣佐伯部獻苞苴、天皇令膳夫以問曰、其苞苴何物也、對言牡鹿也、問之何處鹿也、曰菟餓野、時天皇以爲是苞苴者必其鳴鹿也、因謂皇后曰、朕比有懷抱、聞鹿聲而慰之、今推佐伯部獲鹿之日夜及山野、即當鳴鹿、其人雖不知朕之愛、以適逢猶獲、猶不得已而有恨、故佐伯部不欲近於皇居、乃令有司移鄉于安藝淳田、此今淳田佐伯部之祖也と見えたるも、菟餓野の鹿の鳴を聆かして愛御在し坐しかども、苞苴に鹿肉を奉る事は停止させ御在し坐さざりしを見るに足れり、三代實錄に貞觀十五年八月癸巳朔、勅賜攝津國河邊郡爲奈野於二品行中務卿兼上野太守親王、以爲遊狩之地、勿禁百姓樵蘇焉と有るをも思合す可し、(猪名縣は和名抄郷名に河邊郡爲奈と有り、然るを神名式には豊島郡爲那都比古神社二座と有れば、本は豊島郡なりしにや、後歌に猪名野と詠める是なり、姓氏錄右京皇別に爲名眞人宣化天皇皇子火焰王之後也、攝津國皇別に爲奈眞人有りて右に同じく、

左京神別上に猪名部造伊香我色男命之後也、攝津國諸蕃に爲奈部首百濟國中津波手之後也、同國未定雜姓に爲奈部首伊香我色乎命六世孫金連之後者と有るなども其地に出でたる姓なるを思ふに、眞名鹿は眞菜鹿ならむ事、上に引ける或説の如くなる可ければ、猪名は猪菜にて何れも食の菜に物爲つるなる可きに就て思ふに、猪の菜を飼ひ置きて苞苴に奉る野にて有りしなる可し、其十四年御紀に、爲橋於猪甘津と有る甘は養にて、書洪範に稼穡作甘と有るに同じければ、此も苞苴の猪を飼ふ所にて中古の園池司などの如くなる可し、今も東生郡に猪飼野村と云ふ有りて、其高津宮より遠からぬ地なる可し、古事記穴穗宮段に、我者山代之猪甘也と有るを以て、國々に其部有りしを知るべく、又姓氏錄右京皇別上に、猪使宿禰安寧天皇皇子志紀都比古命之後也、又和泉國未定雜姓に猪甘部首天足彥國押人命之後也云々など有るを合せて、古に其司を置かれしを知るべし、又履仲天皇五年御紀に、天皇狩于淡路島云々、允恭天皇十四年御紀に、天皇獨于淡路島時、麋鹿猿猪莫々紛々盈于山谷云々など有り、皆御贄の祈なる事上に云へるが如し、古事記穴穗宮段に大長谷王の淡海之久多綿之蚊屋野多有猪鹿、其立足者如荻原、指擧角者如枯樹、此時相率市邊之忍齒王幸行淡海到其野云々、此事雄略天皇御紀にも有り、其二年御紀に、冬十月辛未朔癸酉幸于吉野宮、丙午幸御馬瀬、命處人縱獵凌三重嶺赴長莽、未及移影、獮什七八、每獵大獲鳥獸云々、問群臣曰、獵場之樂便膳夫割鮮、何與自割、群臣忽莫能對云々、入於皇宮語太后曰、今日遊獵大獲禽獸欲與群臣割鮮野饗、歷問群臣莫能有對、故朕嗔焉、皇太后知斯詔情、奉慰天皇曰、群臣不悟陛下因遊獵場置穴人部降問群臣、群臣嘿然理且難對、今貢未晚、以我爲初、膳臣長野能作穴贄、願以此貢天皇、跪禮而

受曰、善哉、鄙人所云貴相知心、此之謂也、皇太后視天皇悅歡喜盈懷、更欲貢人曰、我之厨人兔田御戸部眞鋒田高天以此二人請將加貢爲穴人部、自此以後大倭國造吾子籠宿禰貢狹穗子鳥別爲穴人部、臣連伴造國造又隨續貢と有るは穴人部を置き給ふ始なる者なり、又四年春二月天皇射獵於葛城山、忽見長人來望丹谷、面貌容儀相似天皇、天皇知是神云々、遂與盤于遊田驅逐一鹿、相辭發箭云々と有りて、此は神と共に遊獵し給ひしなり、又秋八月辛卯朔戊申行幸吉野宮、庚戌幸于河上小野、命處人驅獸云々、五年春二月天皇校獵于葛城山云々、嗔猪直來欲噬天皇、天皇以弓刺止、擧脚踏殺云々と有りて、常に如此く御狩爲させ給ひしも猪鹿を供御に聞食さむ料なるを思ふ可し、(右の膳臣長野は姓氏錄左京皇別上に穴人朝臣阿部朝臣同祖大彥命男彥狹立大稻與命之後也と有る其なる可し、和泉國皇別に膳臣阿倍朝臣同祖云々大彥命之後也と有るを思ふに、元來膳臣なりしを右の穴贄の事に仕奉るを以て賜へる姓にて、穴人部は其に屬きたる部なるなり、天孫降臨章天稚彥が殯の所に以烏爲穴人者と云へれば、神代より已に在りつる名稱を用ひ給へるなりけり、私記に穴人師說包丁之類也と見ゆ、萬葉十六に、佐男鹿乃、來立來嘆久、頰爾、吾可死、王爾、吾仕牟、吾角者、御笠乃波夜詩、吾耳者、御黑埴、吾目良波、眞墨乃鏡、吾爪者御弓之弓波受、吾毛等者、御筆波夜斯、吾皮者、御箱皮爾、吾穴者、御奈麻須波夜志、吾伎毛母御奈麻須波夜之、吾美義波、御鹽乃波夜之と有るを以て、古に脛に割りて其穴を菜には被成けむ事知るべし)崇峻天皇五年御紀に、冬十月癸酉朔丙子、有獻山猪、天皇指猪詔曰、何時如斷此猪之頸斷朕所嫌之人云々と有るは、蘇我の狂者が事を比に爲給へる大御言には有れども、其山猪は供御の用に獻れるなり、推古天皇十九年御紀に、夏五月五日藥獵

於菟田野と有るを始として大凡年々の如く有りしかども、此は鹿茸を令採給へるなれば供御の祈には非ずと雖も、然る物をも御樂に奉りて忌ませ給はざるを見るべし、萬葉一(七丁)に高市崗本宮御宇天皇代天皇遊獵内野之時、中皇女命使間人連獻歌、八隅知之、我大王乃、朝庭、取撫賜、夕庭、伊緣立之、御執乃、梓弓之、奈加弭乃、音爲奈利、朝獵爾、今立須良思、夕獵爾、今佗田渚良之、御執、梓能弓之、奈加弭乃、音爲奈里、反歌、玉刻春、内乃大野爾、馬數而、朝布麻須等六、其草深野と有る、此御歌の狀を以ても常に供御の用には遊獵を事と爲給へりし事所見たり、天智天皇七年御紀に、五月五日天皇縱獵於蒲生野、于時太皇弟諸王内臣及群臣皆悉從焉と有るは、獲獵なれば常の例には非ず、萬葉一に天皇遊獵蒲生野之時額田王作歌云々皇太子答御歌云々、と有るは此時なり、天武天皇四年御紀に、夏四月甲戌朔庚寅、詔諸國曰、自今以後制諸漁獵者、莫造檻宰及施機槍等之類、亦四月朔以後九月三十日以前莫置比滿沙伎理梁、且莫食牛馬犬猿鷄之穴、以外不在禁例、若有犯者罪之と見えたる、一は漁獵の法を定められ一は肉食の制を立てられたるが、牛馬犬鷄は本より飼物なり、此を食ふ可からざる事、上に云へるが如く上古よりの御定なりしかども、當時此を犯す者の多在りけむから右の如く掟てさせ給へるなる可し、猿は人に類たる物なる故に此を停止られたるなめり、以外不在禁例とは猪鹿の類は更に禁めしめ給はざりし者なり、故萬葉一(二十一丁)に、藤原宮御宇天皇代、輕皇子宿于安騎野之時、柿本朝臣人麻呂作歌云々と有りて其短歌四首の中に、日雙斯、皇子命乃、馬副而、御獵立師、時者來向と有りて、天皇は持統天皇なり、日雙斯皇子命は天武天皇々子にて持統天皇の御腹に生れ坐せる草壁皇子なり、輕皇子は其御子にて文德天皇の御幼名なり、此歌の趣にては前に草壁皇

子の御獵立たしし其御跡を卜て輕皇子の遊獵し給へるなり、其御獵は何の爲なるぞと云ふに猪鹿を取りに出で坐し、事申すも更なり、(三卷に、長皇子遊獵路池云々の歌に、馬竝而、三獵立流、弱薦乎、獵路乃小野爾、十六社者、伊波比拜目、鶉已曾、伊波比回禮、四時自物、伊波比拜、鶉成伊波比毛等保理、恐等、仕奉而と有るは其得物の猪、鹿、と鳥とを以て仕立てたる者なり、天孫降臨章に獸字を多く志々と訓みたるは此の毛鹿毛柔を云ふが其を志々と云ふは其穴の食用と成るを以てなり、楮右の長皇子は天武天皇の大御子なり、右等を考合せて不在禁例と云ふ猪鹿等なるを知るべし)大寶の神祇令に凡散齋之内諸司理事如舊、不得弔喪問病食穴、亦不判刑殺、不決罰罪人、不作音樂、不預穢惡之事、致齋唯祭事得行、自餘禁斷、其致齋前後兼爲散齋と有る、此は杜祐が通典を以て文を成し給へるなるが、彼には食穴の文無きを、此の御制は然らざる故に加へさせ給へるなり、此穴は魚肉に非ず獸穴なり、其は臨時祭式に凡觸穢惡事應忌者云々、其喫穴三日と有る細書に、此官尋常忌之、但當祭時餘司皆忌と見えたるは、魚に非ず獸なる事明らけし、若し獸ならざらむには神祇の官人は僧徒の如く生の涯り魚肉をも食ふまじき者と成るを如何にとか爲む、其上職制律に凡大祀在散齋而弔喪問病判署刑殺文書及決罰食穴者答五十、奏聞者杖七十、致齋者各加三等と有るを以ても魚は平生に食ふ物なり、其故を以て答給ふ計ならむには、神祇令にも然る大禁の事を記さる可きを、然らぬは獸肉を以て此にては穢惡の物と爲給へるが故なり、神事に獸肉を忌むの始め此に在り、(或説に此食穴を獸肉耳の事と云ふは誤なり、其は中古よりの定にて古昔は禽獸魚蟲の肉隔つる事無し、既に僧尼令に凡僧尼飲酒食穴五辛者三十日、苦使若爲疾病藥分所須三綱給其日限云々と有る、穴を

獸耳の如くする時は、僧尼は禽魚蟲の肉をば禁しめられざる者と爲むか、神祇令の宍も禽獸魚蟲の肉を云へる事明らかしと云へれども、右に引ける如く臨時祭式職制律などに明す可き文有る事に心著かざる誤なり、且其義解に食_レ宍者廣包_レ含生之肉_一也と有るが如く、僧徒は惣て含生_レ者_一の肉を食ふまじき管の物なれば、右の如く禽獸魚蟲共に合せて此に宍とは記されたるなり、神祇令なるは同じ宍字なれども下に引ける淡路天皇御紀にも、御贄雜宍魚等類と見えたる如く、魚に別ちて獸を云るなれば其とは別なりける者をや、元正天皇御紀に、養老五年秋七月庚午、詔曰、凡膾_レ靈圖_一君_レ臨宇内_一、仁及_レ動植_一恩蒙_レ羽毛_一、故周孔之風尤先_レ仁愛_一、李釋之教深禁_レ殺生_一、宜_レ其放鷹司鷹狗、大膳職鷄鶉、諸國鷄猪、悉放_レ本處_一令_レ遂_レ其性_一、從_レ今而後_一如有_レ應_レ須_一、先奏_レ其狀_一待_レ勅_一、其放鷹司官人并職長上等且停_レ之所_一役品部竝同_レ公戸_一と有る、此は神氣稍に薄く成らせ給ひて天威の振はず成れるにて、此は禽獸に限らず魚蟲に至る迄を取るまじく掟てさせ給へる者なり、聖武天皇御紀に天平二年九月壬子朔庚辰、詔曰、造_レ法捕_レ禽獸_一者先朝禁斷、擅發_レ兵馬人衆_一者當今不_レ聽而諸國仍作_レ法籬_一擅發_レ人兵_一殺_レ害猪鹿_一計_レ無頭數_一、非_レ直多害_レ生命_一實違_レ犯章程_一、宜_レ頒_レ諸道_一竝須禁斷_一と有る、先朝とは上に引ける天武天皇御時の制を云ふなり、法とは右に法籬とも有りて禽獸を遮捕る具なれば、弓矢鋒を以て捕る事は禁止められざりしにこそ、同四年秋七月丁未、詔和_レ買畿内百姓畜猪四十頭_一放_レ於山野_一令_レ遂_レ性命_一と有るは謂ゆる放生なり、當時彼李釋の教に交_レこられ給へる事の甚しきを見る可きなり、(法を今本に法に誤れり、今尾張殿の古本に依れり、名義抄に法困_レ山谷_一爲_レ牛馬_一圍_レと有りて、其訓に佐間又佐波流と有り、通證に文選法點_レ佐倍_一、漢楊雄傳以_レ罔爲_レ周法_一、註李奇曰法遮_レ禽獸_一圍陣也と有り) 孝謙天皇御紀に、天平勝寶元年十一月辛卯朔

己酉、八幡大神託宣向_レ京、甲寅遣_レ參議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名等、以爲_レ迎神使_一、路次諸國差_レ發兵士一百人以上、前後驅除、又所_レ歷之國禁_レ斷殺生_一其從人供給不_レ用_レ酒宍、道路清掃不_レ令_レ汚穢_一と有は、八幡大神を崇奉奉らせ給ふ餘りに其惑はせ給ふ佛様に會釋はせ給へるなり、不_レ用_レ酒宍_一は上に引ける僧尼令の法なり、又天平寶字二年秋七月甲戌勅、比來皇太后寢膳不_レ安、稍經_レ旬日_一、朕思_レ延_レ年濟_レ疾莫_レ若_レ仁慈_一、宜_レ令_レ天下諸國始_レ自_レ今日_一迄_レ今年十二月三十日_一禁_レ斷殺生_一又以_レ猪鹿之類_一永_レ不_レ得_レ進_レ御_一と有りて、殺生は當年限り、猪鹿を御す事は御世限の事にて、後代の天皇の御迄も禁め進らせたるには非ず、此天皇は何よりも佛をば好み翫ばせ御在し坐ししかば、然る仰共も有りし者なりけり、淡路天皇御紀に、天平寶字八年冬十月乙丑、廢_レ放鷹司_一置_レ放生司_一、同甲戌勅曰、天下諸國不_レ得_レ養_レ鷹狗及鶉_一以_レ田獵_一、又諸國進_レ御贄雜宍魚等悉停_一、又中男作物魚宍蒜等類悉停_一、以_レ佗物_一替宛、但神戶不_レ在_レ此限_一と有るは、此月に廢_レ進_レらせられて太上天皇の異しく政_レごち給_レふ程の事なりしかば、萬に表裡なる御事共は出來りし者なりけり、(楮此には宍と魚とを別に載せられたれば此宍は獸なるなり、神戶不_レ在_レ此限_一とは、神社に依りては古より毛龜物毛柔物を奉り來れるも有るを、其迄は停止させ御在し坐さざりしなり) 其後には然る事共も御在し坐さずて、天皇皇太子を始め奉りて群臣共に御獵立たせる事御世々々の御史共に出でたり、内膳司式に、近江國元日副_レ進猪鹿_一と見えて、江家次第元日供御藥條に、猪宍一坏鹿宍一坏と有り、一年の始にすら如此くなれば、年中の常の供御にも此を忌まずして獻_レりけむ事申すも更なり、主計寮式に見えたる諸國の貢物の中に、鹿猪脯、雉腊、鹿猪腊などの類はしも供御の新ならずば何の爲とか爲む、(但し江家次第猪宍一坏の下に、以_レ雉代_レ之と

見え、鹿一坏の下に、以田鳥代之と有るは、志々と雉と名相近く、志加と田鳥の其唱遠からぬが故に代へ用ひらるゝにて、却に古義には非ざる可し、猪和名抄に、猪和名井と有り、鹿和名加と有りて其即ち本名なり、然るを猪を韋能志々と云ひ、鹿を加能志々と云ふは共に其実は、人の食用に爲る者なるを以てなり、中にも猪を打任せて志々と耳も云ふは、殊に主と有る物なればなり、然れども鹿を志加と云ふは、鹿の切れるなる可ければ、志々は、猪の切れるにて、猪鹿と云ふを打返したる者なりけり、海宮遊行章又垂仁天皇八十七年御紀などに獸を志々と訓めるも、其実を食用に爲るから其事を兼ねて其所にては祁陀母能とは訓まれざる者なり、然れども其は保食神の古より此土にて有初たる國津風なるにて猶天上の儀式には非ざる者なり、其は古事記に、櫛八玉神の天之眞魚昨を獻られしを天御饗と有るを思ふに、大國主神の毛鹿毛柔を御し、國風を改めて、鮮魚を奉れるに火を鑽清めなど爲るを天御饗と云ふにて天の風に會釋ひ奉れるを思ふ可くなむ有りける、掛まくも甚も可畏き天照皇太神の甚く惡み嫌はせ給ふを以て見れば、天上の供御には奉らせ御在し坐さゞりし者なりけり、但し此は釋徒の如く其殺生を忌むに非ず汚惡を嫌はせ給ふにて、其起は寶鏡開始章に見えたる素戔鳴尊の御荒びの中に、又見、天照太神方織、神衣居、齋服殿、則剝、天班馬穿殿、而投納云々、由此發懼乃入于天石窟、閉馨戸、而幽居焉と有る是にて、此事に依て素戔鳴尊は後に千座置戸の被責給へり、是畜獸の皮を生剝逆剝に爲る汚穢を惡ませ給へるなり、然ればこそ倭姫命世記なる皇太神の御遷幸の所に、大川瀨渡給止爲鹿穴流相支、是穢惡詔天不渡坐、其瀨相鹿瀨止號支と有るも天上の儀式に然る大禁の事有りつれば、倭姫命の其河を渡らせ御在し坐さゞりし者なり、皇太神宮儀式帳皇太神御鎮坐條に、亦種

々事定給内七言云々外七言云々と有る、内七言と云ふは佛稱中子などの類にて、當未嘗ても所知食ざる御事なれば、後の事を始に及ほせる事灼然けれども、外七言は常有る事なれば信に倭姫命の定めさせ給ふ所なる可し、其中に穴稱菌と有るは魚肉に非ず、猪鹿を云ふ事、已に上に引ける神祇令を見て知るべし、其も右の逢鹿瀨の事などに依りて然定めさせ御在し坐しけむ事明らかなる者なり、但し實に皇太神の然忌嫌はせ給ふ物ならむには、天神御子の天降坐す時などに熟々仰せ傳へらる可きに、然らずと見えて已に彦火々出見尊はしも山幸御在し坐すが故に山幸彦と稱奉り、御世々々の天皇尊等の苞直にも御し事常なるを以て見れば、皇太神の大御心には非ずて此方より其禁例を立てたる者の如く見ゆめれども、上古は唯神事に耳忌みて尋常の時には停止めさせ給ふ限には非ざりし者なりけり、然るに物事は年序を多く經るに従ひて其可さ否さも微有る者なる故に、如此くして終に尋常にも忌む事と成以て行き、何時と無く天上の儀式の如くは成定まれる者になむ有りける（其は婚の事なども其定め大らかなりし故に、同母兄弟耳を厳しく忌みて異母兄弟は苦しからず、尋常の事にし有りければ異しとは爲ざりつらめど、數千百歳を經る内に何時と無く其宜しからざる事にして異母兄弟をも忌ます事古の同母兄弟の如し、是等は公よりの仰にても何にても無く人心の改まれるにて、然改まりつるなむ取も直さず神の御心と云ふ者なれば、此も亦其如くなると知るべし）大寶令は萬に漢様に世中の制を被立たるにも神祇令なる六色禁忌の中に食、穴を其一に載せられ、職制律には此を犯す者を答の法有り、臨時祭式に凡觸穢惡事、應穴者云々、其喫穴三日（此官尋常忌之、但當祭時餘司皆忌）と有りて、穴を喫ふを穢惡の事の部に被收れたり、齋宮式に外七言、齋院式に忌詞と有りて穴稱菌と見え、踐祚大嘗祭式

にも凡散齋一月(十一月自朔盡晦)致齋三日(自丑至卯)其齋月者預告諸司及下符畿内、不得預佛齋清食、其言語者云々と有りて、此も同じく宍稱菌と有りて其名をだにも云ふ事を忌むは、素より其穢惡を忌嫌はせ給ふ神の大御心を、現人神にも其大御心と爲させ給ふ古の風習にて有りし者なり、然るを世の學者良も爲れば神事に宍を忌む事を佛に依れる者の如く思ふは幼き説なり、佛は殺生を罪と爲るにこそ有りけれ、神は殺生は咎めさせ給はざれども其穢惡を以て深く忌嫌はせ御在し坐す御事なれば、日を同じくして云ふ可からざる所なり、(殺生を神の罪と爲させ給はざる事は、保食神の此にて饋廣物饋狹物又毛鹿物毛柔物を饗し奉らせ給へるも、共に人の食ふ可き物として奉り給へるなり、又古事記に天宇受賣命の於是送猿田毘古神而還到、乃悉追聚饋廣物饋狹物以問言汝者天神御子仕奉耶之、諸魚皆仕奉白之中海鼠不白、爾天宇受賣命謂海鼠云此口乎不答之口而以紐小刀拆其口、故於今海鼠口拆也と有るが如く、彼等は人の食用と成る事稻穀の熟りて人の養ひと成るに同じければ、神は斯る殺生をこそは定め置かせさせ給へれ、佛とは甚く異なる者なれば、右等の事の佛に依れるに非ざる事明らかし)延暦廿年五月十四日の太政官符に、定准犯科被事、一大被料物云々、右闕意大嘗祭事及同齋月中弔喪問病判署刑殺文書決罰食宍預穢惡之事者宜科大被、所輪雜物具如前件、官人有犯兼解見任、一上被料物云々、右闕意新嘗祭鎮魂祭神嘗祭祈年祭月次祭神衣祭等事、毘伊勢太神宮禰宜内人及穢御膳物并新嘗等諸祭齋日犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科上被、輸物如右、一中被料物云々、右闕意大忌祭風神祭鎮花祭三枝祭鎮火祭相嘗祭道饗祭平野祭園韓神春日等祭事、毘物忌戸座御炬火新物忌女及觸穢惡事預御膳所并忌火等祭齋日毘祝禰宜及預祭事神戶人、

犯弔喪問疾等六色禁忌者、宜科中被、輸物如右、一下被料物云々、右闕意諸祭祀事及齋日毘祝禰宜并預祭神戶人犯諸禁忌者、宜科下被、輸物如右云々と有るが如く、其神事の大中小に依りて被にも大上中下の異は有れども、食宍と云ふ事の穢惡に立つを以て上件に云へる事共を思合す可き者なりかし、其上被以下には食宍と顯はして擧げられざれども、六色禁忌と云ふ其中に含めたる事上に引ける神祇令の文を以て曉る可し、摠て祭と政とは本一にして朝家と神宮とに於て然しも、差別は無き事なれども、此穢惡を忌む事は殊に神宮は甚しく有りて、常に詞を換へて菌とも云ふ程の事にて、永正記を見るに、一鹿食人禁忌猪犬麩猿熊同前食人百日、同火二十一日、又相火七日、是又相火當日云々、抑籠僧等百日禁忌并産婦百日不參宮及鹿食百日忌火、以下事者不依法家之期答守神宮之古例者也と見えて、朝廷にては僅に三日の忌なるを、神宮にては百日の忌なるが、其を犯して顯罰を受けたる者書共に多く見えたるを思へば、實に天照皇太神の深く忌嫌はせ給ふ所にして、是即ち天上の儀式なる事灼然き者になむ有りける、天宇受賣命の饋廣物饋狹物には天神御子に仕奉らむやと問はせ給へりしかども、毛鹿物毛柔物には然る事の無かりしを思へば、獸肉を食ふ事は國津神の御上には常なりし事にて、天宮にては絶えて無かりし者なり、其は古事記に大國主神の鎮坐して後に、水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫献天御饗云々と有りて、下に爲釣海人之口大之尾翼鱸佐々和々邇控依騰而拆竹之登々遠々爾獻天之眞名咋也と有る如く、魚を以て饗し奉らせ給ふを天之眞名咋とは云へるにて、毛鹿物毛柔物を以て祭れるとは打異りたるが故に、然殊更に言揚し給へる者なりけり、(其永正記の趣は先づ鹿を食ひたる甲人は固より百日の忌なり、乙人其甲の家に至りて同火を食へば廿一日の忌なり、

丙人其乙の家に至りて相火を食へば七日の忌なり、丁人又其丙の家に至りて相火を食へば當日一日の忌なり、然れども丁人は唯一日の忌にて輕き故に、戊人は行きて相火を食ふと雖も穢には立てざる者なり。此に就て年中の諸祭を稽ふるに、祈年月次神嘗新嘗等は更なり、大殿御門鎮火等の祭の如く高天原に事始させ給へるには、毛鹿物毛柔物を供進らるゝ事は無くして此國土にて定まれる祭に耳其事有り、先づ御年祭は古語拾遺に見えたる如く大地主神の初め給へるなり、其に白猪有るは儀式祈年祭條に近江國豚一頭と有るを生ながら引かせ給へるなり、大忌祭風神祭は崇神天皇御世に始めさせ給へるなり、故其詞に毛鹿毛柔の事有り、然れども伊勢外宮は大忌神と同神に渡らせ給ひ、内外宮に属奉らせ給ふ風宮は右の龍田と同神に渡らせ給へども、其には詞に云ふをだに忌むは、天宮の風儀を以て祭らせ奉り給ふ皇太神宮の御制に因准ふ事なるが故なり、又道饗祭はしも詞に高天之原爾事始氏皇御孫之命止稱辭竟奉とは有れども、天孫降臨章第二一書に大己貴神乃薦岐神於二神一曰、是當代我而奉從也と有る、其大己貴神の定め物爲し天神に奉らせ給へる神事なるを、天神より皇御孫尊に授け奉らせ給ふなるが故に、固よりの國土にて有來りし任に物し給へるなり、故毛鹿毛柔の事詞に所見たるなり、遷却崇神祭は其より出でたる者なるを以て毛鹿毛柔の事は固より有る筈の事なり、右の五を置きては春日平野等祭の如きなれども、其等は其制定まりて後に出來れるなれば無きも亦異しむに足らず、然れば天上にて起れると國土にて始まれるとに依りて自然に斯る差も有る事になむ有りける、(右の如く祈年以下の祭を高天原に事始めさせ給ふ祭なりと云ふ事は、古より以來人の得知らぬ事なるを、予慥なる見解有りて已に祝詞講義に云へるを、此にても天孫降臨章に就て委しく云ふべければ其に就て見る可し)古語拾遺に、天照太神

者惟祖惟宗尊無二、因自餘諸神乃子乃臣孰能敢抗と有るが如く、天地の間に在と有らゆる諸神はしも、皇太神の御趣けに従ひ奉るべき當然なる事にし有りければ、同書に、宜太玉命率諸部神供奉其職一如天上儀と勅給へりし風儀の何時となく現人神の御心に移りて、神祇に獸肉を奉り又神事に其を食ふ事迄も停止めさせ給ふ嚴禁は出來りし者にて、是即ち皇太神の大御心なる者なり、故上に引ける詞共に引合せて見るに、四時祭式大忌祭新物の中に毛鹿毛柔に當る物無きは已く此を佗物に被換たるなりけり、風神祭料には鹿角二頭鹿皮四張、道饗祭料には牛皮二張猪皮鹿皮熊皮各四張、遷却崇神祭は道饗祭に出で臨時祭式なる霹靂神祭に引合ふ者なる事祝詞講義に已に云へるが、其新物の中に僅に鹿皮四張と出でたり、右等何れも祝詞は古例の任にして被改すと雖も、其品は右の如く已く換れる者なり、(此等は其奉らせ給ふ方より換へさせ給へるとは云ひながら、各其神等の御上にては皇太神宮の御定を仰がせ給ふ可ければ、即ち其神の御心なる者なり上に引ける台記四季物語古今著聞集等に、釋典に獸肉を賜はる事を辭み申して、孔丘が人の夢に入りて此皇大御國にては皇太神の御定に従ひ奉らむと申したるなど考合す可き者なり)然れば皇御孫尊の天壓神とも申し奉る計の大御稜威御在し坐さざらむは甚口惜しき事なれば彦火々出見尊の山幸彦と御在し坐して、御迹に依らせ給ひて時としては御遊獵などには幸行せさせ奉らま欲き御事ながら、天上儀に因らせ給ひて供御には聞食さずして有るなむ又神に奉らせ給ふ御事などは本よりの事なり、春日の掛鳥、諏訪の鹿供の如く中頃にも絶えず行ひ來る事は格別にして、總ては神に奉らせ給ふ御事などは固くせさせ給ふまじきなむ其即ち神の御心なりける、其は古に御自御狩立たし、大國主神の御社などにも此を奉らず、其神人など此を犯す時は神の甚く祟り給へ

る事にて、時々御法も神の時々の御心にし有りければ、縦や古に其神の供御しとて、時の御法を破りて奉らんは中に神の御心に逆らふ事なれば、敢て犯すまじき者になむ有りける、(斯る事は學者の上に多く有る事にて、一向に書典の上に載せたる事とし云へば必ず其如くして苦しかるまじき者と自ら心得人をも誤る事少からざる者なり、書典の上は上にして何所迄も明らむべく、公法は公法として何所迄も従ひ奉るべき者と思はざる僻心と云ふ者なり、豈然る輩をしも我が皇學の忠臣と云はめやは) ○又嚮山則毛龜毛柔亦自口出焉と云ふ十二字必ず無くては佗例に違へるせる事決し、其は上なる國と海と對ひたるに、此には山と云ひて其對へる物無きは事足はざればなり、若て其對ふものは必ず野なる可し、然れば其脱句と云ふは又嚮野則甘菜辛菜亦自口出焉と云ふ十二字必ず無くては佗例に違へるに就て、今本文には立てずと雖も此に補ひて少か其義を解くべし、其は大忌祭詞に山爾住物者毛能和支物、毛能荒支物、大野能原爾生物者甘菜辛菜、風神祭詞又遷却崇神詞に山爾住物者毛乃和物毛乃荒物、大野原爾生物者甘菜辛菜と有りて三所共に右の如く山と野と相對はせ、高橋氏文にも、山野海河者多爾久々乃佐和多流岐波美、加徹良乃加用布岐波美云々と有りて、山と野を竝べ云はれたるに合せて、此にも必ず脱句有るべしとは云ふなり、(但し同じ毛乃和物毛乃荒物と云ふにも道饗祭詞には山野爾住物者云々と有るは、禽獸は山にも野にも有る物なるが故なり、若く云ひて甘菜辛菜の事を置く所無きが故に云はざるにこそ有りけれ、實には右の三例の如く必ず委しく有るべき所なり) 右に山野を對へ云へるは更なり、猶慥に明らむ可き證有り、其は御縣神詞に御縣爾坐皇神等前爾白久、高市葛木十市志貴山邊曾布登御名者白氏此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏皇御孫命能長御膳能遠御膳登聞食、故皇御孫命能宇豆乃

幣帛乎稱辭竟奉久登宣と有る、御縣は今京に云へる御園にて謂ゆる雜菓雜菜を殖うる地を云ふなり、孝德天皇御世に至りて縣を郡に改められて天下の制度は大に改まりしかども、詞は舊に依りて右の詞を用ひられ、神社も古に従ひて右の六御縣にて祭らせ御在し坐すと雖も、御縣の實なく其を主る縣主も何も無くなりて、唯神社の祭のみは必ず其神社に就て被し行し者なり、況て今京と成りては内膳司式に所見たる如く、京外に十四箇所の御園を置かれて日御は其より令し獻給へるが、大和なりし古は御縣神と申せるを、此にては國神と祀はせ給へるにて其實は同神なり、其は職員令に園池司正一人掌諸苑池種殖蔬菜樹菓等事云々と見えたるが如く、本は園池司に掌れりし事なるが、其司を停止められ後は内膳司に屬きたる者なり、故清和天皇實錄には、貞觀三年五月甲戌朔授園池司無位御氣津神從五位下と有るを、延喜の内膳司式には國神祭(春秋竝同)十四座(京北園二座、長岡園三座、奈良園三座、山科園一座、羽束志園三座、奈奈園一座、政所一座)右五位一座(京北園)六位十三座と有り、然れば園池司御氣津神と申すは其司に坐すには有るべからず、其司に在る國神なる可ければ右の五位一座(京北園)と有る共に當る可し、自餘の國神も同じ御氣津神に御在し坐す事今云ふ限に非ざるなり、此説を先づ定め置きて立復りて右の御縣神の事を云はむに四時祭式大忌祭條に、是日以御縣六座山口十四座合祭其幣物者云々、但御縣六座別加純三尺と有るを祝詞に引合せ見るに、其山口神の事は倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等云々と有れども、御縣神の御事とは少も所見ざるは如何と云ふに其廣瀬神とは別神には御在し坐さざるが故に別に御名は出たされぬなりけり、右の園池司には御氣津神と申せれば、御縣神も本より同神に坐して此の保食神に御在し坐す事の如此く相應へるを以て、此の脱

文の考に迄も及べるになむ有りける、(然れども此の園神と彼園神の園神と御名の同じきが混らはしく、又御縣神は其所々の縣主の祖神ならむとの混らはしき説有るが故に、善爲すしては誤る可き事なり、其委しき説は已に祝詞講義に云へるを、此は右の甘菜辛菜共に保食神の主り給ふ事を顯はし奉り、且其大神の御身より成出でたりけむと思ゆる事を徴さむとの事なれば御縣御園等の祭神の定めぞ此にては眼神とも云ふべき所なりける、右の御縣の御氣津神に坐すに就て猶思合す可きは、文德天皇實錄に仁壽二年三月丁卯朔甲戌、授近江國筑摩神從五位下、と有るは坂田郡式外なるが、神社啓蒙に祭神御食津神、按筑磨莊大膳職御厨之地也、運送色目載在延喜式等、故以當職所祭之神祠此地歟と有るも右の例に同じかりけむ) 其甘菜辛菜の甘と辛とは其味を以て名くる所なり、祝詞考に、「甘は菁菜齋の類、辛は蘿蔔野菘の類など種々なり」と云はれたるが如く、上件魚には鰭を以て號け、獸には毛を以て稱ふに同じく、必しも一種の名には非ず、廣く其類を聚め合せて云ふなり、又甘と辛とを以て稱呼と成りたるも多在り、本草和名に女萎、和名惠美久佐、一名阿末奈、又黃精、和名阿末奈、一名末惠美、又麻黃、和名加都彌久佐、一名阿末奈、又白薇、和名美奈之古久佐、一名久呂女久佐一名阿末奈など何れも物の本名には非ず、一名に阿末奈とあるは唯其味に就て云へるが一名と成れるなり、其例に依らば右の黃精なるも和名末惠美一名阿末奈と有るべき例なり、若て其阿麻は字麻と通ふ故に、御紀に甘美と書かれたるも常なり、(其は同書に青箱和名宇末佐久一名阿末佐久と有るを以て知るべし、又甘草和名阿末岐、千歲薑汁和名阿末都良など見え、和名抄に苳胡和名阿末阿加奈なども有り、又右の女萎黃精などに惠美某と云ふ名有るは、甘き物を喰へば其味の快さに啖はしく成るを以て云ふなり、其惠美は啖字の義な

る事云ふも更なる事なり) 辛菜の例は和名抄に辛菜根細而甚辛、薰能通口鼻之氣、和名賀良之と見え、辛芥和名多加奈と有るも高辛菜の謂なる可し、僧尼令義解に五辛者一曰大蒜、二曰茗葱、三曰慈葱、四曰蘭葱、五曰興薑也と有るも、辛き薑菜を五合せて云ふなれば右等も辛菜なり、又渡稜を俗に加良奈と云ひ、齋を辛齋と云ふも常なり、右等は何れも辛菜の属なるを知るべし、(和名抄に葶麻和名加良可之波、一云加良衣と見え又世に青蒿などの如く言の上に加良某と云ふ物多くは辛の意なり、但し其中に皇國の種類ならぬに云ふは、外國を加良と云ふ其言を冠せたるにて右は辛に非ず) ○品物は天孫本紀に所見たる十種神寶の中なる品物を久佐具佐能母能と訓めるに同じ、偕此をば古事記に種々味物と有り、斯る所に云ふ種々は天孫降臨章第二一書なる鏡劔玉を三種神寶と云ひ、古事記なる天之日矛が持渡來つる物を計へて并八種也と云ふ、種は草計り世に數多き物は無き故に其に象りて云へるにて、三種は三草八種は八草と云ふ事なる可ければ、種々は草々なりと一度りは聞ゆる語にては有れども、熟思に必ず然には非ざりけり、種は此其と云ふ事にて、其一物を捕へて此ぞ其物と體に云別つ語なりけり、故源氏紅葉賀(四丁)に唐高麗と盡したる舞ども久佐多かり」と有るを細流に種々多きなりと註し、孟津抄に種は數の心なりと云り、又畫合(二丁)に香壺の箱共尋常ならず久佐具佐なり、少女(五十三丁)に花の久佐具佐を殖ゑて春秋の本草其中に打交ぜたり」と有り、品も其名と云ふ事にて其も一種を取別ち云ふと同じければ、此を疊み重ねて種々と云へば此其此其と云ふ意、又品々と云ふ時は其名其名と云ふ事に成りて大抵異なる所なき者なり、然れば此の品物は志那自那能物と訓むべき者なり、信濃風土記に信濃國者昔建御名方神等之所住之地也治天下御神大穴持命又少彥名命建御名方命巡行此國

給到坐阿羅野、詔此國者木葉草垣葉品々也、故云品野、今云信濃者音之轉也、有、大同類聚方に和散能志南乎和可知、又志南々々乃和左袁志里など此より外の古書に品々と用ひたる例無しとて既に品字を書れたるからは品々と云ふ語も何どかは勿らざらむ、已に源氏紅葉賀(十丁)に志那自那補理して、須磨(十八丁)に志那自那配らせ給ふ、柏(十丁)に志那自那思當たるなども見えたれば、強ちに古事記に種々味物と有ればとて其に引合せ訓みて古言を狭むるには及ぶまじき者なるに非ずや、今も食物の事に就ては一品二品など多く云ふも神隨にして古言の傳はれる者こそ云ふべかりけれ、(名義抄に品字に志那、又志那自那、又多具比、又母呂々々、又登母我良、又多志加、又比登志など有りて久佐と云ふ訓無し、源語に、「物の見所無きを品無しと云ひ、又東屋卷に、品々しからず」と云ふも、我身を立てぬ事に云へり、然れば其反にて品有り、又は品々と云ふ時は物を立て云ふ稱なるをも思知らるゝなり、又帚木卷なる謂ゆる、雨夜の品定などの品も亦其立てたる所を云ふ者なり、皆志那を其名と心得て違はず、諸品物の字は易家傳に大哉乾元、萬物資始、乃統天、雲行雨施、品物流形、至哉坤元、萬物資生、乃順承天、含弘光大、品物咸亨と有るを取られたるなり、其は此にて饗し奉れる物は、天下は形を流きて人の資生と成れる者なれば、其義を取られたるなり) 偕、此品物は右の種々味物にあたるが、記傳に其を多米都物と訓まれたるは甚能く協へる者なり、天孫降臨章第三、一書の天甜酒を、和名鈔に私記云甜酒多無佐介と有り、其を儀式又踐祚大嘗祭式には大多米酒とも多米酒とも見えたり、斯れば味物は足身津物、甜酒は足身酒にて、共に身を足はし養ふ由なり、食を多倍物と云ひ、其を食ふを多夫流といふも、神より賜はる義なるは然る物にて、其賜と云ふ言も物を得て身を足はす由なれば其本は一

なる可し、大嘗祭辰日儀に奏兩國所獻多米都物色目、其詞云、悠紀爾供奉留其國宰姓名等加進禮留雜物合若干荷、就中獻物黒木御酒若干缶、白木御酒若干缶云々、多米都物雜若干輿、飯若干櫃、酒若干缶、缶物、主基爾供奉留其國宰姓名等加進禮留雜物云々、多米都物云々、進禮留事乎申賜波久止奏云々、次辨官班給兩國多米都物於諸司と有るも其食ふ可き限の物を押立て多米都物とは云ふなり、此事委しくは中臣壽詞講義(第條)に云へり、(政事要略廿六に引ける多米宿禰本系帳に、天皇御躬爲國大歡、然之時供御大飯也、已不開食、仍召氏人等令作御飯、特被詔勅、小長田命作備御飯進御之時、是吉開食、即垂詔、備仕奉御飯甚有香美、平服開食、召小長田命者特賜嘉名、朕御多米負賜被詔定多米連也、爾時賜大歡政亦任御田之職、賜天皇御命贖之政掌以仕奉也なども有りて、食を多米と云ふ事甚々古かり、又姓氏錄に、多米宿禰多米連など有るは何れも右の事に依れる氏なり、偕此多米を美味と耳云はむは然る可からざる可し、摠ての食物を多米都物と云ふ事には有れども、食は其甘味を尙ふ故に自然に其義にも成れるにこそ) ○悉は、事々にて物の至る限を具さに云ふ語なり、古事記に、種々味物取出而種々作具而進と云ふ是なり、又惡神之音如狹蠅皆滿萬物之妖悉發云々、高天原皆暗、葦原中國悉闇云々、萬神之聲者狹蠅那須皆滿萬妖悉發と有りて、皆と悉とを竝べ云へり、又此には瑞珠盟約章に故彼五男神悉是吾兒云々、故此三女神悉是爾兒云々、寶劔出現章第六、一書に、百姓至今咸蒙恩賴など其例勝て計ふべからず、海宮遊行章第七、一書に、伊茂播和素邇耳譽能據鄒馭母と見えたるは、世の有る限を云ふなり、又萬葉(廿六丁)に、晝羽毛、日之晝、夜羽毛、夜之晝、三(廿八丁)に、皇神、祖之神乃、御言乃、敷坐國之晝、五(六丁)に、阿乎爾與斯、久奴知許等其等

又(三十一丁)、今世能、人母許等期等、目前爾、見在知在、又(三十八丁)年長久、夜美志渡禮婆、月累、憂吟比、許等々々波、斯奈々等思騰、十七(卅九丁)に、古思能奈可、久奴知許登其等、夜麻波之母、之自爾安禮登毛、加波々之母、佐波爾由氣等毛など有りて物の皆がら有る限を云ふなり、名義抄に、悉字に許登其登久とも都久須とも云ふ訓有るを考合す可し、(又盡字を見るに都伎奴とも都久須とも許登其登久とも袁波留とも許叙理氏とも有り、其許叙理は舉世學國舉船と云ひ、又列集など云ふ許叙理にて、其も物の有る限を云ふなり、其咸字は説文に悉也皆也と注せり)○備は、古事記に、種々作具と見え、其中卷に亦山河之物悉備設とも有るが如く、上件口より出だしたる物を悉に作り具へて奉れるなり、今も神に物を奉る事を備ふと云へるも是にて古言の傳はれる者なり、但し此は其委しきに就て古事記に依りて説くべし、其種々作具とは米は飯に炊き魚と獸とは或は鱸とし或は炙とし或は羹として饗し奉れるなり、其は攝津風土記に、昔豐字可乃賣神常居稻椋山而爲膳厨之處と有る、膳厨は美都都久理と訓むべし、處は其屋を云ふなり、景行天皇五十三年御紀に、膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以蒲爲手紐、白蛤爲膾而進之と有る爲字を都久理と訓み、其を高橋氏文に甚味清造欲供御食、爾時磐鹿六鴈命申久、六鴈令新理天將供奉止白天云々、此時勅久、誰造所進物問給と有りて造とも新理とも作たり、又其文中に爲膾及煮燒雜造盛天云々と有り、上に引ける雄略天皇二年御紀に、獵場之樂使膳夫割鮮、何與自割云々、膳臣長野能作六膾、願以此貢云々、我之厨人云云、以此二人請將加貢爲六人部と有りて、此には六を新理人を厨人と宣へり、此等を以て右の膳厨の訓をも求む可く、又其膳厨之處は謂ゆる御厨なる事をも知るべきなり、和名抄に、厨和名久利夜、庖屋也、庖新理魚鳥者

謂之庖丁、俗云倉厨也と見え、名義抄にも庖厨屋也と出でたり、然れば久利夜は都久理夜の省かりたりし者にて、儀式に謂ゆる新理院と云ふも其厨の事を云ふなり、踐祚大嘗祭式に、凡新理御膳并備小齋人食院者云々、所作盛屋一宇、酒屋一宇、糞屋一宇、器屋一宇、大炊屋一宇、供御膳屋一宇、新理雜魚屋一宇、備食屋一宇云々と有りて此は屋の名なれども新理と云ふ事の廣く互れるを見る可きなり、(皇大神宮儀式帳に十六日夕大御饌、十七日朝大御饌爾、竝御笥作内人造奉御饌机爾、忌鍛冶内人造奉御費小刀乎立豆、志摩國神戸百姓供進鮮蛸螺等御費乎御机上爾備置豆云々、御膳新理畢云々とも有りて、作具の作は料理の事なるなり)備は多竝にて、古事記海宮段に具百取机代物爲御饗と有るが如く不足ぬ事なく物を足はし極めて奉る事に云ふなり、春日祭詞に貢流、神寶者御鏡御横刀御弓御梓御馬爾備奉理風神祭詞に比古神爾御服云々、楯戈御馬爾御鞍具氏云々、比賣神爾御服備云々、御馬爾御鞍具氏、平野祭久度古開祭詞に進流神財波云々御衣波云々、爾備奉利氏、鎮火祭詞に進物波、明妙照妙和妙荒妙五色物乎備奉氏、大嘗祭詞に宇豆乃幣帛乎明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏、遷却崇神詞に進幣帛者云々爾、備奉氏など有りて、云々爾稱辭竟奉牟、或は如横山置高成豆と云ふべき所なるに換へて備奉氏と云へるを以て其義を明らむ可し、又御酒者甕上高知、甕腹滿竝氏と云ひ、或は御調能荷前取並氏など云ふを以て、備は多並の意なりと云ふも強言には非ざる可し、高橋氏文に、欲供御食とも、供御雜物とも又山野海河者云々波多乃廣物波多乃狹物毛乃荒物毛乃和物供御雜物等など見え、萬葉十(十四丁)に、梅花、四垂柳爾、折雜、花爾供養者、君爾相可毛と有るも物を一に合せて供ふる意にて、上に云へる共に異ならざる者なり、(供幣又は神供又は供物などの供も備の意なり、名義抄に

多氏麻都流、又曾奈布、又都加麻都流と訓めり、又備字を都夫佐爾とも、曾奈波禮理とも、登毛爾とも、伎波牟とも、加奈布とも、美奈とも、許登其登久とも、猶様々に訓めり、具字は本より曾奈布にて備字に同じ。○百机は、母々登理能都久恵と訓めり、天孫降臨章第二、一書に大山祇神乃使_ミ一女持_ミ百机飲食_ニ奉_レ進云々と見え、海宮遊行章第六、一書に設_ミ饌百机_ニ以_レ盡_ミ主人之禮_トと見えたり、古事記にも其を令_レ持_ミ百取机代之物_ニ奉出と有り、又其海宮段にも具_ミ百取机代物_ニ爲_ミ御饗_トと有り、私記に先師傳曰、百人所_レ取之机也、若謂_ミ百前之机_ニ者於_レ文亦得_レ之と有り、偕其百取は百人して一机取などの義に非ず、百取は机の數の多きを云ふ中にも其上に置き並べたる物の色目を云ふにて、專とは其備ふる物なる事なり、今も衣服又は食物などの色目の多き時に一通り二通りなど云ふは、一取二取と云ふを訛れる者にて、此に百取と云ふは其數を盡して云へるなり、(右の一通り二通りと云ひて義を成さざるを、古より然心著ける人の無きは如何にぞや、若て其を一取二取など云ふは其物を區別ち云ふ稱なるなり)机は、坏居にて、上古には食物を載する器なりし事右に引ける文共を以て知るべし、遷却崇神詞に御酒者云々、山爾佳物者云々、大野原爾生物者云々、青海原爾佳物者云々爾至萬氏爾橫山之如久八物爾、置所足氏奉留と有るを記傳十六(二十七丁)に引かれて、「八は凡の誤にて凡物は机代物と云ふに同じ」と云はれたる然る事にて、御酒以下の食物を載せて奉るが故に凡物とは云ふなり、皇太神宮儀式帳に十六日夕大御饌、十七日朝大御饌爾、竝御笥作内人造奉御饌机爾云々、志摩國神戸百姓供進鮮蛸螺等御饗乎御机上爾備置且云々、天照皇太神乃太御饌供奉と見え大嘗祭式行列に御膳案御酒案酒盞案など有る、此案も皆食物を載する祈なるを知るべし、(其中に繪服案と云ふも有りければ食物耳には限らざる事なれ

ども其名義の起る所は食物に在る事次に云ふを見るべし、又切机と云ふ目有るは、俎の事なり、其を俎と云ふは眞魚を切る板なる義にて、此には切を略き、切机には其眞魚を省きて切る事耳を以て名と爲るなり、儀式帳には魚机と云へり)其坏と云ふは高橋氏文に堅魚と八尺白蛤とを得て奉れるを、即大后譽給比悅給且詔久甚味請造欲_レ供_ニ御饗雜物_ニ云々と有る、高次平次は高坏平坏にて食物を盛供ふる器なるなり、居は其處を落著く所として物を置く事なり、居忌登_ニなど云へる是なり、萬葉十六(二十九丁)に、所聞多禰乃、机之島能、小螺乎、伊拾持來而、石以都追伎、破夫利早川爾、洗_レ濯、辛鹽爾、古胡登毛美、高坏爾盛、机爾立而、母爾奉都也、目豆兒乃刀自、父爾獻都也、身女兒乃刀自と有る、此歌の高坏に盛り机に立つと云ふは机に居る事なり、此を以て机は坏居にて食器に起りたる稱なりとは云ふなり、和名抄に机和名都久恵、案属也、史記云持_レ案進_レ食と有り、(同抄文書具に書案俗云_ニ不美都久恵_トと有るは、食器の案を文房の具にも用ひる事なるが故に書案とは云ふなりけり、然れば西戎にても皇太御國の古と同じく、机は本は食を載する器にて文房の事に用ふるは後なる故に書案と云ふ熟字は有る者なり)○貯を阿邪閉と訓めり、名義抄には又字をも然訓めり、貯字には然る訓も見えざれども、伊理又伊流、又多久波布、又袁佐牟、又都牟と訓み、又の字にも猶袁佐牟、又夜志那布など有り、又字鏡集に札字を阿邪波禮流とも、那良倍流とも見え、又脚字を阿邪布と訓みたるなどを、考合するに、入れ納め積みならべ重ぬる義を兼ねたる言なり、此を以て思ふに、阿邪は淺にて布は布流布禮と活けるなりけり、右に引ける遷却崇神詞に横山之如久凡物爾置所足氏奉留と有るがごとく、机



上に物を高く積重ぬる由の古言なる可し、然れば淺とは上方に物の重り淺るを云ひて、水などに云ふも底の埋るゝに依りて水の上に成る由なり、古語拾遺に貢調充積庭中、因賜姓字豆麻佐と有るを註して言隨積埋益也と有るをも考合す可き事なり、然れば鮮明といふも淺き狀を云ふ言にて、此類は淺の意なるも濁りて阿邪と云ふ事なり、斯れば淺は上多の義にて物の上方に鮮明に見ゆるを云ふ言なる可し、(故欺は淺背なり、嘲は淺斷なり、字は淺名なり、何れも上方に且と見ゆる事を云ふなり、上なる札字を阿佐波禮流と云ふも、札は人の見に著く方に鮮明に押す物なればなり、和訓栞に阿邪閉は神代紀に貯字を訓み、童蒙頌韻に、「又を訓めり、雜へ支はふるの意なり」と云へり、俗に麻是流を阿是流とも云へり、然れば合せ交る義なる可し」と云へれども、然りとは聞え難し)○饗之は、美阿閉多氏麻都理伎と訓切るべし、寶劍出現章第二一書に汝是可畏之神敢不饗乎、乃以八甕酒每口沃入と見え、古事記御天降段に於出雲國之多藝志之小濱造天之御舍而水戸神之孫櫛八玉神爲膳夫獻天御饗云々、海宮段に、具百取机代物爲御饗云々、白檮原宮段に作是一膳宮而獻大御饗云々、然而其弟宇迦斯之獻大饗者悉賜其御軍云々故爾天神御子之命以饗賜八十建、於是充八十建設八十膳夫云々と見え、御紀にも於菟狹川上造二柱膳宮而奉饗焉とも、即作葉盤八枚盛食饗之など、其外にも有りて俗に人を饗應す事を振舞と云へる是なり、播磨風土記に天皇云々、即欲度到阿閉津供進御食、故號阿閉村、又捕江魚爲御坏物、故號御坏江と有るも御食を阿閉と云ふなり、偕阿閉と云ふは令遇の意にて、酒食を我より持行きて人を饗應し、又人をも我許に令請て酒食を幣する事にて、其向の人に食物を以て遇待を云ふなり、常に同じ處に居る人に食物を進むる事を饗とは云はず、行とか來と

かしての事ならぬを然云へる事無し、名義抄に饗字を阿布とも阿閉須とも阿流自とも有る其阿流自は海宮遊行章第六一書に設饗百机以盡主人之禮と有りて、此と同じく饗して客を饗應す事にて有るなり、(故母氏那須と云ふは食物を持って其阿流自を成すを云ふなり、其を布流麻布と云ふは觸幣の意にて、其客に觸て幣を爲る由なり、振舞と書くは俗字にて何の由とも知られざることなるをや)○古事記には此の事を、爾大氣都比賣自鼻口及尻種々味物取出而種々作具而進時、速須佐之男命立伺其態爲穢汚而奉進、乃殺其大宜都比賣神云々と有り、此にては上件の物共を口より出して其物ながら御饗に奉り給ふ趣なるを、彼記にて鼻口及尻より種々の味物を取出し其を厨にて新理りて奉らせ給へる狀なり、何れか宜からむと考ふるに、其物の成出でたる傳は此に嚮國則云々、嚮海則云々、嚮山則云云と有りて各皆保食神の御口より出でたる趣なる方勝る可し、(然るは其御口より吐出し給ふに依りて右件の物共始めて世に生出でたるにて、其を奉れるは私記に保猶保持也、宇氣者食之義也、言是保持食物之神也と云ふにも合へり)種々作具は此を新理れる謂なる事上に云へるが如し、此には唯悉備と有りて其を作る事を云はざれば其物ながら饗し奉らせ給へる如くなれど然らず、第六一書に已に滄泉之竈と有れば謂ゆる火食なる事此に自口出飯と有るを以て知らる、然れば此に作とは云はざれども、悉備と云ふに其新理れる事も煮焼たる事も兼ねて然云る者なりければ、此は古事記に異る所無き者なり、偕彼記に立伺其態と有るは風土記に謂ゆる膳厨之處にて其を立伺ひて如何なる態を爲てか其御食は新理るぞと、指鬪給へるなり、然るに其新理るべき物を鼻より口より尻より出して作らせ御在し坐しよかば、爲穢汚而奉進乃云々と有る、其は鼻口及尻より實は其物を出だせるなれども、今作具ふる物

清むる上代の風なりしかば然怒らせ給へる者なり、穢の事は傳八に云へり、(彼古語拾遺に昔在神代大地主神營田之日、以平六食田人、于時御歲神之子至於其田唾饗而還、以狀告父、御歲神發怒云々と有ると同じ狀にて、御饗の穢汚けなるに怒らせ給へりし者なり) 鄙矣は、彌醜哉の意なり、此は其輕蔑し奉れる如きを罵り給ふ御言なり今も中華の方言に食物を漫りに食る者を伊夜志と云へる是なり、古事記白檮原宮段に賤奴と有るも彌醜の意なり、萬葉九(三十五丁)に、倭文手纏、賤吾之故と有るを、冠辭考に「倭文の語を賤に借りて卑しき吾身と詠みたり」と有り、此に思合す可き事は、雄略天皇二年御紀に、鄙人所云貴相知心と有りて、伊夜志と多布登志とを對へたり、字鏡集には饗字を伊夜志と有り、又微をも卑をも然訓みて其本一なり、靈異記には斯下を訓みたり、(矣を加那と訓むは古言に非ず、此所に限らず紀中何所にても加母と訓むべし、神武天皇御紀に慨哉此云于黎多乘伽夜と註されれば、此も穢波志伎伽夜鄙志伎伽夜と訓むべきかとも思ひしかども猶加母の方勝る可し) ○寧を牟志呂と訓む事は、天孫降臨章第五一書に天神之子寧可_ニ以私養乎とも有りて、此は漢籍に寧をも無寧をも無乃をも然訓む事常なるに依りて、我が上古の言語の狀には非ざるが如く誰も思ふ事なれ共、右の字共に依りて争でかは言を設け作らむ、牟志呂と云ふ古言の有るが其字義にも違はざればこそ然訓を成せるには有りけり、然れば此も然訓むぞ却に古意には有るべかりける、名義抄に其字を禰母古呂と訓るも根如已と云ふ義なり、又其に合せ考ふるに牟志呂は身實にて物の意を慥に云はむ新に置く辭にて有りけり、(又伊加牟叙とも有れども今は牟志呂と云ふ辭の可憐らしきが故に舊訓に従へる者なり、通證には寧訓牟志呂與若義通、呂助語と云へれども若とは異なり、寧の字説文に願詞也徐云人言寧

可_レ如此、是願_レ如此也と有り、偕寧を牟志呂と訓み、乃を伊麻志と訓む類を漢籍訓と思ふ事には有れども、其は此の古文に邂逅に用ひたる迹の見えざるが故なり、已に乃なども土佐日記に「伊麻志羽根と云ふ所に來ぬ、又伊麻志鷗群來て遊ぶ所有り」など見えたるに非ずや) ○口吐之物は、口より吐ける物にて、上に出でたる自_レ口出飯とも亦自_レ口出とも云へる是なり、其は今は御厨にて料理の備へて饗し奉り給ふと雖も、其物實はしも口より吐出だし給へれば、其原に就て然宣へる者なり、古事記に爲_ニ穢汚_一而奉進と有る是なり、其石屋段に如_レ尿醉而吐散許曾云々と有り、偕吐は掃などと同じく内より物を凌出す事なり、(義名抄に吐を波久と有るは右の如くなり、次に波須は馳なり、須都は棄なり、都陀美は津溜なり、字鏡集には咄字を波久とも訓みたり、此の口吐を本に久知與理多具禮流と訓めるは非なり、其は此の第四一書に悶熱懊惱因爲吐と有りて、同じ字は書く事なれども其意は格別なり、傳七卷に云へり) ○敢は、寶劔出現章第二一書に、汝是可畏之神、敢不_レ饗乎と有り、偕敢は堪に同じ、名義抄に延、又麻加須、又須々牟、又於加須、又加志古麻流と見え、堪を阿閼氏とも多布とも多閼多理とも訓り、其延は第九一書に雷不_レ敢來と有る、此は三字を引合せて久那と訓むべき事なる由傳十に云へる如くなれども、今本に不_レ敢來と有るは常には然も訓むべき所なるが故なり、偕此に敢云々と有るは右に於加須と云ふ訓の有る其に近くて犯して物爲る事に云へり、萬葉三(四十丁)に、率兒等、安倍而擲出牟と有るも、夜を犯して船を出さむとなり、九(八丁)に、磯浦箕乎、敢而擲動、十七(二十丁)に、布奈太那宇知底、安倍底許藝泥米など皆同じ、其堪の意なるは、十一(二十八丁)に、人心者、開守不_レ敢物、十八(十七丁)に、宇麻爾古非許婆、爾奈比安倍牟可母、十九(三十丁)に、意伊豆久安我

未、氣太志安倍牟可母と有る是にて、十(五十五丁)に、女郎花、不堪情と云ふに異ならず、(谷川士清説に「敢は不憚と譯す、進爲也と註せり、敢告天地之神など云ふは乍憚の意なり、不敢は阿閉氏何世受と訓み、敢不は阿閉氏何世邪良牟也と訓む例なり、又肯を訓めり、納得する意なり」と云へり、名義抄に又阿閉氏倍祚武也と有るは敢可なり)○養は、邇足普の義なる可し、然るは天孫降臨章に崇養皇孫、海宮遊行章第七、一書に權用_ニ佗姬婦_ニ以_レ乳養_ニ皇子_ニ焉と有るなどは、古事記玉垣宮段に、故隨_ニ其后_ニ白_ニ以_レ日足奉也と見えたる、其も借字にて實は身足の義なり、但し其は謂ゆる養育る事なれども、夜志那布と云ふ方にも仁德天皇十六年御紀に天皇以_ニ宮人桑田玖賀媛_ニ示_ニ近習舍人等_ニ云々、歌曰、彌儺曾虛赴、於彌能烏苦咩鳥、多例擲始儺播務、於是播磨國造祖速待獨進之歌曰、彌箇始報、破利摩波擲摩智、以播區娜輸伽之古俱等望、阿例椰始儺破務、雄略天皇御紀に螺瀛_ニ即養_ニ嬰兒_ニ於宮墻下_ニなど有て、人子を取りて養育る事に云へれども、比多須は身足、夜志那布は彌足_ニ嘗_ニにて、共に食物に依りて身を足し整ふるに起れる言なる者と見ゆめり、(本に加布と訓めれども叶はず、其下なる養蠶の所に云ふべし、名義抄に養に於那理須、字鏡集に膳又養を於那理と有るは大_ニ成_ニにて、食に養れて身體の大に成るを云へれば、右の日足と同じ意なり、又抄に加布とも多久婆布とも宇米理とも登流とも那賀志とも訓めり)○擊殺は、古事記にも乃殺_ニ其大宜都比賣神_ニ、故所_ニ殺神_ニ於_レ身生物者_ニ云々と見え、此にも次には時保食神實已死矣と有れども、上に引ける攝津風土記に稻倉山昔止與時可乃賣神居_ニ山中_ニ以盛_レ飯_ニ因_ニ以爲_レ名_ニ、又曰昔豐宇可乃賣神常居_ニ稻椋山_ニ而爲_ニ膳厨_ニ之處_ニ、後有_ニ事_ニ不_レ可_レ得_レ已_ニ、遂還_ニ於丹波國比遲乃麻奈章_ニ(地名)と見れば、紀記共に誤れるにて、風土記の傳_ニ實_ニに正_ニしき説_ニなりける、如此く紀記を捨て風

土記を取る事其保食神の死坐さざる明證凡五有り、其一は天孫降臨章第二、一書に天照太神又勅曰、以_ニ吾高天原所御齋庭之穗_ニ亦當_ニ御於吾兒_ニと有る、此には其大神の事迹を考ふる所無しと雖も、古事記の其段には次登由宇氣神此者坐_ニ外宮之度相_ニ神者也_ニと有り、此は顯御身なるか御靈なるかと探索るに、大倭本記に天皇之始天降來之時、共副_ニ護齋鏡三面_ニ、子鈴一合_ニ也、註云一鏡者天照太神之御靈、名天懸大神、今伊勢國磯宮崇敬拜大神也、一鏡者天照太神之前御靈名國懸大神、今紀伊國名草宮祭敬拜大神也、一鏡及子鈴者天皇御食津神、朝夕之食向夜護日護齋奉大神、今卷向穴師宮所_ニ坐拜祭大神也_ニと見えて、皇太神の御形と共に天降し奉り給へるは、高天原に其顯御身は留御在し坐すに依りて御形を降し給へるにこそ有りけれ、然らずば何に依てか顯國にて死給へる神の御靈形を天上に於て定めさせ給ふ事の有らむ、是即ち御親稚産靈神と共に保食神の天上に御在し坐す一證なり、(然れば天熊人を遣して往て令_レ看給へる時に、天上に其親子_ニ二神_ニを迎へて天上に令_レ住奉らせ給へるなる事明らかき者なり、鈴屋大人の折竹辨の説は思ひ違へられたり)其二には等由氣宮儀式帳に天照坐皇太神始卷向玉城宮御宇天皇御世、國々處々大宮處求賜時、度會乃宇治乃伊須々乃河上乃大宮供奉、爾時大長谷天皇御夢_ニ誨覺_ニ賜_ニ天_ニ、吾高天原坐_ニ見_ニ志_ニ麻岐_ニ賜_ニ處_ニ爾_ニ、志都眞利坐_ニ敷_ニ、然吾一所耳坐_ニ甚苦_ニ、加以大御饌_ニ安不_ニ聞_ニ食_ニ坐_ニ故_ニ爾_ニ、丹波國比治乃眞奈井_ニ坐_ニ我御饌都神等由氣大神_ニ乎_ニ我許欲_ニ止_ニ誨覺_ニ奉_ニ爾時_ニ天皇驚悟_ニ賜_ニ即從_ニ丹波國_ニ令_ニ行_ニ幸_ニ且_ニ度會_ニ乃山田原下石根_ニ宮柱_ニ太知立高天原_ニ知疑_ニ高知_ニ宮定齋仕奉_ニ始_ニ支_ニ、是以御饌殿造奉_ニ、天照坐皇太神乃朝乃大御饌_ニ夕乃大御饌_ニ乎_ニ日別供奉_ニと有りて、皇太神の大宮は天上より見覓給ひし地に鎮り御在し坐しつれば其所は得給へりと雖、天宮に御在し坐せる如く等由氣大神と共に二所並び御在し坐さずて

は御心苦しく御在し坐す耳ならず、其我御僕都神の仕奉れる大御僕ならでは御快くも聞食さず御在し坐す故、丹波國比治乃眞名井より其大神を我許に迎へ奉りて、朝夕の大御僕を其大神に令レ調て令レ供奉給へと云ふ意なり、此天宮にて顯身に坐す皇太神に争でかは御靈にて坐す保食神の御僕を掌りて仕奉り給ふ事の有らむ、其も此も顯身なる上は保食神の身死給はずして天上に御在し坐す事云ふも更なり、是の二證なるなり、(楮此比治の眞名井に御在し坐し、は、右に引ける高天原より皇御孫尊の天降給ふ時の御靈形に御在し坐せれば、天上にて顯御身どちの御儀式を其御靈等の御上にも移して行はせ給はむとなり) 其三には皇太神宮儀式帳に供奉朝大御僕、夕大御僕行事用物事、御贄清供奉御橋一處(長十丈弘二尺高八尺)石壘一處(方四尺)太神宮正南御門在伊鈴御河、當此御門流二俣也、此中島造奉石壘常造宮使勞作奉、此止由氣大神入坐御坐也、御橋者度會郡司以黒木造奉、三節祭別禁封其橋、人度不往還、則齋敬供奉、十六日夕大御僕十七日朝大御僕、竝御笥作内人造奉御僕机、忌鍛冶内人造奉御贄小刀立、志摩國神戸百姓供進鮮鮑螺等御贄、御机上備置禰宜内人物忌等御贄御前追、天照皇太神乃大御僕供奉と有るは、皇太神宮の大神乃御前跪侍、則御河清奉、御膳料理畢則、如是持御贄前追、天照皇太神乃大御僕供奉と有るは、皇太神宮の三時祭に供へ奉る大御僕の事なり、此は豐受大神の入來御在し坐して大御僕を右の如く料理奉らせ給ふ御儀式なるが、此は甚止事なき御事なるを、誰が初めて然る可畏き事をば設け作らむや、其は高天原にしては皇太神宮の御僕都神と御在し坐せる儀式を此に摸せる者にして、其大神の天上に御在し坐す此其三證なり(此は建久行事記にも見えて、皇太神宮にては今も行ひ奉る神事なり、此は天石窟の時に供へ奉り給へる神事なる可き事實鏡開始章に就て云ふべ

し) 其四には神樂採物歌に、幣、美氏具良は我がには非ず天に坐す豐岡姫の神の幣帛、杖、此杖は何處の杖ぞ天に坐す豐岡姫の神の杖なり、篠、此篠は何處の篠ぞ天に坐す豐岡姫の神の御簪、此簪は何處の簪ぞ天に坐す豐岡姫の神の御簪ぞ」と有る、此歌共今本には皆宮と有るを、今は神と作る古本に従へり、此は神樂に用ゆる幣杖篠簪はしも顯國の物なれども天上に御在し坐す豐岡姫神より皇太神に奉らせ給ふ御なりといふ意にて、祈年祭月次祭詞などに神等に幣帛を進らせ給ふ御事を、故皇吾陸神漏伎命神漏彌命皇御孫命宇豆乃幣帛稱辭竟奉々宣と云へると同じ意味なるを知るべし、此亦此大神の天上に御在し坐す御事の證にして即ち四證なり。(此兩注諸家共に説誤れり、又豐岡姫神を梁塵愚案抄に天照太神と註し、河海抄にも然見えたる事なれども、其も亦誤れる者なり、上なる大物忌神社の下に引ける和漢三才圖會に、出羽國由利郡象瀧神社祭神豐岡姫命と見えたるを、拾遺集に「天に坐す豐岡姫に事問はむ幾世に成りぬ象瀧神」と有りて右に云へると同神たり) 其五には上に註せるが如く是保食神の在し、本宮は丹波國比遲乃麻奈章にして、攝津國稻倉山は膳厨之處とし給へりし所なり、事有りて得已むべからざるに依りて其丹波に還らせ御在し坐し、事灼然し、然るを此に是後天照太神復遣天熊人往看之と有るは、丹波國の方に往看かせると見えて、和名抄郡名に丹後國熊野(久萬乃)と有るは古の丹波國なりし事は更なり、其丹波郡とは相比隣れる地なるなどを思ふに彼此由有り、若し死坐すとせば攝津國にての事なり、其國に亡にし神を丹後國に往看と云ふ事は有るまじき事なるに非ずや、此即ち攝津より丹波に還らせ給ふ事の實なる所なり、又其神の御身に生れる物を天熊人悉取持去而奉進之と有る、其時に其大神も天上に參昇らせ御在し坐しに非ずては、寶鏡開始章は如何にも説くべき由無かる

可し、是其五證なり、(但し其比遲乃麻奈草は顯身なりし時に住ませ給へる地なるを、天上に上り坐して其御形を天降し給へる時は淡路國三山嶽にて、其より次々に移り坐して又其麻奈草に鎮まり御在しけるを、雄略天皇二十二年に伊勢に迎へ奉らせ給へるなり、然れば顯身にて坐し、と御靈にて坐し、との辨別必ず有るべき者なり)如此く其證五有る上は此に拔、劔擊殺と有るは月夜見尊御忿の餘に劔を抜かして已に擊殺さむとして追逐ひ奉らせ給へるを云傳へたるならめども、言の足らざるが故に所殺給へる如くに其傳の成りし者なる可し、然れば下に保食神實已死矣と有る死字は罷字なる可き所にて、風土記に後有、事不可得已遂還と有るに當れる文なりけり、(凡て斯る口傳の事共は、死とか生とか一所其事有れば文に書取としては始終に貫きて其意を以て仕立つる者なる故に、右の如く保食神の亡坐し、如く成竟たる者にて、斯る類時々有る事なり) ○復命は、瑞珠盟約章に伊弉諾尊云々、於是登天報命、天孫降臨章に使者既還報命、其第一、一書に故大己貴神以其子之辭報乎二神、二神乃昇天復命、第二、一書に於是經津主神則還昇報告、古事記に故遣天菩比神者云々、至三年不復奏云々、天若日子云々、至八年不復奏など所々に見え、其玉垣宮段日代宮段には覆奏と有り、遷却崇神詞に天穗日之命云々、(此神返言不申申次遣志健三熊之命毛隨父事返言不申、又遣志天若彦毛返言不申申、出雲神賀詞に朝日能豐榮登爾伊波比乃返事能神賀吉詞奏賜波久登奏云々、天翔國翔天下乎見廻返事申給久、萬葉十九(四十二丁)に、平安、早渡來而、還事、奏日爾云云と見えたる、何れも其御命を奉りて物へ罷り行き、還りて其先の事を奏すを云ふなり、(今も使を遣して先より其事に答へたる言を傳ふるを、字音に返事を云ふと云へるは此加閉理許登を然云ふになむ有る) ○具言其事は、八洲

起元章第一、一書に故還復上詣於天具奏其狀と有ると同じ意の所なり、但し其に狀と云ふは天神の御命を奉りて天降り坐し、より蛭兒淡洲を生み給ひし迄の消息を述ぶる所なる故に佐麻と云ふを、此に事と云へるは其保食神に在し事と、月夜見尊の取行ひ給へりし事とを合せて奏す所なる故に此にては許登と云ふなり、(狀とは其形體に就て云ひ、事とは其事業に就て云へれば、右の二共に其意して書かせ給へる者なり、各その條理を分けて見るべし) ○具は、都夫佐爾と訓めり、積總の意なり、此に反なるを布佐波受と云ふなり、其は古事記に奴婆多麻能、久路岐美祁斯遠、麻都夫佐爾、登理與會比云々、許禮婆布佐波受、幣都那美、曾邇奴岐宇氏と有る、この一段は取裝ふ事に都夫佐爾と宣ひ、脱棄つる事に布佐波受と有り、次に蘇邇杼理能、阿遠岐美祁斯遠、麻都夫佐邇、登理與會比云々許母布佐波受、幣都那美、曾邇奴棄宇氏と有りて右に同じ、次に夜麻賀多邇、麻岐斯、阿多泥都紀、曾米紀賀斯流邇、斯米許呂母遠、麻都夫佐邇、登理與會比云々、許斯與呂志と有る、其は具に取裝ひ備はれるを與呂志と宣へるにて、此にて具と總と不祥と宣との深義を悉に説盡し給へる者なり、物の取裝ひ備はれるを具とは云ふなりけり、(又其義の積總なるに統總と云ふ義を備へたるは本よりの事なり、又布佐布と與呂斯と布佐波受と余可良受と並びて同じ義なる可き事、傳四卷不祥の下に云へるを合せ考ふ可き者なり) 又具字を都婆良迦爾と訓むべし、其具なる狀を云ふなり、記傳六(十丁)に萬葉十九(十一丁)に、都婆良可爾、今日者久良佐禰、大夫之徒、三(三十丁)に、淺茅原、曲々二、物念者、十八(十二丁)に、可治能於登乃、都婆良々々爾、一(十三丁)に、委曲毛、見管行武雄、九(二十二丁)に、委曲爾、示賜者など有り、又都麻毘良加と同言なり、舒明天皇御紀に曲舉とも有り」と云はれたるが如し、○怒甚之日

は、伊多久伊加理坐氏曰波久と訓むべし、甚怒と倒反にして訓む意に在るべし、古事記に伊邪那岐大御神大忿怒と云ふ例も有ればなり、甚字を伊多久と訓める例は、萬葉四(十五丁)に、妹毛吾母、甚戀名、又(二十二丁)、事清、甚毛莫言、八(五十四丁)に、零雪者甚莫零十一(四十三丁)に、喚立而、甚者不鳴など有り、此等を伊登と云ふも同じ事には有れども猶々其甚しき極みなるを伊多久とは云ふなり、(本に波那波陀と訓める其も字に當る訓にては有れども、波那波陀にても伊多久にても言の下に附云ふ例無ければ字の任に訓むは漢様なり、傳八卷に云へる事共をも考ふ可し○汝是は、汝者と訓むべし、寶劔出現章第二一書に汝是可畏之神と有るなども是字を訓むべからず、許禮と訓む事は漢籍訓にて上古の言語の狀には非ず、○惡神は、阿志伎迦微と同じく訓む事にては有れども天孫降臨章なる蠅聲邪神、其第二一書なる殘賊強暴橫惡之神などの類には御在し坐さず、瑞珠盟約章第二一書御誓約の所に、故素戔嗚尊既得勝驗、於是日神方知素戔嗚尊固無惡心と有るが如く、神性の健く速く進りにこそは御在し坐しけれ、固より惡神には御在し坐さざりけれども其保食神の御態を立伺ひ御在し坐して食物を口より出し穢汚して奉進ると所思しゝから、我を慢り蔑如する事と心得御在し坐して、例の勝進の御心なむ出來りて其保食神を擊殺さむと思ほし成りて宥め奉り置かして、楮天上に還昇り坐して具に其事を申させ給へる、其御言に應へて汝は惡神なりと詔給へるなれば、其一事に就て宣へるにて摠ての御上に係れる大御言には非ざる者なり、(此に似たる事有り、古事記日代宮段に天皇詔小碓命、何汝兄於朝夕之大御食不參出來、專汝泥疑教覺、如此詔以後、至于五日、猶不參出、爾天皇問賜小碓命、何汝兄久不參出、若有未誨乎、答曰既爲泥疑也、又詔如何泥疑之、答曰朝曙入廁之時、持

捕搯批而、引闕其枝、裏薦投棄、於是天皇惶其御子之建荒之情而詔云々と有るが如く、此にても其建く荒き御情坐す事を愈知食て惡神と宣へるなり)此一書に續きて寶鏡開始章に是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀云々と有るが如く、此事に依りて姑くは荒振る神の如く成らせ御在し坐しゝなり、其は素戔嗚尊の御心には何方無くも我に無禮き罪を正して其保食神を追逐ひ給へる御心に御在し坐せるを、却て皇太神の甚怒らせ給ひて此に離放り令住給ふ事と成り、然後に天熊人を遣して其保食神の御身より成出でたる物共を甚く善給ひて、高天原に御田佃御衣織の事共を成し給ひ御在し坐せるなどの事を中々に道ならぬ事の如く所思しゝから、皇太神に競ひ奉らせ給ふ御心の出來しに依りて、終に日神は天石窟に幽居り御在し坐すに至りては信に惡神の如くなむ御在し坐しける、然れども天上には千座置戸の祓の事有りし其徵驗に依りて、吾心清々之と宣へる計の善はしき大神に立復らせ御在し坐して、此天下には又無く有功の御在し坐す大神に渡らせ給へるを思ふに、彼蠅聲邪神の比に御在し坐さむや、然れば此は保食神の一事に就て惡神なりとは宣給へる者なり、(此素戔嗚大神をしも荒振る惡しき神の如く説成し奉れるは、神記を善くも見徹さざる説と云ふ者なり、恐る可く又慎しむ可し)○不須相見は、須を欲の意に見て相見麻久欲世受と訓むべし、此は瑞珠盟約章に於是素戔嗚尊請曰吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原與姊相見而後永退矣、勅許之と有るが如く、日太神に相見奉せら給ふ事は御父大神に請奉らせ給へる事なり、次に其日太神に白給ふ御言に、父母已有嚴勅、將永就乎根國、如不與姊相見、吾何能敢去、是以跋涉雲霧遠自來參と有りて、其始天に參上らせ給へるは、根國に就給ふとして相見え奉らせ給はむ爲なり、然るを此にて保食神に事有りしに依りて對面する事を許させ御在し坐さ

す成れるにて、俗に目通を許さると云ふ是なり、萬葉十一（十八丁）に、對面者、面隠流、物柄爾、繼而見卷能、欲公龜と有る、此初句相見者の意なるを以て曉る可し、（若て此より其御前を退けられ御在し坐して、寶鏡開始章に所見たるが如く、天石窟の事畢りて神逐はれ給ひ、其より再上り坐せる所に、於是素戔嗚尊曰日神曰、吾所以更昇來者衆神處我以根國、今當就去、不與姊相見、終不能忍離、故實以清心復上來耳、今則奉觀、已訖當隨衆神之意、自此永歸根國矣と有る其時に至る迄、皇太神の對面する事を許させ御在し坐さざりき）○一日一夜は、日一日夜一夜と訓むべし、古事記御天降段に如此行定而日八日夜八夜遊也と見え、鎮火祭詞に夜七夜晝七日吾乎奈見給比台と有る古の言語の狀なり、景行天皇四十年御紀歌に、伽俄奈倍氏、用珥波虛々能用、比珥波苦場伽場とも有り、（萬葉十一に、年之八歳乎と云ふ例も有れば月之某月と云ふ事も有らむかと尋ぬるに見えず、然るは空なる月と名の等しきから混ひ易き故に然は云はぬなる可し）楮高天原はしも常在に六合を御照し坐々す日太神の大御國なれば、何時も晝耳にて有るべきに、此に其秋垂穎云々と見え、寶鏡開始章に春則重播種子、且毀其畔、秋則放天班駒使伏田中、其第二一書に春則填渠毀畔、又秋穀已成則冒以絡繩など有りて春秋の名見えたり、其春秋の名は縦ば紀者の言を係けたるにも有れ、其稻穀の生長と收藏との事有るは自然に春秋夏冬の氣の行はるゝに依る事なれば、天上は天上にして別に晝夜を成す所由必ず無くては叶ふまじき者なり、（其は傳八卷にも已に云へる如く、黃泉國は此大地の胎内に在る國にして日月の光などの照し及ぶ域に非ざりけるを其にも晝夜を成す所由有りと見えて、古事記に且與黃泉神相論とし云事の有るをも考合す可き者なり）但し其にしても事實に叶はざる心ちす、其は天上の日夜を云

ふとならば月夜見尊に對面を許し給はざるは唯一晝夜の差控と云ふ者なり、其にては天照太神怒甚之曰と有るが甚軽く成れれば相應へらず、是後天照太神復遣天熊人往看之と有るは、其月夜見尊を遠放け御在し坐し置きての御計なる可く所思ゆるを、然見る時は一日一夜と云ふ事浮きて聞ゆるなり、實には此より御中絶えて天石窟の事畢りて其神逐はせさせ御在し坐して後に再相見を奉らせ給へる事實寶鏡開始章第三一書に見えたる如くなれば、一日一夜には非ずて甚々長く久しき間なる者なり、然れば右に云ふ天上の一日一夜には固より合ざるを如何とか爲む、故此を以て考ふるに、卷首にも粗云へるが如く、此にては其素戔嗚尊の御名を月夜見尊と申奉る方にて傳へたる故に、日神と其御間の隔たらせ御在し坐し、事の有りつるから、天日と月とは日夜に隔離れて旋轉れる如く見ゆるを以て、其日月の晝夜に分れし始や其ならむと、此に一日一夜の四字を加へたりし者にて、中世の誰が情進に出來りし事ならむ、甚々有るまじき攙入になむ有りける、（然ればこそ山蔭にも此文を論ひて、「一日一夜如何日神と月神とは常にも一所には住み給はざる者をや」と云はれたりけれ、然れども此の説は予が如く成せるを未だ見ざれば、誰が云へるも慥に其と思めかしきは一として有らすなむ有りける）○隔離は、寶鏡開始章第三一書に、是後日神之田有三處焉云々、其素戔嗚尊之田亦有三處云々と有りて、相共に處を別に爲させ給ふ所以此に在る事なり、楮此二字引合せて閑佐加流と云ふべきかとも思ひしかども、猶隔は閑陀都と訓むべし、此は閑那流と云ふも同言にて閑を本にしたる稱なり、傳八にも引ける如く、重と隔と同言なるが故に、萬葉四（十六丁）に、吾戀流、千重乃一隔母、又（三十八丁）、燒大刀乃、隔付經事者、又（五十五丁）一隔山重成物乎など通はし用ひて有るなり、然れば隔と成るを閑那流と云ひ隔を立つ

を閻陀都とは云へるなり、十五(三十六丁)に、山川乎、奈可爾敝奈里豆、等保久登母、十七(二十丁)に、山川能、弊奈里底安禮婆、又(三十二丁)、關左閻爾、弊奈里底安禮許曾、又(四十二丁)、伊波禰布美、古要弊奈利奈波、二十(十三丁)に、安麻乃可波、弊奈里爾家良之、十九(二十七丁)に足日本、山河阻など有り、又四(四十四丁)に、海山毛、隔莫國又(三十七丁)、直一夜、隔之可良爾、八(二十二丁)に、春霞、輕引山乃、隔者、又(三十三丁)、天漢、敝太而禮婆可母、十(二十六丁)に、水無河、隔而置之、十一(十七丁)に、夜哉將間、二十八不在國、又(二十七丁)、自言疎良目絶跡間也、又(四十一丁)、疊薦隔編數、十二(十七丁)に、疊薦重編數、十三(三十二丁)に、高山麻障所爲而、又(三十三丁)、高山矣、部立丹置而と自然なるを閻奈流と云ひ、自爲すを隔陀都と云ふ例と聞えれば、此隔離を閻陀氏佐加流と訓むべき所なるなり、(離を本に波那禮と訓みたれども、師は佐加理と訓まれたる其然る言なり、離の事は已に族離と云ふ例も有れば、其の義を得て閻陀氏佐加流と訓むなむ古には有るべき、字は隔とも重とも障とも阻とも間とも何れにも右の如く通はし用ひたり、名義抄に隔字を佐布又布佐具なども訓めり)○住は、隔住にて、八洲起元章第一一書に同宮共住と有る反對なり此は古事記に伊邪那岐大神大忿怒詔然者汝不可住此國、乃神夜良比爾夜良比賜也とある程には至らざりけれども、處を隔て、別宮に令住給へりし者なり、寶鏡開始章第三一書に、是後日神之田有三處焉云々、其素戔鳴尊之田亦有三處云々と有るは、即ち其後は隔離り御在し坐し、事を慥に見るべき所なる者なるなり、(此一日一夜隔離而住と云ふを、纂疏に日月合度晦朔之間而已、其後毎一日退則逐日相隔漸遠と有る御説などは、甘なひ奉り難き説なり、此を日月の隔離る、事に説曲ぐる説々共は何れ

も云ふにも足らずなむ) 楮住と居と竝べ云ふ事常なり、寶鏡開始章第三一書に故不可住於天上、亦不可居於葦原中國など有る是なり、同じ事を竝べ云ふべくも非ざれば其義を説別く可し、住は巢聚にて其住所に就て云ふ語なり、其は古事記に唯僕住所者如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而治賜者僕者、於百不足八十柄手隱而侍と有る、天之御巢は天之御舎と云はむが如し、次に於出雲國之多藝志之小濱造天之御舎而云々、是我所燧火者於高天原者神產巢日御祖命之登陀流天之新巢之凝烟之云々と有る、新巢も新舎なるが其にて舎屋を巢と云ふ事なむ所知ける、其始に僕住所と宣ると合せて巢に在るを住と云ふ事又所知れたり、此にても天孫降臨章第二一書に又汝應住天日隅宮者今當供造云々と有る、日隅を出雲風土記に日栖と有れば、其も右の御巢に同じき事記傳に云はれたるが如し、攝津風土記に所以稱住吉者、昔息長足比賣天皇世、住吉大神現出而巡行天下、竟可住國、到於淳名棕之長岡之前、乃謂斯實可住之國乃是定神社云々なども有りて、住は住所に就て云ふ語なり、然れば此に隔離而住は其同宮に共住坐しを其所を移して令住給へる事を知るべきなり、(古妻問して娉ふ時は、先づ女の家に行て婚たりし故に其をも住と云へるは共に住ふ意なるを以てなり、家に在れ山に在れ野に在れ其住所を定めて在るを住と云ふなり) 居は座とも書きて其身の居る座所に就て云へり、古事記に居天之八衢而上光高天原、下光葦原中國之神於是云々、故專汝往將問者、吾御子爲天降之道、誰如此而居云々、所以出居者云々と有る、此三の居字の用ひ様甚近くて意得易し、又神武天皇御紀道臣命歌に、於佐簡遇、於朋務露夜珥、比苔瑳破而、異離烏利苔毛、比苔瑳破而、枳伊離烏利苔毛云々と有る烏利も、住著て有るを云はず、其座所を占めて居るを云ふ也、然れば住の住所に就

て云ふ對に居は座所に就て云へる者なりけり、(若て其を合せて住居とも云ふ也、住と居とは字の上にては其義も異なるが故に混ひも無き事には有れども、其言の上にては何れを其と差別無きが如き故に今合せ説く者なり)

是後天照太神復遣天熊人往看之。是時保食神實已死矣。唯其神之項化爲牛馬。願上生粟。眉上生蠶。眼中生稗。腹中生稻。陰生麥。及大豆小豆。天熊人悉取持去而奉進之。于時天照太神喜之。曰。是物者則顯見蒼生可食而活之也。乃以粟稗麥豆爲陸田種子。以稻爲水田種子。又因定天邑君。即以其稻種始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫莫然甚快也。又口裏含蠶便得抽絲。自此始有養蠶之道焉。保食神此云宇氣母知能加微顯見蒼生此云宇都志枳阿烏比等久佐。

是後は其復命し給へる即汝は惡神なり相見まく須せずと、其より宮室を隔離て令住給へるなどの大御政訖て、猶再度の大御使を天降し給ふ可かめれば、少かは其間合を隔てたるなる可し、御紀の例其所にて直に在るを是時と記され、少にても猶豫有るを于時と書され、其事に指次ながら其間合有るを是後と書き其事を訖りて事の改まる時には然後と

記されたり心を著けて視るべし、○天照太神此には皇産靈神の御事を漏らし奉られたるに、古事記には故是神産巢日御祖命令取茲成種と有りて天照太神の御事を漏らし奉られたり、然るは高天原に於て物爲させ給ふ天津神量の御事はしも、何時も皇太神を主宰として皇産靈神はしも必預り奉らせ給ふ御事なる故に、或は竝べ載せられ、或は何れか其片方を以て記し奉る古書の例なるを思ふ可し、其は皇御孫尊の御天降の神量の御事を、天孫降臨章には高皇産靈尊一柱の御名耳を記し奉られ、其第一一書には唯天照太神と耳有り、其第二一書には天照太神と高皇産靈尊とを更々に載せ奉るを以て知るべき者なり(祝詞には何時も高天原爾神留坐皇親神漏岐神漏美乃命以氏云々と見え、出雲神賀詞には高天能神王高御魂神魂命乃云々と有りて、此には皇太神の大御名を漏らし奉れるも同じ)然れども皇太神御一己に係はらせ給ふ御事には皇産靈尊此に抱はらせ奉り給ふ御事無し、瑞珠盟約章なる素戔鳴尊と御誓して御子を生み奉らせ給へる、寶鏡開始章なる素戔鳴尊の御荒びに依りて天石窟に幽居しなどは是なり、然れども八百萬神と共に議り給ふには必ず其皇産靈神此に係列はせ給へり、古語拾遺天石窟段に高皇産靈神會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方と有る是なり、(又此に准らへて其高皇産靈尊神皇産靈尊の御一己の御事に至りては、天照太神の預り奉らせ御在し坐す限に非ざる御事ならむをも推量り奉る可し)故此は天照太神高皇産靈尊神皇産靈尊の高天原に神留坐して相共に神議に議り給ふ初にして、其は天照太神と素戔鳴尊と二柱の御誓の御間に天忍穗耳尊の生れ出させ御在し坐し、かば其二柱の珍御子に渡らせ御在し坐す隨に天降し奉らせ給ひて、此顯國を所知し令坐奉らせ給ふ可き大御心の御在し坐すが故に、先には皇太神の大御使として其素戔鳴尊を天降し奉らせ給へるも、其國に在らゆる顯見蒼生を令治給は

むには、先づ其食ひて活くべき物を定め置させ給はむとして、其保食神の其飯を盛り膳厨の處を爲て其御徳を成し給ふ消息を令伺給へりしかども、其素戔鳴尊イカリオホホ忿然イカリオホホ作色イカリオホホて事有りける故に、其事竟さず御在し坐し、かば、再度の御使を指下し給ふに就て、皇産靈神にも神議りて共に行はせ給へるは、其保食神の御身より成出でたる瑞穂を以て、皇御孫尊に天津日繼所知し令坐め奉らせ給ふ可き御心構の御在し坐すに就てなり、然れば此は天孫降臨章に條々に所見たりける天津御量の原になむ有りける、古事記御天降段に、天照太御神之命以豊葦原之千秋之長五百秋之水穂國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穗耳命之所知國言因賜而天降也云々爾高御産巢日神天照太御神之命以云々と有りて、其御事依の初に國名を水穂と稱て詔給へるに思ひ合す可くなむ（但し此は右に云へる如く古事記を合せて説を成せるなり何れにしても御一方の御議と見ては其幽深き致なむ見ゆまじかりけると思ふは、踐祚大嘗會式御膳八神の中に高御魂神の御名御在し坐して、神魂神の御名の見えさせ給はざるも、各二神共に相係列はせ給へる事なるが故なり）○天熊人は、山蔭に「人の上に大字有る本宜し、但し三熊之大人齋之大人など大人には之字有る例なれば、此も天熊之大人と有るべきにや」と云はれたり、舊事紀の古本に、此なるを天熊人、次なるを天熊大人と作るは、御紀に然る本の有りつるを取りて書ける者なる可し（延佳本に熊下有「大字」異本作「文據」上文及日本紀「刪」之と有るは、天熊人を天熊大人とも云ふを得知らぬ僻心にて中々なる私事と云ふ者なり、如此異なる所の有るこそ却て考ふ可き所なるには有りけれ）熊は借字にして、美稻ウツシホを云へる古言にや有らむ、倭姫命世記に二十七年戊午秋九月、鳥鳴聲高聞、晝夜不止囂此異止宣、大幡主命舍人紀麻呂良止差使遣令見、彼鳥鳴處、罷行見、島國伊雜方上葦原中有「稻一基」

生、本渡一基ヲ爲、末渡千穗茂也、彼稻白眞名鶴咋持廻乍鳴云々、爾時倭姫命宣、恐事不問、鳥良且田作皇太神奉物ヲ詔、且物忌始給、且彼稻伊佐波登美神ヲ爲、且拔穂、令拔、且皇太神御前懸久眞、懸奉始、則其穗大幡主女子乙姫、清酒合作御饌奉始、千稅奉始事因、茲也と有る、懸久眞は懸稻にて神嘗祭詞に懸稅と見えたる是なり、皇太神宮儀式帳に久麻良比神社一處稱、大歲神兒千依比賣命云々と見えたるも、久麻は稻、良は助辭比は飯なる可くや、其大歲神と申すは農作の神にて御在し坐せれば、其御兒千依比賣命の千は稅の略にて稅寄比賣命にて田租を寄奉る謂ならむと所思しき由、下に説く所を、思合す可し、故右に稻を久麻と云ふ事二證有り、又和名抄郷名に石見國邑智郡神稻（久末之呂）有り、神名式に那賀郡大飯彥命神社大歲神社有るを思合す可く、淡路國三原郡神稻（久萬之呂）は豐受大神の御靈の初めて天降坐し鎮坐る地其傍に在れば思合す可きなり、然れば神稻は義を以て書けるにて言は稻實なり、然るを肥前國高來郡神代（加無之呂）も本は神稻と同じ訓なりけむを、字に依りて加無とは訓誤れりし者なる可し、和名抄祭祀具に精米、和名久萬之禰、精米所以享神也と有れば美稻に近き言なり、故思ふに古事記天御饗段に天之眞魚咋と云ふ事有り、其魚を取除れば、眞咋にて味咋と云はむが如し、其を倒反に爲れば咋味なり、世中に食と咋ふ物はしも多く有れども其有るが中に美味き物は稻なる故に久麻とは云ふなりけり、天熊人が御使して奉れる物の多き中にも、其主と有る物に就て仰せ給へる名にて、天熊人は天稻人と云ふに異ならざるなむ、（口訣に天熊人雲以名之と有るは音の通へるが故に云へるにて據も無き事なり、然るを萬葉二十に、美蘇良由久、久母々都可比等、比等波伊倍等、伊弊頭刀夜良武、多豆伎之良受母と有るを引ける通證に、今按三代實錄平群郡能凝寺延喜式作平群郡雲甘寺と云證

せれども、天熊人は雲の義には非ざる事右に云へるが如し、右の糶米クワシメを新猿樂記クワシメに熊米と有りける者を、雲米と見て宜からむや。故其月夜見尊の大御使として出坐し、後に復被遣たる神に坐せば、其天熊大人も並々の神には御在し坐さじ、必ず貴き列の神に御在す可きなり、故思ふに天孫降臨章に所見たる天穗日命の御子大背飯三熊之大人亦名武三熊之大人と見えたる其神ぞ天熊人には有らむ、然るは其御父天穗日命と申す御名も稻穀に依て天穗飯命と申す義と聞え、此神を天熊人と申すは天稻人なる事右に云へる如くなれば、三熊は眞稻の義なる事云ふも更なり、若て大背飯と其上に冠ぶらせたるは字の如く飯を背負ひて天に持去り給へるにて、次に見えたる諸の種子の事を云ふなり（古に物を持つには背に負持つ事常なる故に、神武天皇御紀に背負日神之威と有るを古事記に背負日と有り、同書に於て大穴牟遲神負俗爲從者率往と見えたるを、雄略天皇十四年御紀に負囊者と云ふ事も有るを考ふ可し）然れば大背飯三熊之大人と申すは其保食神の御身より成出づる種々の種子を天上に負き持去りて復命し給ふ其功に依て負へる神名になむ有りける、三熊之大人と申すも眞稻之大人にて、其穀物の有るが中にも主と有る美稻を以て號とは成れりけむ事亦右に云へるが如くなり、天穗日命と申すも天穗飯命の義と聞ゆれば、其神は天降り御在し坐さざりつれども其御子武三熊之大人を降し奉るより始めて上天に持去りて後にも其同じ事に係れる御功共の有りけるに依りて負ひ給へる御名なる可き事云ふも更なり、倍此稻穗は天津日繼の瑞穂にて、其を天照太神より受奉らせ給ひて日繼の御子と定まらせ給へる珍御子を天忍穗耳尊と申し奉れるは、大穗看身と申す義なること、下の條に註せるを見て知るべく、又天津日繼と定まり坐して天降らせ奉らせ給ふ時にも、此顯國の國體見に先づ天穗日命、次には其子武三熊之大人

人を天降し給へるなども皆其起原はしも此保食神の一段に在るを古より今に至りて人の得知ざるこそ氣疎き事なりけれ、（右にも云へる如く此天熊人を天降し遣はし給へるは、全く皇太神と皇産靈神との御量にて、天孫降臨章なると同じ趣なるに心を著くべし、然れば此は一書の列には加はりて有れども、天石窟の事と御天降の事との基を成せる甚々止事無き傳説になむ有りける）○遣は、都加波志氏と訓むべき事傳八に云へり、復遣と云ふ事は遷却崇神詞に次遣志云々に竝べて又遣志云々と云る是なり、然れども此は復天熊人乎遣而と訓みて有るべきなり、○往看之は、上なる就候ホテキルベシ之と同じ事なれども、訓には往氏看世給布と有り、其宜し往て令見給へるなればなり、然るは月夜見尊も御使にて降坐し、には有れども、皇太神の御兄弟に御在し坐して甚々重く渡らせ給へれば、直に見給ふと令見給ふとの差別を立て、訓める者と見えたり、（萬葉六に、遣西海道節度使時の歌に、五百隔山、伊去割見、賊守、筑紫爾至、山乃曾伎、野之衣寸見世常、伴部乎、班遣之と有る見世は令見にて此に同じきなり）○實は、上に月夜見尊の復命具言其事と見えたる其事に應へて云へるなり、瑞珠盟約章第二一書に汝言虚實將何以爲驗、寶鏡開始章第三一書に故實以清心復上來耳、天孫降臨章に皇孫未之信曰云々、如實天孫之胤、火不能害、其第二一書に是實天孫之子者必當全生、第六一書に母誓已驗、方知實是皇孫之胤など多く、古事記肥河段に其八保遠呂智信如言來、玉垣宮段に因拜此大神誠有驗者云々と見え、萬葉三（十四丁）に、如聞、眞貴久、奇母云々なども有て、實と虚と又信と偽イワウと相反りて對ふ語にて、言に云ふも事に云ふも共に麻は身マハミにて虚は身無なる身是なり、（然れば人の言語ふに實の有る無しと云ふ諺の有るも其身を云ふなり、但し此に身とこそは云へれ、其身體に限らず其實の有る然云へるなり）

○已死矣は、上に拔^レ劔擊殺と見え、古事記に乃殺^レ其大宜都比賣神、故所^レ殺神云々と有れば、實に身亡^レ給へるが如し、然れども攝津風土記に有^レ事不可^レ得已還^ニ於丹波國比遲乃麻奈章と云ふ明文體に在る上は、其殺と云ふは誤なる事已に上に云へるが如し、然れば此に死字を作るも固より僻事なる事云ふも更なり、但し其麻加禮理は死字にも當れる訓には有れども、亦罷字には受張りたる訓なれば、死字を姑く罷字と見て説を成す可し、實已罷矣は其稻椋山を以て爲^ニ膳厨之處と云へる其より丹波國の本貫^{モトツツ}に還り御在し坐し^レを云ふなりけり、偕其稻倉山は若くは皇祖天神などを祭らせ給ふ處なる故に、素戔鳴尊をも其處にて饗應し奉らせ給ふなる可ければ、保食神の御爲には齋庭とも謂^レ可き處なり、記傳七(廿六丁)に「罷^{アハ}とは貴所より退去るを云ふ、故に去る所を尊み趣く方を卑しむる時に云ふ言なり」と有るにも叶へればなり、罷の意は瑞珠盟約章なる就^レ字の下に説くべし、(偕此は古事記も共に殺され給ひし由見えたるを、死を罷字に換へて説くは如何にぞや思ふ人も有るなめども、已に紀記共に伊弉册尊をすらに崩御り坐せる趣に書されたるを、鎮火祭詞に依りて正し辨ふると同じかる可し、其も古書此も古書なれば事實に合せて理の正しきに就くを何の憚る事かは有らむ)然れば此下に擧げたる種々の物はしも、其保食神の御身を變化^カて然る物と成れるには有るべからず、其御身の處々より其物共は成出でたる者なり、何を以て言ふぞとならば、上なる御饗の物共をも皆其御口より吐出給へるに非ずや、然れば其月夜見尊に逐宥められ御在し坐し^レ時に、然る諸物は出來て其稻倉山に遺りて在りつる者なりけり、偕其は世中を御照し坐々す日神の大御使として此國土の有の限を所知食す素戔鳴尊の幸行しし事にし有れば、其事に感けて此時に必ず出來る可き筈にて、已に第二書に即軻遇突智娶^ニ埴山姫^ニ生^ニ稚産

靈と見えたる其事の正に整備はれるは此時なるに深く心を入れて考へ奉る可き者なりかし、(右の如く火神と土神と合ひ坐して稚産靈神は成り坐せるを日神と素戔鳴尊と隔離り坐して保食神の御徳の彰はれ御在し坐せるなど云へば得に云ひ知らず甚も尊くなむ)○頂は、和名抄に頂顛訓^ニ伊太々岐^ニ頂也^ニ顛頭上也と有り、名義抄にも頂顛を伊多太岐とも伊多太久とも有り、又頂にも顛にも伊多太岐と訓まれ、新撰字鏡には顛頂の二字をも然訓めり、然れば萬葉三(四十四丁)に伊奈太吉爾、伎須賣流玉者と有る奈字は多を誤れるなる可し、續紀第五詔に頂受賜、十四詔に頂受賜^{恐末里}、二十四詔に頂受賜^{恐美}などの頂を鈴屋大人の解に右の萬葉歌に依て伊奈太吉と訓まれたるは正し敢へられざりし者なり、其第七詔に頂^{恐美}供奉と有る解に、十一詔に祖名^{戴持而}、十二詔に恐^{頂持}、十三詔に頂受賜^利など有り、後拾遺集に「大中臣輔親祖父^孫孫輔親三世迄に戴き奉る皇太御神」と有るをも引きて伊多太岐と訓まれたるは後に心著かれし者と見ゆ、又和名抄に嶺山頂也、和名伊太々木とも有りて、山頂にても頭上にても其至りて高き極なる所を伊多太岐と云へるは、至高^{イタカ}又は極高^{イタカ}の義と聞えたり、(然れば彌以て伊奈太岐は伊多太岐の誤なる事知らる、多と奈とは草體にて似たる字なり、今も貴人より物を賜はるを戴くと云ふも、頭上に捧けて恭しく受賜はれば云ふなり)○牛馬は、農業を助くる物にて、和名抄に六畜(和名介太毛乃)牛馬羊犬鶏豕也と有る介太毛乃と有る太字は其竝なる獸を介毛乃と有と相換りて誤れる事上に已に辨へたるが如し、又其獸は毛津物なるを畜^ケは飼物なる由右に云へり、皇極天皇三年御紀天武天皇十三年御紀に六畜を牟久佐能介毛乃と訓みたれども其四年に莫^レ食^ニ牛馬犬猿鶏之食^ニ以外不^レ在^ニ禁例と有るを、畜を食ふ事を禁止せられたるにて、字は六畜の字を用ひ給へれど、

西蕃にての定めとは異にて、唯牛馬犬鶏の四有る耳なりと見えたり、古事記訶志比宮段に馬婚牛婚鶏婚犬婚之罪類と有るも右の四にて猿は其中に非ざるを思ふ可し、然れば和名抄に所見たる六畜は周禮に出でたるにて、此には羊は無き者なれば其に加ふ可くも非ず、豕は和名抄毛群類に入りて野猪和名久佐井奈岐と有れば此れには獸の部なり、猿も亦獸なれども右には人に類たる状なる故に止めしか、右等の事後に云ふべし、(儲畜産の中にも牛馬は農業に大に功有る事は云ふも更なり、牛には重荷を負はせ馬には千里を御行くなど甚々功有る者なれば、保食神の御頂より成出て天下の祖牛祖馬と成れりけむ事、實に諸々しき御事なり、通證に大人訓字之、君子訓字麻比登、則牛馬亦稱其能而名之也と云へるは實に然も有りぬ可き説なるなり、(此牛馬に就きたる古事共は次に其條々を立て、云ふべきに、今此に云へるは世に牛馬と竝べ云ふ事常なればなり、傳八卷に樺井神の牛馬に祟り給ひし事を已に云へり、又通證に引かれたる襄陽記に鶏主司晨、犬主吠盜、牛負重載、馬涉遠路と有り、○牛は、古語拾遺に昔在神代大地主神營田之日、以牛六食田人、于時御歲神之子至其田唾糞而還、以狀告父、御歲神發怒云々と見えたり、此より以前天熊人が此をも持去りて上天に至りけむを、此にも留れるが四方八面に蕃息これりし者也、此は外國の事なれど垂仁天皇二年御紀に一云初都怒我阿良斯等有國之時、黃牛負田器將往田舍、黃牛忽失、則尋迹覓之跡留一郡家中、時有一老夫曰、汝所求牛者入於此郡家中、然郡公等曰、由牛所負物而推之、必設殺食、若其主竟至、則以物償耳、即殺食也、若問牛直欲得何物、莫望財物、便欲得郡内祭神云爾、俄而郡公等到之曰、欲得何物、對如老夫之教、其所祭神是白石也云々と云事有り、此事古事記には新羅國云々、有一賤夫云々、此人營

田於山谷之間、故耕人等之飲食負一牛而入山谷之中、遇逢其國王之子天之日矛、爾問其人曰、何汝飲食負牛入山谷、汝必殺食是牛、即捕其人將入獄囚、其人答曰、吾非殺牛唯送田人之食耳、然猶不赦爾解其腰之玉幣其國主之子、故赦其賤夫云々と見えたり、天之日矛は姓氏錄に據るに神武天皇の御兄稻飯命の後なれば、彼國俗には抱はらず皇國の古義を傳へて畜産を殺す事を忌たりし者なり、然れば同天皇御紀に弟猾大設牛酒以勞饗皇師焉と有るなどは、唯彼が熟字を珍らしみ用ひ給へるにて實事に非ざる事を曉る可きなり、已に寶劍出現章第六、一書に夫大己貴命與少彥名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜産則定其療病之方云々と有りて、人類と畜産との病を療し給ふ方法を定めさせ給へるは牛馬は、農作に功有る者なればなり、然るを殺して食ふと云ふ事は我が皇神の道に非ざれば天神御子として豈犯し給ふ事の有らむ、(古事記に然而其弟宇迦斯之獻大饗者悉賜其御軍と有れば、古語には然傳はり來つらむを、力めて漢文の様に書取らむとして、後漢光武紀に爭持牛酒迎勞と云ひ、馬援傳に擊牛醢酒勞饗軍士と有る字を用ひ給へる耳の事なる也) ○馬は、寶鏡開始章に又見天照太神方織神衣居齋服殿、則剝天班馬穿殿臺而投納と見えれば、此は正しく天熊人の持去りて奉進れる也、儲此は大被詞に謂ゆる天津罪の其一にて、素戔鳴尊の高天原に御在し坐しし時に其犯し給へる罪の甚しき者なるが、傳八に引ける御牧望月大伴神社記に、月夜見尊青海原哀治食須時、龍馬爾乘給氏、四方乃國中之河々溪々爾至迄、不殘睨巡給支、其時千曲川爾到給氏、川上袁指天登給爾、此溪川依清水成而求水上氏登給支、其所爾奇支巖有支、故彼巖上爾登坐氏四方袁望見給氏云々、月夜見尊此處爾鎮坐之時、彼龍馬爾所置御鞍乎自手擎天廣野之石爾懸賜支、後

世爾鞍掛石止號久、其角馬者則駒乃種止成禮利云々と有りて、此にも月夜見尊と傳へたれども、其素戔鳴尊の高天原より神逐はれさせ御在し坐して此國土を所知食す其御時に、先に保食神に過失し給へる御所行に償のはせ御在し坐して天下の祖馬を此處より出だし給へるなり、委しくは其傳に云へる事共を合せ考ふ可し、(但し此馬に限らず摠て保食神の御身より成出でたる所の物共を天下に布弘め御在し坐し、御功の高く貴く御在し坐す事、此より以下寶劍出現章に至る迄委しく説明め奉る可し、神名式に出雲國島根郡生馬神社を天野信景が参考本國神名帳丹羽郡阿異馬神社の下に按出雲生馬神社同之敷、生馬神社保食神也と云へり)古事記に此八千矛神云々自出雲將上坐倭國而東裝立時、片御手者繫御馬之鞍、片御足踏入其御燈而歌曰云々と見えれば、神代より貴人は御て往來はせ御在し坐ししなりけり、海宮遊行章第八一書に海神所乘駿馬者八尋鰐也云々と云ふ事の有るを以ても、常に馬に御させ御在し坐す風習なりし事知らる、應神天皇十五年御紀に百濟王遣阿直岐貢良馬二匹、即養於輕坂上厩と有る、此事古事記に以牡馬壹疋牝馬壹疋付阿知吉師以貢上と有れば、此時より稍に蕃種なる馬も交れるなりけり、然れども保食神の御身より成出でたる者にし有りければ、此牛馬に限らず摠ての種物等は元皇大御國の者なるを、大己貴少彥名二神の外國々をも巡造り御在し坐し時に、各其土地の狀に隨ひて蒔生し給へりければ、皆がらに其國々の土物を貢する可き御定共有りての事なる可き事云ふも更なり、(然るを年中行事秘抄に、日本紀云、今案、保食神已死、其神之頂化為牛馬、爰難者云、倭國無牛馬、事見事傳、故應神天皇世百濟進牛馬、自此而彼倭國有牛馬、若本自有牛馬者、古先君臣宜扶筇徒歩乎と云る難者の説は、皇典の片端をだに伺ひ奉れらむ人の

云ふべき事かは、應神天皇御世に牝牡の良馬二匹をこそは貢奉れ、牛を何れの時にか奉れる已に訶志比宮段にも馬婚牛婚など云ふ事の有りしは韓征より以前の事なり、牛馬已に無からざるに何ぞ然る罪名を云ふ事の有らむ、口に任せたる僻事と云ふ者なり、按ふに其書に引ける日本決釋と云ふ者を作れる痴人などの漫言にや)雄略天皇十三年御紀歌に、宇摩能耶都擬播、鳴思稽短謀那斯と有るを、釋に馬八毛也、言八疋也と見え、又農播拖摩能、柯彼能矩盧古摩、矩羅枳制播云々と有るを、釋に甲斐黑駒鞍著也、言置鞍也と註せり、推古天皇二十年御紀大御歌に、宇摩奈羅磨、譬武伽能古摩と有るを、釋に爲馬日向駒也、駿馬也、私記曰、日向國出千里之駒と見えたり、孝德天皇白雉四年御紀大御歌に、舸娜紀都該、阿我柯賦古麻播云々と有る初句は著鉗なり、二句は釋に我飼駒也と有るが如し、古麻は小馬にて尋常の馬に對へたる稱なり、(周禮に馬五尺曰駒、六尺以上曰馬、曰驪、曰驥云々と有れ共、此にては然る煩はしき名目を立てず其摠てを馬と云ひて、其に對へて唯小馬と云ふ耳なり、和名抄に馬和名無萬、牝馬和名米萬、牡馬和名乎萬、駒馬子也、和名古萬と有り、名義抄に馬を正しく宇麻と有れば、無萬は音便を以て云ふなり)御年神詞に御年皇神前白馬白猪白鷄種々色物乎備奉、風神祭詞に楯戈御馬御鞍具、遷却崇神詞に馳出物止御馬など其外にも有り、又御馬を被進るゝに寄せて佗の事を述べられたるは、太神宮詞に自陸往道者荷緒縛堅、磐根木根履佐久彌、馬爪至留限長道無間久立都々氣、大被詞に高天原耳振立開物止馬牽立云々、出雲神賀詞に白御馬前足爪後足爪踏立事、大宮能内外御門柱乎上津石根踏堅、下津磐根踏凝、振立流事耳能彌高天下乎、所知食奉事志太米など有り、(此祝詞共多くは高千穗宮にして被定たる古文なる事祝詞講義に云へるが如

し、上古より如此く神に被進るゝは其乘御の祈なり、然るを僅に牝馬二疋の馬を外國より奉れる事跡を見て、上世に馬は非ざりける狀に云へる説共は、皆外我に諛へる者にして云ふにも足らずなむ。○化爲は、此なるは頂の變りて牛馬と化にては有るべからざる事右に云へるが如し、生^ナ出^イ牛^ウ馬^マの義にて第六一書に然後洗^ス左^サ眼^マ因^レ以^テ生^ル神^ト號^ス云々、復洗^ス右^ミ眼^マ因^レ以^テ生^ル神^ト號^ス云々など又信み難き傳ながら、長寬勘文に引ける初天地本紀に伊謝那支命云々、身體左肩忍奈豆流時成出來神名云々、又右肩忍奈豆流時成出來神名云々など有るが如く、此なるも保食神の御頂を何とか爲させ御在し坐しけむ其御所爲より、此牛馬を始として次に所見たる種々の物共は成出來つる事灼然ければ、化爲の字此にては當らざるなり、(此誤は其保食神の殺され給へる狀なる僻傳の出來つる即起れりし者と見えたり、又は此に牛馬以下の物の成出でたりし各其出所有れば、實に保食神の御骸の變化れると思ひ誤へたりしより終に死り坐せる事に成したるにも有るべし、何れにしても僻事なるなり) ○顛は、名義抄に比多比と有り、日向方の義なる可し古事記神名に日名照額田毘道男伊許知邇神と有る、日名照は額と云はむ發語なる可きをも思合す可し、和名抄に額和名比太比と耳有れども、名義抄に又奴可と云ふ一訓有るが如く、古書に多く額字を書きて兩訓に用ふる事なり、垂仁天皇二年御紀に額有^レ角人云々と見え、續紀第四十五詔には額^爾方^爾箭^立止^毛、背^波箭^方不^立止^云云々と有りて額と背と對へたり、此を以ても額は表にして日向なる事を辨ふ可くなむ、(萬葉十二に、肥人額髮結在云々、十六に、吾妹子之、額爾生流云々と見え、又名義抄に額を比多比、題を比多比、又奴可、又波斯と有り)其奴可と訓めるは抽處の意にて、面部にて最抽出て著明き所なる謂なり、萬葉四(三十二丁)に、額衝と云ふ言の有るも字の如く額を突きて敬まふ形容

を云ふなり、姓氏錄(左京神別天神)に額田部湯坐連云々、允恭天皇御世被^レ遣^ス薩摩國^平隼人、復奏之日獻^ス御馬一疋、額有^レ町形廻毛、天皇喜之賜^ス姓額田部也と云ふ事有り、人名には天孫本紀に建額赤命と云ふ有るも其字の如くなる形容に依れるなる可し、又古事記(伊弉河宮段)に葛城之高額比賣と云ふは、和名抄郷名に大和國葛下郡高額と有る地名を以て負るなる可きが、土地にても小高くして人の額の如き所なるには然號る事も有りと所見たり、(又郡名にも備後國奴可奴加と有るも右の類なる可し、上にも已に註せる如く人の頂をも山の頂をも共に伊多太岐と云ふに名じ) ○粟は、古事記には於^ニ三^耳生^粟と有り、其より以前國生段に粟國謂^ニ大^宜都^比賣^と有る粟國と云名義は、記傳五(七丁)に「粟の能く出來る國なる由の名なる可し」と云はれたる如くなる大宜都比賣と云ふは此保食神と同神なれば、其國名と成れるも其神の産土の國なるから、然云ふ事と成りけむ由已に傳四に註せるが如し、儲皇御孫尊の御天降の時に天神より齋庭之穗を事依し授け奉り給へるより、此大八洲國の名をしも豐葦原千五百秋瑞穗國と名に負ふ事には有りけれども、其以前には粟を耳專と作りたる可ければ、國名にも粟國と云へるなどの事多在りしと見ゆ、伯耆風土記に相見郡那家之西北有^ニ粟嶋、少日子命蒔^粟秀實離々即載^粟彈^渡常世國、故云^ニ粟嶋也とも有るを以て考ふ可し、(但此は寶劍出現章第六一書にも見えたる事ながら、風土記の方を引くは彼は少彥名命の常世國に渡坐し、事を主とし、此は其粟島と云ふ名の所由を主と立つる所なるが故に、粟國の例に引ける者也)又伊賀風土記に此郡始屬^ニ伊勢國云、阿波庄天照太神自^ニ天上^下天之阿波、主^ニ給^五穀^長蔓^故名^ニ阿波、謂^ニ阿盃^者音訛也と見えたるは、和名抄郡名に阿拜(安倍)と有る其地に就きたる故事なりけるが、此く皇太神の天上より粟を天降し御在し坐して五

穀の主と爲給へるが、其他に良^フひて長く蔓^フこれる故に阿波と云ふ名には成れる由なるが、後に瑞穂國と成りぬる上は、稻に勝りて尊き物は固より非ざる事也、然るを粟を以て其主と爲給へるを思ふに、此は天熊人の持去りて進れる後に先づ此粟を天降し置して、然後に瑞穂は皇御孫尊に屬けて天降し奉らせ給はむとの御事なる可し、然れば御天降以前に穀物の長たる者は此粟なむ今の瑞穂の如くには有りけらし、神名式に阿拜郡敢國神社（大）風土記に少彦名命也と有るをも右の粟島のご事に思合す可し、但し一宮記には金山彦命と有り、然るを伊水温故と云ふ物に少彦名命、神體山人の如し、南宮金山姫神云々、相殿南宮金山姫命は昔は南宮山に坐す今の小富士是也、貞觀二年二月神告有りて敢國神社に合す、神體蛇形神」と有り、（此神社の事傳七卷に云へり、偕天照大神の已く天上より天之阿波を天降し給へる事は、出雲風土記に飯石郡多禰郷所造天下大穴持命與須久奈比古命巡行天下時稻種墮此處故云種と有るが如く、然る時に當りて天上より墮し降し給へりし事の度々に有りける者なる可し、）天孫降臨章第六一書、高皇產靈尊の天稚彦を候に遣給へる所に、乃遣無名雄雉往候之、此雉降來、因見粟田豆田則留而不返云々と有るも、瑞穂國と成より以前は陸田耳多在りし狀なる事此を以て知るべきなり、神武天皇御紀大御歌に、彌都々々志、俱梅能故邏餓、介耆茂等耳、阿波赴耳破云々と語はせ給へりし阿波赴を釋に、謂粟島と有れば中洲と雖も東征以前には粟を專と作れりしなりけり、斯れば其天皇畝傍極原宮に天下所知食しより以來、次々に水田多く成以て行乍も、皇化の遠く及ぶに隨ひて形の如く瑞穂國とは成りたる可ければ、其頃迄も陸田多在りけむ事知るべきなり、（斯れば其瑞穂はしも天神御子に屬たる物なりけり、然るを皇國の内に住みて其皇大御民と有る者の中にも、皇御孫尊を輕蔑しめ侵

奉る心なる輩も甚稀々には有りと聞ゆるは、其從ひ居る主人を飽く迄至尊き者に仕成さむとの事にも有るべけれども、其主人よりにも何方よりにも大君と戴き奉り仰ぎ奉り願ひ奉り恐み仕奉る可きは唯皇御孫尊耳御在し坐す者を、其に依りて其主人を高く爲ると思ふは甚々愚なる極みと云ふべし、其主たる人の天下の富と貴きと此二物を有てるも、皆皇大朝廷の御事任しに依る事なるを匿めたる者にて、其主人たる人を神皇の罪人と爲る事は、臣子たる者の忘れても成す可き事かは、然れば天津日繼の瑞穂を以て家祿とし、又其の瑞穂を食ひて世に生存らふる者の限りは、皇御孫尊を輕しめ侵り奉れば、家亡び身亡びて竟には終に子孫の八十連屬に至る迄に其祀を傳ふる事を古より今に一人として得々ざるなむ、彼天神の返矢の御罰にも勝れりける、然るを國土經營の時に少彦名命の外國に持渡り御在し坐して、其成れる國々へ殖弘め給へるが故に、外國にては其物を五穀の長と爲す事にて、其は御天降以前の皇國の風儀の遺れりし者になむ有りける、其由已に傳四、五、淡洲の傳見る可し、和名抄に粟類と云ふ有りて、其に粟和名阿波禾子也、禾是穗名、被含桴未成米也と見え、禾字名義抄に阿波と有り、梁米一名芭粟一名稽米和名阿波乃宇留之禰、白梁米一名圓米と有る、此を本草和名には粟米、又白梁粟、又梁米と作り、其は大粟の事なり、又同書に白梁米和名之呂岐阿波、青梁米和名阿波乃與禰、秣米黍稷粟稂稭和名阿波乃毛知など有り其黍は同抄粟類に丹黍一名赤黍一名黃黍、和名阿賀木々美、秬黍、一名黑黍和名久呂木々美と有り、秣は黏粟也、稷米一名秣、和名木美乃毛智と見え、名義抄には秣字其訓の外に母知伎備、又母知阿波の訓有り、然れば黍も粟の種類なる可きが、粟は大僅にて其實の小粒なる謂にて、黍は實にて其色を以て稱けたる者となむ所見たりける、稷は名義抄に阿波伎備と見え、其下

に黍稷爲五穀之長と有るは漢家の定めにて、此方の古義には非ざるなり、(孝經授神契に五穀衆多不可偏祭、稷乃原濕之中能長五穀之祇故立稷而祭之と有りて、穀神の名にも負はせたるを見るべし、又説文に禾嘉穀也以二月始生、八月而孰、得之中和、故謂之禾、禾木也、木王而生、金玉而死、从木象其穗、凡禾之屬皆从禾と有りて、此にても禾は五穀の長たる由見えたり、又稟嘉穀實也、从肉从米、孔子曰粟之爲言續也と云へり、許慎説に古者以粟爲黍稷梁秬之總稱也、今之粟在古但呼爲梁、後人乃專以梁之細者名粟と云へれば、彼にても其粟類の總稱なりしなり)○眉は目寄にて目に傍たる所の謂なる可し、名義抄に麻由と訓みて有れども、言の重なる時は麻用と轉じ云ふ例と見えて、仲哀天皇御紀に如美女之睪と有る睪字を麻用毘伎と訓み、古事記明宮段大御歌に、美都具理能、曾能那迦都邇衰、加夫都久、麻肥邇波阿氏受、麻用賀岐、許邇加岐多禮と有り、又萬葉六(二十九丁)に、一目見之、人之眉引、十一(十七丁)に、歡三跡、啖牟眉曳などの眉は麻由と訓めるも皆其連聲に依れるなり、其外は四(二十六丁)に、眉根、六(二十九丁)に、眉根搔など有るは麻由と訓れども右に准らへ訓むべきなり、六(三十丁)に、如眉と有るは之字を以て受けたれば、此等は麻由と常の如くなむ訓むべき所なりける、(眉根搔と云ふ事は萬葉に甚多き語なれども、然耳はとて引漏らしつ、眉は字書に目上毛也と注し黛字を詩格注に畫眉墨也と云ひ、釋名に滅去眉毛以此代之、故謂之黛と有り)○蠶は、加比古と訓み來る事には有れども、保食神の御眉より成出でたる者なれば麻由と訓む方なむ勝りたる可き、和名抄に蠶和名萬由、蠶衣也、獨蠶和名比岐萬遊と見え、桑重和名久波萬由、桑蠶即桑蠶也と有り、萬葉十四(三丁)に、筑波禰乃、爾比具波麻欲能、伎奴波安禮杼、伎美我家思志、

安夜爾伎保思母、十二(二十七丁)に、中中二、人跡不在者、桑子爾毛、成益物乎、玉之緒許なども有るが如く實に桑蠶は桑蠶なる者なりけり、夫木廿九に、「今年生の新桑眉の唐衣千代を係けてぞ祝ひ初めつる」永久百首に、御貢物新桑眉の糸を以て操手も緩く備へつる哉など見ゆ、若て其蠶と云へるは、其桑蠶の其殼に藏れるを云ふ稱にて總ての名には非ざるなり、萬葉十一(十二丁)に、足常、母養子眉隱、隱在妹、見依鴨、十二(十六丁)に、垂乳根之、母我養蚕乃、眉隱、馬聲蜂音石花蜘蛛荒鹿、異母二不相而、十三(十一丁)に、帶乳根笑、母之養蚕之、眉隱、氣衝渡と有るなどは、人の傳づく女の事を養蠶の蠶中に隠れるに譬へたる者には有れども、蠶と蠶と差別知らるゝ事なり、催馬樂走井に、波之利井乃、己加也加利手左、女加介曾禮爾已曾、末由川久良世天、伊止比支名左女、又堀河次良百首に、「水上に如何なる眉を操溜めて、絶せざるらむ瀧の白糸」とも有り(十四に麻欲と有るは右に云へる如く眉をも麻用と云ふに同じ、字書に繭與繭同、袍衣也と見えたるにても蠶に袍める義有るを知るべし、本に蚕と作る、蚕は蠶の略字、蠶は繭の俗字なるが、名義抄に繭字を蠶室也と有るが如く、未絲に抽出でざる程を云ふなり、又野蠶を阿末々由と云ふも山にて自然生の繭なる由なり、偕此に牛馬と蠶と一に成出でたるに就て奇異なる事有り、古老の云へらくは、蠶は馬の多き國に限て多く成出づる物なり、良馬を出す地なるは決めて宜しく、馬と蠶と善惡共に爲る事試見て違ふ事無しと云へるは實に然り、此に就て搜神記又中華古今注と云ふ物に、蠶爲天明星化、何云女兒、太古時人遠征、家有二女並馬一匹、女思父乃戲馬曰、爾能爲我迎得父歸、吾將嫁汝馬乃絶韁而去、父所、父鬻家有故乘之而還、駿馬見女輒怒而奪父繫之、父怪而密問其女、女具以寔答、父乃射殺馬、曝皮於庭所、女

以足登之曰、爾馬也欲入爲婦、自取屠割、何如、言未竟、皮歛然起抱女而行、父還失女、後大樹之間得乃盡化爲蠶、蠶於樹、其繭原大、於常隣婦取之、其牧二倍今也、人謂蠶爲女兒、蓋古之遺語也、云ふ事の有るは、此の故事の彼に訛傳はりたる者なりけむ、播磨風土記に蠶子落處者即號曰女道丘と云へれば、此にも比賣とは云ふなりけり、六百番歌合判詞に、凡蠶養の法は正月初子日、午年生ぜる女子を養姫と稱して蠶室を搔拂ひ祝初むるなり、次に二月午日初めて蠶の胤を出して暖日に暖めて三月午日初めて桑に付て四五月眉引く時とす云々と有りて、午日を用ふる事由有る事と見えたり、又輿儀抄に、「初春の初子の今日の玉帯、手に取るからに動く玉の緒」是は田舎に養蠶する者は正月初子日著と云ふ草を帯に爲て蠶室を掃くなり、祝ひて爲る事なれば此を稱へて玉帯とは云ふなり」と云ふ事も有るなり、又加比古と訓めるは、第二一書に即軻遇突智娶埴山姫生稚産靈、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀と有る、其は此保食神の此の故事なるを、親子の御間に混れ傳はりし事已に傳七に註せるが如し、此は必ずしも其如く眉上生蠶與桑と有るべきを、繭にて初めて成出でたりし事を明さむとて生蠶と作られたる者にて、其繭は蠶を桑以て飼育て成れる者なれば其義に於て少かも異なる可からず、和名抄に蠶和名加比古、一訓古加比須虫吐絲也と見え、名義抄にも其二訓有る事なるが、其加比は養の意にて、古と云ふぞ打任せたる名には有りける、右に引ける萬葉の歌共に養子とも養蠶とも見え、又同抄に蠶沙和名古久曾、蠶矢名也と云ひ、姓氏錄（左京皇別）少子部宿禰云々、大泊瀬幼武天皇御世、螺贏所遺諸國、收穀蠶兒、誤小兒貢之云々と有るが如く、蠶と兒と取誤へたるなども當昔蠶を古と呼びたるが故なりけらし、（右は雄略天皇六年御紀に出でたる故事なるを、簡易にて聞え易き故に引

出でたり、先には加比古は古事記日代宮段倭健命御子の中に建貝兒王と有るを、御紀には武卵王と有り、和名抄に卵和名加比古、鳥胎也、鴨俗云加倍流卵化也と見えれば、加比古は貝兒にて、其卵を以て生る、由ならむと思ひしかども猶鹿説にて有りけり、古事記高津宮段に於是日子臣亦其妹口比賣及奴理能美三人議而令奏天皇云、大后幸行所以者、奴理能美之所養虫、一度爲蠶虫、一度爲飛鳥、有變三色之奇虫、看行此虫而入坐耳、更無異心、如此奏時、天皇詔、然者吾思奇異故欲見行、自大宮上幸行入坐奴理能美之家、時、其奴理能美已所養之三種虫獻於太后云々と有るは、蠶の事を事々しく令奏て天皇の幸行を促がし奉りて、太后との御間を善しく成し奉らむと謀り奉れりし者にて、一度爲蠶虫は其始卵を出て蠶虫と成れるにて、和名抄に妙和名與蟻同蠶初生也と有る是なり、一度爲蠶は其妙の桑柘を食りて繭を作るに至りて其に隠れるにて、同抄に蠶云々虫吐絲也と有る時を云ふなり、一度爲飛鳥は其事を甚しく云はむとて、其飛虫と成れるを殊更に然云へるにて、同抄に蛾和名比々流、蠶作飛虫也と云ひ、又蟲和名比々流、蟹内老蠶也と云へる是なり、此は蠶の蟹を作るより老蠶に至る迄の初中後の狀にて何の奇珍らしき事にも非ざりけれども、悉く大仰しく言立てたる者になむ有りける、（凡て物を甚しく云はむとては下津石根爾宮柱太敷立、高天原爾千木高知豆、又は君が代は千世に八千代に云々など云ふが如く、其度に超過たる事を云へる者なりければ、飛虫を飛鳥と云へるに滑稽しき有りて甚々興有る御事にこそは有りけり）○眼中生稗は、古事記には於二目生稻種と有り、然れども此の方宜しかる可し、然るは稗の麗々しき形容恰かも實に眼の狀に似たればなり、和名抄麻類に胡麻、又荏、和名衣、野王案云、葉細而香、其實黑者曰蘇、新抄本草云

和名乃良衣、一云奴加衣云々、楊氏漢語抄云、香柔^{シヨウジュウ}和名以沼衣と有りて、其次に菴和名比衣、草之似穀者也と有り、古事記序に時有^{ナニ}舍人、姓稗田名阿禮、年是二十八云々と有るを、記傳二(十二丁)に大和國添上郡稗田村有り、其地より起れる姓なる可き由に云はれたるを、神名式なる賣太神社其地に在り、比咩と比衣と通へるなり、然れば右の某衣と云へる共に眼の意なる可き事、上に云へる眉と蟹との如くなる可きなり、萬葉十一(十一丁)に、打田、菴數^{ウツダニセヒス}多雖有擇爲、我夜一人宿と有るは稻の中に交れるを擇て抜捨つる事を譬にして詠める者なり、躬恒集に「比叡山苗ならぬ草取返し植し田に稗の止すと生にける哉」とも有るなり、(通證に右の荏又蘇又香柔などを引いて据^ヒ此則比衣飯荏也と云へるは然る言にて、比は實に飯の意なるなり、口訣に稗殖空間地故云^ヒ眼中と有るは推當なり)○腹中は、波羅奴知と訓むべし、神功皇后御紀歌に于池能阿會餓、波羅濃知波と有り、第二一書に稚産靈神の臍中生^ヒ五穀と有るは此傳の混れたるなる可き事、已に傳七に云へり、偕上なる顛と眉とには上と見え、此の腹と右の臍とには正しく中と見えれば、實に保食神の御腹の中なる者なり、中字輕く見過す可からず、又此に就て妙なる事なむ有りける、然るは大同類聚方に於保奈牟知命乃美已止仁、古廼美波、阿萬乃保乃計、都知味豆阿治乎、奈伽和太仁、伊連都伊太須古登乃、太要邪流乎都佞止之底云々、と見えたる、其味と云ふは、土は食物、水は飲物にて其相交れるを云ふ事なるを先づ思ふ可し、(其第二章に保乃解波云々、美豆阿治乎訶母反云々、第三章に美豆波能民區比乃安治萬計奈割、久智與割奈可和太仁伊割萬自陪、保乃解仁訶裳世天云々と有りて、安治の事を懇到に宣へる是なり)其第八章に娜訶波羅仁都致裳濃と有る其一に布玖囉、和名抄に肺和名布久不久之と有る是也、二に費久囉は第十一章に甫呶囉波無禰知

武差乃奈伽母仁阿割と有れば心藏の事なり、名義抄に那加菴とも那加比陀とも云へり、三に畿裳は和名抄に肝和名岐毛と見え、四に倚は同抄に膽和名伊爲^ヒ中精之府と云ひ、五に與吳新は同抄に脾和名與古之と有り、六には伊飛婦俱なり此下に云べし、七に牟良登、同抄に腎和名無良止と有り、八に久楚和太は同抄胃和名久曾和太布久呂、爲^ヒ五穀之府と見え、名義抄には久曾布久呂と有り、偕其第六伊飛婦呶は飯袋と云ふことなるが、其を第十四章に伊日婦具者、餘古志濃旨修反、奈可仁阿利天、訶太致蒙太比乃吳登九、倚路旨呂支天、有知爾濃美久日乃毛乃袁、乎差免訶毛反天、志毛久祖和多爾闕多婦云々と有れば大腸小腸の事なるなり、(和名抄に大腸和名波良和太爲^ヒ傳送之府、小腸和名保曾和太爲^ヒ受盛之府と見え、名義抄に大腸を意富和多と見え、腸を波良和多とも久曾和多とも有り)右の如く胃腸を飯袋と云へるは其食物を納め醗す所の名なりければ、其保食神の御腹より飯に炊く可き米の成れらむ事は實に相叶へる古傳なる者なり、若て其飯は氣實なる由已に上に註せるが如く、又稻は飯根なる事次に云へる如くなれば、彼此考合せたらむには其意知らる可し、(口訣に稻殖廣熟地故云^ヒ腹中と云へるは淺ましき説にて、神代の古傳を後人の推當てたる者と爲るにや、甚々味氣無き事になむ有りける、然れば此は古事記よりも正しき眞の傳になむ有りける)○稻は、通證に飯根なる由云へり、此は皇大御國の地に良へる嘉穀にして、皇御尊孫の天津高御座の大御業を天津日嗣と稱奉り、又此皇大御國を瑞穗國と稱へ云ふも、皆此稻穗に因れる事上件條々に云へるが如し、偕天孫降臨章第二一書に天照太神又勅曰、以^ヒ吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒と有るは右の事の起原には有れども、押竝ての事には非ざりけども、已く稻は素戔嗚尊の御時より有初てなむ有りける、其は寶劍出現章に其后神の御名を奇稻

田姫と見え、其父母二神に稻田宮主神と云ふ號を賜へるなど是なり、又出雲風土記に飯石郡須佐鄉神須佐能袁命云云、大須佐田小須佐田定給故云須佐と云ふ事も見えたり、然るは此保食神に事有りしより以來種々の悪しき御靈共有りしかども其御心の清々しく成らせ御在し坐し、後は、其以前の御過失共を償はせ御在し坐して、其保食神の御靈を殖し奉らせ給ひて、食物衣服住宅の事を起して天下蒼生に御恩頼を蒙ふらせ御在し坐し、事此より下に次々述ぶるが如く成りければなり故古事記に又娶大山津見神之女名神大市比賣生子大年神、次宇迦之御魂神と有るは、殊更に其農作の神と令生給へる者なり、年は田寄の義御魂は恩頼の義にて共に其保食神の御功用を資け奉らせ給へる神等に御在し坐す御事を思ふ可し、古語拾遺に昔在神代大地主神營田之日云々、于時御歲神之子至其田唾饗而還、以狀告父、御歲神發怒云々、依教奉謝御歲神、答曰實吾意也云々、仍從其教、苗葉復茂、年穀豐稔云々と見えたる、御歲神は其大年神の御子に御在し坐すが、當昔已に其農作の事を守護る神にて御在し坐しける由、後に云へるを考ふ可し、(但し此は素戔鳴尊已に皇御孫尊天津日繼として其齋庭之穗を持ちて天降り御在し坐さむ事を豫て思はすが故に然る神を定め置させ御在し坐し、事下に云ふが如し) 出雲風土記に、飯石郡多禰郷所造天下大神大穴持命與須久奈比古命巡行天下一時、稻種墮此處、故云種(神龜三年改字多禰)と有る稻種は何處よりかは墮來らむ、必ず天神の御許より天降り給ひけむ事、古事記なる神產巢日御祖命の御言に少名毘古那神の御事を故與汝葦原色許男命爲兄弟而作堅其國と宣へるを以て曉る可し、其所謂に依ると見えて、楯縫郡玖禰郷所造天下大神命、天御飯田之御倉將造給、並竟巡行給云々と有るは、天より墮降れる御稻なるが故に、天御飯田と崇め宣へる

者と所見たり、又出雲郡美禰郷所造天下大神御子和加布都努志命、天地初判之後天御領田之長供奉坐之云々と有る、天御領田は其稻種を作りて天神を齋奉らせ給ふ料なりし故に、殊に其長を定めさせ給へりと聞ゆ、又神門郡に稻積山と見えて、下に大神之稻積也と有り、又稻山と有りて、下に大神之御稻と見えたり、斯れば天神御子の未だ天降り御在し坐さざりし以前に已に稻の事有り、然れども瑞穂國と名にも稱ふる許に、國の退々山の隈々遺る所無く足満る事は、全く天津日繼の定ませ御在し坐しより次々に弘り行きたり、事上にも粗云へるが如し、(猶又仁多郡三處郷大穴持命詔、此地田好、故吾御地田詔、故云三處と有るを始として、田と云ふ事の多在るは、皆御天降より以前の事なるなり) 和名抄稻類に稻、今按、稻熟有早晚、取其名、和名早稻和勢、晚稻於久天云々、芒和名乃木、禾穗、芒也、穗和名保禾穀末也と有り、其早稻は萬葉七(三十四丁)に、石上振之早田乎、八(五十一丁)に、吾之蒔有、早田之穗立、又秋田早穗乃藪、十(四十七丁)に、早田者不刈、霜者雖零、又(五十一丁)、門田早稻、刈時過去など有りて、和勢は走稻の義なり、晚稻は後稻の義なり、又中稻と云ふ稱有る、何れも氏は糧の略には有るべからず、芒は名義抄に能岐と云ふ訓の外に登我流と有るは、尖なるを思ふに貫と同じかる可し、穗は下なる垂穎の下に云ふべし、(右の中稻と云ふ事は名義抄にも見えざれども、今も早稲者晚稻と並べ云ふ事なり、時珍説に早粳粳稻六七月收者、暹稻粳稻八九月收者、晚粳粳稻十月收者と云へる是なり芒は字書に草端也と注せり、名義抄に秬又秬に作りて草端也能岐と有り) 祝詞には其稻の事を奥津御年と云へり御年神詞に皇神等能依左志奉者、奥津御年乎、手肱水沫畫垂、向股泥畫寄氏、取作奥津御年乎八束穗能伊加志穗、皇神等能依左志奉者云々、水分神詞に、皇神等能寄志奉者

奥都御年乎 八束穗能 伊加志穗爾 寄志奉者云々と有る奥津御年は即此稻の事なるなり、其奥津と云へるは大の意にて古書に瀛津鏡邊津鏡など云へるは大小の義なり、海などに奥と云ひ邊と云へるは遠近の義なり、若て其遠近も大小に異ならざるが故に、御紀には大字を遠灼久と訓ませたり、祝詞考に「五穀の中に稻は最末に熟る故に奥と云へり、譬へば同じ稻にても晩く成るを晩稻と云へるも同じ」と云はれたる、晩き意に見られたる故に遠き義なれども、五穀の中に最勝れたる所以を兼ねたれば大の意に成りて、奥津御年は大年と云ふに相異ならざる者なり、(古歌に淤志禰加流と訓めるは晩稻対の義なるが、其は晩稻の事にては有れども、早稻中稻は其稻の常には非ず、晩稻ぞ神隨なる者にし有りければ、奥津御年の奥も亦右に同じかる可し) ○陰は、保食神は古事記に大氣都比賣神と有るが如く女神に御在し坐せば其御陰門なり、陰の事は傳七に云へり、偕此には麥大豆小豆を御陰一處より成出でたる趣なるを、彼記には於鼻生小豆於陰生麥於尻生大豆と見え、舊事記には於臍尻生麥豆於陰下生小豆麥と有りて此と同じからず、然れども何れにも少宛の差有りて合はざれば、此御紀に据より外無きに就て考ふるに、陰と有るは其摠てを云へるにて陰と尻とにて有るべきが、其陰には大豆小豆、尻には麥の成れるかと思ふ由有りて其下に云ふが如し、(小豆は豆類なれば異には成出づべからず、此を一に收む可し、又舊事記に麥の生れる事を二所に云へるは、いづれか一は行れるなる可し) ○麥は、通證に聚芒也と云へり、又は身向にて其身の二向合ひて形を成せる由なる可し、次なる豆は爾實なるを考ふ可し、萬葉十二(二十九丁)に、柎楮越爾麥咋駒乃、十四(三十丁)に、久徹胡之爾、武藝波武古宇馬能、又宇麻勢胡之、牟伎波武古麻能など有り、偕和名抄麥類に大麥一名青科麥、和名布止無岐一云加知加

太小麥和名古牟岐、一云末牟岐と有り、右の大字を此には布止と訓みては有れども、今並て世には意當と云ふあり、加知加太と云ふ訓義詳ならず、又蕎麥和名曾波牟岐、一云久呂無木と見えれば、其も麥の一種にて有るなり、偕大麥小麥共に身を合せたる狀して女陰の形に似たれば、實に御陰より成出でたりけらし、(又思ふに己、甚幼稚かりし時に本生の國にて常に人の云ふ諺を聞き居たるを今思出でたり、其は大麥は固より日本には無き物なりしを、大師様が天竺より尻穴に三粒夾みて歸りし故に一名大師麥とも云ふと云へるは、此の故事を弘法と云へる僧の事に混へたる者なる可し、其始保食神の御尻より僅に三粒許成出でたるが種と成りて天下に弘されるにも有るべし、斯る古老の諺も無下に捨つべからざれば、麥は御尻よりや成出でけむと今試に云ふなり) ○大豆は、貝原篤信説に圓實也と云へり、又は眞實なる可し、其は萬葉に左右をも兩をも二をも共に麻と訓みたる麻にて、豆はし女陰の形して其身の行合ひたる狀なればなり、上なる麥の身向なる可きに思合す可し、和名抄に豆類と有りて大豆一名菽和名萬米と見えたり(今も女陰を麻米と云ふも、此保食神の御陰より大豆小豆などの出來れりし古言の傳はれるにぞ有るべき、又此大豆小豆を始めとして凡て豆類の其形女陰の如くなるも證すに足れり) ○小豆は、名義考る所無し、通證に赤解也、色赤而煮之能腐熟と有るは迂遠なる説なり、若くは赤粒食などにや、應神天皇御紀に阿豆根辭摩と訓ませ御在し坐し、事見えたるに、萬葉十一(二十一丁)に、阿遲伎那久を小豆鳴と作れば、然も云へりしにか、然れども和名抄に赤小豆和名阿加安豆木と有り、此は豆類にし有りければ、其大豆に屬る物なれども、古事記に次生小豆鳴亦名謂大野手比賣など云ふ事も有りて世に名高かりしかば、此にも別に出でたる者なる可し、然れども予が思ふには、稻と云へ

ば稻類、麥と云へば麥類にて、其種類なる者は皆其に屬て共に生出でたらむと思しければ、此に小豆を云へるは舊事紀に黍粟と二並出せる類にて、重複れる者ならむとぞ所思ゆるはや、(然るは此にも古事記にも粟を載せて黍を擧げざるは其同種の物なるが故なるを、舊事紀は委しきに似て却りて其意狭く成れれば、此大豆の上に小豆を云ふも右と同じ事なるにや、周禮には九穀の名有りて、註に稷黍稻粱菽麻大豆小豆小麥と有りの限りを云へるも、中々に五穀と云ふよりは狭きが如し) ○悉取は、悉久爾取氏と訓むべし、取持と續け讀む時は取字に力無ければ、氏と受けて持字も離つ可きなり、古事記玉垣宮段に、又天皇以三宅連等之祖名多遲麻毛理遺常世國、令求登岐士玖能迦玖能木實、故云々、遂到其國採其木實云々、將來之間云々と有ると同じ意味なる所なればなり、又悉字は上なる悉備の字に照し應へたる所なれば盡と訓べし、皆とは訓むべからず ○持去而は、去字由久と訓めり、萬葉三(三十丁)に、海若之、奧爾持行而と云ふ例も有りて、允に字に就て當れる訓にては有れども、天神の大御使として天降り著きて其覆奏の時の文には餘りに無禮けなる語にて、如何に爲ても此に落著かず、故右に引ける玉垣宮段の多遲麻毛理の言に、白帝世國之登岐士玖能木實持參上侍と有る語に依りて、字に拘はらず持參上而と訓み見るに相叶へる心ちす、故然訓つ、然るは八洲起元章第一書に、故還復上詣於天具奏其狀と見え、瑞珠盟約章に素戔鳴尊の高天原に向ひ給ふ事を昇詣之於天と有り、古事記御天降段に故建御雷神返參上復奏言向和平葦原中國之狀など、天に昇るには然云ふ例なればなり、(記傳七に「參は貴所へ向行を云ふ、此は出る方を卑しめて趣く所を尊む時に云ふなり」と有るが如し、況て高天原へなれば上とは必ず云ひつ可き者なり、又玉垣宮段に取其鳥而持上獻と有るも此の

例なり) ○奉進之は、瑞珠盟約章第二書に進以瑞八坂瓊之曲玉、寶鏡開始章第三書に且吾以清心所生兒等亦奉於神、寶鏡出現章に素戔鳴尊曰是神劍也吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也、其第四書に其同じ事を乃遣五世孫天之尊根神上奉於天、天孫降臨章第二書に乃使二女持百机飲食奉進海宮遊行章に復授潮滿瓊及潮濁瓊、其第七書には復進潮滿瓊潮濁瓊二種寶物など有りて、皆物を貴人に進らするに云へり、古事記には貢進をも獻をも奉をも然訓ませたるに、御天降段に恐之此國者立奉天神之御子云々、我之女二竝立奉由者云々、歌には須世理毘賣命の御に登與美岐多氏麻都良世、又萬葉十八(二十丁)に、多豆麻豆流、御調寶波、二十(二十五丁)に、多豆麻都流、美都奇能船者など有り、偕此多氏麻都流に立奉と作るは言義を知るに便有り、皇太神宮儀式帳六月月次祭直會歌に、佐古久志呂、伊須々乃宮爾、御氣立止云々と有るは、御僕立にて立とは御前に捧げ置くを云ふなり、(其元は其御前に幣帛の品を立竝べたるより出でたる言なる可し、今も上方の方言に食物を人に饗する事を多氏とも多氏流とも云ふは、此古言の遺れるにこそ) 奉を麻都流と云ふは身聯にて、我より從行て列なり合ふ意にて、其即ち敬詞とは成れるなる可し、其は祭祀を然云ふも、其神の御許に往て親しく仕奉るに起れる稱なる可く、歸順を麻都呂布と云ふも、其疎々しかりし人の往て從ふ稱なるなど、皆其本は一なる語共なり、萬葉一(十九丁)に、山神乃、奉御調等、十一(二十丁)に、情左倍、奉有君、又(二十二丁)、心乎之、君爾奉跡、十五(三十六丁)に、麻都里太須、可多美乃母能乎、十八(三十二丁)に、萬調麻都流都可佐等と有るなどは、奉の字を麻都流と訓む證なり、然れば古書中に往々供奉とも仕奉とも有る奉字は多氏麻都流とは訓むべからざる事記傳の説の如し、(中古の物語などに仕奉の字

に當て都加宇麻都流と音便に云へるを以ても、上古には其奉字をば麻都流と訓みたりし事を知る可し。○喜之は、上に天照太神怒甚之と有るに對へて、伊多久喜許婆志氏と訓むべし、古事記に三貴子を得給へる所に、此時伊邪那岐命大歡喜詔云々と有りて、次に須佐之男命の事依し賜へりし國を所知看さるる所には、爾伊邪那岐大神怒詔云云と有るが如く、怒りの甚しき事には其喜びも亦甚しき者なれば如此訓までは叶はず、八洲起元章第二一書に喜之ヨロコビ曰と有り、傳五に云ひ、此第二一書に先發喜言と云ふ事有り、傳七に云へり、○顯見蒼生は、下に此云宇都志枳阿鳥比等久佐と註されたり、寶劍出現章第五一書に、素戔鳴尊曰云々、被可ミ以爲顯見蒼生與津棄戶將臥之具、第六一書に夫大己貴命與少彥名命戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生及畜產則定其療病之方云々、是以百姓至今咸蒙恩賴、天孫降臨章第二一書に磐長姬耻恨而唾泣之曰、顯見蒼生者如木華之俄遷轉當衰矣など見え、古事記には爾伊邪那岐命告桃子、汝如助吾、於葦原中國所有宇都志伎青人草之落苦瀨而患慄時、可助告、賜名號意富加牟豆美命と見え、又伊豆志神段に我御世之事能許曾神習、又宇都志伎青人草習乎と云ふ古語を載せたり、右等は何れも神等の御上より活とし生ける人種の事を宣ふ御言に限りたる御事にて、記傳六(二十五丁)に「目に見えず、顯はれたる世人と云ふ事ぞ」と云はれたるが如く、縦や顯人神には御在し坐すとも同じく現身どちらには云はぬ詞なり、(顯人神の御上より天下の人民を指しては大御寶と詔給へり、若て其仕奉る人民の上にては御民と云ひて、天皇の大御民なる由なるが如く、同じ人民の稱ながら神より云ふと、天皇より云ふと我等より云ふと、如此くに三の差別有る事なり)寶劍出現章第六一書に見えたる大國主神の亦名共の中に亦曰顯國玉神と見えたる下に顯此

云于都斯と見え、又古事記なる須佐之男命の御言に爲大國主神亦爲宇都志國玉神と有るは此御名の起なり、又綿津見神の御子に宇都志日金拆命と申すも有り、天孫降臨章第二一書に高皇產靈尊勅大己貴命曰、夫汝所治顯露之事宜是吾孫治之、汝則可ミ以治神事云々、大己貴命報曰、吾所治顯露事者皇孫當治、吾將退治幽事と有る、其顯露事に對へたる幽事は神事と一なるにて、隱身の神と顯身の人の差見えたり、顯露之事を出雲神賀詞に現事顯事と有り、又中臣壽詞に皇御孫尊乃御膳都水波、宇都志國乃水天都水加且奉牟止申世止事教給云々と有りて、此には顯國と天とを對へたり、神武天皇御紀に今以高皇產靈尊朕親作顯齋と有るは、天神の御靈を眼前に令坐奉りて齋かせ御在し坐す由なるが、顯齋此云于圖詩怡破毗と記され、古事記朝倉宮段に葛城之一言主之大神の御形を顯はして見え奉らせ給へるを、天皇於是惶畏而白、恐我大神有宇都志意美者不覺白而云々と有るも、神は顯はに御形を現はし御在し坐さざる者なればなり、續紀第四詔に和銅の出でたる事を、此物者天坐神地坐祇乃相于豆奈比奉、福渡倍奉事福渡倍奉事依而、顯久出多寶爾在難之云々、第六詔に大瑞の出でたる事を、于都斯久母皇朕政乃所致物爾在米耶云々、此大瑞物者天坐神地坐神乃相于豆奈比奉、福奉事福奉事依而顯奉顯奉貴瑞云々など見えたる、此等は何れも宇都志と云ふ語の據なる者なり、(右の神賀詞なる現事を、名義抄に阿良比登基登と有るは顯人事の謂なり、顯事を同抄に阿佐良米基登と有るは鮮見事の謂なり、又今本の訓に阿伎米基登と有るは明見事の謂なり、其は宇都志は阿良波須と其意同じければなるにて、寶鏡開始章第一一書に圖造彼神之象と有る、圖造は寫造の由なるを阿良波斯都久流と訓めるを考合せて心得べし)故神の隱身なるに對へて人を顯身と云へり、其を宇都世美とも宇都會美とも多く云

へるは音の通へばなり、萬葉一（十一丁）、三山御歌に神代從、如此爾有良之、古昔母、然爾有許會、虛蟬毛、婦乎相格良思吉と、神代に對へて顯身の事を詠ませ給ひ、二（二十三丁）、天皇崩時婦人作歌に、空蟬師、神爾不勝者と詠めるも、顯身は神に得堪へねば崩御し由を云ふなり、私記に顯見者見在之義也、人民者是顯然所_レ在故云_ニ宇都之支_一と有れども猶義を盡さず、故思ふに宇都は表出の義にて、此第一一書に吾欲_レ生_ニ御宙之珍子_一と有る下に、珍此云_ニ于圖_一と見え、其を古事記には吾者生_ニ々子_一而於_ニ生終_一得_ニ三貴子_一と見え、大殿祭詞には皇我宇都御子皇御孫之命と有りて、珍とも貴とも書されたれば、敬詞なるは然る物から、其本の表出の義なるが崇むる言には成れるにて、右は多くの中より抽出でたる表出なり、隱身の神より顯身を令_レ生給へるは、其幽なる裡より顯はに出し給へるなれば、宇都は表出にて、志とも志伎とも活くは其狀を云ふ辭なる者なりけり、然れば宇豆乃幣帛と云ふも、上に出表はる、許なるを云ひ、宇豆高きなど云ふも、上に出表はれて高きを云ふなり、故宇都志を表出の義と見る時は、右の類の語共悉に説得らる可くなむ有りける、偕又神を圖して顯見蒼生有り、天を圖して顯國有り、斯れば神等の顯見蒼生と宣へるは我が如き人種と云ふ意なる可し、（然るは宇都と云ふは表出の義なるに、志又志伎と云ふは其形容の辭なればなり先には師説に従ひて宇都志伎は愛くしき義ならむと思ひしかども其は別なる語なる事、傳八卷に云へるが如し、又珍子の事は傳七卷に云へり、偕此は表出の意の語なれば、宇都は清みて訓むべきが珍子宇豆乃幣帛などは濁りて訓み來れども、其義は異なる可からず）○蒼生を古事記に青人草と作れたり、青は活々として物の生茂り榮ゆる義を以て云ふ稱なり、偕此は草の彌益々に生蔓_ニるに譬_一へさせ給へる事、記傳の説の如し、寶劍出現章第四一書に始五十猛

神天降之時、多將_ニ樹種_一而下云々、遂始_レ自_ニ筑紫_一凡大八洲國之内莫_レ不_ニ播殖_一而成_ニ青山_一焉と見え、神武天皇御紀に抑又聞_ニ於鹽土老翁_一曰、東有_ニ美地_一青山四周云々、景行天皇十七年御紀思_レ邦_ニ御歌_一に、夜摩苦波、區耳能摩保邏摩、多々儼豆久、阿烏伽枳夜摩、許萃例屢、夜摩苦之子漏破試なども有りて、青山の麗はしきを愛で給ひ、出雲神賀詞に、出雲國乃_ニ青垣山内_一下津石根_ニ宮柱太敷立_一、高天原_ニ千木高知坐須_一云々と有るも、然る青垣山内を撰びて宮柱定御在し坐す由なり、其風土記に、意宇郡母理郷云々所_レ造_ニ天下_一大神大穴持命云々、但八雲立出雲國者我靜坐國、青垣山廻賜而云々と有るを以て、神の御心を明らかめ奉る可し、（其は大原郡來次郷所_レ造_ニ天下_一大神命詔、八十神者不_レ置_ニ青垣山裏_一詔而追廢云々と有るも、然る麗はしき青山の内に置き給はざるを合せて考ふ可し）萬葉一（十九丁）に、疊有、青垣山、山神乃、奉御調等云々と有るも、然る青山には神氣の盛に在る者なればなり、又藤原宮御井歌に、日本乃、青香具山者、日經乃、大御門爾、春山跡、之美佐備立有云々、耳爲之、青昔山者、背友乃、大御門爾、宜名倍、神佐備立有と有りて、畝火乃此美豆山者と云ふに並べて、瑞の對に青と云ふを以て美たる稱なるを知るべきなり、二（十八丁）に、香青生、玉藻息津藻と有るも、玉藻の青きを愛でたるなり、七（二十八丁）に、青角髮依羅原は青實蔓にて匏の事なるが其を天吉葛と云ふ故に宜に云係けたるなり、十三（十九丁）に、三芳野之、眞木立山爾、青生山、菅之根之と有るなど、如此く殊更に青としも云へるは、其活々として生榮ゆる義に由れるを知るべきなり、（七卷旋頭歌に青山葉茂山邊馬安君と詠めるも、青山の木葉はしも茂く榮えたる者なればなり、草にも亦右の如くなる可き事云ふも更なり）比登久佐は此正書に國內人民、第二一書第六一書に國民と見えたるを、古事記には汝國之人草

なども作り、偕寶鏡開始章第三、一書に日神の頃者人雖多請云々と詔給へるは、其場に侍らふ諸神の事にて、即ち八十萬神是なり、若ては神と人との差別無きが如しと雖も、熟思ふに其神には御在し坐すとも、顯身なる間は現世の人にも然しも異り無ければ、人と云ふ事と聞え、顯身なる人と雖も世を終へたるは神と云ふ事と見えて、萬葉二(三十六丁)に、弓削皇子の薨坐せるを、久方乃、天宮爾、神隨、神等座者と有る是なり、又顯身には御在し坐せれども、皇御孫尊の御上などは其目に見え顯はれ給はぬ神にも勝りて甚々貴く御在し坐せば、現御神とも遠津神とも稱奉りて、其神に異ならざる御所行には、惟神又は神佐備なども申す常なり、然れば神と人とは隱身なると顯身なるとの差有る耳なる事、此顯見蒼生の義を以て知らるゝなり、(神と申す事の由は傳一卷に委しく説けるが如し、又瑞珠盟約章なる登天報命の所は、神と人との差別の眞清明に見え別るゝ件なる故に其下に云ふべし) 偕人と云ふは身足と云ふ事なる可し、其身を成す所以は傳八、十一に委しく註せれば今云ふ限には非ざれども、猶祈年祭詞に出でたる八神の中に、生魂神は氣、足魂神は形、玉留魂神は神と此三神の取具はし足はし給へる故に、人身は不足ぬ所無く成整へる者なる事、已に其講義に云へるが如し、人を計ふるに一人二人と云ふも、一足二足の義なるを合せ考へても知らる可き事なりかし、又美を比と云ふ例は御調を日調と云へるが如し、偕此を青人草と云ふは、記傳六(二十五丁)に「事戸の時文に千人死千五百人生也と有る意にて、草の彌益々に生茂り滋蔓るに譬へたる稱なり、青としも云へるに心を著くべし、私記に古以貴人喻於木云々、以賤人喻於草、故謂天下人民爲青人草也と云ふ説は僻事なり」と有るが如く、嘉稱なるを知るべし、(蒼生の字は晋書に誤天下蒼生と有り、纂疏に蒼生黔首也と有るを、記傳に漢土

に蒼生黔首など云ふ意とは甚く異なり、努力此文字に迷ひて意を取誤る事勿れ、書紀に蒼生と作れたるは邈々似たる稱の文字を取られたる耳なり」と云はれたるは、實に然る言ながら、孝經注に謂天下黔首蒼々然衆多之貌と有るは、又我が青人草と云ふ趣に似たる事になむ有りける) ○可食而活之也は、食而活久可伎物也登詔給比氏と訓むべし、偕此保食神の御身より成出たる物共を悉くに天熊人の持参上りて奉れるより、御佃の事と養蠶の事とを始め給へる由は下に見えたり、其宮材共の此神の御身より成出でたりし事を此に云はざれども、寶鏡開始章に新宮の事見えたるれば、其も亦此時に成れるならずは何れの時にか家を造る材屋を葺く草はしも成出初めたりとは爲む、且大殿祭詞に其本草を以て造り奉れる大殿を稱へて屋船命と申せるを、後には其木と草との功用を別けて屋船久々遲命(是木靈也)屋船豐宇氣姬命(是稻靈也)と有るは、二柱共に此保食神の別御靈なる由、傳六に云へるが如し、(其新宮の事耳ならず寶鏡出現章第四、一書に、初五十猛神天降之時多將樹種而下云々と見えたるを以ても、顯國に立る木共の大凡は天より降れるを知るべし) 然れば此時はしも食物著物住宅等と成る可き物質の全く出來り成具はれりし時なりければ、其三に係けて悉くに詔別させ給ひつ可き御事なるを、右の大御命はしも唯食物の事をしも詔給へるは、人の命の死活に係はる事は唯食物に耳預かる事にし有りければ、其有るが中に最重き食物の事に詔給へる此一事を以て其餘の事共にも至り及べる大御言にし有りければ、尊しとも高しとも云知らぬ御靈の含れる大御命になむ有りける、故天照皇太神の大御光を放たせ御在し坐して天下を御照し給ひ、其葦原中國に坐す保食神の御功用を守護り御在し坐しけるが、此に素戔鳴尊の参上り來坐せるに就て、其御誓に天忍穗耳尊の生出御在し坐し、かば、其御子を以て天下を所知

し令坐奉らせ給ふ可き御幽契の有るを以て其所知食す顯國の人民を養はせ給ふ可き食物の御事に、如此迄深く大御心に係けさせ給ひて天津日繼を定めさせ御在し坐しなりけり然れば此世中に生とし活ける者何れか天照皇太神の御恩頼は蒙ふり奉らざりける、右の顯見蒼生は天下の人民にて天上の神等には非ず、神宮雜事記に載れる皇太神の荒祭神を以て喻給へる大御言に、天下四方乃人民皆皇太神宮乃御寶也と有るを思ふ可し、又此時には保食神の御爲に荒き御爲行共御在し坐し、かども、其大神の御徳を見はし奉らせ給へるは、專素戔鳴尊の御功績とも申奉る可き程の事に、事の極みの甚如此しも成整ひ行くなむ然は云へ天地を預鑄造らせりける皇祖天神の御靈なる事、古事記の傳に故是神產巢日御祖命令取_レ茲成種と見えたるにて辨ふ可かりける、(此は甚々妙なる所にて、云へど、猶云ひ足らぬ心ちして止まざるなり、此正書に二神の共議曰吾已生_三大八洲國及山河草木、何不_レ生_三天下之王者_一歟と宣ひて生成し奉らせ給へる御子等に御在し坐せば皇太神は日神に御在し坐せども、此國土を統御せさせ御在し坐すべき由にて、素戔鳴尊と共に成奉らせ給へる天忍穗耳尊の所知食む御國とは成れる者なり、又月夜見尊は素戔鳴尊同神に御在し坐す事も已に註せるが如し)○陸田種子は、波多都母能と訓めり、新六帖に光俊、「根や入りぬ外山の春の畠つ物、葉にのみ出でて人に知る」と有りて、後まで云ふ言なり、纂疏に不用_レ水而耕種曰_三陸田_一と見ゆ、陸田の字續後紀十(二十二丁)に書かれたり、天武天皇五年御紀には蘭を波多介と訓ませたり、或説に陸田は乾田也と云へるは然も有るべし、和名抄に火田漢語鈔云、也以八太と有るを、名義抄に嚶を波多とも夜伎波太とも有れば、以は伎の音便にて有りけり、和名抄に嚶漢語鈔云也以八太、今按野老傳云、横截_レ山作_レ畠、謂_三之截_一、其先燒後謂_三之燒_一と有り、

其は萬葉二(三十四丁)に、冬木成、春去來者、野每著而有火之、(一云冬木成、春野燒火之)風之共、塵如久、又(四十四丁)、立向、高圓山爾、春野燒、野火登見左右、七(三十二丁)に、冬隱、春乃大野乎、燒人者、燒不足香文、吾情熾と有るなどは、右の燒幡に當る可し、(今も山里人などは然爲る事にて、春の半に成りて山野の枯草を燒盡し、偕其地を平して畠と成し物を播殖る是なり)拾遺雜春に「金鼓打侍ける時、畠燒き侍りけるを見て云々、片山に畠燒く、男彼見ゆる、眞山櫻は心して燒け」と詠める、又和名抄に畠、續搜神記云、江南畠種_レ豆、畠一曰陸田、和名八太介と有るを、名義抄にも陸田を然訓めり、然れども其に陸田種子を波多都母能と訓める、都は行れるが如くして聞苦し、其萬葉十八(三十二丁)に、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛、安佐其登爾、之保美可禮由苦と見え、新六帖に「芹を、徒に荒る、園生の畠芹、佗しけにても有る世なりけり」又「藍を、播磨なる饒磨に作る藍畠、何時強ちの濃染をか見む」宇治拾遺十三(二丁)に「畠にも作らるまじ、家も得建つまし云々」など有る波多は乾田なり、氣は土毛にて其に生れる物を云ふ稱なればなり、又仁賢天皇六年御紀に韓白水郎曠と云ふ人名の下に、曠此云_三波陀詠_一、曠耕_レ麥之田也と有る、詠は計を誤れるなる可し、其は和名抄に曠耕麥地也、曠耕田曠、日本紀師説八太介と有ればなり、(通證に右の詠は計の誤なるを得知らずして、今按詠謂_レ種也と云へり、然も有らま欲しき事にては有れども、種は宇惠の假字なれば合はず、萬葉二に、八多籠良家、夜晝登不云、行路乎、吾者皆悉、宮道叙爲と有るは、畠子等が晝夜と云はず往來ふ野徑を、吾は宮參の道に爲るとなり、後の歌に田を耕る民を田子と云へれば、畠を耕る者を畠子とも云ひしなりけり、散木集に「畠生に麥食む志々米進めきて囂しき迄世をぞ恨む」と詠めり、陸田の字、漢食

貨志に出でたりと云へり) 晋傳玄疏に畠收至三十餘斛水田收數十斛と有りて、白田と水田と對へり) ○水田種子は、纂疏に用水而耕種曰水田と有るが如し、本にも名義抄にも多那都母能と有る、其も僻事には非ざれども、師の古史成文に美多都母能と訓まれたる方陸田に對へる名成れば正しかる可し、然れど其は陸田水田と並べ云ふ時の事にこそ有りけれ、打任せては唯田と耳云ふぞ受張りたる名稱には有りけらし、和名抄に土已耕者爲田、和名太、漢語抄云、水田古奈太田填也と有り、名義抄の訓も此に同じ、借水田を美多と云ふは字の如く唯水の有る田と云ふ事なるを古奈太と云ふは熟田の義なり、今も田に水を引かせて鋤返すを古奈須と云へり、借仲哀天皇八年御紀に穴門直踐立所、獻之水田名大田と有るを始として、推古天皇御紀持統天皇御紀等に水田と云ふ事五所許出でたるは、右の古奈太と云ふ方なる可し、(然れども田と云へば水田の事なれば殊更に然云ふは、此なるは陸田に對へる故にても有るべきが、其外は前漢馬援傳に水田と云ふ字の有るを用ひさせ給へるなる可し、予が淡路國にては水を引かせて熟すを唯田と耳云ひ、土地の凹き處などにて自然に出づる水にて熟さるゝ田の事を水田と云へり) 故其田と云を打任せたる稱なりと云ふは、寶鏡開始章に日神以天狹田長田爲御田、其第二書に日神尊以天垣田爲御田、其第三書に日神之田有三處云々、其素戔嗚尊之田亦有三處云々など有る如く、唯田と云時は水田の事と成りて古より然なるは、固より稻を種る田に限れる稱なりけむを、其水を引せずして耕るを陸田とは殊更に乾と云ふ言を設け冠たるを以て知るべし、種子は田根と云ふ事にて稻種に起りたる稱なる可き事、上に引ける出雲風土記の文を引合せ讀みて知るべし、穀物を多那都母能と云ふも田根津物の謂にて、稻を主と立てたる稱なるをも思ふ可し、故生島神詞又太神宮詞に狹國者廣

久峻國者平々と有るが如く、國土の狹きを廣め峻しきを平に成すも田地を多く爲る事にし有れば、田は平坦なる義にてこそは有るべかりけれ、(神功皇后御紀に御心廣田國と云ふ事見え、寶鏡開始章第三書に天平田なども云へるを合せ考ふ可し、縦ひ白田と雖も平坦に成さざれば物を殖る地には成るべからざるを思ふ可し、水田は殊に土地を平坦に爲さざれば水を湛へて耕る可くも非ざる者をや) ○種子を母能と訓めるは五穀物の物是なり、此目已に在りて此の第二書に稚産靈神の御名を擧げて其下に此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀と見えたるは此に引合ふ事にて、稻粟稗麥豆を云ふなり、風神祭詞は崇神天皇御世に出來成れる物なるに、皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗聞食須五穀物乎始天下乃公民乃作物乎云々吾前乎稱辭竟奉者、天下乃公民乃作物者五穀乎始草乃片葉爾至萬成幸爾奉乎止悟奉支と有りて、百穀の中より五穀物を抽出でて云ふ事は甚々上古よりの事にて、其始は此に天照太神の此陸田種子水田種子を合せて五穀と爲給へりけむ事、右の第二書と照し應せて曉る可き者なり、借其稻粟稗麥豆は其種類を合せて云ふなり、和名抄にも稻類麥類粟類豆類麻類と有りて稗は其麻類の一種なり、然れば此にも大豆と小豆と出でたれども、共に豆類に收む可ければ、右の五種の屬は猶幾許有りて皇國に傳はれるも、外國に散ほひ在りて追次ひて本津御國に復り渡來れるも、共に人民の食て活すべき限の物はしも、此保食神の御身より成れる其五種の穀物を祖として品々に成變れる者にし有りければ、萬國の全に在りと有らゆる穀物はしも皆其始此に在りける者なり、(猶此外にも田園に殖生す菜蔬の類と雖も、皆此神の御身より成初め出來れる事已に上に委しく證し註せるを見て知る可し) 斯れば五穀と云ふ目も天照太神の高天原に事始め定めさせ給へる事にして其中にも稻を以て最上なる物に立て給

へるが故に、下に即以_二其稻種_一始殖_二于天狹田及長田_一、其秋垂穎八握莫々然甚快也と有るが如く、殊更に其御政を物爲させ御在し坐して、西蕃に禾稷爲_二五穀之長_一と云ひ、或禾嘉穀也と云へるなどは大に相違へる者なり、彼にも五穀と云ふ名の傳はりて其數の定有は、寶劍出現章第六、一書に見えたるが如く、少彦名命の彼に持渡り御在し坐して其古名淡洲なりし地に弘播こらし給へる故なるが、上に伊賀風土記を引きて云へるが如く、此の御天降以前の風儀の移れる者なり、然れども彼に五穀と云ふ物の説々種々に在りて定まらざるが、禮記月令注に稷麻豆麥禾と見えれば、稻は其員外なるは此の神眞にして、彼を馭我め御在し坐し、三皇五帝と聞ゆる王者等の都せる國々は甚く北倚たる地にして、例の曠多在しが故に、其州名を赤縣とも云ふ計りに在りしかば、稻は甚々希少なる物なる故に、五穀と云ふ此の古稱は用ひながら、其中に收られざりしにて、其は齋庭之穂を以て天津日繼と天下萬國を照臨み給ふ皇御孫尊の大御業の定まる可き事を所思し看すが故に、忌憚り奉らせ給へる者になむ有りける、已にも説けるが如く彼が古名を淡洲と云ふも粟の良へる故にて、此瑞穂國に對へたる由を思は、其事の意は知られてむかし、黍稷稻粱辨と云ふ物に、彼邦江北少_レ稻、故貴賤常食_二黍稷之雜穀_一、又或雜_レ之以_二彫菰蕒苡之類_一而給_二食之不及_一也、江南常食_二稻米_一、貴賤共不_レ食_二麥粟_一也、古者江南爲_二中國之外_一、而中國之人賤者不_レ得_二食_二稻米_一、唯官有_二稻人稻田使者_一、掌_二供_二於祭祀禮食_一耳、論語云食_二夫稻_一衣_二夫錦_一於_二汝安乎_一、以_レ稻對_レ錦且_二三年不_レ食者、則佳品珍膳而非_二常食_一也云々、故古者五穀品目不_レ收_二稻米_一、至_レ稱_二六谷_一則始收_レ之、而江南及我邦以_レ稻爲_二常食_一、後儒以_レ今料_レ古、以_レ我推_レ彼、而云中華則聖賢所_レ出、希氣所_レ鍾之邦也、其食當_レ出_二我邦之上_一、歆羨渴望望染_レ指而嘗_レ之、是以反疑_二古書_一欲_レ求_二其說_一以_レ寔_レ之、母_レ乃鑿_レ乎、可

爲_二浩歎_一矣と云へるは然る説にて、憐む可き者ならずや、(其三皇五帝の本説は師の三五本國考に云はれたる諸ふ可し、又其赤縣度制考にも右の書を引きて、「江南江北と云ふは其西端雍州より荆楊の二州を経て東海に注ぐ大江有り、其大江を界として雍荆楊の半國より南方を江南と云ひ、其半國より北方預青兗冀拜幽などの州を江北と云ふ、三皇以來歴代の都せる所は皆北方の地にて此を中國と稱し、江南の地をば外蕃と爲たり」と云はれたるが如し、然れども其江南の稻と雖も皇國の瑞穂とは日を同じうして云ふべからざる程の跪き米なる事人は知りてむかし)○天邑君は、私記に天者是例文美大之辭也、言此時初定_二居邑之君_一也云々、是官職初置也と云ひ又纂疏に謂_二農人之長_一と有る御説の如し、寶鏡開始章第三、一書に天邑井田と云ふ名有れば、此に於て農作の民出來、又其に就て邑里も出來れるが故に其百姓を治むる邑長も出來れる者なり、出雲風土記に所造_二天下_一大神御子和加布都努志命、天地初判之後、天御領田之長供奉坐之と有るも、右の天邑君の如し、邑字神武天皇御紀に此云_二務羅_一と有り、君は宰_レの謂なる可し、垂仁天皇二年御紀に郡公を牟良豆加佐と訓める是なり、和名抄に漁子和名伊乎止利と有るに對へて、漁父一云_二漁翁_一、無良岐美と有るは、漁村の中にて其古老を立てて漁子を宰どる者と爲るが故に、當昔邑里には其名亡びて却て漁村に邑君の古號を傳へたりし者と所見たり、已に神武天皇御紀に、遼遼之地猶未_レ霑_二於王澤_一、遂使_二邑有_二君村有_二長_一、各自分_レ疆用相凌躒と有れば、私に立て_二農長_一たりしにも猶邑君とは云ひしなり(右の村字を阿禮と訓めるは在處の意なりと云へり、景行天皇二十八年御紀神功皇后御紀に村を布禮と有るは、阿と布と片假字の狀似たる故に誤れるにて、其なるも右の訓に同じかる可し、然れども名義抄に邑に牟良とも佐登とも云ふ訓有りて、村字にも右の二訓の外無ければ、上の邑

は牟良と訓み、下なる村は佐登と訓むべきが如しと雖も、所々に村を阿禮と訓むからは容易く改む可からざるなり、故思ふに景行天皇十八年御紀に、天皇問其火光處曰何謂邑也、國人對曰、是八代縣豐村と云ひし事有り、天皇の何謂邑ぞと問はせ給へるは、其土地を指して宣へる故に邑なり、國人の豐村と對へ奉れるは、其在處を以て申せるが故に村とは云ふなり、其村を佐登と訓めるは、郷と村とは一なる者にて、出雲風土記に仁多郡三津郷云々、今産婦彼村稻不食云々と有るが如し、其郷は戸令に凡戸以五十戸爲里、每里置長一人と見えれば、土地の寛狭には拘はらず戸數を以て定むる法なれば、佐登は住處の義にて村を阿禮と云ふに異ならず、字書に人所聚居謂之村落と見え、墅を村也又田廬也とも見えれば土地には邑と云ひ戸には村と云ふ古の格と見えたり又景行天皇二十八年御紀に、朕聞其東夷也識性暴強凌犯爲宗、村之無長邑之無首、各食封墾竝相盜略と有るは、右の邑有君村有長の反なるが、其君に當て首と有り、又成務天皇四年御紀に自今以後國郡立長、縣邑置首、即取當國之幹了者任其國郡之首長云々と有るも、長と首と相並べざるを見るべし、次に五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置首稻置云々、隔山河而分國、隨阡陌以定邑里云々と有るは、去年の御制の此時に被行たりし者なり、國郡は縣邑を管たれば其任重き故に造長を立てられ、縣邑は唯阡陌を以て定むる程に、區分たる地なるに依りて、其長として稻置を置させ給へるなるが稻置は稻君なる可し、其邑里の首として其田租を貢進る司と通ゆれば、右の邑君に同じきを曉る可し、(首は大人なり、其稻置を釋に「公望私記曰、案、今祝長也と有る祝字心得ず、一本に税と有り、職員令に主稅寮云々掌倉廩出納諸國田租春米碾礎事」と見えれば、諸國郡にて田租を國衙に納める人を祝長

と云ひしにや、久安百首の、「降積る白嶺の雪は稻長の、加比の毛乾と見えけり」と有る、此稻長は農民の長なりと聞ゆれば、右の祝長此に近し、大嘗祭式に齋郡に至りて拔穂の事を主るを稻實卜部と云ふなど思合す可し、通證には村長也と有れども、私に改めたる者と見ゆれば從ひ難し) ○稻種は、伊那陀禰と訓べし、天孫本紀に建稻種命と云ふ名の例も有り、又出雲風土記に飯石郡多禰郷所造天下大神大穴持命與須久奈比古命巡行天下時、稻種墮此處、故云種と有る、其種は田根にて田に蒔殖て生し立つる謂なる事上に註せるが如し、此の水田種子を名義抄に多那都母能と云へるも、穀を田に殖るが本なるに依て打任せて然も云習へりし者なり、(然れば和名抄にも稻類に穀を收めて和名毛美、日本紀私記云、五穀以都々乃太奈豆毛乃と有るも、五字を除けて太奈豆毛乃と成りて、五穀と云ふも稻耳を宗と立てたるが故なるなり) ○殖天狹田及長田は、寶鏡開始章に天照太神以天狹田長田爲御田と有る是なり、其を古事記には天照大御神之營田と有り、纂疏に狹田長田謂田畝縱橫之長短是天照太神之公田也と見ゆ、即古の屯田、後の官田の類にて、天下を悉くに所知看す天皇の御上にては、世中の事萬に御心に任せさせ御在し坐す事にては有れども、猶其大宮近き處にて日々に供御す稻田を定めさせ給ひて、太切じき物に成させ御在し坐す事の起り此に在り、(又日々の菜蔬も古には大和國に六縣を定めさせ御在し坐して令奉給ひ、今京に成りては所々に御園を置させ給ひしこと已に前に云へり) 屯田と云ふこと、垂仁天皇二十七年御紀に、是歲興屯倉于來目邑(屯倉此云彌夜氣)と有るを始めとして、仲哀天皇二年御紀に定淡路屯倉と所見たれば、其より以前に已に畿内にて有りつる事灼然し、其は仁德天皇前御紀に、額田大仲彥皇子將掌倭屯田及屯倉、而謂其屯田司出雲臣之祖淤宇宿禰曰云

々、爰淤宇往于韓國、卽率吾子籠而來之、因問倭屯田、對曰傳聞之於纏向玉城宮、御宇天皇之世、科太子大足彥尊、定倭屯田也、是時勅旨、凡倭屯田者每御宇、帝皇之屯田也、其雖帝皇之子、非御宇者不得掌矣、見たる是にて、其重み爲させ給ひし事知るべし、孝德天皇大化二年御紀に詔有りて、宜罷官司處々屯田及云々、賦稻、以其屯田班賜群臣と有りて、此よりは官田を置れたりとの見ゆ、職員令なる宮内省職掌官田の義解に、謂供御稻田分置畿内者名爲官田也と見え、又田令に凡畿内置官田大和攝津各三十町、河内山背各二十町、每二町配牛一頭、其牛令一戸養一頭と記されたるを、宮内省式に凡省營田四十町、大和國九町、山城河内二國各八町、攝津國十四町云々と有りて、凡省營田稻躰年之後不供御云々、凡營田收納帳云々凡營官田者云々と有るも、猶屯田の名殘なる者なり、其屯田司は後の宮内省の如くして仕奉れりけらし、(儀式に十一月丑奏御宅田稻數儀其日宮内省云々、奏云御宅田獲稻事申賜牟止、宮内省官姓名云々奏曰、四畿内國乃今年供奉禮留御宅田合若干町、獲稻若干束云々、供奉禮留事乎申賜波久止申云々と有りて、御宅田の古名形の如く遺存れる者なり)○天狹田釋祕訓に阿麻能佐那陀と有れども、長に對へたる狹なれば阿米能佐陀と訓むべし、天孫降臨章第一、一書に伊勢之狹長田五十鈴川上と云ふ事見え、たれども、其は天狹田長田に同じく、其地にも狹田長田の有るに依りて、其を疊み重ねて狹長田と云ふなる可ければ、此とは異なり、今眞田紐と云ふ物有るも細く長き物なれば、狹長垂紐と云ふ事と聞ゆれば、此狹田をも然訓む時は狹長田と云ふに成りて彼と此と差別無きに至る可し、又祕訓に文永三年七月廿八日戊午、天晴、今曉卯時依有先師夢想之子細所加點名字也と有れば、其時迄も佐陀と訓み來れる、那を加へて佐那陀と訓改めたりし故に所加點名字也と云へるなり、(然るを通證に下卷曰伊勢之狹長田五十鈴川上、由是觀之則其始殖之地爲伊勢國五十鈴川上、可以知矣と云へるは何の辨も無き説なり、此なるも寶鏡開始章なるも、天狹田及長田は正しく皇太神の大坐々す高天原なるが故にこそ天某とは云へるなれ、如何にして然る説は云ひけむ)但し五十鈴川上に狹長田と云ふを此に及ぼして考ふるに、此は決めて天安河の河上なる山田なるにて、寔に狹田長田と云ふ狀は爲たりけむ、和名抄に野老傳曰、横截山作畠謂之截幡と有るが如く、然る山傍の地を墾て田と爲せるは、或は短く或は横に長くなど出來る者にし有れば水清き其河上なる地と御田と成し給ひけむから、然る狹田長田の稱は有るにぞ有るべき、(出雲風土記國引の文に自多久乃打絶而狹田之國是也と見えたるを、秋鹿郡に佐太御子社、又佐太川、又佐太水海有り、神名には佐太大神とも見えたれば、狹田は佐太なる事彌以て著明き者なり)○長田は、那賀多なり、播磨風土記に賀古郡長田里昔大帶日子命幸行別嬖之處、道邊有長田哉、故曰長田里と有る是例なり、偕長田と云ふ例は、神功皇后御紀なる神の御誨に祠吾子御心長田國と見えたるは御心の長く閑やかに御在し坐す事を地名の長田に係て詔給へるなり、古事記遠飛鳥宮段に、長田大郎女と申すも有り、新古今集大嘗會稻舂歌に、「神代より今日の例と八束穗に、長田の稻の莫々初らむ」と有るも、此を思ひて詠めるなり、(通證に狹田長田、本是廣狹長短各充其用而不曠土地之義、而後遂爲之號也と云へるは信としも思えず、古唯其田の狹ければ狹田と云ひ長ければ長田と云へるにて、別に意を用ひたるには有るべからず、和名抄郷名に攝津國八部郡、伊賀國伊賀郡、伊勢國飯野、遠江國長、上野國吾妻郡、陸奥國白川郡、播磨國賀古郡等に各長田郷有り、神名式には、近江國高島郡、美作國大庭郡に長田神社と申す見

字也と云へるなり、(然るを通證に下卷曰伊勢之狹長田五十鈴川上、由是觀之則其始殖之地爲伊勢國五十鈴川上、可以知矣と云へるは何の辨も無き説なり、此なるも寶鏡開始章なるも、天狹田及長田は正しく皇太神の大坐々す高天原なるが故にこそ天某とは云へるなれ、如何にして然る説は云ひけむ)但し五十鈴川上に狹長田と云ふを此に及ぼして考ふるに、此は決めて天安河の河上なる山田なるにて、寔に狹田長田と云ふ狀は爲たりけむ、和名抄に野老傳曰、横截山作畠謂之截幡と有るが如く、然る山傍の地を墾て田と爲せるは、或は短く或は横に長くなど出來る者にし有れば水清き其河上なる地と御田と成し給ひけむから、然る狹田長田の稱は有るにぞ有るべき、(出雲風土記國引の文に自多久乃打絶而狹田之國是也と見えたるを、秋鹿郡に佐太御子社、又佐太川、又佐太水海有り、神名には佐太大神とも見えたれば、狹田は佐太なる事彌以て著明き者なり)○長田は、那賀多なり、播磨風土記に賀古郡長田里昔大帶日子命幸行別嬖之處、道邊有長田哉、故曰長田里と有る是例なり、偕長田と云ふ例は、神功皇后御紀なる神の御誨に祠吾子御心長田國と見えたるは御心の長く閑やかに御在し坐す事を地名の長田に係て詔給へるなり、古事記遠飛鳥宮段に、長田大郎女と申すも有り、新古今集大嘗會稻舂歌に、「神代より今日の例と八束穗に、長田の稻の莫々初らむ」と有るも、此を思ひて詠めるなり、(通證に狹田長田、本是廣狹長短各充其用而不曠土地之義、而後遂爲之號也と云へるは信としも思えず、古唯其田の狹ければ狹田と云ひ長ければ長田と云へるにて、別に意を用ひたるには有るべからず、和名抄郷名に攝津國八部郡、伊賀國伊賀郡、伊勢國飯野、遠江國長、上野國吾妻郡、陸奥國白川郡、播磨國賀古郡等に各長田郷有り、神名式には、近江國高島郡、美作國大庭郡に長田神社と申す見

えたり、出雲風土記に仁多郡横田郷、古老傳云郷中有田四段許、形聊長、遂依田而故云横田一など有るをも太神宮禰宜譜圖帳に、二所皇太神乃横田平田乃稻實波、朝御氣止平介久と有るを思ひ合す可し。○始殖は、農作の事不_レを此に始め給ふなり、其は下に云ふべし、殖は宇惠とも宇々とも活く、寶劔出現章第四一書には多將_ニ樹種_一而下、然殖_ニ韓地_一云々、凡大八洲國之内莫_レ不_レ播殖_ニ而成_ニ青山_一焉と有て、一は宇惠と訓み、一は於布志と訓ませたり、下_ニ云ふ_一を見るべし、又仁賢天皇八年御紀には宇麻波流と訓り、蕃息の義なり、古事記日代宮段歌に、意富迦波良能宇惠具佐と有るは大河原之殖草なり、萬葉十四(十三丁)に、宇惠古奈宜可久古非牟等夜多禰物得米家武、又(二十二丁)、宇惠多氣能毛登左倍登與美、十五(三十三丁)に、比等能宇々流田者宇惠麻佐受、十七(十丁)に、珠爾奴久、安布知乎宅爾、宇惠多良婆、十八(三十二丁)に、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛、二十(五十五丁)に、安之比奇能、夜都乎乃都婆吉、都良々々爾、美等母安加米也、宇惠氏家流伎美、又(五十九丁)、宇具比須波、宇惠木之樹間乎、奈伎和多良奈牟など有り、(名義抄には殖字を宇々とも多禰とも多布とも訓めるは、植と種と畜との義を兼ねたる字なるなり、儲宇惠は移居る義なるにや)儲此時に始まりて農作の事許り世に貴き業は非ざりけり、故是を那理と云ひ那理波比とは云へり、崇神天皇六十二年御紀に詔曰_ニ農_一天下之大本也、民所_ニ恃_一以生_ニ也、今河内狭山埴田水少、是以其國百姓怠_ニ於農事_一、其多開_ニ池溝_一以寬_ニ民業_一と有る此大御詔は此に天照太神喜之曰、是物者則顯見蒼生可_ニ食而活_一之也乃云々と有る大御政を受繼ぎ奉らせ給へる者にして、辱しとも尊しとも云知られぬ許になむ有りける、農をも業をも那理波比と云ふは、上古は貴賤共に田を佃るを以て常の産業と爲つるが故に、天皇を除きては皇子等と雖

も公民と申す事、古事記玉垣宮段に所見たり、其は大御田族の謂なり、又御民と云ふも御田持にて、共に天皇の大御田を賜りて耕れる者なるが故なり、出雲風土記に、出雲郡美談郷家西北九里二百四十步、所造_ニ天下大神御子和加布都努志命_一、天地初判之後、天御領田之長仕奉坐之、即彼神坐_ニ郷中_一、故云_ニ三太三_一(神龜元年改_ニ字美談_一)即有_ニ正倉_一と有るも、田の長たるを以て御民とは云へるなり、又姓氏錄(和泉國神別天孫)に民直天穗日命十七世孫若桑足之後也と有るを、神名式に、其大鳥郡に美多彌神社有るなども右に同じく田長なる謂にて、即ち田持の義なるなり、猶尾張風土記に中嶋郡鹿瀬山有神號_ニ敢田見社_一、所祭_ニ少彥名命_一也と有るは、敢は其神の坐せる伊賀國の地名なり、田見は右の如くにて此神の耕種爲給へる謂なり、此事委しくは寶劔出現章第六一書百姓の傳に註してむ、(又右の大御詔に依るに、特と云ふも田祈と云ふ事にて、田穀の豊登るを乞希ふより出でたる可く、寶を多加良と云ふも人民を田族と爲て大切じき物に爲させ給へるより轉れる者なり)景行天皇四十年御紀にも、或_ニ伺_一農業と見え、孝德天皇御紀に農月と云ひ又農作月と云ふ事見え、萬葉五(七丁)に、伊弊爾可弊利提、奈利乎斯麻佐爾、十六(二十五丁)に、荒雄良者、妻子之産業乎婆、不念呂云々、十八(三十二丁)に、萬調麻都流、都可佐等、都久里多流、會能奈里波比乎、安米布良受、日能可佐奈禮波、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛云々と有る、此歌にては殊に農作の事を奈里波比と云ふ意知られたり、又靈異記にも不_レ能營_ニ農令_一懈_ニ産業_一と有る、産業を奈里波比と訓み、又收_ニ家營_一造_ニ産業_一とも所見たり、又遊仙窟に家業を那利波比と訓めり、源語(夕顔卷)に「阿波禮甚寒しや、今年こそ那理波比にも恃む所少く、田舎の往來も思係ねば甚心細けれ」と有るを、河海抄に民業、孟津抄稔農の字を當てられて、此も

右の如く農事を云へるなり、楮那理は那流にて稻穀を作りて其實生るを一年の所行と爲る謂なる可し、萬葉二十(二十六丁)に、佐伎牟理爾、多々牟佐和伎爾、伊幣能伊毛何、奈流能伎已等乎、伊波須伎奴可母と有るも、同じく農業の事を云ふなり、(然れば體言には那理と云ふべく、活用せては那流とも那良牟とも云ふべし、其を那理波比と云ふは業延にて、常住不斷に勉め成す意にて、波比は種波比、氣波比などの斷にて言を居るて云ふにて、此には活かす、楮常陸風土記に夫常陸國塙是廣大、地亦綿遠、土壤沃墳、原野肥衍、懇發之處、山海之利、人自得、家々足饒、有、身勞耕耘、力竭紡蠶者、立即可取富豐云々と有る、耕耘を那理波比と訓めるをも思合す可し、仁徳天皇十一年御紀に、詔群臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠而田圃少乏、且河水橫逝、以流末不駛云々、故群臣共視之、決、横源而通海、塞逆流以全田宅と有るは其農を爲る人の住む所なるが故に依る稱にて農所の謂なり、繼體天皇御紀に天皇父聞振媛顔容姝妙甚有微色、自近江國高嶋郡三尾之別業遣使聘于三國坂中井、納以爲妃、遂產天皇と有る、別業をも那理杼許呂と訓み、又多理富と訓めるは、別業と田宅とは唯字の換れる耳にして、共に農作を營なむ爲に設けたる宅の由なり、又其を多理富と云ふは、田有廬と云ふ事にて、其農を爲る地を云ふ稱なるが、其那理と云ふも稻の生る意なるに同じければ即ち此も垂穎の義を兼ねたるにて即ち其田宅に在りて耕る物の稱なり、安閑天皇二年御紀に元々蒼生樂於稼穡と有る、其二字共に那理波比と訓むは常の事なるを、名義抄に稼を多爾淤呂志と有るは種蒔なり、稿を阿伎袁佐米とも加理袁佐牟とも有るは、秋收又刈收の事にて、專稻に依れる事を知るべし、(又稼を禾苗と記されて、邇藝波比、又都久理、又久煩、又宇惠と有るは、饑なり、作なり、利なり、殖なり、神祇令義解に

は苗稼とも有りて、稼穡と云ふは其生長と收藏とを云ふに心を著くべし、毛詩生民篇に、誕后稷、穡、有、那、利、波、比、と訓みたり、説文穀可收曰稿と有る是なり、已に海宮遊行章第七一書に、兄作高田者汝可作洩田、兄作洩田者汝可作高田と見えて、天神御子と雖も未だ皇子等に御在し坐し、程には農を營ませさせ御在し坐し、其天津高御座を受繼坐し後は、天津日嗣として天下公民の獻上る田税を聞食す御職には渡らせ給へども、猶官田を置させ御在し坐して、供御の料に充て給へりし事、右に註せるが如し、龍田風神祭詞に五穀物乎始天下乃公民乃作物乎云々と有りて、下に王卿等百官能人等、倭國六縣能刀禰男女能至方氏能云々と有るを、上に照應せて見るに、其王卿以下は公民にて、謂ゆる大御田族なる者なり、其は大忌祭詞に親王等王等臣等天下公民能取作與都御歲者云々と有るを以て知るべし、但し此には親王等王等臣等と天下公民とを別ち記されたれども、其は王臣の其祭場に參來るに就ては、唯人に混らすまじき用意なりと雖も、等しく公民なる事、風神祭詞に考合せて曉る可し、但し後には王臣と分ちて公民を良と云ひ、其公民と分ちて奴婢を賤と云ふ事に成りにたるより、愈古に遠く成りぬる者なり、(然るを和名抄に微賤類と有りて日本紀云人民和名比止久佐、一云於保美太加良と有る其訓こそは有りけれ、其を微賤類に收たるは已く古義を失ひたりし者なり、孝徳天皇大化元年御紀に、凡國家所_レ有公民大小所領人衆と有るは、官位を賜はる程の人をも猶然云へり、其年男女之法を立て給ひて、良を公民、賤を奴婢と被_レ別たる事見ゆ、其は良と賤との上にこそ然る差別は有りけれ、天皇の御上よりは押竝て大御田族とも田持とも云ふ者なり)故甚々上れる世には貴賤の差は氏族と品位との別耳有りて、共に等しく親耒耜を把りて田地を耕し耘りして、農作の事を常の業と爲て、其賜はれる

大御田の御調物を備進りて、天皇朝廷に仕奉れりし故に、共に公民と云へりし者にて、悉く農の一民耳なりしなり、其中に中臣連、忌部首、猿女君、鏡作連、玉祖連などと家に屬たる職掌有りて、後に云ふ四民の如く當昔已に別れたる狀にては有りけれども其業は上に云へる如く農作を以て其身の事業と成したる者なり、然れば農の中より筋骨の強壯き者は士と成りて藩屏と仕奉り、又其機巧に妙なる者は手伎として仕奉る、謂ゆる工類なり、又物を市に持出で交易る取次を爲る者は商是なりと雖も、後世の如く農作の本業を棄て、士工商の事耳を以て其家に爲る事は無くして、何方迄も唯農を耳力めて家業と爲つるは、寔に天照す神の御世より天下蒼生の道と惟神に立て給ひ定給ふ道の道たる事を明らめ奉る可く、又傳五にも引きて註せる皇祖天神の二柱御祖神に事依し奉らせ給へる大御命に、修理固成是多陀用幣流之國と宣給へる御旨をも合せて考へ奉る可き者になむ有りける、(但し右に云へるは甚々上古の制度にて、令以後の事の狀とは異なりと雖も、天下萬世に推度して道と云ふ者は是なれば、世々に沿革れる制度を規矩として道の大本を蔑如する事勿れ)○秋は、熟にて稻の熟らむ時を云ふなり、寶鏡開始章に春則云々、秋則云々と並べ出でたれば、其所に云ふ方辨易かりぬ可し、○垂穎は、或説に穀實而垂穂也と云へるが如し、其垂は萬葉十(九丁)に、垂柳者、雖見不飽鳴、又(十三丁)、爲垂柳十緒、又(十四丁)、四垂柳爾折雜、又(十六丁)、四垂柳之、蕪爲吾妹など有るは下垂柳なり、其垂と同じく稻穂の豊登る時は、其末の傾傾し垂る者なればなり、天智天皇三年御紀に、一宿之間稻生而穂其且垂穎而熟と見えたる、其垂穎は天孫降臨章第一一書に傾傾也、此云歌矛志と同じ訓なるを以て猶考ふるに、海宮遊行章第六一書に、低を宇那陀禮と訓めるは頸垂なるを、古事記大國主神御歌に、夜麻登

能、比登母登須々岐、宇那加夫斯と有るは、倭之一本薄頸傾にて、薄の穂の靡き垂るる事に比へて、女神の低れ給ふ事を宣へる者なり、此を以て垂と傾とは同じ趣なる由を知るべきなり、(名義抄に低字を加多夫久とも多流とも訓めるを併せ考ふ可し、此は通證にも引ける西都賦に、五穀垂穎と有るを以て文を成されたる者なり、又字書に穎實繁傾而垂末也と有るをも合せ考ふ可し、播磨風土記に、難波長柄豊前天皇之世、是里有百便之野、生百枝之稻、即阿曇連百足仍取其稻獻之と有るも、右の御紀の類なるべし、又三代實錄に貞觀元年十月廿八日、上野國獻嘉禾一莖三十穂、兩岐稻一莖九穂)穎は穂なり、穂は秀なり、天孫降臨章第六一書に秀起浪穂と有るを、神武天皇御紀には浪秀と有り、又磯輪上秀眞國と有るは、國號考の説の如く鍬上にて、浪の鍬にて穂と係れる發語なり、又古事記石屋戸段に上枝中枝下枝と有るを、朝倉宮段歌に、上枝を本都延と有るを、萬葉九(二十丁)に、最末枝、十三(六丁)又廿四丁)に末枝と有り、倭姫命世記に在稻一基生本一基爲末千穂茂也、又本一基爲末八百穂茂也と有りて本に對へて末を穂と云ふ事にて、和名抄に穗和名保禾穀末也と有るに合へり、萬葉八(四十丁)に、秋田之穂立、繁之所思、又(五十一丁)、吾之時有早田之穂立と有るは立穂を云ふなり、二(八丁)に、秋之田穂上爾霧相朝霞、十(五十丁)に、秋田之、穂上爾置白露之は、唯穂の出でたる田の狀なり、二(十四丁)に、秋田之、穂向乃所縁、十(五十一丁)に、秋田之、穂向之所依、十七(十七丁)に、秋田乃、穂牟伎見我底利と有る穂向は、其垂穎す時は一方に皆から向靡くを云ふなり、四(十七丁)に、秋田之、穂田乃菊婆加、八(三十六丁)に、秋田乃、穂田乎鴈之鳴、十(四十三丁)に、白露者、置穂田無跡とも有る、穂田は萌るべき時に至れる田を云ふなり、故名義抄に穂を比

豆と訓み、秀を比豆と訓めるは、穂と秀と同義にて、物の上に秀出る義なるを知るべし、(右の秀眞國又は國秀など云ふ秀も、物の上に秀出たる意にして、必ず高きを云ふならねども其義は等しかる可し、又右の秀起浪穂と云ふも浪の立上れる末を稻穂などに見たる云成しなり、穂に佐久と云事も例有り、萬葉十に、朝貌乃穂庭開不出、又、皮爲酢寸、穂庭開不出、十一に、含花之穂應咲なども云へる是なり、又木の末を穂と云ふ事有り、十八に、安之比奇能夜麻能許奴禮能、保與等里天、可射之都良久波、知等世保久等會と有り、然れば實にも花にも梢にも其最上に出でたるを穂とは云ふなり) ○穎を是にては穂と訓めれども、此を加比と云ふなむ正しき本語には有りける、然るは記傳十五(五丁)に、「穂と穎とは同物なれども、富とは穂に出でたる狀、加比は其體を云ふ名なり」と云はれたる如く、實に穂は右に云へるが如く稻の最末に秀出る由の名にて、廣く其總てに互れるが、穎は傾實にて專其實を云ふ稱なり、御年神詞に初穂乎波千穎八百穎奉置氏、廻閑高知廻腹滿雙氏、汁爾母穎爾母稱辭竟奉奉と先づ初めて總名なる初穂の事を云ひて、次には其豊熟りたる千穎八百穎を云ひ、其獻る用意を明らかめ申し、次には其を以て酒に釀りたる事の夥大なる事を云ひ、終には其酒と切穂との事を汁爾母穎爾母と云へるは、中臣壽詞に汁仁毛實仁毛と云ふに同じ、是穎には實の意有るを考ふ可き所なるに非ずや、水分神詞にも奥都御年乎八束穂能伊加志穂爾寄志奉者、皇神等爾初穂波穎爾母汁爾母云々と有りて右の趣に異ならず、然れば穂は其稻の穂先の任なるを云ひ、穎は其穂先の實入りを云ひて其體用の差有る事なる者なり、穎と垂穎カケレと亦同じきは、神世七代章第一、一書なる豊國主尊の亦の名を豊香節野尊とも、浮經野豐買尊とも申し奉りて、香節と買と一なるに異ならず、又上なる垂穎カケレの下に云へる事共をも考合す可し、(江

次第に本穎對本謂之之稻、切穂謂之此穎と有るは、其神に獻るに就ての註にて、稻ながら在るにも其垂穎カケレし熟めるは即ち穎なる者なり、又水分神詞に朝御食夕御食能加牟加比爾云々、又出雲風土記に朝御饌勤養夕御饌勤養など有るは、大倭本記に朝夕之食向と有るに同じ、又神穎と云ふ稱も必ず在りぬ可き事本よりの事なり、神稻を久萬志呂と云へるをも思合す可し爾雅に禾穂謂之之穎と見えたり) ○八握は、纂疏に謂之稻穂之長と説かせ給へるが如し、八は彌かとも思へども、顯宗天皇御紀室壽御詞に、出雲者新墾、新墾之十握稻之穂と見えれば、猶八握劔十握劔の例なりけり、然れども彼は四指を並搏むを一握として、八握は八搏なり、十握は十搏なり、正しく其身の長さを量り云ふにも有るべけれども、稻に云ふ八握十握は唯其垂穎の長き事を美稱へて甚しく云へる耳にて、右の劔の例とは異なる可し、御年神詞に奥津御年乎八束穂能伊加志穂爾皇神等能依左志奉者、水分神詞にも奥津御年乎八束穂能伊加志穂爾寄志奉者、大忌祭詞に奥都御歲乎八束穂爾皇神能成幸賜者など見え、大倭神社註進狀に御歲神者守護禾穀二神也、是以八束嚴稻爲三神體とも有れば、唯穂の長きが八束穂なるにて、此の八握も右の例なり、(古事記天御饗段に、天之新巢之凝烟之八拳垂摩互燒舉と有るも、大方に長きを云ふなり、上に引ける新古今集に、「神代より今日の爲とや八束穂に、長田の稻の莫々初らむ」と有るも、長と云ふに係けて八握穂を云へる者にして、古意を失はざる者なり) 其八束穂に並べて伊加志穂と云ふは、八束は八握にて穂の末の長き事を云ふなるが、伊加志は其彼百枝之稻など云ふ狀に其穎茂く太くして實大なる事を云ふ稱なるなり、新年祭詞に皇御孫命御世乎手長御世並堅磐爾常磐爾齋比奉、茂御世爾幸爾奉と有るも、手長は足長き事、茂は繁り榮ゆる事にて、右の八束穂と伊加志穂と相並べると同格なり、春日祭

詞に足御世乃茂御世爾齋奉和云々、天皇我朝廷爾伊加志夜久波能如久仕奉和佐加叡志米賜登云々と有は、鈴屋大人説に茂彌木榮と云はれたるが如し、平野祭又久度古開詞にも伊夜高爾伊夜廣爾伊賀志夜具波江能如久立榮之云々と有るも、彌高と云ひ彌廣と云ひて茂云々と運び云へるなり、大殿祭詞に五十樞御世乃足良志御世爾田永能御世止奉福爾依云々と、此は茂と足と長とを合せ云へり、猶有れども然しも異りたる事無ければ引出でず、此等の例共を合せ考へて、八束穂と伊加志穂とは經緯にて長と大なるとを云ふ事を思明らむ可き者になむ有りける（上に引ける倭姫命世記に本は一基にして末千穂茂也とも末八百穂茂也とも云へる類は、謂ゆる茂穂と云ふ物の状なるを知る可し）○莫々然は、志那毘と訓める下靡にて、稻穂の實に滿つる時は傾し靡けるなり、其外花にも葉にも然る貌なるには常に云ふ事にて、萬葉三（二十二丁）に、眞木葉乃、之奈布勢能山、之奴波受而、十三（五丁）に、春山之、四名比盛而など有る是なり、又十一（三十八丁）に靡合歡木、吾者隱不得、間無念者と有る、靡を今本に那毘久と訓めれども、下に隱と云はむ新なれば志那夫なる可き事、右の三卷の例に推准らへて曉る可きなり、催馬樂に柳の枝垂る事を志奈比と云ひ、大和物語に、「柳の志奈比物よりも異に長きなむ此家に在りける」とも云ひ、伊勢物語に藤花の志那毘三尺六寸許有りけむ云々」なども云へるを考合す可し、（通證に茂密而靡然之訓義、文選扶疎又垂字、菅家訓志奈布云々、詩周南維葉莫々、註莫々茂密之貌と云へり、又萬葉十卷に秋穂乎、之努爾押靡、置露と有る之努も志那夫に異ならず、其は露の置重りて垂ぶ義なればなり、然れば草名の篠も其葉の廣より出で、垂ぶを以て云ふなる可し、又和名抄に垣衣和名之乃布久佐と有るも、此苔の上よりして這度り下るが物の垂ぶに能く似たれば、然る稱とは成れる者なる

可し）又萬葉二（十九丁）に、夏草之、念之奈要而、志努布良武、妹之門將見、靡此山と有るは、夏草の日に萎み靡垂るを女の颯纏ぶ状に比べ云へるにて、下に靡の語を以て應へ用らせたる者なり、十九（十五丁）に、宇知敷、之奈要宇良夫禮、之努比都々云々、二十（四十四丁）に、多知之奈布、伎美我須我多乎と有りて、志那由とも志那布とも夜行和行に互りて活ける語なり、文選に颯纏を志那夜加とも志那夫とも訓み、源語（明石卷）にも右の十九卷の語を取りて之奈要宇良夫禮と有り、又（夢浮橋卷）「志那夜加なる童」と云ふ志那夜加は、遊仙窟に婀娜と有る註に行動節度柔弱貌と有るにて右の例共に同じ、（但し此に云ふ志那由志那夫は人の貌にて、右の莫々然の註に云ふべき事ならねども、語も同語なり意も同意なり、其起りも異ならざりければ序に云ふなり、字鏡集に嚙も間をも瞥をも志那具流と有るは垂塞なる可し、又吟をも怜をも歛をも志那宜流と有るは垂泣にて、此等の志那も右の志那夫と其本は一なり）○快は、許々呂與久阿理伎と訓むべし、思ふ事の叶ひて心の如く成れるを云ふ語なり此は天狹田及長田に始めて殖試みさせ給へるが、其秋の垂穎の八握に莫々然たる田面を見度し給へる時の御心なり、上に天照太神喜之曰云々と有りし其御喜の的然して違はざる事を御心に宜く所思食しとなり、萬葉一（十八丁）に、山川之、清河内跡、御心乎、吉野國之と有るも、山の麗しく水の清きを行はして御心を宜く慰め御在し坐しにて、此の快の例なり、此字名義抄に心與斯と訓みて、鎮火祭詞に心惡と云ふ事の有る其反なる者なり、此文記傳にも引かれたるに甚快也と訓まれたるに依りて、古史成文に甚快實矣と書かれたれども共に僻事なり、此は源氏物語などに木立の麗はしきを愛で草花の彩はしきを賞つる時々詞に心ろ宜げに云々など多く云へるが如く、其唯に立てる形狀を賞へ云ふ辭なり、且其秋垂

穎八握莫々然と有るは、其の甚熟く實りたるを云ふ事、上に章を逐ひて具に註せるが如くなれば、然は云ふまじき所なりける者をや、(思ふ事の心に任せて相應へるを快と云へる反を不快と云へり、八洲起元章に先以淡路洲爲胞所不快云々と有る是なり、景行天皇四年御紀弟媛が言に、妾性不欲交接之道、今不勝皇命之威納惟幕之中、然意所不快と有るも右に同じ、但し此二の快字與呂許夫と訓めり、名義抄にも快字に與呂許夫と有れば當然の訓なる者なり、故、快は喜の義に異ならざるを曉る可し)○口裏は、口中なり、名義抄に裏字の訓に宇良又字知と有り、○含蠶は、麻由袁布々美氏と訓むべし、本に加比古と訓みたれども非なり、其は蠶の繭を作れるを口中に含み、温め露ほして絲口を取り抽出さむ爲なり、今は世中に此道大に開けて、繭を釜中に煮て其絲を繆車に絡ひ取る事には有れども、此は事の始にし有りければ、口に含みたる絲を手を絡ひ取る許の事にて、甚々簡易なりし當昔の狀見えたり、風神祭詞は瑞籬御世に出來れる物なるに、比賣神に御服備金能麻笥、金能櫛金能棒と見えれば、已に其頃然る具に至る迄も備はれりし者なりけり、(或説に上古質約口裏含露抽之、今猶民間有盆水漬繭繹之者と云へり、然れども上古とて殊更に質約に物爲るにては有るべからず、其自然成る可き道に任せ給へる者なり)○絲は、彌帶にて、繭より抽けば幾條にも別れ出て、一に寄聚り續きて絲と成れる其本に就て云ふ稱なる可し、和訓栞に絲は立の義なる可し、説文註に一蠶所吐爲忽絲五忽也と云へるは予が説と似たるながら、神代に然る後世に云へる漢人の説を思ひて稱く可くも非ざれば如何有らむ、和名抄に絲和名伊度、蠶所吐也、練訓伊度須知、絲縷也、類伊度乃布之、絲節也と有り、(名義抄に絲を伊度、又與流、又美知、又袁、又久美と有りて、絲に縷とも緒とも組とも云ふ

意を兼ねたり又絲字に都具、又都良奴とも有り)○抽は、比久と訓むべし、名義抄に抽を奴久とも奴伎伊豆とも訓みて引出也と註されたり、皇太神宮儀式帳に、生絲の事を明曳絲と有るも、清く抽出でたる謂なり、和名抄に獨蠶和名比岐萬由と有るも、繭を引て絲を取る由なり、又中昔の歌詞に手引絲と詠めるなどはなり、古史徴に引かれたるには抽を都牟具と訓まれたり、抽と紬と同義の字なれば其も悪しくは非ざれども、猶比久の方此には勝る可し、和名抄に紡豆無久續也と有り、名義抄に紬を都牟岐、又意富伊登、又都具、又奴伎豆と有り、今も絲を引く事を都牟具と云ふ事常なり、(子華子に凡物之有由事之所以相因也、翠之所以相然也、軸之軸車、由是以相運也、紬之紬絲、由是以相屬也、姓由是以有分也、橋柚之由、味由是以則有別也、宇宙之宙、理由是以有傳也、禾之油々、穀由是以登也、雲之油々、雨由是以降也、憂心有軸、心由是以動也、左旋右抽、軍由是以止也、故物之有由者、事之所以相因也、理之所以相然者也と有りて、紬と抽とは原同じ義を相有つ可き字にて有るなり)○養蠶は、上に註せるが如く、加比古と云ふ時は其飼はる蠶の事なるを、此に古賀比と打返し訓むは其蠶を飼ふ職に云ふ稱なり、古語拾遺素戔鳴尊の御荒びを云ふ所に、蠶織之源起於神代と所見たり、神名式に陸奥國會津郡蠶養國神社有り、又舊事紀成務天皇段に武養蠶命と云ふも見えたり、共に此養蠶の事に就たる神名なり、人名なり高天原より傳へて已に古に此業の盛に被行けむ事を知るべし、(右の神社は若くは此保食神に御在し坐すべし、觀跡聞老志に社南有川曰綿掛澤、養蠶社在城下、市店每歲蠶事既畢、分繭稱效功以獻神と有り、如何にも舊社と見ゆ)雄略天皇六年御紀に天皇欲使后妃親桑以勸蠶事、爰命螺贏聚國內蠶云々と有るが如く、上古には后妃と雖も

猶此事を物爲させ給へりしなり、況て天下に此事の盛なりし事は此に國內の蠶を令聚給へるにても灼然き者なり、仁賢天皇八年御紀に、是歲五穀登衍、蠶麥善收遠近清平、戸口滋殖焉と有るにも農と桑とを並べさせ給へり、(農桑と云ふ事景行天皇四十年御紀に出でたり、右の雄略天皇御紀なるは、禮月令に季春之月后妃齋戒親東向桑以勸蠶事と云ふ事に倣はせ給へるにや)○道は、物へ行くに其道路を傳ひて行至るが如く、何の業にも各其物爲べき方有る此を道と云ふなり、即ち蠶を養はむとしては先づ桑を殖る其葉を扱垂れ、蠶に養ひて繭を作らするに至りて、其鹿きをば綿に造り精しきをば絲に抽きて、其より絁織り衣服と成す其次第有るを云ふなり、如此く保食神の御徳の始めて見はれさせ御在し坐す時に當りて、天照大神の然しも其道を定めさせ給ひて天下に恩頼を蒙らせ給ふ御事なるを鹿略に思成し奉る可き事かは、偕此養蠶之道を始め給へる事の委しき狀は、神名祕抄に引ける機殿儀式に、舊記云、皇太神御座高天原之昔、人面等之遠祖天八千々姫、殖桑葉天香山、以所蠶之御絲織供進於太神と見えたる是也、此にて桑葉を先づ天香山に令殖給へりし事明らかかり、此の第二一書に此保食神の事を稚産靈神の事にして傳へたるは、親子の御間にて誤れる者なるが、其に此神頭上、生蠶與桑と有りて、一時に其物の成出でたる趣なるは寔に美たき傳なる事、上に已に委しく註せるが如し、(然るを舊事紀の作者は、此保食神と申すは稚産靈神の御子に御在し坐す御事を得しも知らずや有りけむ、右の第二一書の文を擧げて蓋保食神歟と註せるは鹿漏なる事共なり)桑葉は養葉なる可し、蠶の事を萬葉十二(二十七丁)に、桑子と云へる是なり、和名抄蠶絲具に桑柘、和名上久波、下都美、蠶所食也と見えたる其柘は桑の種類にして、葉を採りて蠶に養ふ所由に依れる稱なる可し、皇太神宮儀式帳御遷幸

の所に阿閉乃柘植宮に令坐奉れる由なるは、和名抄郷名に伊賀國阿拜郡柘植と有る地名なるが、若くは其行宮に暫時にても鎮奉る程に、柘を植ゑて養蠶など爲つるに因れるなる可し、(萬葉三卷に柘枝仙媛と云ふも見え、歌にも此暮柘之左枝乃、流來者云々、又此間毛有益、柘之枝羽裳又十に明來者、柘之枝爾云々なども詠めり)天香山は高天原のなり、大和國なるには非ず、此山未だ降來らずして天上に在りし程の事なり、此山の出來始の事傳八に云へり、事の狀を思ふに天宮の御垣の廻ほしとも云ふ計り近き邊に在る山なるが故に、其便理に隨ひて令殖給へるにて有るべし、天石窟隱の御時なども、此山に生出づる所の種々の物を以て獻物に充てたるが、此は軻遇突智神の御骸の天上に上りて成れる山にて、保食神には殊しく御在し坐す所由しも有りければ、此桑柘には限らず其神の成し給へる限の樹草共に先づ其山に就て播殖させ給へりけむ事申すも更なり、(然るは寶劍出現章第四一書に、五十猛命の初めて天降り坐す時に樹種を將下らせ給へるは、天香山に殖生し給へる木共なりけむ事を思ふ可きなり)偕此一書は上にも往々云へるが如く、寶鏡開始章に相應る可き古傳なるが故に此に、以三其稻種始殖于天狹田及長田と有れば、其に以天狹田長田爲御田と有り、又此に始有養蠶之道と有れば、彼に織神衣と見えて符合へるに、彼第三一書に天日鷲所作木綿と有るを、此に其文無く、又古語拾遺に伐大峽小峽之材而造瑞殿と有る峽は右の天香山なるならめども、此に其文無きは唯大凡に語傳へたりしが故なり、然れども右の機殿儀式に殖桑葉於天香山と有るは、蠶に就て云傳へたりし者なれば、自餘の本草を其山に令殖給へりけむ事推して知るべし、然れば穀麻の類も同じく保食神の御身より成出で始めて天香山に出來初めたりし者なるを明らむ可し、(如此く文を互ひて照し應せ相叶はせずては

見え難き事なるを始終に心の行度らざるにや、保食神の實に衣食住の神に渡らせ給へる御事を能くしも得々ぬ人多からし。○舊事紀に此文を載せたるには、始有養蠶之道乃起紙織之業者也と有るは、養蠶と紙織とを相對へたる文にして諸々しく通ゆるは、古史徴にも云はれたるが如く、當昔然る本の有るを取れる者なる可し、此紙織之業は即寶鏡開始章に天照太神方織神衣居齋服殿と見えたる是なり、其一書には稚日女尊坐于齋服殿織神之御衣と有る、其神は上に引ける機殿儀式なる天八千々姫命に御在し坐す事其下に註せるが如し、是即ち世中に紙織の業しもある其起は天照太神の事始め定めさせ御在し坐す事を明らめ奉る可き證文なり、（此は究めて如此く無くては得有るまじき所なる者なり、又道と業とを對へたる事、寶鏡出現章第六一書に方と術とを對へたるに合へる者なり）紙織は師の波多淤理と訓まれたる宜し、天孫降臨章第六一書に手玉玲瓏織紙之少女と云ふ事も見え、姓の服部も波多淤理の切れる事古説の如く、又神名式に筑前國宗像郡織幡神社（名神大）と出で、萬葉十（二十七丁）、七夕歌共に柵機之、五百機立而、織布之、又（三十丁）、古織義之八多乎、又、足玉母、手珠毛由良爾、織旗乎、公之御衣爾、織將堪可聞など有り、其委しき事は寶鏡開始章に就きて説くべし、（其齋服殿の下見る可し、紙織は常に紙織と書く字なり、左傳に執斷執鉞織紙と有る注に紙織織絹布と云ふ字を取れるながら、此にては何にも云ふなり）業は上なる道の用なり、此を和邪と訓める其は職業を云ふ稱なり、其初天忍穗耳尊は稻穀を主らせ給ひ、后神玉依姫命は紙織の事を所知食て、天皇の天下を統御す道の大本此に在り、故是を以て崇神天皇十二年御紀に、教化流行衆庶樂業と有りて、下に始校人民更科調役、此謂男之弭調女之手末調也と見え、仁賢天皇八年御紀に、海内歸仁民安其業と有り

て、次に五穀登衍、蠶麥善收と、農と桑とを兼ねて此を業と云ふなり、又古語拾遺に宜太玉命率諸伴神供奉其職如天上儀と見え、又是以群神奉勅陪從天孫、歷世相承、各供其職と云ひ、又是以中臣齋部二氏俱掌祠祀之職、猿女君氏供神樂之事、自餘諸氏各有其職也など有る、職は固より都加佐と訓み來る事なるが、又和邪と訓みても其義に於て少かも異なる所無き者なり、然れば此も紙織之職と書くとも亦違はざる可し、（此は舊事紀の文を拾ひて餘事を説ける所なるが故に、和邪と云ふ事の解に迄は及ばざるなり、其は寶鏡開始章の下に云へり）○此の一書はしも衣食住の始にして人民に功業有る基なる事、已に追次ひて説き註せるが如し、楮此物の如此しも成定まれる次第を云はむに、其は八洲起元章第一一書に二神降居彼島化作八尋之殿、又化堅天柱と有り、此時未だ土木の功を費すに非ずして已く宮殿の設成れり、又正書に因問陰神曰、汝身有何成耶、對曰云々と有るは、此時始めて男女の形體を具へ給ふ初には有りけれども、已く大御身を裝束ひ隠させ給ふ御衣は御在し坐しとなり、若裸體にて御在し坐せらむには、然る御問對の御事に迄には及ばせ給ふまじきを思ふ可し、次に此第六一書に又飢時生兒號倉稻魂命と有るは、此保食神を二神の御子と爲るにて其は誤なれども、飢坐し御時などには食物の成來て其を聞食しにて有るべし、斯れば二大神の國生の始に已に衣食住の御事は形の如く成就へりし者なり、然れども此時草木を聚めて宮殿を造られ紙織の事有りて御衣と成し、農作の事を力め成して御僕に奉られたるには非ざる事固よりなり、然れば如何に爲てか其物は成れると云ふに其なむ神と人の界なるにて、如何に爲てか奇異なる御所作共有りて、欲ふ任に出來成れりし事なりけらし、（其は神代は姑く置きて、人世と成りても猶神の御上にては常に在りて珍らしからぬ

事なるが其一事を擧げて證し申さば、續後紀に承和七年九月癸巳、伊豆國言、賀茂郡有造作嶋、名上津嶋、此島坐阿波神是三島大社本后也、又坐物忌奈乃命、即前社御子神也、新作宮四院石室二間屋二間閣室十三臺云々、其島東北角有新造神院、其中有壘、高五百許丈、基周八百許丈其形如伏鉢、東方片岸有階四重、青黃赤白黑沙次第敷之、其上有三角室、高四許丈、次南海邊有石室、各長十許丈、廣四許丈高三許丈、其裏五色稜石屏風立之、巖伐浪、山川飛雲、其形微妙難名、其前懸朱纒軟障、即有美麗濱以五色沙成修、次南傍有二磯、如立屏風、其色三分之悉金色矣、眩曜之狀不可敢記、亦東南角有新造院、周垣二重、以聖築固、各高二許丈、廣一許丈、南面有二門、其中央有二壘、周六百許丈、高五百許丈、其南片岸有十二間室八臺、南面四基西面四基、周各廿許丈、高二許丈、其上階東有屋一基、竈玉瓦形葺造之、長十許丈、廣四許丈、高六許丈、其壁以白石立周、則南面有二戸、西方有一屋、以黑瓦葺造之、其壁塗赤土、東面有二戸、院裏礫砂皆悉金色、又西北角有新作院、周垣未究作、其中有壘、基周八百許丈、高六百許丈、其體如充伏、南片岸有階二重、以白沙敷之、其頂平麗也、從北角至于未申角、長十二許里、廣五許里、皆悉成沙濱、從戌亥角至于丑寅角、長八許里、廣五許里、同成沙濱、此二院元是大海、又山岑有二院一門、其頂如人坐形石、高十許丈、右手把劍、左手持梓、其後有侍者、跪瞻貴主、其邊嵯峨不可通達、自餘雜物燎燄未止、不能具註と有るが如く、稀々には凡人の目にも見ゆる事有るを以ても、神の御上には幾許も斯る事共の御在し坐すべきをも想像り奉る可し。若て火神土神の成生御在し坐して、其御子に稚産靈神、又其御子に保食神と、次々然る御功の神等成出で御在し坐しては、人民も出来るに隨ひ衣食

住の事は稍に出來始めて有りしかども、全く遍く行互る事にも非ざりけらし、是を以て天照太神の御命以て素戔鳴尊を大御使として天降し遣はして、保食神の消息を令看給へりけるに、此一書に見えたる如く政ごちて報命し給へりしかば、皇太神甚怒坐して御許を隔離けて令住給ひ、天熊人をしも再天降し給ひけるに、先に素戔鳴尊の事有りし時に成出でたりし物共を悉く取りて持參上りて獻れる、其時に保食神をも率奉りて天上に致し奉らしけむ事、上に委しく註せるが如し、是即ち天石窟の事の起り、又御天降の事の始めに係る所にして、甚止事無き傳になむ有りける、然るは正書に二神の共に議り給ひて、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之王者歟と宣給ひて、二柱珍子を生成し奉らせ給へるが、其中に日神は自然に天地に照徹らせ御在し坐す大御德坐々せば、天上に送舉奉らせ給へば、唯素戔鳴尊ぞ此天下は所知食し御在し坐すべきを、二柱御祖神の共に御在し坐し、間には、宇宙に君臨す御行は御在し坐さざるが上に、伊弉册大神の根國に罷坐し、後は、一向に妣國に就らむと申させ給へる故に、伊弉諾大神の甚怒り坐しながら勅許させ御在し坐し、故に、日神に相見奉らむとして天上に參昇らせ給ひて、御誓の御中に天忍穗耳尊は成出で御在し坐し、後にも、素戔鳴尊に天下を所知看す可き御心の御在し坐さざりしかば、保食神にさへ其強顔く御在し坐し、者なりけり、(此事を熟辨へずては此一書の趣意備さに得しも知るまじかりければ能々思ふ可し、又已にも註せるが如く、月夜見尊と別神と見ては猶更に神典の義理を貫通く可きに非ざるかし) 寶鏡開始章に、以天狹田長田爲御田と有り、新嘗聞すに新宮の事有り、神衣を令織給ふに方りて齋服殿に居す御事有り、其即此の一書より孕み出で、其に全く始まれるを云ふなれば、今の狀に衣食住の事の全く整へるは、天宮にて其時の事なり、然るに素

素戔尊其御田の畔放溝埋種放頻時申刺爲給ひ、齋服殿にては生剝逆剝爲給ひ、新宮にては屎戸を爲給ひて、大被詞に謂ゆる天津罪の事を犯し給へるなり、此にも所以有るべし、先に保食神の御許に御使として天降らせ御在し坐し、其口より吐出でたる物を以て新理りて御饗奉らし、かば、其無禮けなるを罰め坐し、御心にて其如く復命し給へるに、却りて汝は惡神なりと宣ひて皇太神の御許を退去らせ御在し令坐せ置乍も、其神の身より成れる物を以て是物者則顯見蒼生可食而活之也など甚く賞喜ばせ御在し坐して、農作の事を起し給ひ養蠶の業を始など爲給へるが御心行かず所思し、から、然る御荒び共は御在し坐し、然るは天照太神は天忍穗耳尊を太子と成し奉りて天下を所知し令坐奉らむと所思食すが故に、顯蒼見生を御むる道を物爲させ御在し坐すとての結構には有れども、素戔尊にも同じく御子ながら初より宇宙に君臨す可き御心ならねば、其無禮かりし保食神を忌惡み給ふ一向の事に依りて、先に誓勝給へりし事に寄せて然荒びさせ給へりし者なり、(然るは其時の御心は日神とは同胞に御在し坐して甚親しきに誓勝給へりし事に寄せて然荒びさせ給へりし者なり、)故其荒びを發愠り坐して、日神は天石窟に入り給ひ、磐戸を閉ぢて幽居り御在し坐し、かば、諸神等其所に來會ひて其祈禱奉れる時の事は、紀記拾遺に所見て人の知れるが如し、然れども其表を知りて裏に寔に幽深き致有る事を人は知らずて有りけり、其は顯見蒼生の爲に衣食住の事を然しも勞かせ御在し坐すに、素戔尊の物毎に妨げ奉らせ給へるに依りて石窟に入御し御事なれば、其御心を慰

め出し奉らむには、右半途にして事止たりし衣食住の事を成し整備へ奉るに如かじと衆神の心赴きつる事と所見て、天香山の眞坂樹を掘じて上枝と中枝には瓊と鏡とを取懸けたるに下枝には青和幣白和幣を取垂たり、其和幣即和衣なり、又古語拾遺に令手置帆負彦狹知二神以天御量伐大峽小峽之材而造瑞殿兼作御笠及矛盾と有る瑞殿即ち宮なり、此二は先に損はれし新宮又齋服殿の事に當りて其を償ひ奉れるに異ならず、然るに其主と有る可き御食の事無きは、右の三書共に傳へ漏されたりと雖も、已に兩宮儀式帳を引て證せる如くなれば、此にては其保食神の奉らせ給へるにぞ有りける、然れば其廢れたりし衣食住の道を起して、顯見蒼生の世に存在ふ可き事を盡し備へて、皇太神の大御心を取奉れるから出御しと云ふに心を著けて見る時は、實に事の狀相符合ひ聞ゆるをも亦思ふ可き者なりかし、(但し此は其古傳の餘韻を説ける者にして殊更なる事の如くには有れども、古傳の趣を見渡して彼より此此より彼と攻る時は、此に至りて必ず其實は如此しも非では得有るまじく其説の約れる者なり)若て素戔尊は其罪に依りて高天原にして千座置戸の解除を責られ給ひ、終に神逐に逐はれ御在し坐して此顯國に天降らせ御在し坐しけるに、其解除の驗にや寶劍出現章に吾心清々之と言擧し給ひ、又出雲風土記に吾御心者安平成詔と云ふ事見えたり、斯れば實に御心の清く平らかに成らせさせ御在し坐しなりけり、其後の事なる可し、寶鏡開始章第三一書に於是素戔尊鳴尊白日神曰、吾所以更昇來者、衆神處我以根國、今當就去、若不與姊相見、終不能忍離、故實以清心復上來耳云々、吾以清心所生兒等、亦奉於姊、已而還降焉と有るは、先に其生坐し、時に物質を以て詔別給ひし結なるが、此即ち天忍穗耳尊を天津日織と定めて天降し奉らせ給はむ事を約束り申させ給へるにて、此より國土の事に御功を立て始め

させ給ふ御事とは成りにたり、故瑞珠盟約章第一書に、乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲、因教之曰、汝三神宜降居道中奉助天孫而爲天孫所祭也と有るは、其に對ぶ可き文なるが、天孫を助け奉りて、天孫の御爲に所祭と詔給へりし神は即ち保食神にして、豐受大神の御事なるを思ふ可き者なり、（此は師の古史徴に委しき考有りて註されたるを、予も亦大に得る所有り、其は其傳に云ふべし、如此く素戔嗚大神の御女にして其豐受大神を令齋奉給へるも、已に御心の清々しく成らせ御在し坐し、上にては其も亦此顯見蒼生の爲に物し給へり）其より以來の御事業は傳廿一に註せるが如く、出雲神賀詞に此大神の御事を櫛御氣野命と申し奉りて、即上天より天降らせ御在し坐より始て主張たる大御名に稱奉る事は、專土毛を以て衣食住の資と成して國土人民に幸ひ給ふ義にて、此素戔嗚大神はしも専ら此天下を經營らせ御在し坐して、顯見蒼生に御恩頼を蒙ぶらせ給ふ御事耳御心なるが故に唯衣食住の事を國土人民に豐饒に在らせむと勞がせ御在し坐しと見えて、其后神を奇稻田姬命と申し奉り、其父母神を稻田宮主神と稱へさせ給へるも皆御營田の事に依れるなり、又出雲風土記に飯石郡須佐鄉神須佐能袁命詔、此國者雖小國々處在故我御名者非著木石詔而、即已命之御魂鎮置給之處、然即大須佐田小須田定給故云須佐、即有正倉と有が如く、其御田に號けさせ給へるを以て、稻穀を重みし農作を主と爲させ御在し坐し、御行を見奉る可し、又其御子に大年神坐して御年神若年神の御祖に坐せり、年は田寄にて農作の事に何れも功坐す神等なる事、上に註せるが如し、然るに保食神の御身より稻穀は成れりしかども、未だ此國にては種蒔培養の事をしも委しく知らざりしかば、此神をして其保食神の御靈物を殖し給はむと神量らせ御在し坐し、者になむ有りける、（是即ち食物の件なり、天上にては謂ゆ

る畔放溝埋等の惡しき御業轉有る神に御在し坐しけるを、其反らまに此顯國にては其農作の事に竝無く尊き功神に御在し坐す御事を明らめ奉る可きなり）又寶劍出現章第四一書に、是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降於新羅國云々、初五十猛神天降之時多將樹種而下、然不殖韓地盡以持歸、遂始自筑紫凡大八洲國之内莫不播殖而成青山焉、所以稱五十猛神爲有功之神、即紀伊國所坐大神也と有るを屋材の始なり、次なる第五一書に素戔嗚尊曰韓鄉之島是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者未是佳也、乃拔鬚鬚散之即成杉、又拔散胸毛是成檜、尻毛是成杉、眉毛是成檉樟、已而定其當用乃稱之曰杉及檉樟此兩樹者可爲浮寶、檜可爲瑞宮之材、椋可爲顯見蒼生奧津棄戸臥之具、夫須噉八十木種皆能播生、于時素戔嗚尊之子號曰五十猛神、妹大屋津姬命、次爪津姬命、凡此三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國也と有りて、其同じ傳の委しきと鹿きとなるが、此に吾兒と有るは其天忍穗耳尊に度らせ給ひ、瑞宮は其天皇尊の大宮の御事なり、此も天上にて其新宮を穢し奉り給ひしとは反様なる御事にて、同じく保食神の御功を天下に遍く弘め給へりし者なるなり、（其大神の御殿神に渡らせ給ふ事は、大殿祭詞には一神に摠て屋船命と申し、木と草とに御功を分けて屋船久々遲命是木靈也、屋船豐宇氣姬命是稻靈也と見え、奥義抄に「古歌に、牡丹草庭に繁れる花の香を家除きて經よ保食神」と有る註に「保食神は家神なり」と有るをも思合す可し）其中に須噉八十木種の見えれば、其播殖して青山成せる中には必ず桑柘も有りて養蠶の道經織の業をも必ず傳へ給ふなるべし、其爪津姬命の爪は又柘にも通へるを、和名抄郡名に紀伊國伊都と有るも絲なる可きを、其郷名に桑原と云ふ有るをも思合す可く、萬葉七（十九丁）に、足代過而、絲鹿乃山と有るも共に紀伊國

の地名なれば打合ふ事共少からざるを、寶鏡開始章第二一書に以て唾爲白和幣、以波爲青和幣と有る、爲は化字の意にて唾液を變て和衣と化して被具に被用たるなれば、穀麻の種々も其八十木種の中に收て將下り御在し坐し、事知るべし、出雲風土記に大原郡高麻山、古老傳云、神須佐能袁命御子青幡佐草日古命、是山上麻蒔初故云高麻山、即此山峰坐其御魂也と有るを引合せて心得べし、又神名式に筑前國宗像郡宗像神社三座（竝名神大）織幡神社（大）と有る織幡神社は其別社と聞えたるが、此國にして織經に事を始めさせ給へる由を以て稱奉れるをも思ふ可し、（其は對馬島上縣郡宗像神社式外にて三根郷佐賀村に御在し坐すが、其社傳に「神功皇后御凱陣の時八流の幡を殘し置きて異國を降伏し寶祚を祈給ひ、武内大臣螺螄を取りて放生し、勝鬨の法を行はる、此八流の神幡は筑紫胸肩明神の織り給へる幡なる故に宗像明神と號し、又織幡宗像明神と號し、又は宗像八幡とも號す」と云へる中には如何なる事も無きには非ざれども、宗像大神の幡を織らせ給へる事の實を以て此に引けるなり、又八幡大神と申すも其に依れる御名にて、元は宗像大神に稱奉れる御名なる事、瑞珠盟約章第三一書に就て云ふべし）如此く衣食住の事に就て御心の殘る所無く定め掟てさせ給ひ、國引の神功共畢りて後に、其御子大國主神に天下を經營らせ給ふ御事を依し奉らせ給はむが爲に、様々に以惱め艱苦め奉らせ給ひけるに、御女須勢理毘賣命の輔相奉り給ふとは云ひながら、悉くに其事に辟易し給はず舉動ひ給へりしかば、此神こそと所思し許させ御在し坐しけむ、於心思愛而寢と有る、其間に逃げ出させ御在し坐しけるに追出坐して、遙望呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而云々、意禮爲大國主神亦爲宇都志國玉神、而其我之女須世理毘賣爲嫡妻云々と云ふ事古事記に見えたるが如し、寶鏡出現章に已而素

鸞鳴尊遂就於根國矣と有るは、此御讓の御事有りて後なるにて此時なる可し、若て根國に入御在し坐し、かども、其國には和魂速佐須良比咩神を留めて、終に御空行く月國に往坐して、其大神と定まり大坐すが故に、此一書などにも保食神の許に御使し給へる御名を月夜見尊とは傳へたりし者なり、（此月國へ渡らせ御在し坐して、日神と共に此國土の晝夜を持分て守らせ給ふ事は、此大神の御徳の極みなるにて、日神と此神と二柱の珍子と坐して、皇御孫尊の此天下國土を持たせ御在し坐して、天地と日月と共に永く遠く傳へ給ふ天津日嗣の所由に係れる者なり、疎略に思ひ成し奉る可き事に非ず）右の如く此國土にては、天上にて損害ひ御在し坐し、衣食住の事を大に起させ給ひて、其保食神の御徳を彌高に彌廣に殖はらせ奉り給へるが故に、神名式に伊勢國度會郡度會宮四座（相殿坐神三座竝大、月次新嘗）御在し坐すを、太神宮式度會宮所攝十六座の第一に月夜見社有りて、後に宮號宣下有りて月讀宮と申す是なる事、傳八に委しく註せるが如し、又出羽國飽海郡大物忌神社（名神大）は、一宮記に倉稻魂命と見えて保食神と同神に度らせ御在し坐すを、月山神社（名神大）も竝び給ひて共に其稻倉岳の麓に鎮坐すも右に同じき事、上に已に註せるをも考合す可し、若て此月夜見大神には可_レ以_レ治_レ滄海原潮之八百重也と事依ざれ奉り給へるに、其荒魂は海神に御在し坐す由傳八に云へるが、此に就て妙に奇しきは、世中に在とし有らゆる萬の食物の味を調ふる事は、皆其海鹽を以て物爲るに非ざれば出來ざる事、此れ全く此大神の御使爲させ御在し坐して、其時は甚悪かりし御所行にては有りしかども、保食神の御徳は其爲に顯はれさせ御在し坐し、事に思へば、思合する程奇しく妙なる御事なり、又海潮を瀝ぐ時は草木共に枯萎めるを、其草木の莖葉の中には海潮を含める物なるが故に、西戎などにては草鹽とて草を燒垂らして鹽を取

ると云ふ事の有るも、保食神と御力を合せ御在し坐すに依る可く、又諸の水族草木共に月の盈虚に依りて氣の増減有るも、月夜見尊其保食神をしも殊に親しみ奉らせ御在し坐すに縁れる者なり、世人穀物草木の類は唯日神の御照し坐すに依りて出来る物と耳思ふは、眼前に然る事には有れども、又月神も如此く御靈を幸はへ御在し坐す御事を知らざるは、唯夜を照す計の用有る耳の事と、狭く小さく心得て其實に然る所以を知らざればなり、(或書に凡水族之物、月望氣盈、晦即氣縮、故月虚而魚腦減、月滿而蚌蛤實也、又不獨水族一矣、草木百昌、苟資濕潤、以爲生氣、无不應、月虧盈、月滿氣滋、月虚氣燥、故上弦以後下弦以前、不宜伐竹與木以爲材用、是者易蠹生、氣在中也、下弦以後上弦以前、伐而爲材、即不作蠹爲少脂潤空質而已、亦猶春夏氣濕、秋冬氣斂斧以時入之意也と云へる如きは、今も世に傳へて其驗有る事なるを、此を神代の本に及ぼして探索ねざるは、甚々龜漏なる事になむ有りける)

右安政三年二月二十三日始、三月二十三日成。

日本書紀傳 十三之卷

穗積重胤謹撰

神代上第十三 瑞珠盟約章

於是素戔嗚尊請曰 吾今奉教將就根國 故欲暫向高天原與
 姊相見而後永退矣 勅許之 乃昇詣之於天也 是後伊弉諾
 尊神功既畢靈運當遷 是以構幽宮於淡路之洲 寂然長隱者矣 亦
 曰伊弉諾尊 功既至矣 德亦大矣 於是登天報命 仍留宅於日
 之少宮矣 少宮 此云倭柯美野

此は八洲起元章の結にして四神出生章より承けたる所なり、偕此に於是より、仍留宅於日之少宮矣と云ふ迄の文は上章の終に置くべき所なれども、此間に黄泉國の事又御身滌の事の條々有るが故に、其章には難置かりければ此章首には有るなり、然れども素戔嗚尊の天上に昇詣させ御在し坐さむ事を御父大神に請奉らせ給へるに、其御許有りける事を書させ給へれば、素より上章に抱る事ならざれば、此瑞珠盟約章の初に被レ收たるなむ甚々尤なる事なりける、

(然れど此にては登天報命の事を專要と爲られたる所なる事云ふも更なれば、其は唯此中間に在りし事と心得べし、) 借俗の御紀を讀む輩など、正書耳を固く取りて一書をば異傳として屑とも爲ざめれども、此に至りては正書一書を合せ承けて結ばれたり、此にて撰者の然る御心用も何も伺得られて、御紀一部を一聯の古傳と見成し奉る可き心掟を定む可き所になむ有りける、然るは先づ陰陽二神御天降のことはしも八洲起元章の正書には無く、却つて其第一一書に天神謂伊弉諾尊伊弉册尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往循之、廼賜天瓊戈と有り、次に蛭子淡洲を生坐し、所には、故還復上詣於天具奏其狀、時天神以太占卜合之、乃教曰、云々と有りて、如此く其天降坐し、初にて、其神功を建て給ふ間にも、皇祖天神の詔命を請奉らせ給ふ事、古事記も此と同じ趣に傳へたり、然れば必ずしも其皇祖天神の御許に報命し給へる事決きを、此に伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣と有りて、是にて始終相貫通て條理甚明らかなり、然りと雖も斯文却りて一書には收ずて此に列ねられたるなむ撰者の心用ひにて、彼此の差別を立てず、正書一書共に參伍錯綜して讀通る可き事を徴されたりつる者なりけらし、(是乃ち此章耳ならず摠て御紀の文を讀み奉る人の知らでは得有るまじき事ぞとよ、世の痴人共の説に、正書は朝廷の御傳なり、一書は家々の古記なりなど、事も無けに云ふめれども、假令一書は家々の古傳なりとも、如此く止事無き大御正史に載せられたる上は、同じく朝廷の正記なるに非ずや、且其竝べ載せらるゝには同事の重復れるに略きなども被爲る可ければ、御紀の全部に係て論ふより外有るべからず、) 又四神出生章に對せて稽ふるに、故其父母二神勅素戔鳴尊、汝甚無道、不可以君臨宇宙、固當遠適之根國矣、遂逐之と有りて、其には父母二神と

有り、然るに此の文に於是素戔鳴尊請曰、吾今奉教將就根國、故欲暫向高天原與姊相見面後永退矣、勅許之、乃昇詣之於天也と有るは、上章より承續きたる文なる事云ふも更なるを、此には父母二神とも何とも載せられざりければ、今知るべからざるに似たりと雖も、此は必ず伊弉諾尊一柱の御計らひにてぞ有りける、其は上文に次て是後伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷云々、亦曰伊弉諾尊功既至矣、徳亦大矣云々と見えて、伊弉册尊の御事を一所だに被記さるは、上章第六一書第九一書第十一書等に已に黄泉國に幸行し、御事有りて、其神の結は其處々に委しきが故に、正書は其に任ねたりし者なり、故上章には父母二神と有りながら此には伊弉諾尊一柱の御名耳を被擧たるなりけり、(若て此末に素戔鳴尊の天照太神に對へ奉り給へる御言に、但父母已有嚴勅、將永就乎根國云々と申し給へるは、上章に父母二神云々と有るを指して宣へるなり、然れども實には上章なるも此神逐の事を父母二神に係て云へる傳共は誤にて、伊弉册尊の黄泉國に入御在し坐して後、伊弉諾尊追幸行し、其より還坐し御身滌の事有りける其程の事なる由、已に傳六卷に論へるが如し、此は上章と此章との文脈に就て、説を成せる者なりかし、) 然れば上章第六一書に、天照太神素戔鳴尊等を伊弉册尊の生成し奉らせ給ふとは爲すして、伊弉諾尊の御身滌に因て御生坐せる趣に傳へたるは、古事記も共に誤なる由、傳六に説を起して次に傳八、傳十二に註せるが如し、然れども素戔鳴尊神逐の御事は、其一書に是時素戔鳴尊年已長矣、復生八握鬚髮、雖然不治天下常以啼泣恚恨、故伊弉諾尊問之曰、汝何故恒啼如此耶、對曰吾欲從母於根國唯爲泣耳、伊弉諾尊惡之曰、可任情行矣、乃逐之と有る是正説なるが、此にも伊弉諾尊一柱の御計らひなる上は彼と此と其趣全く一に歸あり、然れば上章正書より直に此に續

ける文の如くには有れども、伊弉册尊の御事は一書共に結びて、此は伊弉諾尊一神に抱はりたる文なる事を明らかに曉ける可くなむ有りける、(古事記も右に引ける第六一書に異ならざるなり、其は傳八卷より以下其文を註す因に引けるを、此にも再引きて次々に論ふ可し)○於是は上章の終に故其父母二神勅素戔鳴尊云々、遂逐之と有るより受けて下に言を起す辭なる事誰も知れるが如し、然れども右に云へる如く、其より後に黄泉段、身濰段の條々有れば、此の所は其正書一書を該羅めて於是と承けたるなれば、御身濰の事竟て後を云へり、(然るは彼四神出生章の較略はしも、一には海川山野を生坐せる也、二には風神の生坐せるなり、三には珍御子等の御生坐せるなり、又其御子等に勅任しの事は此因に在るべし、四には火神の生坐せるに就て條々の事共有り、五には其事に就て伊弉册尊黄泉國に入坐せるなり、六には伊弉諾尊追及て其國に入坐せるなり、七には其國より還らせ御在し坐して絶妻之誓の御事有り、八には御身濰の御事有りて大凡八段に分れて有るなり、故第六一書と古事記とを對せ考へて此章に及ぶ時は、於是と承けたる所の如く無くては合はざる者なり)○請日を海宮遊行章に許比麻袁佐久と有ると同じ意なれども、本の任に此は麻袁斯多麻波久と訓むべし、古事記にも以爲請將罷往之狀參上耳と有る請をも、記傳に麻袁佐牟と訓まれ、寶鏡開始章第三一書に、頃者人雖多請と有るをも麻袁世杼毛と訓附けたるに倣へり、偕此字を被用たるは、後宮職員令内侍司なる尙侍の下に、奏請と有る義解に謂奏而請其報と有る意と同じかる可し、此は昇天の勅許を請ひ奉らせ給ふ所なればなり、此下に對日請與姉共誓、第二一書に吾與姉共立誓約、寶鏡開始章第三一書に請姉照臨天國自可平安など有る請を許布と訓み來れる其とは別なり、其は下に云ふべし、(名義抄に請に許布とも宇久とも禰

賀布とも須々牟とも宇氣多麻波留とも那流とも訓みて麻袁須とは無けれども、其趣に従ひ訓むべきなり、雄略天皇御紀に請以贖罪と有る請は宇氣多麻波留と訓めり、○吾を夜都加禮と訓めり、上章第六一書吾欲從母於根國と有る吾をも共に然訓附けたれども良はしからず、阿禮と訓むべし、古事記にも此の御事を僕者欲罷妣國根之堅洲國と見え、又問賜僕之哭伊佐知流之事故白都良久、僕欲住妣國以哭と有る此三の僕字を古く夜都加禮と訓み來れるを、記傳七(二十四丁)に師云、此をも和禮と訓むべし、皇朝の古人は直き故に虚言爲ねば、貴人の自夜都加禮など云ふが如きは無し、然るを僕と書けるは漢籍に倣へるなり、彼國人は卑下を甚しく書れど皆虚言ぞと云はれき、信に然る言なり、此の僕も書紀には吾と有り、其宜しと云はれたれども、此の吾をも然訓來れるを思へば、已く記記を被撰し當昔にも然る事違は有來つらむ、其は儀制令に凡皇后皇太子以下率土之内於天皇上天皇上表同稱臣妾云々と云ふ事の見えたれば、此令の御定の盛に以ては、時勢に牽れば僕字などを用ひ又吾字をも其意に被用たるなる可けれども、甚々異しかる御事なり、其は素戔鳴尊はしも天照太神と共に竝坐して、二柱御祖神すら珍子と稱擧奉らせ給ふ計の貴き大神に御在し坐す御事は申すも更にて、此の瑞珠盟約の御事に因りては、日神と共に掛まくも甚も可畏き皇御孫尊の大御祖と御在し坐す神に坐せれば、日神に亞ぎて甚々貴く高き大神なり、大寶令なる御定を古に沂して僕など訓み奉らむ事甚可畏し、此に吾字を被用たる任に正しく阿禮と訓み奉る可き者なり、名義抄に吾を和禮、又伎美、又於能禮と云ふ訓有れども、夜都加禮とは無しと雖も、其訓も無きには非ず、海宮遊行章第五一書に吾子孫八十連屬恒當爲汝俳人、其第八一書に若活我者吾生兒云々と有るなど、火酢芹命の歸伏給ふ時の言なれば

然も申さる可きを、豐玉姬命の言にも不用^{ミコトコト}言^{コト}と有るは妾^{メカ}云々と多く用ひたるも同じく、其は天孫に對ひて申し給へるなれば格別なる事なりかし、(和名抄微賤類に奴僕、唐令云奴、和名豆布禰、人之下也、和名夜豆加禮侍^{ミコトコト}從人^{ミコトコト}也と有りて卑しき稱なり、婢、和名夜豆古、女之卑稱也と有りて名義抄此に同じ、孝德天皇二年御紀には賣能夜都古と訓めり、名義抄にも奴を豆布禰と有るは粒兄と云ふ事にて小人と云ふ事にや、又夜都古とも夜都加利とも都加比毘登とも有り、又同抄に臣字に夜都加禮と云ふ訓有るは、右に引ける儀制令の唱ふる所是なり、字鏡抄にも同抄にも僕、字に夜都加禮、又夜都古、又和禮、又都加布、又都久、又豆布禰など云ふ訓有り、又遊仙窟に僕をも余をも下官をも夜都加理と訓めり、理は右に謂ゆる禮の轉なり、然れども甚々微賤しき稱にし有れば、君臣主從の上には云ふべし父子兄弟の間に云ふべき事ならざれば、令の御定を以て神代を誣ふ可からずなむ、況て素戔嗚尊の御上に於てをや、因に云ふ、中世は漢様の移りて皇后皇太子などの御上には似てしも著かぬ臣妾の稱を用ひて謙遜に過ぎさせ給へるを、鎌倉の右大將家より以來は人臣として驕傲なる詞を用ひて天朝を掠めたる事多在り、正大中正なる上津代の風こそ甚憚はしき事なりけれ、) ○奉^ル教は上章第十一、一書に受^ル勅と有ると同じく訓み來れり、今も共に從ひて教、字を美許登能理と訓むべし、寶劔出現章第二、二書にも素戔嗚尊乃教之曰云々、二神隨^ル教云々と有るも此に同じ、偕^ル此教は上章に其父母二神勅^ル素戔嗚尊云々、固當^ル遠適^ル之根國^ル矣、遂逐之と有りて、此下に父母既有^ル嚴勅、將^ル永就^ル乎根國^ルと有る是なり、但し此を父母二神共に關係はせ給へる狀に被^ル書たるは誤なる事、上に已に論へるが如し、實には其第六、一書に伊弉諾尊惡之曰、可^ル以任^ル情行^ル矣、乃逐^ル之と有り、古事記も右と同じく故伊弉那岐大御神詔^ル速須佐之

男命、何由以汝不^レ治^ル所^ル事依^ル之國^ル而哭伊佐知流、爾答^ル白僕者欲^ル罷^ル妣國根之堅洲國^ル故哭、爾伊弉那岐大御神大忿怒詔、然者汝不^レ可^レ住^ル此國^ル、乃神夜良此爾夜良比賜也と見えたる、此神逐の御命なむ其奉^ル給^ルへる教^ルには有りける、(名義抄に教、字を能理とも袁斯布とも世志牟とも多加志とも訓みて有り、上に請曰と書されたるに合せて教、字は被^ル用たるにぞ有ける、) ○奉^ルは宇氣多麻波理氏と訓むべし、儀制令に奉^ル勅の字有り、公式令詔書式に宣奉行と云ふ事有り、宣は詔書を受けて宣なり、奉^ルは其を奉りて人に付^ルるなり、行^ルは其を施行ふ謂なり、此と同じく御父大神の宣給へる神逐の教を奉りて根國に就給ふは即ち其事を行給ふ御事なり、故奉^ル字は其意を以て書させ給へりけむ、(凡て主君の命令を奉りて施行ふ人を奉行と云ふも右と同じ意なり、傳十二卷に云へる^ル受^ルの下考合す可し、) ○將^ル就は次に永退矣と有り、又天にての御言にも父母已有^ル嚴勅、將^ル永就^ル乎根國^ル、如不^レ與^ル姊相見^ル、吾何以敢去と申し給へる、共に同じく御母神の坐す處には有れども、根國は大地の根底に在りて卑しき國なるが故に云ふにて、高天原の方には向^ルとも昇詣とも云へる其反なり、寶鏡開始章に第三、一書なる御言に、諸神逐^ル我、我今當^ル永去^ルとも、衆神處^ル我以根國^ル、今當^ル就去^ルとも有り、偕此の事をば古事記にも此を欲^ル罷^ル妣國根之堅洲國^ルと有て合へり、記傳七(二十六丁)に凡て麻加流とは貴所より退去るを云ふ、故に去る所を尊み趣く方を卑しむる時に云ふ言也、參は貴所へ向行を云ふと反對也云々」と云はれたるが如し、大殿祭詞に、參入罷出人能選^ル比所知志、御門祭詞に、參入罷出人名乎問所知志、大被詞に大川道爾持退出^ル氏、續紀第五十一詔に、明日者參出來仕^ル乎止、侍比賜問^ル、休息安麻和^ル氏參出來須事^ル無^レ之帝、天皇朝乎置而罷退^ル止聞看云々、太政官之政乎被^ル誰任^ル之加^ル罷伊麻須云々、天皇朝乎暫之聞^ル罷出而休

息安母布事無云々、忽朕朝乎離而罷麻之奴（註）雲々、美麻之大臣乃罷道母宇之呂輕久心母意太比爾念而平久幸久罷止富良須（註）之云々と有るなど、何れも參と罷とを對へたり、（但し此詔にては永手大臣の薨られしをも罷と云へるなり、其は常に死る事をも麻加流と云へばなり、第五十八詔に、能登内親王の薨坐し、事を、朕乎置氏罷麻之奴止聞食且云々、罷麻佐牟道波平幸久都牟事無久云々と有るなどは是なり、其は傳十二卷に云へり、萬葉二、吉備津采女死時の歌に、樂浪之、志我津子等何、罷道之、川瀬道、見者不恰毛と詠めるなどは是なり、）猶麻加流と云ふ例は萬葉三（十六丁）に百磯城之、大宮人乃、退出而、遊船爾波、又（十七丁）去出榜舟者、又（三十一丁）憶良等者、今者將罷、六（二十五丁）に食國、遠御朝廷爾、汝等之、如是退去者、又（三十六丁）天離夷部爾退、七（三丁）に百師木之、大宮人之、退出而、九（三十二丁）に今谷裳、國爾退而、十一（十九丁）に如是許、難御門乎、退出米也母、十八（三十丁）に許登乎波里、可敝利末可利天、十九（二十二丁）に青柳乃、細眉根乎、咲麻我理、朝影見都追、二十（十七丁）に氣布能日夜、伊田且麻可良武など見え、中古の物語書に罷出給ふ」と云ふ事の許多有るも皆右の格に同じ、偕此の就字を上章第十一、一書には就候之と訓みて有り、（由久は參と罷との間に、彼と此と然耳勝劣の無きに云ふ語なり、名義抄に就を那流とも都伊氏とも牟加布とも袁波流とも都比爾とも須那波知とも訓みて、由久とも麻加流とも見えざれども然云ふべき語勢也、其所に依りて訓を求む可し、）○暫は素戔鳴尊の志し給ふは上章第六、一書に吾欲從母於根國と宣へる如く、其國に永るに止住給はむ御心なりければ、高天原へは唯姊尊に奉覲る爲に取急に昇詣らせ給ふ耳こそ有りけれ其所に住著せ給ふ御心ならざるが故に暫とは申し給へるなり、第一一書に唯欲與姊相見、只爲暫來耳と

有るを見合す可く、又此下なる永退矣と有るに合せて想像奉る可し、偕此字志麻斯とも志麻良久とも訓むべき中に、此は先の方然る可し、古事記（海神宮段）に我押流其船者、差暫往將有味御路、伊豫風土記に大穴持命云々、宿奈毘古那命而漬浴者、暫間有活居然詠曰眞暫寢哉など有る共に志麻斯と訓めり、萬葉四（四十二丁）に須臾羽蟻待、又（五十三丁）相見者、須臾戀者奈木六香登、六（二十四丁）に須臾、去而見牡鹿、十（五十七丁）に雲隱須臾不見者など有る、此等は何れも志麻斯と訓むべき所なるなり、又十三（十丁）に暫文吾者、忘枝沼鴨と暫字をも然訓ませたり、假字にては十五（三十一丁）に之末思久毛、伊母我目可禮氏、十八（六丁）に奈吳乃宇美爾、布禰之麻志可勢、十九（四十五丁）に之麻之久母、別等伊倍婆など有り、言義志麻は少間と云ふ事にて、斯とも斯久とも活きて其形狀を云へるなり、（予出羽國に年頃通ひて其土人の言を聞くに、江戸などに唯今又は暫など用ふ語を曾麻と云へるは少間と云ふ意なるにや、邊鄙には斯る古言共多在り、）又志麻良久とも云ふべし、續紀第五十一詔に、暫之間母罷出而、第五十八詔に、暫久乃間毛志得美奈毛云々と有ればなり、萬葉二（十五丁）に、須臾毛、不通事無、又（二十丁）、須臾者、勿散亂會、五（四十丁）に、須臾毛、余家久波奈之爾、九（十八丁）に、須臾者、家歸而、又（二十丁）須臾者、落莫亂、十一（六丁）暫不見戀、又（七丁）暫、君目不見、又（八丁）人事暫吾妹、十二（八丁）に、暫毛、心安目六、十四（二十二丁）に思麻良久波、禰都追母安良牟乎など猶有るべし、此志麻良久の志麻は上に云へる如く、良久は流を延べたるにて有るの意にて少か其間の有るを云ふなり、（萬葉の今訓に志婆斯又志婆良久と訓めれども、右の如く假字にて書ける何れも志麻なれば其れに従ふ可し、名義抄に暫を志婆良久、又加理曾米、又

阿加良佐麻など有り、○向は本に麻草理氏と有れども、同じくは麻草傳氏と訓むべし、記傳七（二十六丁）に參は貴所へ向行を云ふ、此は出る方を卑しめて趣く所を尊む時に言ふなり」と有るが如く、罷の反對なること已に上に註せるが如し、此下に乃昇詣之於天也と書され、古事記にも、然者請天照太御神將罷乃參上天と有ると同じ所なれば、必ず麻草傳氏と訓むべき所なるなり、其れは其高天原はしも世に比無く尊き御國なるは然る物にて、其を所知看す日太神はしも、八百萬千萬神の上と御在し坐して、天地の間に二無く貴く高く御在し坐せば、然しも崇まへ奉らせ給ふ可き御事になむ有りける、（寶鏡開始章第三二書に素戔鳴尊曰、諸神逐我、我今當永去、如何不與我姊相見而擅自徑去歟、迺復扇天扇國上詣于天と有り、此にて日神を崇重みし奉らせ給ふ御心を明らむ可し）、古事記（御天降段）に、故後木花之佐久夜毘賣參出而白、又（海神宮段）、於是海神之女豐玉毘賣命自參出白之云々、故參出到也、又（朝倉宮段）、令持百取之机代物參出貢獻など有り、萬葉六（二十五丁）に、山多頭能迎參出六、十八（二十七丁）に、夜保許毛知、麻草泥許之登吉、二十（三十二丁）に、以波比弊等於根且、麻爲且根麻之乎と有るなど右に同じ、（向を麻草流に用ひたる例は外に見當らざれども、參向とも熟する字なればなる可し、古事記御天降段に故任奉御前而參向之侍と見え、白檮原宮段に故參向而顯白なども有り、楮麻草傳と云ふは中昔の言に初瀬詣御岳詣など云ふ如く參に出向ふを云ふなり）、○姊を那泥能美許登と訓み、下に阿姊と有るも同じことにて、次なる吾弟に對へられたり、繼體天皇元年御紀に廣媛生三女、長曰神前皇女、仲曰茨田皇女、少曰馬來田皇女と有る、長を伊呂泥とも阿泥とも那泥とも有りて、其那泥は私記の訓なる由なり、然れば汝姊と云ふ言の如

く見たるに、古事記（白檮原宮段）に、神沼河耳命曰其兄神八井耳命、那泥汝命云々と有れば兄にも云ふ語なりければ、汝姊の略には非ざりけり、故思ふに那泥は汝根にて、其兄をも姊をも通はして此を根とし本とし自は其枝となり末となる由を以て、汝と親しみ乍らも尊み崇まへたる稱なるなり、記傳二十（四十四丁）に、「那泥は人を親しみ尊みて云ふ稱なり云々」と云はれたるは、委しからずと雖も、粗相近し、又其所に引かれたる萬葉四（五十丁）に、己が女子を指して名姊と云へるは、今も田舎にては己が子の事を兄とも姊とも呼ぶ事は、親しみて云ふ中にも其庶子に分ち云ふなれば尊む意味有るに同じ、九（三十二丁）に、過足柄坂見死人作歌に、小垣内之、麻矣引干、妹名根之、作服異六と詠めるは、父妣毛、妻矣毛將見跡、思乍、往祁牟君者と有る其妹に對へて妹と云へるにて、名根は其作者の方より云へるなれば上の格に異ならず、（又記傳に伊呂泥も女に限る如くなれども、安寧天皇の御子に常根津日子伊呂泥命と申す有れば、此も男女に度る稱なり」と云はれたる實に然る言なり、然れば右の二の泥共に根の謂にて其義異ならず）、○相見は相麻美延奉理氏と訓めり、下にも如不與姊相見、吾何能敢去と見え、第一一書に、唯欲與姊相見、只爲暫來耳、第二一書に吾所以來者實欲與姊相見、亦欲獻珍寶云々耳、又寶鏡開始章第三一書にも如何不與我姊相見而擅自徑去歟云々、若不與姊相見、終不能忍離云々など有る是にて、俗に貴人の目通に出て見知らるゝ事を見見と云ふ狀に同じ、（麻美由の麻美は目見にて目に見え所知るを云ふなり、萬葉七卷二十五丁に吾見之見等之、目見者知之母と見え、源語桐壺卷にも「目見なども甚弛けにて」と有り）、天照太神と素戔鳴尊はしも共に伊弉册尊の御腹より生出させ御在し坐して、親しき御兄弟には坐々せども、天照太神はしも已く高

天原に舉奉らせ給ひにしかば、素戔鳴尊の甚幼稚く御在し坐し、間に別れ奉らせ給ひけるに依りて、今御心の欲爲る任に御母國に根國に就坐す事には定まり御在し坐し、かども、其太神に相見え奉らせ給はずしては得しも放離りて罷往坐し難きは然る物にて、古事記に然者請_ミ天照太御神將_レ罷と有る如く、御父大神の御許は奉はらせ給ひ乍も、猶日太神の御許をも請奉らせ給ひ、受張りて根國を所知食し御在し坐さむと所思し成せら給へるにて、實に篤しとも何とも言に絶えたる尊く辱き御心なるぞかし、(上に引ける如不_ニ與_レ姊相見_ニ吾何能敢去_{トモ}、如何不_ニ與_レ我姊_ニ相見_ニ而擅自徑去_ト敷と有る御言共に、露計りも私の御心御在し坐さむるを考ふ可き者なり、委しくは後に云ふべし、)然れども此は天地を預鋒造給ふ皇祖天神の成し給ふ者なる可し、其は四神出生章に所見たるが如く、右の二神はしも伊弉諾尊伊弉册尊の共議らせ給ひて、何不_レ生_ニ天下之主者_ト敷と詔給ひて生成し奉らせ給へる珍御子には御在し坐せども、天照太神は自然に六合を照臨ませ給ふ可き御德坐すが故に、已く高天原に送奉らせ給へれば、素戔鳴尊なむ天下之主者と申す任には當らせ御在し坐しけれども、其始右の如き由にて生奉らせ給へる御子等なりければ、其神一柱にて所知食べきならねば、天下を事依されさせ給ひても猶御心に落居させ給はざる事こそは有けらし、御母神の根國に入坐し、後は、頻に其國に従ひ罷給はむ事を強に乞給へりければ、御父大神も御怒の餘に遂に逐はせ給ひければ、素戔鳴尊の願ひ給ふ如く成れりと雖も、其にても猶御心濟の爲させ給はざるけにて、終に天上に參升らせ給はむとは所思し定まれるにて、此に依りて日神と御誓の間に、皇太子天忍穗耳尊を生奉らせ給ひて、天下萬國を天地と共に所知食べき天津日繼は定まらせ給ふ御事成りて、前に二柱御祖神の何不_レ生_ニ天下之主者_ト敷と詔給へりし御言の徵信は立てりけ

る者とぞ推量り奉られける、(此は予が此御紀に傳し奉るに就て第一に主として受張り云ふ説にて、古來の識者と同一からざる所にて、其論甚長ければ、(傳六卷より以來次々云へるが如し、斯れば此神と日神との御間に於て様々御手違ひの事共有りしかども、事の運の神隨にして其所に移行て終に御誓の事に及べるなれば、共に皇祖天神の御心なりとは思定むるに至れる者なりかし、)○後は先の對なり、此にては先向_ニ高天原_ニ與_レ姊相見_ニ而後永退_ニ根國_ニ矣と云はむが如し、神世七代章に天先成而地後定、八洲起元章第一一書に陽神先唱曰云々、陰神後和之曰云々など有る類を以て明らむ可し、然れば先は今出_ニにて其事の今成出づるを云ひ、後は去_ニ竟_ニにて其末の行極まる所を云ふ言にぞ有りける、(此は常に誰しも用ひ馴れたる事なるに、註を下さむ事は殊更めきて所思れども、却りて目易き言には心の知り難なるを以て云ふ也、)○永を比多布流爾と訓めり、此は終に往留り御在し坐すべき根國に就て云ふなり、先に高天原の方には暫と宣へる其反なる者なり、楮下にも、將_ニ永就_ニ乎根國_ニと有り、又寶鏡開始章第三一書には我今當_ニ永去_ニ云々、自_ニ此永歸_ニ根國_ニ矣と有る此二の永は比多須良爾と訓めり、共に比多を本として成れる語共なり、其は萬葉五(三十丁)に、直土爾、藁解敷而、十二(十四丁)に、赤帛之純裏衣、十三(二十丁)に、當土足迹貫、十八(二十八丁)に、多知波奈能、成流其實者、比太照爾、伊夜見我保之久と有るなど、物を交へずして其事一向なるを云へり、源氏神卷に比多美知に云々とあるも、側を見ずして一筋に思ひ込むを云ひ、須磨卷に比多於母牟伎と有るは、一方を指して漸に趣く氣勢の止まらざるを云ふと聞え、御幸卷に比多爾云々と有るは、本より一向なるを云ふなり、(又帝木卷に「艶なる歌も詠まず、氣しきばめる消息も爲で、甚比多夜基母理に情無かりしかば云々」、夕霧卷に「明

らめ聞えさするも訣無けれど、夜べの罪は比多夜基母理にや云々」と有るも、唯一向に籠り居るを云ふなり、文選に
固護と有るを注に精心專一貌と有るをも、右に引ける須磨卷に合せ思ふ可し、右の直土の直も名義抄に多陀爾、又
多陀知爾と訓み、純は專と訓みを同じくし、當は常の誤と云ふ説も有れども、麻佐志、又麻加須とも訓みて專當とも
連ね云ふ字なれば、何れも專一なる義は離る可からず、然思ふに水に漬るを比多留と云ふも、水と專一に成る謂に
て、右の同語なめり、然れば比多布流は一經と云ふに同じくして、一道を的當にして行經る謂にて、此に永退矣と
有るは、古事記(訶志比宮段)に向き一道と云ふ語の有るに然しも異ならざるなり、萬葉十一(二十七丁)に云々
物者不念、斐太人乃、打墨繩之、直一道二と有る、一道を直一向二と云換へても其義同じきを以て知るべし、伊勢物
語に「眞芳野の田面の鴈も一向に君が方にぞ寄ると鳴くなる」と見えたるは、源氏桐壺卷に甚一向なる云々と有るに
同じく、前後を顧みず唯一道に倚る意なり、又葵卷蓬生卷などに盗人など云ふ一向る意云々、玉蔓卷に、今日は甚一
向に強て侍ひつる云々、海賊の一向ならむ云々なども有る、皆其意を轉らばし用ひたりし者なり、履仲天皇五年御紀
に頓絶、又比多須良も一進の意にて其も異ならず、春秋に太字を訓ませたり、又一天又平天の字をも世に然訓み來
れるを思ふ可し、(太平記には只管とも作り、此も物の專一に行迫りて他を顧みざる由を以て用ひたる者なり、又混
空をも然訓む事常なり、)○退矣の二字を合せて麻加理那牟登申給聞者と訓まざれば勅許之への續き宜からず、退を
麻加流と云ふ例は、大祓祠に大川道爾持退出と有るは更なり、上に引ける萬葉の歌共に多在り、(名義抄に退字を
志理叙久とも麻可流とも加閑流とも夜牟とも伊曾久とも於登須とも訓み、退給を麻祁多麻布と訓みて有れば、正しく麻

加流に當る字なるなり、)○勅許之は許須登勅給比伎と訓むべし、海宮遊行章第六一書に、弟許諾因易之、又安閑天
皇元年御紀に詔曰可矣など有る許諾をも可をも由流須と訓まれたる是なり、許とは其請奉らせ給ふ所を許諾はせ給
へるなり、此は御父大神の然神遂はせ給ひしかども、素戔鳴尊の天上に參向ひて日神に請して罷なむと申し給へる
事、信に其所謂有るが上に、其神の天上に昇詣給は、日神の御計らひとして、彼天下之主者を定め御在し坐すに至
らむ事を御心に思ほし知らして許させ給へる、幽深なる神量の御在し坐して許させ給へりとなむ伺ひ奉られける、古
事記には然者請天照太御神將罷乃參上天と耳有りて此勅許の御事は無きを、唯此御紀の傳へぞ事實に合ひて
甚尊く有りける、(上なる相見の下に註せる事共を考合せて其髓を探り知るべし、)○諸勅許と云ふ字は中古より多く
用ふ字なるに依りて被用たるなり、通證に南史褚翔傳勅許焉と有る由書せり、)○楮此の許字は上に請曰に照應へて
被書たる者にて、神功皇后五年御紀に翼云々而請焉、皇太后則聽之と有ると同じ格なり、凡て佗より請ふ所を許容
て其擅に爲るを由流須と云ふ事古言なり、武烈天皇御紀歌に、瑜屢世登耶瀨古、萬葉四(三十四丁)に眞十鏡、磨
師情乎、縦手師、又(三十八丁)氣之緒爾、念師君乎、縦左思者、又(四十三丁)眞十鏡、磨師心乎、縦者、七
(十七丁)に勢能山爾、直向妹之山、事聽尾毛、打橋渡、八(五十三丁)に宮爾毛、縦賜有、今夜耳、將飲酒可
毛、九(二十二丁)に男神毛、許賜、女神毛、千羽日給而、十一(四十一丁)に人之將縦、言乎思將待、十二
(三十八丁)に思亂而、赦鶴鴨など有る何れも同じ、源氏桐壺卷にも「罷出なむと爲給ひても、暇更に許させ給はず」
と有り、凡て禁しめ制めたる事を緩べて、其心の縦に從はしむる事を聽許とは云ふなりけり、(萬葉十二に梓弓、

引見縱見、とも梓弓、引而不縱など、引と弛と竝べ云ふを思ふ可し、軍の圍みを解くを釋むと云ふは、應神天皇九年御紀に便執横刀、以毆^{ウチ}仆甘美内宿禰、遂欲^{ユル}殺矣、天皇勅之令^{ユル}釋と有る此に同じ、偕右の如く種々の字共を用ひたる中に、許は名義抄に由流須、又許登和流、又阿多布、又由豆流、又波加良布など訓み、縱をも聽をも赦をも釋をも共に同抄に由流須と訓めり、) 偕傳八に已に註せるが如く、古事記に故其伊邪那岐大神者坐^ミ淡海之多賀、也と見えれば、此御政は未だ淡路なる礮馭盧島の本宮に還らせ御在し坐さりし間の御事なる可し、此には其事を被^レ載すと雖も、次文に是後と界ひて、其より以下は淡路之洲にての御事耳なるを以て、諦に然通えてなむ有りける、若て此は素戔鳴尊の日神に觀奉らせ給はむ爲に、御父大神に申し請ひて其勅許を受け奉らせ給ふ事文に所見たるが如くなり、然れども猶深く此を思ふに、此國土に在りと有らゆる八百萬千萬神と雖も、縱^{ホシイテ}に高天原に昇詣る事は必ずしも出来まじき御定共の有りて、其は下に所見たる幽宮に長隱れ鎮り御在し伊邪諾大神の御聽許を承奉らずては成るまじき事、此の御事實の上を以て推量り奉らるゝ事なりかし、猶下に云ふを考合す可く、又傳十五に云へるが如く、此昇天の御事を勅許させ給へる御表には、羽明玉神をして八坂瓊之曲玉を令賜給へる御事の有るをも思合す可し、(全くは信られぬ書には有れども、東方朔が十州記に、方丈州在^ミ東海中心、西南東北岸正等云々、上專是群龍所聚有金玉瑠璃之宮、三天司命所治之處、群仙未^レ欲^ミ昇天者、皆往^ミ此州、受^ミ太上玄生籙云々と有るに少か思寄る事有るを以て云ふなり、猶下に次々云ふを待つべきなり、) ○乃は勅許を奉りて其間を置かずして直に乃の義なり、○昇詣之於天は八洲起元章第一、一書に、故還復上詣於天、具奏其狀と有り、此神の御事には寶鏡開始章第三、一書に屬

天扇國上詣于天と有り、然れども昇詣又は上詣を字の任に訓みたらむには、直に漢文訓に成りて此方の言語の狀に非ざれば、古事記に右の八洲起元章なるをも即共參上と有り、又此なるをも於是速須佐之男命云々乃參上天と有るに依りて、昇詣倒反して麻草能煩理坐伎と訓むべし、又其記(御天降段)に故建御雷神返參上云々、又(水垣宮段)に故大毘古命、更還參上請^ミ於天皇云々、如是平訖參上覆奏云々、又(玉垣宮段)に因^レ拜大神大御子物語故參上來云々、又(朝倉宮段)故已直參上而仕奉など有り、萬葉六(三十六丁)に參昇、八十氏人乃、手向草、恐乃坂爾など例多く、又源氏物語にも參上らせ給ふ云々と云ふ事多く有り、(同じ事ながら、上參來氏など云ふ時は此方の言語の格なれども、上參坐伎とは云ふべからざる、此差異を熟思ふ可し、詣は文選註に謁也と見え、參出の音便にて常に麻字豆と訓む字なれども、此は唯參の意に用ひたる者なり、) ○是後は口訣に素尊昇詣於天之後也と有る如し、偕此の是後より以下五十九字は、八洲起元章に互りて其結文なる事、已に卷首に云へるが如し、若て其素戔鳴尊に勅許せ給ふ較略は、淡海之多賀に御在し坐し、間の御政にして、是後と云ふより以下の事は、礮馭盧島の本宮に還り御在し坐せる其間の御事實と見る可し、彼記には淡海に在し、其宮處を被^レ記たれども、此幽宮の御事と、登天報命の御事と、甚々大切じき二件を脱せるを、御紀には其多賀宮に坐し、御事を記し漏らされたる耳こそ有けれ、右の二件共詳明に傳はりて、始終に通りて不足ぬ事無く、彷彿しき事無なむ、然すがに大御正史の徳になむ有りける、(猶右の淡海之多賀耳には非ず、二柱御祖神共に國々にて住み給へりし宮都と思しきも、彼此考得たるも有れども、其は傳八卷より次々事の因々に云へるを、凡ての大義に抱はらざるは御紀にも漏れたるを思ふ可し、) 偕是後と有る其云々の

事は素戔鳴尊の天上に參上坐し、よりは後にて、保食神の許に降坐し、よりは先なる事知らる、然れば其以前に天上にて天照太神と素戔鳴尊と天安河を中に隔て誓約の御事有り、其に因て其二柱の御誓の間に男御子は生坐せるを、天照太神の日足し給ひて天下を所知看す可き皇太子と定め奉らせ給へりし其時を以て、神功既畢とは宣はせたりけらし、然らずては皇祖天神の詔命の任に國土萬物は形の如く生成し給ひしかども、其國土を統御す可き大君主宰も御在し坐さざるに、國土を空虛にして神功既畢と詔ふ可き理無く、又長隠れ給ふ可き謂れ無きを思ふに、其御誓の事に就て、先に何不_レ生_二天下之主者_一敷と宣給へりし御事を竟し給へるに因りて、登天報命の御時には及ばせ給ひけむを思ふ可くなむ、（此は予が思寄る任に説を設けて云出づるには非ず、上章第十一、一書に亦御名月夜見尊と申して天より保食神の許に降坐し、時には、已に伊弉諾尊は國土に御在し坐さざる趣に聞えたるは、已く幽宮より日之少宮に參上り坐し故なり、又日神の磐戸隱の時にも、其事に少かも抱つらはせ給はざるは、日之少宮は天日ならぬ證共なるなど、其此深く遠く思慮りて云ふ言なるなり、）○神功の功は事にて其循し看す御業を申すなり、事とは八洲起元章第一、一書に、天神謂_二伊弉諾尊伊弉册尊_一曰、有_二豐葦原千五百秋瑞穂之地_一、宜_二汝往循_レ之、廼賜_二天瓊戈_一と有るを、古事記には其を巨細に分別けて、於是天神諸命以、詔伊弉那岐命伊弉那美命二柱神修_二理_一固_二成多陀用弊流之國_一、賜_二天沼矛_一而言依賜也と記されて、其修理固成の四を總括て此には循と約言へる、其由傳五卷に已に註せるが如し、偕右の言依賜也は其修理固成の御業を寄せ奉り給へるなれば、言は借字にて事なるが、其事即ち此に謂ゆる神功の功なる事申すも更也、其例は四神出生章に生_二日神_一云々授以_二天上之事_一と有るを、其第六、一書に可_二以治_二高天原_一也と有て、事と

治と相通し給へるを以て知るべき者なり、天孫降臨章第二、一書に所見たる顯露之事神事などの事も皆右と同例なるなり、斯れば許登は此與の義にて、物と與に相離れず身と與に相離れず、事と事と與共に相離るまじき謂の言なりけり、（傳十一卷に説ける事解之男神、又大事忍男神などの名義を考へ、大物主神を大物代主神と申す其對に事代主神御在し坐す由縁をも思ひ合さば、其思半に過ぎなむかし、）若て其事を業なりとしも云へるは、續紀第一詔に高天原事始而云々、此天津日嗣高御座之業止云々と有るは、高御座の御事は、高天原に始めし御業なりと聞く可き文にて、此御天降以來の古語なるなり、傳二に引けりし高橋氏文景行天皇の詔に、大倭國者以_二行事_一負_二名國也_一と有る行事は那須和邪と訓むべき所にて、事とは各自の職業を云へるなれば、此の神功亦其に引合せ見る可き所なり、然れば和邪は吾爲にて、其皇祖天神より賦命り奉る吾業はしも、人にも傳ふべからず吾も棄つべからずして、世の極み生の涯り爲しと成し盡す可き由の言なりけり、（名義抄に事字を許登と有るは本よりにて和邪とも訓み、常にも多く和邪とも用ひ、又重復ては事業なども云ふ語にて相近きを思ふ可し、）然れば此は皇祖天神の大御命以て二柱御祖神に事依し授け奉らせ給へりし御業を事訖させ給へるを申すなり、偕其始二神に依され奉り給へりし御事なるを、女神に已に黃泉に罷向坐し、素戔鳴尊は天下を所知看す御在し坐せば、中々に神功既畢と申す可き所には非ざるが如しと雖も、陰陽二神の下津國と上津國とに絶妻之誓を建て散去り御在し坐す御事はしも、必ず右の如くならでは天下國土の相有つまじき所由有る事にて、其亦二神の世と共に立て給ふ神功にし有りければ、何かは遺漏る事の有るべき、又此時はしも素戔鳴尊天に參上り御在し坐して、日神と相共に御誓の事を爲させ給ひて、天下國土を所知食す皇太子天忍穗耳尊

を相成し奉らせ給へる頃ほひなりしかば、先に何不_レ生_レ天下之主者歟と宣給へりし御言の信も立てりければ、御心の隈々残る所無く御心足ひに、此ぞ神功を既に畢へさせ給へる時と思ほし定て、楮幽宮は構らむと其御心掟は爲させ御在し坐しけるなむ、實に諸なる御事には有りける、(伊弉册尊の御事に於ては、古來諸家の云ふ所と、予が見る所とは日を同じうして論ふ可からざるの如き説有りて、已に傳八卷十卷十一卷に委しく説き置けるを今茲に合せ讀みて曉る可し、又此の時を指して彼珠瑞盟約の後なりと云ふことは、是後の傳に已に云へることなり、)○既畢は次に功既至矣徳亦大矣、と有るを對せ考へて其の趣を曉る可し、至り極まり盡し竟る由なり、口訣に神功既畢者、國土成定、諸神出現、萬物具建也と云へるは然る言なり、既畢の例、寶鏡開始章第三、一書にも今則奉_レ觀_レ已_レ訖_レと有り、古事記には既生_レ國竟更生_レ神とも有り、既_レ盡_レの義なる由傳十一卷に云へり、畢字名義抄に都伎奴とも都比爾とも袁波流とも許登基登久とも有り、其を袁閔と云ふは尾經にて、凡て物の終を尾と云へるを、猶其尾より行過し經たる義なる可し、萬葉五(三十一丁)に事了、還日者、十八(三十一丁)に許登乎波理、可敝利末可利天、二十(十九丁)に安里米具里、事之乎波良波など畢の例にて言は異なれども、三(五十九丁)に結而石、事者不果、四(四十一丁)に愛寸、事盡手四、長常思者、十六(十丁)に人子之、事藻不盡、十八(四十九丁)に伎美爾可多良武、已等都奇米也母など有る、果も盡も相近き語共なり、(然れば此にて神功を既に果し給ふとも、盡し給ふとも相換へて見て、其事の至り極まらせ給へる御事を伺ひ奉る可し、又此袁閔の委しき事は、また後に云ふ可し、)○靈運當遷は字に抱はらず、阿都志禮給布と訓來れるは、信に愛たき古語なるにて、次に徳亦大矣と有るに竝べて甚尊し、然るに雄略天皇二十三

年御紀に、遺疾彌留を夜末比志阿都志禮と訓み、其傍に四字を引合せて阿都延と云ふ訓を添へ、又顯宗天皇元年御紀に、羸弱をも亦阿都志禮と訓みたるを、釋の訓には夜都禮と有り、又持統天皇元年御紀に、篤癡を阿都延毘登と訓めるなどに依りて、此なるをも熱癡の義にして近頃説ける人共の有るは、甚々事に暗き故とは云ひながら、餘りなりける癡言なる者なり、同言には有れども、其意別なるをも得辨へ知らざる僻事なる者をや、(疾病に阿都志禮と云ふも篤所_レ知_レにて、誰が見ても危篤_レ見え知らるゝを云ふなり、阿都延は篤困_レの切れるなり、然るを通證に強に熱癡又熱困の義として、彼四神出生章第四、一書なる悶熱懊惱の所に引付けたるは大なる誤なり、源氏桐壺卷に甚阿都しく成行き)とも、年頃の阿都しさに馴れ給へれば)など有るも唯の病の篤き狀を云ひ、標零卷に頼もしけ無くのみ阿都伊給ふと有るも、唯病の篤き耳にして熱の義には非ざりける者をや、)故阿都志禮給布と云ふは徳亦大矣の大に當りて、阿都は續紀第一詔に貴_レ高_レ廣_レ厚_レと疊重な云へるが如く、伊弉册尊の太く厚く事竟へ盡極め給へる神功を申せるにて、次に徳と云へる是なり、志禮は所知にて、其神功を次々建てさせ給へば建てさせ給ふが任に、其御徳の著明く天地の内に充滿りて、其事依りし給へりし皇祖天神の御許にても、其神功の成整る事共を委曲に所知食して、其品階を進めさせ給ふにも有るべく、況て佗神などより何程か仰ぎ奉られたりけむ、其一事を以て申さば、古事記を見るに其成坐し、初には唯伊邪那岐神と有り、御身滌段には伊邪那岐大神と有り、其次には伊邪那岐大御神と有りて、其末に至ては打任せて唯大御神と耳申させ給へるなり、此即ち徳の大に成らせ御在し坐せるが故なり、此を以て阿都志禮給布とは申せるにて、千名の五百名に世に知られさせ御在し坐す事を、疾病の事に云ふを持込み説僻め奉りて可からむ

や、甚切^{アチ}息衝かし身毛も彌立てぞ所思るかし、(其上靈運當遷の字はしも疾病に係づらへる由無き字なりける者なるをや、然れば此なるは御徳の篤く所知れさせ御在し坐すを云ふなり、疾病に云ふは人に篤きを所知るなり、)靈運當遷に又側に神上理坐那牟登須と云ふ訓も有り、其は私記に此四字を加美安加利萬志奈牟止須と有るを取れるなり、次に登^レ天と有るに同じく、報命し給はむとて天に參上らせ御在し坐さむと爲るを云ふなり、此は伊弉諾大神幽宮を淡路國に構り給ひて、其大御靈を留めさせ給ひ、正身は天上に還上り御在し坐す御事なり、天孫降臨章海宮遊行章神皇承運章を始めて、紀中に崩^レ字を神上理坐須と訓めるは、此大神の御靈を留め顯身ながらにして神上り御在し坐しとは別にて、顯身は國土に留り坐して御靈の天上に神上らせ給ふ事にして、謂ゆる死を云ふなれども、其事がらの同じきが故に言も亦一なる者なり、然るは此天神の天降坐し、始は世人の生るゝが如く、又此に神上り坐すに至りては世人の死る終の如くして、死生の理を究盡す事此一段にて至れりと云ふべし、萬葉二(二十七丁)なる日並皇子尊殯宮之時歌に、天雲之、八重搔別而、神下座奉之、高照日之皇子波、と云ひて、皇御孫尊の天降坐し、始と、日並皇子尊の生坐し、事とを兼ねて云ひ、下に天皇之、敷坐國等、天原、石門乎開、神上、上座奴と云ひて、其崩御し御事を云ひ述べたるにて、右の此の古傳に本據て詠めりし者なり、(右の神上上座奴を一云神登座爾之可婆と有り、阿賀流を能煩流と云換へたる耳なり、偕此の靈運當遷は右に云へる如く崩御の事には非ざりけれど、其を移して死る事にも云ふは、彼鎮火祭詞に伊弉册尊の御事に、火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐氏云々と有るは、顯身ながら石隱れ御在し坐せるにて崩御し謂には非ざりけれども、後には死る事にも借用ひて石隱と云ふが如し、此を以て努々崩御などの御

事を思誤る事勿れ、死るに崩^{カクガム}と云ふ事は天孫降臨章に就て説くべし、纂疏に靈運當遷者年運遷替也と此れども、唯字に泥み給へる御説にて委しからず、通證に薛道衡老子碑、至道靈運、神功自然、後漢黃香傳、功滿當遷、列仙傳、尸解神遷と有るも字の出所を徵せる耳にて、更に此に由有るに非ず、)○幽宮は加久理能美夜と訓むべし、顯宗天皇二年御紀に彌野磨我俱利底、彌曳孺哥謨阿羅牟、推古天皇二十年御紀に訶旬理摩須、阿摩能椰蘇訶礙、萬葉五(十六丁)に波流佐禮婆、許奴禮我久利豆、十四(九丁)に宇麻具多能、禰呂爾可久里爲、十五(十二丁)に由布佐禮婆、久毛爲可久里奴など、古言に加久理と云ふ例なり、(幽は幽深の義なり、名義抄に幽を布加志、又波留加奈理、又富登理、又加須加奈利、又富能加奈理、又加久須、又許煩須、又登良布など訓めり、)偕二柱御祖神の高天原より天降り御在し著きて、始めて顯國に御立給ひて同宮に共住給へりしは、彼天柱國柱と見立て給へる八尋殿にて、即ち碓敷盧島是なり、黃泉國より還り御在し坐して、御身濼の爲に先づ栗門を指して幸坐せるを思ふに、女神の神避り御在したる後も、猶其宮を本宮として住み給へりし事知らる、古事記(神逐段)に故其伊弉那岐大神者坐^ニ淡海之多賀也と有れば、其頃は近海に在し、を、神功既畢させ給ひて、皇祖天神の御許に復命した神上り坐さむとして其本宮に還らせ給ひ、夫より天浮橋に乗らして出立し御在し坐さむと爲給ひて、殊更に其御靈を留めさせ給はむ幽宮は構らせ給へるにて、天下に神の御靈を鎮むる神社を構造る本緣此に在り、此宮乃神名式に淡路國津名郡淡路伊佐奈伎神社(名神大)と有る是にて、此文の如く大神の御自始めて構造らせ給へる宮都なる者なり、(然るを記傳七卷に、顯御身は終に天上なる日之少宮に留り坐して、淡路と多賀とは其御靈の鎮坐す御社なり)と云はれたるは允當れるを、其次に然

るを構_ニ幽宮_一と有るは後に彼天上の日之少宮に擬らへて、彼洲に御社を建てたるを如此は語傳へたるなり」と云はれたるは何の事ぞや、此文に大神の自構らせ給ふと有るを、曲けて後の事に取成すには及ぶまじき事なり、斯計の程を取違へる大人には非ざれども、此は御天降の事に結ぶ文なるを思ひ漏らされたるより出来れりし物損ひにてぞ有ぬべき、此幽宮を構らせ給へる類例猶有り、寶劔出現章第五一書に、然後素戔嗚尊居_ニ熊成峯_一而遂入_ニ於根國_一矣と有るが、其より以前に正書に遂到_ニ出雲之清地_一云々於_ニ彼處_一建_ニ宮_一と有る須賀宮はしも、其后神と相_ニ與_一遣_ニ合_一し給はむ料なるにて、二神の八尋殿に同じきを風土記に熊野大神と見え、神名式に意宇郡熊野坐神社(名神大)と有るを思ふに、其地の形勢の隈々しき謂などには有るべからず、其所に御靈を留めて隠坐し、所謂に依りて熊野とは云ふなる可し、久麻と許母理とは近き語なるに、寶鏡開始章に幽居_ニ字_一を許母理麻須と訓めるを合せて、熊野神社と申せるも、幽宮と申すに然しも異ならざるを思ふ可くなむ、(其は風土記飯石郡須佐郷の下に、故我御名者非_ニ著_一木石_一詔而即已命之御魂鎮置給之處と有るを以て、幽に入らせ給ふには必ず其御靈の鎮坐す社を自定め置せ給ふ上代の風なるを曉る可し、)又天孫降臨章第二一書に高皇產靈尊乃還_ニ遣_一二神_一、勅_ニ大己貴神_一曰云々、夫汝所_ニ治_一顯露之事宜_ニ是吾孫治_一之、汝則可_ニ以治_一神事、又汝應_ニ住_一天日隅宮者今當_ニ供造_一云々、於是大己貴神報曰云々、吾將_ニ自_一此避去、即躬披_ニ瑞之八坂瓊_一而長隱者矣と有る、大己貴神の顯身は、正書に今我當_ニ於百不足之八十隈將_一隱去_ニ矣_一と申し給へる如く、常世郷に隱坐す爲に其御靈を留給ふ宮處の事を、天神の勅許し給へる文にて、日隅は潜まり匿る_ニ由_一にて、天日隅宮と云ふも幽宮と云ふに彷彿たり、自構らせ給へるも它より造立て給へるも、幽世に入らせ御在し坐す其際に當りて、御靈を留給ふ

理に於ては少かも異なる事無くなむ有りける、(右の常世郷に隱坐すと云ふは、大倭神社注進狀に引ける御紀に依れり、其は海宮を云ふにも非ず、外國を云ふにも非ず、謂ゆる神仙の祕區にして八十隈是なり、委しくは其傳に就て説明らむ可くなむ、)右の如く伊弉諾大神の幽宮に始まりて素戔嗚尊の熊野宮は更なり、大己貴神の天日隅宮共に天上に在れ根國に在れ八十隈に在れ、顯國の神功既畢給ひて各其志し給ふ方を指して出坐さむと爲る時に、必ず其御靈を留めて、天下國土に其御恩賴を幸はへ給ふ可き御爲なり、此乃ち古の道なり、然れば顯身の世の人皆の行ふ所も、應に此道に依りて命の全けむ涯りは皇御孫尊の大御民なれば、其大御趣に従ひ奉り功を建て績を積みて徳を大きく成し、其餘慶を子孫の八十連屬に傳ふ可き基を定め置きて、年老い身衰ふれば得去らぬ道に赴く者にして、其魂は復命しに日之少宮に參上る事には有れども、其家の靈屋には其子孫を守護る靈を留め幸はふ心構を能く爲し置く可き事になむ有りける、但し此は吾輩の上の定めにくそ有りけれ、掛まくも甚も可畏き天神御子などの所狭き御上には、御一柱に一所の幽宮を構らせ給ふとも何計の御事かは御在し坐さむ、争で右の道を神習ひに習はせ御在し坐さむ御勢に立復らせ御在し坐さむ、大御世も欲得と胸甚服れてなむ、(中古より人臣にても勢有る家々にては、各其祖先の功在りし人々の爲に社を建て、世の覺を甚目ざましき迄に持齋き傳づく世中なるに、近頃風の風として天皇の御は泉涌寺と云ふに葬り奉り、般舟院と云ふにて佛様の御祭共を任奉られ乍も、其異しと爲ざる耳かは、又其勢も有り公の御爲に忠やかなりし臣等の爲には、皇子等をさへに僧法師の狀に婁_ニ給_一ひて其齋きには令成奉るなむ、時勢とは云ひながら餘りに倒しまなる御事なりける、其徒は常に漢好にて神は非禮を享けずと云ふに非ずや、然れば其齋かれ給ふ神は世に功有る